

令和8年3月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件(第1事件)

令和2年(ワ)第172号 損害賠償請求事件(第2事件)

令和2年(ワ)第197号 損害賠償請求事件(第3事件)

5 令和2年(ワ)第348号 損害賠償請求事件(第4事件)

令和2年(ワ)第509号 損害賠償請求事件(第5事件)

令和3年(ワ)第254号 損害賠償請求事件(第6事件)

令和3年(ワ)第263号 損害賠償請求事件(第7事件)

令和5年(ワ)第13号 損害賠償請求事件(第8事件)

10 口頭弁論終結日 令和7年12月24日

判 決

当事者の表示

別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

15

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 主位的請求

20

別紙2-1請求額一覧表(主位的請求)の「被告」欄記載の各被告は、同表の「原告」欄記載の各原告に対し、同表の「被告」欄に対応する「請求額」欄に記載された金員及び同金員に対する平成30年7月7日から支払済みまで年5分の割合による金員(ただし、被告が被告国及び被告西予市の2名である場合、被告西予市に対応する「請求額」欄に記載された金員及び同金員に対する前同日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告国及び被告西予市が連帯して。また、被告が被告国及び被告大洲市の2名である場合、被告大洲市に対応する「請求額」欄に記載された金員及び同金員に対する前同日から

25

支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告国及び被告大洲市が連帯して。)を支払え。

2 予備的請求

被告国は、別紙2-2請求額一覧表(予備的請求)の各「原告」欄記載の原告に対し、同表の「請求額」欄に記載された金員及び同金員に対する平成30年7月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

(以下における略語の定義・説明は、別紙3略語表のとおりである。)

1 事案の要旨

本件は、平成30年7月7日前後にかけて、「平成30年7月豪雨」と呼称される西日本を中心とした記録的な大雨(本件降雨)によって^{ひしかわ}肱川流域で発生した洪水被害を巡る紛争である。

主位的請求は、原告ら(本件洪水の被害者又はその相続人)が、被告国に対しては、肱川に設置された野村ダム・^{かのがわ}鹿野川ダム(両ダム)の操作に関する過失・瑕疵(後記争点1・2)、両ダムの操作規則に関する瑕疵(後記争点3)、堤防整備の過失・瑕疵(後記争点5)を主張して、国賠法1条1項又は2条1項に基づき(争点1、5は国賠法1条1項又は2条1項、争点2は国賠法1条1項、争点3は国賠法2条1項)、被告大洲市又は被告西予市に対しては、避難指示に関する過失・瑕疵(後記争点6・7)を主張して、国賠法1条1項又は2条1項に基づき、第1の1記載の損害賠償を求めるものである。

予備的請求は、原告らが、被告国に対し、両ダムの放流情報提供等に関する過失・瑕疵(後記争点4)を主張して、国賠法1条1項又は2条1項に基づき、第1の2記載の損害賠償を求めるものである。

2 前提事実(当事者間に争いのない事実並びに後掲各証拠〔証拠番号は枝番を含む。以下同じ。〕及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお、第2の2以下において、日付のみ記載のある場合は、平成30年を指す。)

(1) 肱川とその流域の概要等

ア 肱川について（弁論の全趣旨）

5 肱川は、愛媛県南予地方を流れる一級水系肱川水系に属する一級河川である。肱川のうち、河川法9条2項に基づき国土交通大臣が指定する区間（指定区間）については、愛媛県知事が河川の管理の一部を行い、それ以外
10 の区間（直轄管理区間）については、国土交通大臣のほか、河川法98条及び河川法施行令53条に基づき国土交通大臣からその権限の一部を委任された四国地方整備局長が、河川の管理を行っている。具体的には、四国地方整備局長は、本件降雨当時、肱川に設置された鹿野川ダムの管理に関する区間及び野村ダムの管理に関する区間について、両ダムを含む河川の管理を行っていた。

イ 肱川の流域の概要、地域特性（甲A11【75頁】、甲C6【9頁、12頁、13頁、16頁、17頁、20頁、21頁】、乙A1【1頁、3頁、15頁】、丁B17【9頁】）

15 肱川は、西予市の鳥坂峠^{とさか}に源を発し、途中、数多くの支川を合わせながら大洲市のある大洲盆地を貫流して、瀬戸内海（伊予灘）に注いでいる愛媛県内最大の河川である。その幹川流路延長は103km、流域面積は1210km²である。肱川は、その名称が示すように、中流部において「ひじ」のように大きく曲がっており、幹川流路延長の長さに対して、源流から河口までの直線距離はわずか1.8kmしかない。肱川は、流域の大部分
20 を山地が占め、野村盆地から大洲盆地までの区間や、大洲盆地から瀬戸内海に至るまでの区間には、狭いV字谷が形成されている。また、肱川は、流域面積の割には支川が多いこと（流域面積は全国55位に対して、支川数474河川は全国5位）も特徴の一つである。

25 治水の観点から見ると、肱川流域は、瀬戸内型気候と太平洋型気候の中間的な性質を示しており、梅雨期と台風期に降雨が多い上に、その流域は

手のひらのような地形になっており、中流部の大洲盆地に川が集まっていること（洪水が集中しやすい地形）、瀬戸内海に流れている四国の他の一級河川（土器川、重信川）に比べて、河床勾配が非常に緩いこと（洪水が流れにくい地形）、特に大洲盆地から下流の区間は山が両岸から迫り、河口に行くほど平野の広がりがないこと（洪水がはけにくい地形）という、洪水被害を受けやすい地形特性を有している。

なお、肱川流域の概要図は、別紙4 肱川流域地図（広域図）及び別紙5 詳細図①～⑤のとおりであり、上流域から順に、野村ダム、野村ダムの下流に位置し野村盆地に所在する野村地区（別紙5 詳細図①）、野村地区の下流に位置する鹿野川ダム、肱川の支川である小田川との合流地点、さらにその下流に位置する大川地区（同②）、菅田地区（同③）、さらに下流の大洲盆地に達すると、左岸に大洲地区（同④）、右岸に東大洲地区（同⑤）となる。また、東大洲地区の下流から分岐する肱川の支川である矢落川を少し上った地点に、新谷地区（同⑤）がある。

(2) 肱川における洪水被害の概要

ア 肱川における過去の洪水被害（乙A1【5頁】、2【4頁】、3、9、10）

肱川では、第二次世界大戦前から洪水を繰り返しており、本件洪水以前における戦後最大の流量を記録した洪水は、昭和20年9月洪水であり、流量（基準地点大洲。本項目につき同じ。）が約5000m³/sであった。

肱川では、その後、後記のとおり、ダム建設、堤防整備を含めた河川整備を進めていたものの、平成30年7月より前までに、合計19回の洪水が発生しており、例えば、平成7年7月洪水の流量が約2900m³/s、平成16年8月洪水の流量が約3200m³/s、平成17年9月洪水の流量が約3300m³/sであった。

なお、平成7年7月洪水において、野村ダムの洪水調節機能が十分活用

されなかったこと等から、平成8年、両ダムの操作規則等が改正され、本件洪水当時は、当該改正後の操作規則等が施行されていた（詳細は後記認定事実において認定する。）。

イ 本件洪水による被害（甲A11【5～7頁、25～31頁】、乙A3、
5 15、丙A3）

7月7日前後にかけて、肱川流域を含む西日本を中心に記録的な大雨が降り（本件降雨）、肱川では洪水が発生した（本件洪水）。その流量は、基準地点大洲で約4400m³/sであった（なお、この流量は昭和20年9月洪水より少ないものの、ダム氾濫戻し流量、すなわち、両ダムがなかった場合の基準地点大洲における推計流量は約6200m³/sであるとされ、本件洪水が昭和20年9月洪水を上回り戦後最大の流量であったとされる。）。

本件洪水の被害（当時の速報値）は、以下のとおりである。

野村地区では、死者5名、浸水面積約70ha、床上浸水約570戸、
15 床下浸水約80戸の被害が発生した。

また、大洲市内では、死者3名の被害が発生し、直轄管理区間の流域で家屋浸水2873棟（床上浸水2087棟、床下浸水786棟）の被害が発生したほか、直轄管理区間の全ての暫定堤防の箇所から越流が発生し、東大洲地区では、二線堤も越流して東大洲地区だけで浸水面積約440haの被害が発生した。さらに、大洲市内の指定区間の流域である鹿野川ダム直下の肱川地区から菅田地区にかけては、浸水面積約485ha、床上浸水約160戸、床下浸水約20戸の被害が発生した。

(3) ダムによる洪水調節等（乙A6、7、18、48～50、弁論の全趣旨）

ア ダム操作の概要等

25 (ア) ダム操作の概要

ダムの操作は、各ダムの操作規則等に基づいて行われるところ、ダム

にはダム管理用制御処理設備（ダムコン）が設置され、ダムの操作に必要なデータの収集整理や解析、諸計算の結果が自動的にダム操作室にある情報表示盤や端末装置の画面に表示されるようになっており、ダム操作は、これらに表示された数値を踏まえて行われている。

5 (イ) ダムの流入量、放流量等の算出について

ダムの放流量は、貯水位とゲート・バルブの開度によってこれを計測し、ダムの貯水量も、その時点における貯水位により、これを計測する。他方、ダム貯水池に対する流入量は、これを直接計測することはできず、各ダムの操作細則で定められた計算式に基づいて算出される。

10 イ 洪水調節の概要

洪水調節機能を有するダムは、洪水調節のために一時的に洪水流量を貯める容量（洪水調節容量）を空けておき、洪水発生時、その洪水の一部をダムに貯留させ、残りを放流することで洪水を調節する。

ウ 洪水調節の際にダム操作の基準となる主な水位等

15 (ア) 洪水貯留準備水位 洪水期における貯水池の最高水位であり、制限水位とも呼ばれる。

(イ) 洪水時最高（貯）水位 洪水時にダムによって一時的に貯留することとした流水の最高水位であり、サーチャージ水位とも呼ばれる。

20 (ウ) 予備放流水位 予備放流をすることによる洪水調節容量の下端の水位である。

(エ) 異常洪水時防災操作開始水位 異常洪水時防災操作（後記オ）を開始する水位である。

エ 事前放流と予備放流

25 事前放流と予備放流は、いずれも洪水が予想される場合にあらかじめダムから放流を行うことにより、洪水調節容量を確保するダムの操作である。事前放流は、洪水調節容量を上回る容量を、利水者の同意を得るなどして

治水目的のために確保することとなる点で、事前に確保する容量がそもそも洪水調節容量に含まれている予備放流とは異なる。

なお、本件洪水時、野村ダムにおいては事前放流が、鹿野川ダムにおいては予備放流及び事前放流が行われた（詳細は後記認定事実において認定する。）。

オ 異常洪水時防災操作

異常洪水時防災操作とは、操作規則等の本文で定めた「本則操作」による洪水調節を続けた場合に、貯水位が洪水時最高水位を超えることが予想される場合、操作規則等のただし書の規定により、貯水位に応じてゲート
10 を操作し、放流量を流入量に近づける操作をいう（ただし書き操作ともいう。）。

カ 肱川洪水予測システム（詳細は後記認定事実において認定する。）

肱川洪水予測システムは、肱川において適切なダム管理及び河川管理を行うことを目的として構築された予測システムである。肱川洪水予測システムには、6時間先までの予測を10分間隔で表示する「短期予測」と、
15 それ以降の予測を1時間間隔で表示する「長期予測」とが存在する。両ダムでは、短期予測及び長期予測のいずれについても、「平均雨量」「流入量」「放流量」「貯水位」の予測値を表示することができる。両ダムの操作は、肱川洪水予測システムの数値を始めとする、ダムの操作に必要な情報を踏まえて行われている。

(4) 野村ダムについて（本件降雨当時施行されていたR2改正前野村ダム操作規則の規定を適宜引用した。以下に関する限りR2改正後野村ダム操作規則との間で内容の変更はない。）

ア 野村ダムの構造、用途（甲A1、乙A6【3～9頁】）

野村ダムは、昭和57年に完成した西予市野村町野村に所在する重力式
25 コンクリートダムである。その堤高（ダムの高さ）は6.0m、堤頂長（ダ

ムの天端の長さ)は300m、堤体積(ダム堤体の体積)は25万4000m³、堤頂標高(ダムの天端の海拔からの標高)は173.0mである。野村ダムは、洪水調節機能を有するほか、愛媛県宇和島市、八幡浜市、西予市及び西宇和郡伊方町にかんがい用水を補給し、同地域に水道用水を供給することを用途とする(R2改正前野村ダム操作規則2条)、特ダム法の適用を受ける多目的ダムである。

イ 野村ダムの容量等(甲A1、乙A6【5頁、6頁】)

野村ダムの総貯水容量は、1600万m³であり、毎年6月16日から10月15日までの洪水期(R2改正前野村ダム操作規則4条1号。本件降雨もこの期間に入っていた。)には、このうち920万m³を利水容量、330万m³を堆砂容量(ダムに入ってくる土砂を貯める容量)、残りの350万m³を洪水調節容量とし(R2改正前野村ダム操作規則11条1項)、洪水貯留準備水位である標高166.2mまでを予備放流水位として(R2改正前野村ダム操作規則9条)洪水に備えている。野村ダムの洪水時最高水位は、標高170.2m(R2改正前野村ダム操作規則7条)、異常洪水時防災操作開始水位は、標高169.4m(R2改正前野村ダム操作規則17条柱書ただし書)である。

ウ 野村ダムの放流設備(甲B1【19頁】、乙A6【4枚目、7枚目】)

野村ダムには、洪水時の放流設備として、クレストゲート2門とコンジットゲート1門が備え付けられている。クレストゲートは、主として洪水時に洪水調節を行うためのゲートであり、最大で2250m³/sの放流能力を有している。コンジットゲートは、ダムの内部に設置しているゲートで、主に大きな洪水の初期段階や小さな洪水時に使用され、最大で250m³/sの放流能力を有している。クレストゲートは、標高157.9m地点にゲート敷高があり、コンジットゲートは、標高136.6m地点にゲート敷高がある。

エ 野村ダムの操作権限者

R 2改正前野村ダム操作規則上、野村ダムの操作は、野村ダム所長により行われることとされていた。

- 5 (5) 鹿野川ダムについて（本件降雨当時施行されていたR 2改正前鹿野川ダム操作規則の規定を適宜引用した。R 2改正後鹿野川ダム操作規則との変更点は適宜指摘した。）

ア 鹿野川ダムの構造、用途（甲A 2、乙A 7【2～5頁】、弁論の全趣旨）

10 鹿野川ダムは、昭和34年に完成した大洲市肱川町山鳥坂に所在する重力式コンクリートダムである。鹿野川ダムは、昭和35年に愛媛県に管理が移管されたものの、平成18年4月、愛媛県がダム使用权を放棄し、その管理が国土交通大臣に移管され、以後四国地方整備局長が管理を行っている。その堤高は61.0m、堤頂長は167.9m、堤体積は16万1000m³である。鹿野川ダムは、本件降雨当時、洪水調節及び水力発電による周辺地域への電力供給を用途としていた（R 2改正前鹿野川ダム操作規則2条。現在は、これらのほか、流水の正常な機能の維持をも用途として

15 いる。R 2改正後鹿野川ダム操作規則2条）。なお、鹿野川ダムは、少なくとも平成8年当時は、特ダム法の適用を受ける多目的ダムであったものの、本件降雨当時は、既に特ダム法の適用を受ける多目的ダムではなかった。

20 イ 鹿野川ダムの容量等（甲A 2、乙A 7【4頁】）

鹿野川ダムの総貯水容量は、4820万m³であり、毎年7月1日から9月30日までの間（本件降雨もこの期間に入っていた。）は、このうち1200万m³を堆砂容量とし、1650万m³を洪水調節容量とし（予備放流容量を含む。R 2改正前鹿野川ダム操作規則11条1項。R 2改正後鹿野川ダム操作規則では変更されている。）、上記期間は、洪水貯留準備水位（夏期制限水位）である標高84.0mまで貯水位を下げ（R 2改正前

25

鹿野川ダム操作規則 8 条 1 号。R 2 改正後鹿野川ダム操作規則では変更されている。)洪水に備えていた。なお、予備放流水位は、標高 81.0m であった (R 2 改正前鹿野川ダム操作規則 10 条。R 2 改正後鹿野川ダム操作規則では変更されている。)。鹿野川ダムの洪水時最高水位は、標高 89.0m (R 2 改正前鹿野川ダム操作規則 7 条)、異常洪水時防災操作開始水位は、標高 87.5m (R 2 改正前鹿野川ダム操作規則 16 条柱書ただし書) である。

ウ 鹿野川ダムの放流設備 (甲 A 1 1 【52 枚目】、甲 C 1 【12 頁】、乙 A 7 【5~8 頁】)

鹿野川ダムには、本件降雨当時、洪水時の放流設備として、クレストゲート 4 門が備え付けられていた。クレストゲートは、洪水調節を行う際に水を流すことのできるゲートであり、4 門で 5123 m³/s の放流能力を有している。クレストゲートは、標高 76.0m 地点にゲート敷高がある。

なお、本件洪水後である平成 31 年 3 月に、放流設備として、洪水吐呑口敷高を標高 53.0m 地点とするトンネル洪水吐が増設された。

エ 鹿野川ダムの操作権限者

R 2 改正前鹿野川ダム操作規則上、鹿野川ダムの操作は、山鳥坂ダム所長により行われることとされていた。

3 関係法令等の定め

別紙 6 関係法令等の定めのとおり

4 争点

(1) 両ダム所長らは、本件洪水当時、両ダムについて、大規模洪水に対応した放流操作を行うべきであったのにこれを怠り、また、四国地方整備局河川部長は、本件洪水当時、両ダム所長らに前記の放流操作を行わせるべきであったのにこれを怠ったか (争点 1)

(2) 両ダム所長らは、本件洪水当時、両ダムの放流に際し、下流に急激な水位

の変動が生じないようにすべきであったのにこれを怠り、また、四国地方整備局河川部長は、本件洪水当時、両ダム所長らに前記の放流操作を行わせるべきであったのにこれを怠ったか（争点2）

5 (3) 両ダムの令和2年改正前の操作規則には通常有すべき安全性を欠いた瑕疵があったか（争点3）

(4) 野村ダム所長は、放流情報の関係機関への通知をすべきであったのにこれを怠り、また、両ダム所長らは、放流情報の一般への周知のため必要な措置をとるべきであったのにこれを怠ったか（争点4）

10 (5) 愛媛県は、野村地区の堤防整備を行うべきであり、被告国は、かかる堤防整備を指導監督すべきであったのにこれを怠ったか（争点5）

(6) 被告西予市は、野村ダムの放流情報を住民に伝えるべきであったのにこれを怠り、また、正確な避難指示を住民に伝えるべきであったのにこれを怠ったか（争点6）

15 (7) 被告大洲市は、鹿野川ダムの放流情報を住民に伝えるべきであったのにこれを怠り、また、正確な避難指示を住民に伝えるべきであったのにこれを怠ったか（争点7）

(8) 損害及び因果関係（争点8）

5 争点に関する当事者の主張

20 (1) 争点1（両ダム所長らは、本件洪水当時、両ダムについて、大規模洪水に対応した放流操作を行うべきであったのにこれを怠り、また、四国地方整備局河川部長は、本件洪水当時、両ダム所長らに前記の放流操作を行わせるべきであったのにこれを怠ったか）について

【原告らの主張】

25 ア 両ダム所長らが、本件洪水当時、両ダムについて、大規模洪水に対応した放流操作を行うべきであったのにこれを怠ったこと

(ア) 両ダムでは、本件洪水当時、本件降雨のため、大規模洪水（両ダム各

5 下流域の堤防整備の状況に基づいて、野村ダムについては1000m³/s以上、鹿野川ダムについては2000m³/s以上の流入量が生ずる洪水をいうこととする。本争点における原告らの主張につき同じ。)が予想されていた。そして、両ダム所長らは、両ダムの令和2年改正前の操作規則の説明資料等から、両ダムの令和2年改正前の操作規則に基づく放流操作では、大規模洪水の際、両ダムの平成8年改正前の操作規則に基づく放流操作とは異なり、想定された最大流入量になる前に異常洪水時防災操作が開始され、肱川流域の住民の生命・財産を奪うおそれがあることを十分認識しており、肱川洪水予測システムの数値からもそのことを認識していた。

10 (イ) そのため、両ダム所長らは、事前放流の終了時点(野村ダムについては7月6日午後9時、鹿野川ダムについては7月6日午前2時)において、両ダムの令和2年改正前の操作規則どおりに放流をしたのでは、大規模洪水に十分に対応することができず、肱川流域の住民の生命・財産に多大な損害を与える一方、両ダムの平成8年改正前の操作規則のとおり運用すれば、これに対応することができるのであるから、四国地方整備局と協議して、令和2年改正前の操作規則によらず、あるいは、洪水調節のただし書き操作に関する操作規則(気象状況に対応するための操作を行う操作規則。R2改正前野村ダム操作規則22条1項3号、R2改正前鹿野川ダム操作規則21条1項3号)を柔軟に運用して、洪水の規模・状況に応じた放流操作を行うべきであった。具体的には、両ダムの平成8年改正前の操作規則のとおり、一定率一定量方式で放流操作を実施すべきであった。

20
25 (ウ) また、両ダム所長らは、令和2年改正前の操作規則では、事前放流終了後(すなわち、両ダムへの洪水調節開始流量を超えた時点)からの放流量が少ないため、流入量の多くがダムに貯留され、事前放流の効果が

失われることを認識しており、再度の事前放流を実施すべきであった。そして、被告国は、再度の事前放流の際の放流量について、実施要領等で定められた事前放流の放流量を超えることはできない旨主張するものの、それらに限定されるべきものではなかった。具体的には、野村ダムについては、野村地区に1000 m³/sの放流量に対応できる堤防整備が行われていたこと、H8改正前野村ダム操作規則が500 m³/sまでは流水を貯留せずに放流するように定めていたことからすると、800 m³/sくらいの放流量で再度の事前放流を行うべきであった。また、鹿野川ダムについても、600 m³/sを超えれば、菅田地区等堤防未整備地区において田畑の浸水被害が生ずることになるとはいえ、大規模洪水の場合には、それらの浸水被害より、大洲市の市街地（大洲地区や東大洲地区）の浸水被害を避けることを優先すべきであり、600 m³/sを超えた再度の事前放流を行うべきであった。

(エ) それにもかかわらず、両ダム所長らは、これを怠り、漫然と両ダムの令和2年改正前の操作規則に基づく洪水調節の本則操作を行い、これにより両ダムにおいて異常洪水時防災操作が不可避となり、肱川流域において本件洪水による被害が発生した。したがって、両ダム所長らの前記放流操作については、国賠法1条1項の過失による違法行為又は国賠法2条1項の管理の瑕疵がある。

(オ) なお、被告国は、両ダム所長らが操作規則に基づく操作しかできない旨主張する。しかしながら、操作規則によって対応できない事態においては、それに対応するために操作規則を臨機応変に運用し、洪水による災害の発生を防止する必要がある、令和2年改正前の操作規則には前記の問題があったのであるから、なおさらその必要があるのであって、両ダム所長らには、そのような運用をする裁量権が認められる。

イ 四国地方整備局河川部長が、本件洪水当時、両ダム所長らに前記の放流

操作を行わせるべきであったのにこれを怠ったこと

(ア) 四国地方整備局河川部長は、前記アで述べた事情によれば、本件洪水当時、肱川流域では大規模洪水が予想されており、両ダムの令和2年改正前の操作規則に基づく放流操作では、大規模洪水の際、両ダムの平成8年改正前の操作規則に基づく放流操作とは異なり、想定された最大流入量になる前に異常洪水時防災操作が開始されて、肱川流域の住民の生命・財産を奪うおそれがあることを十分認識していた。特に、四国地方整備局河川部長は、野村ダム所長から7月6日午後2時、山鳥坂ダム所長から7月7日午前2時30分、異常洪水時防災操作の申請を受け、このままでは異常洪水時防災操作が開始されることを認識したのであるから、各時点において、両ダム所長らに対し、令和2年改正前の操作規則に基づく放流を行うのではなく、洪水の規模・状況に応じた放流操作を行うよう指示すべきであった。

(イ) しかしながら、四国地方整備局河川部長は、これを怠り、漫然と両ダム所長らに操作規則どおりの放流を行わせたため、これにより両ダムにおいて異常洪水時防災操作が不可避となり、肱川流域において本件洪水による被害が発生した。したがって、四国地方整備局河川部長の前記不作為については、国賠法1条1項の過失による違法行為又は国賠法2条1項の管理の瑕疵がある。

【被告国の主張】

ア 両ダム所長らが、本件洪水当時、両ダムについて、原告ら主張に係るダム操作をすべき義務を負っていたとはいえないこと

(ア) 両ダム所長らが、操作規則を逸脱したダム操作をすべき義務を負わないこと

a 河川法14条及び特ダム法31条が、国土交通大臣に対し、政令で定めるところによりダムの操作規則を定める義務を課すのみならず、

その制定・変更に当たり関係行政機関の長と協議し、関係都道府県知事等の意見を聴く義務などの手続についても法定していること、許可
5 工作物であるダムについては操作規程に従ってダムを操作しなければならず（河川法47条3項）、これに違反した者に対して刑罰を科すものとしていること（河川法105条3号）からすれば、河川法及び特ダム法は、ダム所長に対し、操作規則と異なる内容のダム操作を行う職務上の法的義務を課すことをもとより予定しておらず、むしろ、河川法は、ダム所長に対し、定められた操作規則に従い操作を行うことを義務付けている。

10 b また、現在においてもなお、気象予測の精度には、一般に、実際の降水量と予測値との間におおむね半分から2倍までの誤差があり、短時間でさえ時間雨量に係る予測値と実績に大きな乖離が生じかねないものである。実際に、本件降雨時の最大流入量の予想値や雨量の予測は、時点によって大幅に変動しており、実績値とも大きく乖離していた。このことからすれば、予測値に応じて操作規則を逸脱したダム操作を行うことは、無用の洪水被害を生じさせかねず、実質的にも不相当であるというべきである。

15 c 他方、両ダムの令和2年改正前の操作規則の策定経緯からも明らかなどおり、一般に、操作規則に定めるダムの洪水調節方法は、個々の洪水についての気象予測の精度に限界があるという技術的制約の下、
20 過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、下流河川の整備状況や現況流下能力等を含む流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件等、諸般の事情を総合的に考慮した上で、可能な限り下流域の住民の生命、身体及び
25 財産に対する被害を防止又は軽減することができる方法を検討し、さらには関係機関の同意等の所要の手続を経て策定されているものであ

る。このように、ダム の 操作規則に定められた洪水調節方法は、流域の特性を十分に踏まえ、専門的、技術的な判断に基づいて策定されるものであり、かつ、関係県知事等の意見も反映したものであることからすれば、気象予測の精度に依然として限界がある現段階においては、操作規則に定められた洪水調節方法を遵守することが適切なダム操作であるといえるし、河川管理施設の一つとして、河川の流水によって生じる公害を除却し、又は軽減するという効用が期待されるダム（河川法3条2項）について、法が要求する操作方法であるというべきである。

d- 以上によれば、両ダム所長らは、気象情報や肱川洪水予測システムによる予測結果を根拠として、原告らが主張するダム操作を行うべき職務上の法的義務を負うとはいえず、その点について管理の瑕疵があるともいえない。

(イ) 両ダム所長らが、本件洪水当時、両ダムについて、原告ら主張に係るダム操作をすべき義務を負っていたとはいえないこと

a 原告らの主張する「大規模洪水に対応した操作」の具体的内容である「再度の事前放流」及び基本計画で定められた許容放流量に至るまでの放流量の増加について検討する。この点、野村ダムにおいては、7月6日午後10時には、流入量が洪水調節開始流量（ $300\text{ m}^3/\text{s}$ ）を上回ったことから洪水調節に移行しており、その後も、同月7日午前2時5分に流入量が $322.35\text{ m}^3/\text{s}$ に達して以降、同日午前2時30分には $344.19\text{ m}^3/\text{s}$ 、同日午前3時には $387.20\text{ m}^3/\text{s}$ に達するなど流入量は増加しつつあった。また、鹿野川ダムにおいても、同日午前2時30分時点には、流入量が洪水調節開始流量（ $600\text{ m}^3/\text{s}$ ）を上回る $601.91\text{ m}^3/\text{s}$ に達しており、その後も、同日午前2時56分には $652.24\text{ m}^3/\text{s}$ 、同日午前4時31

分には941.71 m³/sに達するなど流入量は増加しつつあった。
このような状況下において、事前放流で確保した洪水調節に利用可能な容量（野村ダムでは250万m³、鹿野川ダムでは580万m³）を再び確保するために、原告らの主張する「再度の事前放流」を行うとすれば、ダムの貯水位を低下させるために、前記の流入量を上回る放流をしなければならない。

b しかしながら、堤防未整備地区であり東大洲地区に次ぐ氾濫面積を有する菅田地区について、家屋の浸水被害を生じさせない無害流量に対応する両ダムの各ダム地点の流量は、野村ダム地点において、流域面積比では310 m³/s、ピーク流量比では全洪水平平均が380 m³/s、小田川型洪水（既往実績洪水のうち、肱川の支川である小田川流域の雨量が多かったもの）平均が340 m³/sであり、鹿野川ダム地点において、流域面積比では850 m³/s、ピーク流量比では全洪水平平均が930 m³/s、小田川型洪水平平均が660 m³/sとされているから、原告らのいう「再度の事前放流」、さらには基本計画に定められた許容放流量に至るまでの放流量の増加を行うことは、両ダムへの流入量が洪水調節開始流量に達したにもかかわらず、操作規則に違反した過大かつダムへの流入量をも上回る放流を行い、ひいては菅田地区の家屋浸水被害を必然的に発生させることにほかならない。そして、このようなダム操作を行った場合において、気象予測において予測された降水量に至らず、操作規則に定められた操作を行っていれば浸水被害は生じなかったということとなれば、そのような操作が社会的に理解を得られるとは考え難い。

c このように、原告らの主張は、本件降雨の降雨状況が事後的・客観的に明らかとなった現時点における結果論というほかなく、本件降雨の見通しが明らかでなかった当時の状況において、原告らのいう「再

度の事前放流」及び基本計画に定められた許容放流量に至るまでの放流量の増加を行うべきであったということはできず、その点に管理の瑕疵があるともいえない。

5 イ 四国地方整備局河川部長が、本件洪水当時、両ダム所長らに前記放流操作を指示すべき義務を負っていたともいえないこと

前記アで述べたところを踏まえると、四国地方整備局河川部長が、本件洪水当時、両ダム所長らに原告ら主張に係る前記放流操作を両ダム所長らに指示すべき職務上の法的義務を負っていたともいえず、その点に管理の瑕疵があるともいえない。

10 (2) 争点2 (両ダム所長らは、本件洪水当時、両ダムの放流に際し、下流に急激な水位の変動が生じないようにすべきであったのにこれを怠り、また、四国地方整備局河川部長は、本件洪水当時、両ダム所長らに前記の放流操作を行わせるべきであったのにこれを怠ったか) について

【原告らの主張】

15 ア 両ダム所長らは、本件洪水当時、両ダムの放流に際し、下流に急激な水位の変動が生じないようにすべきであったのにこれを怠ったこと

(ア) 両ダムの令和2年改正前の操作規則は、放流の大原則として、急激な放流量の増加を禁止している (R2改正前野村ダム操作規則23条、R2改正前鹿野川ダム操作規則22条)。これは、その規定の実質的内容に照らす限り、努力義務ではなく、法的義務であるといえる。したがって、両ダム所長らは、本件洪水当時、両ダムについて、急激な放流量の増加を避けるダム操作を行わなければならなかった。

20 (イ) この点、野村ダム所長は、肱川洪水予測システムが7月7日午前4時20分に、野村ダムが同日午前6時30分から異常洪水時防災操作に入り、流入量と同量の放流をすることになることを示し、このことを認識したものであるから、野村ダムからの急激な放流量の増加を避けるため、

25

同日午前4時20分から、放流量を10分当たり $39\text{ m}^3/\text{s}$ （R2改正前野村ダム操作細則9条）ずつ増やす操作をすべきであった。

5 (ウ) また、山鳥坂ダム所長は、野村ダム所長と同様に、肱川洪水予測システムが7月7日午前5時40分に、鹿野川ダムが同日午前7時40分から異常洪水時防災操作に入り、流入量と同量の放流をすることになることを示し、このことを認識したのであるから、鹿野川ダムからの急激な放流量の増加を避けるため、同日午前5時40分から、放流量を15分
10 当たり $100\text{ m}^3/\text{s}$ （R2改正前鹿野川ダム操作細則9条）ずつ増やす操作をすべきであった。

15 (エ) それにもかかわらず、両ダム所長らは、これらの操作を行わなかった。その結果、野村ダムについては、7月7日午前6時10分から午前6時40分までの30分間の放流が、 $368.83\text{ m}^3/\text{s}$ 、 $439.27\text{ m}^3/\text{s}$ 、 $902.03\text{ m}^3/\text{s}$ 、 $1408.73\text{ m}^3/\text{s}$ となっており、午前6時20分から午前6時40分までは許容量の10倍以上の増加となった。また、鹿野川ダムについては、7月7日午前7時40分から午前8
20 時20分までの40分間の放流が、 $1076.98\text{ m}^3/\text{s}$ 、 $1670.66\text{ m}^3/\text{s}$ 、 $2485.89\text{ m}^3/\text{s}$ 、 $3313.15\text{ m}^3/\text{s}$ となっており、許容量の10倍以上の増加となった。これらは、前記の操作細則及びそのただし書における「流入量と時間的な増量と等しい水量を限度」とすべき放流量の増加率を大きく上回った。

25 (オ) なお、両ダムの急激な放流量の増加を避けるためには、両ダム所長らが、両ダムの令和2年改正前の操作規則における洪水調節規定とは異なる操作をする必要がある。しかしながら、両ダムの操作規則が放流の原則として急激な放流量の増加を禁じていることや、急激な放流の増加がもたらす危険性を考慮すると、急激な放流量の増加を禁じる規定が一律優先的に適用されると解すべきか、少なくとも状況に応じて洪水調節規

定よりも優先的に適用される場面があると解すべきである。

(カ) したがって、両ダム所長らの前記放流操作については、国賠法1条1項の過失による違法行為がある。

イ 四国地方整備局河川部長は、本件洪水当時、両ダム所長らに前記放流操作を行わせるべきであったのにこれを怠ったこと

前記アで述べたところを踏まえると、四国地方整備局河川部長は、本件洪水当時、両ダム所長らに前記放流操作を行わせるべきであったのにこれを怠った。したがって、四国地方整備局河川部長の前記不作為については、国賠法1条1項の過失による違法行為がある。

【被告国の主張】

ア 両ダム所長らは、本件洪水当時、両ダムの放流に際し、下流に急激な水位の変動が生じないようにすべき義務を負わないこと

(ア) そもそも、原告らの主張する急激な放流量増加を避ける両ダムの操作規則ないし操作細則の規定は、努力規定であり、両ダム所長らに法的義務を負わせるものではない。その上、ダムから放流を行う場合の10分間の放流量の増加の限度を定めたR2改正前野村ダム操作細則9条1項は、ダム所長がR2改正前野村ダム操作規則17条柱書本文の規定によって水位が標高169.4m未満の場合に洪水調整を行うときの規定であり、また、同様に放流量の増加の限度を定めたR2改正前鹿野川ダム操作細則9条3項は、ダムによって貯留された流水が洪水時最高水位を超えると予想される場合においては、放流量の増加量について規定した前2項の規定によらないことを明記しているから、両ダムで実施された異常洪水時防災操作に、両ダムの操作細則に基づく放流量の増加の限度に関する規定は適用されないというべきである。実質的にみても、異常洪水時防災操作の実施中は、流入量が急激に増加すれば放流量も同様に増加する関係にあり、このような場合に放流量の増加の限度に関する規

定を適用することや河川の急激な水位の変動を避けることは不可能である。

5 (イ) これを本件についてみると、野村ダムでは7月7日午前6時20分から、鹿野川ダムでは同日午前7時35分頃からそれぞれ異常洪水時防災操作が開始されているから、これ以降は急激な水位の変動が生じないように努めるものとする旨を定めたR2改正前野村ダム操作規則23条、R2改正前野村ダム操作細則9条、R2改正前鹿野川ダム操作規則22条及びR2改正前鹿野川ダム操作細則9条について、放流量の増加の限度に関する規定は適用されないというべきである。

10 (ウ) また、原告らは、両ダムの令和2年改正前の操作規則における洪水調節規定よりも放流量の増加の限度に関する規定を優先して適用して、前記の両ダムにおける洪水調節の規定に定められていた操作とは異なる操作をすべきであった旨主張する。しかしながら、両ダム所長らが、令和
15 2年改正前の操作規則とは異なる放流操作を行うべき職務上の義務を負っていたとはいえないことは、前記争点1の被告国の主張で述べたとおりである。

(エ) したがって、両ダム所長らが、本件洪水当時、両ダムの放流に際し、
下流に急激な水位の変動が生じないようにすべき職務上の法的義務を負っていたということはできない。

20 イ 四国地方整備局河川部長は、本件洪水当時、両ダム所長らに前記放流操作を行わせるべき義務を負わないこと

前記アで述べたところを踏まえると、四国地方整備局河川部長は、本件洪水当時、両ダム所長らに前記放流操作を行わせるべき職務上の義務を負っていたとはいえない。

25 (3) 争点3 (両ダムの令和2年改正前の操作規則には通常有すべき安全性を欠いた瑕疵があったか) について

【原告らの主張】

ア 両ダムの令和2年改正前の操作規則が通常有すべき安全性を有していなかったこと

5 (ア) ダムの操作規則は、ダム建設時に予想される洪水に対処することのできる内容であって初めて通常有すべき安全性を有するものといえる。すなわち、野村ダムの建設計画では、 $1300\text{ m}^3/\text{s}$ の最大流入量を想定し、うち $300\text{ m}^3/\text{s}$ を野村ダムに貯留し、残り $1000\text{ m}^3/\text{s}$ を放流する計画であり、この放流量を前提に下流の堤防整備を行っていた。また、鹿野川ダムの建設計画では、 $2750\text{ m}^3/\text{s}$ の最大流入量を想定し、
10 うち $1250\text{ m}^3/\text{s}$ を鹿野川ダムに貯留し、残り $1500\text{ m}^3/\text{s}$ を放流する計画であり、この放流量を前提に下流の堤防整備を行っていた。そうすると、両ダム建設時に予想される洪水とは、両ダムへの流入量が両ダムの建設計画で計画された放流量を上回る場合（これは大規模洪水と言われる流量とほぼ同じである。）を指し、両ダムの操作規則は、両ダムに流入する流水が最大になる時点で流水の一部を貯留して、放流量を
15 計画範囲の流量に制限することのできる操作が可能となる内容であって初めて通常有すべき安全性を有するものといえる。

(イ) しかしながら、以下のとおり、両ダムの令和2年改正前の操作規則は、
20 両ダムの流入量が両ダムの建設計画で計画された放流量を上回る場合であった本件降雨に際し、両ダムに流入する流水が最大になる時点で流水の一部を貯留して、放流量を計画範囲の流量に制限することができなかった。したがって、両ダムの令和2年改正前の操作規則には通常有すべき安全性を欠いた瑕疵があった。

(ウ) なお、被告国は、ダムの操作規則の瑕疵について、大東判決、安曇川判決の射程が及ぶ旨主張する。しかしながら、原告らが本件で主張する
25 ダムの操作規則の瑕疵は、ダムの規模の改造等を前提としないものであ

り、大東判決、安曇川判決の射程外である。

イ 両ダムの令和2年改正前の操作規則が一定率一定量の放流方式を採用せず、一定量放流方式を採用し、かつ、その放流量も少なかったこと

(ア) 両ダムの令和2年改正前の操作規則は、一定率一定量方式ではなく、
一定量放流方式を採用していた。すなわち、R2改正前野村ダム操作規則は、流入量が $300\text{ m}^3/\text{s}$ を超えると、水位が標高 167.9 m に達するまでは $300\text{ m}^3/\text{s}$ しか放流せず、水位が標高 167.9 m を超えても、異常洪水時防災操作開始水位まで $400\text{ m}^3/\text{s}$ しか放流しないこととしていた（R2改正前野村ダム操作規則17条）。また、R2改正前鹿野川ダム操作規則は、流入量が $600\text{ m}^3/\text{s}$ を超えると、水位が標高 84 m に達するまでは $600\text{ m}^3/\text{s}$ しか放流せず、水位が標高 84 m を超えても、異常洪水時防災操作開始水位まで $850\text{ m}^3/\text{s}$ しか放流しないこととしていた（R2改正前鹿野川ダム操作規則16条）。

(イ) しかしながら、両ダムの令和2年改正前の操作規則が、一定率一定量方式を採用せず、一定量放流方式を採用したことで、両ダムは、放流量を計画範囲の流量に制限することができなくなったから、その規定は不合理である。すなわち、一定率一定量方式は、国土交通省河川局が平成13年に示した操作規則の参考例（甲A17）でも原則形態として記載され、全国の多くのダムでも同旨の規定が置かれており、両ダムの平成8年改正前の操作規則にも採用されており、放流量を計画範囲の流量に制限するために合理的な方法であった。他方、一定量放流方式は、ダムへの流入量が増えて最大流入量に近づく段階において、その間の放流量が一定率一定量方式に比して少なくなるため、治水容量を早く使い切って、流水を貯留することができなくなり、大規模洪水の場合、最大流入量から放流量を減少させられず、異常洪水時防災操作に移行することになる。なお、両ダムの平成8年改正前の操作規則は、一定率一定量方式

を採用していたところ、これらによれば、両ダムは、放流量を計画範囲の流量に制限することができた。

この点、被告国は、両ダムの令和2年改正前の操作規則について、平成7年7月洪水後、流域住民の要望を踏まえ、中小規模洪水に対応するため、平成8年に変更された旨主張する。しかしながら、流域住民からそのような要望は出されていなかった上、両ダムの令和2年改正前の操作規則によれば大規模洪水に対応できず、規則改正が対象とする被害規模の意味合いの違いや（5年に1回の洪水被害と40年に1回の洪水被害の意味合いの違い）、それらの場合の被害額等についても十分な説明がされていなかったから、平成8年の操作規則の変更について合理性はない。また、被告国は、両ダムの令和2年改正前の操作規則が、大規模洪水にも対応することができる旨主張する。しかしながら、本件報告書（乙A66）によれば、両ダムの令和2年改正前の操作規則について、大規模洪水の場合には治水効果に問題があることが暗に指摘されていた。

(ウ) さらに、両ダムの令和2年改正前の操作規則は、一定量放流方式における放流量を前記のとおり少なくしたことで（野村ダムについて300 m^3/s 又は400 m^3/s 、鹿野川ダムについて600 m^3/s 又は850 m^3/s ）、両ダムは、放流量を計画範囲の流量に制限することができなくなったから、その規定は不合理である。この点、被告国は、無堤地区である菅田地区の浸水被害を防ぐため、前記の放流量とした旨主張する。しかしながら、鹿野川ダムについて600 m^3/s の放流をしたとしても、菅田地区の田畑が浸水被害を受けるにすぎず、地区内の家屋は浸水被害を受けないから、そのメリットは小さいのに対し、前記の放流量にしたことによって最大流入量から放流量を減少させることができず、人命を失うことになるから、そのデメリットは大きい。しかも、被告国は、一定量放流方式においても浸水時間を遅らせたメリットがある旨主張する

ところ、本件洪水の場合、既に数日前から気象庁が異例の記者会見をするほど大規模洪水の可能性が非常に高いことが周知されており、放流開始を40分程度遅らせたとしても、それ自体に大きな意味はなかった。

ウ 両ダムの令和2年改正前の操作規則が気象状況に対応するための操作を行い難い内容であったこと

(ア) 両ダムの令和2年改正前の操作規則は、水位が治水容量の8割以上に達した場合（野村ダムについては水位が標高169.4m以上にある場合。R2改正前野村ダム操作規則17条。鹿野川ダムについては水位が標高87.5m以上にある場合。R2改正前鹿野川ダム操作規則16条。いずれも両ダムの異常洪水時防災操作開始水位と同一である。）で、気象・水象その他の状況により特に必要があると認める場合、操作規則の定めによらない操作を行うことができるとしていた。

(イ) しかしながら、両ダムの令和2年改正前の操作規則が、気象状況に対応するための操作を行うことのできる水位を治水容量の8割以上と定めたことは、不合理である。すなわち、前記の規定によれば、定められた水位以上にならなければ、気象・水象がどのように変化しても対応することができないように読める上（かかる解釈が不合理であることは争点2において述べたとおりである。）、治水容量の8割以上の段階では、その後どのような方策を講じても、両ダムの洪水調節機能を十分活用する余地がなくなり、最大流入量から放流量を減少させることができない。現に、平成8年改正前鹿野川ダム操作規則及び国土交通省河川局が平成13年に示した操作規則の参考例（甲A17）では、水位の制限は定められていなかった上、本件洪水後に改正された令和2年改正後の操作規則では、水位の制限が削除されている（R2改正後野村ダム操作規則17条。R2改正後鹿野川ダム操作規則16条）。

エ 事前放流に関する規定が不十分であったこと等

国土交通省は、平成16年12月10日、豪雨災害対策緊急アクションプランを取りまとめ、緊急的に対応する具体的施策の一つとして、「降雨予測技術を活用した事前放流などダム機能をより有効に活用できるよう操作ルールを変更（本年度から分析開始。結果に基づき、随時実施）」とした。そして、国土交通省は、平成17年3月30日、各地方整備局長宛てに「国土交通省所管ダムにおける事前放流の実施について」との表題で「貴所管ダムについて速やかに事前放流等を検討し、その結果に基づき、随時実施されたい。」との通達を發した。上記の通達を受け、鹿野川ダムは、事前放流の実施要領を作成したが、野村ダムは、これを作成しなかった。

さらに、平成8年以降、気候変動による大規模災害が世界的に増加していることは周知の事実であり、気候変動により、低気圧が停滞して、雨量が多くなっていることによって、大規模洪水の頻度が増えていた。このような変化を受けて、国土交通省は、平成13年、社会資本整備審議会に河川分科会を設置し、ダム操作や雨量予測などについて数多くの提言（答申）をまとめており、被告国は、遅くとも平成13年以降、気候変動による大規模洪水によって被害が発生し得る頻度が増えていることを認識しており、操作規則を早期に変更することを求めていた。しかも、国土交通省河川局は、平成16年8月洪水を受けて、前記の豪雨災害対策緊急アクションプランにおいて、国土交通省所管ダムの事前放流の検討を始めとする必要な措置を講ずることを求め、平成17年には、前記の通達で事前放流等の検討・実施を指示していた。そのため、事前放流に限らず、両ダムの令和2年改正前の操作規則を見直すべきであった。

【被告国の主張】

ア 両ダムの令和2年改正前の操作規則が河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を備えていたこと

(ア) 治水ダムや多目的ダムは、洪水調節を目的とし、河川と機能的に一体となつて河川の安全性を確保する治水事業の一環として設置、管理される営造物である上、法的にみても、河川管理施設として河川法上の「河川」に含まれるものである(河川法3条1項、2項)。それゆえ、その操作方法について定める操作規則の策定、変更は、まさに河川管理の一内容としての性質を有するものにほかならず、したがって、両ダムの操作規則に係る瑕疵の有無は、河川管理の瑕疵の有無の問題として把握するのが相当である。

また、治水ダム又は多目的ダムが、将来の防御目標として設定していた規模の降雨に対し、洪水調節をすることによって目標どおりに下流域の洪水を防ぐことができるようにするためには、当該ダムについて必要な洪水調節容量及び放流能力が備わっているのみならず、ダムの下流域においても、河道整備の目標が達成され、ダムからの放流水を安全に流下させるだけの流下能力、治水安全度を有している状態にあることが併せて必要になる。ところが、平成7年当時の肱川においては、指定区間の菅田地区等並びに直轄管理区間の大洲市及び長浜町において堤防未整備の箇所があり、上下流間の治水安全度が均衡していない上、全体としての治水安全度が1/3年確率、すなわち3年に1度程度発生する規模の降雨により被害発生が見込まれる状態以下であるなど、河道の治水安全度が大幅に不足しているという状況にあった。さらに、降雨についての正確な予測は困難であり、洪水調整のためのダム操作についてはこの点で大きな技術的制約があった。このように、両ダムの平成8年の操作規則の改正は、当時の肱川流域において財政的、社会的、技術的制約といった諸制約によって堤防が未整備の地区が存在するなど河道整備の途上にあり、かつ、河道整備と同様に山鳥坂ダムの整備についても完成までには時間を要する状況にあったために、その当時のダムの洪水調節容

量及び放流能力の範囲内で洪水調節を行うに当たって、計画洪水以下の規模の洪水であっても洪水規模によってはある程度の被害が生じることは避けられない状況下で行われたものである。

5 かかる状況を前提に、下流域の洪水被害をできるだけ軽減することを目指して、既設ダムが有する洪水調節容量及び放流能力を十分に活用することができるようにするための新たな操作規則を策定するに当たっては、いかなる規模の洪水に対する洪水調節を重視するか、いかなる地域におけるどのような被害発生防止を重視するか等の様々な点において、
10 河川管理者によるその河川の特性、河川全流域の自然的・社会的条件等あらゆる観点からの総合的な判断を必要とするのであって、その性質上、あるべき操作規則の内容が一意に定まるものではない。また、河川整備が財政的、技術的及び社会的諸制約の下で相応の期間をかけて実施されるべき事業であり、ダムの洪水調節の在り方もまた河川整備の状況に大きく影響され得ることからすれば、河川整備の途上において、ダムの洪水調節のみによって通常予測し得るあらゆる水害（上記のとおり、これにはダムが将来の防御目標として設定していた規模の降雨によるものも含まれる。）を未然に防止することは不可能である。

15 以上のようなダム操作規則の意義、ダムと河道との関係、そして、平成8年操作規則改正時の具体的状況を考慮すると、両ダムの操作規則に係る瑕疵の有無について判断するに当たっても、大東判決及び安曇川判決の示した判断基準を踏まえた判断を行うべきであり、両ダムの令和2年改正前の操作規則の瑕疵の有無は、過去に発生した水害の規模、発生
20 の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件、規則変更を要する緊急性の有無及びその程度等諸般の事情を総合的に考慮し、その内容が、財政的、
25 技術的及び社会的制約の下での河川管理の一般的水準及び社会通念に照

らして是認し得る安全性を欠いていることが明白であるといえるか否か
によって判断されるべきである（大東判決及び安曇川判決参照）。

5 (イ) そして、両ダムの令和2年改正前の操作規則は、過去に発生した水害
の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形そ
10 の他の自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件、規則変更を要
する緊急性の有無及びその程度等といった考慮事情を適切に考慮した上
で策定されたものであった。その内容も、発生頻度の高い中小規模洪水
に対して優れた洪水調節効果を発揮するものであり、かつ、大規模洪水
に対応できないものではなかったといえ、財政的、技術的及び社会的制
約の下での河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認し得る安
全性を欠いていることが明白であるということとはできないから、両ダム
の令和2年改正前の操作規則に国賠法2条1項の瑕疵はなかった。

15 その上で、両ダムが洪水調節能力を発揮するための前提となる諸事情
については平成8年頃と本件降雨当時で根本的な変更は生じていないの
であって、本件降雨当時においても、両ダムの令和2年改正前の操作規
則に何ら瑕疵はなかった。

(ウ) 原告らは、両ダムの操作規則に関し、ダムへの流入量が最大となる時
20 点で流水を貯留することができなかつた点や異常洪水時防災操作への移
行を回避することができなかつた点が瑕疵であると主張する。

25 しかしながら、両ダムの操作規則の適否が、これら原告ら主張の点で
判断されるべきものではない。すなわち、両ダムの平成8年の操作規則
改正は、当時の肱川流域において、財政的制約や社会的制約等の諸制約
によって堤防が未整備の地区が存在するなど河川整備の途上にあり、ま
た、河川整備と同様に山鳥坂ダムの整備についても完成までには時間を
要する状況下で行われたものである。このような状況下では、仮に、将
来の整備目標というべき計画洪水と同様の、あるいはそれよりも小さな

規模・態様の洪水が発生し、これに対し、将来目標が達成されていることを前提とする洪水調節（本件でいえば、両ダムの平成8年改正前の操作規則に従った洪水調節）が行われ、異常洪水時防災操作への移行を回避することができたとしても、河川整備完成時点の流下能力を備えるに至っていない下流地点において、甚大な浸水被害が発生することが想定される。そして、実際にそのような事態の発生した顕著な例が、両ダムの平成8年の操作規則改正の契機となった平成7年7月洪水であった。このように、河川整備が途上にある段階においては、ある操作規則に定められた洪水調節方法の適用によって異常洪水時防災操作への移行を回避できることは、下流地点の浸水被害を防止又は軽減することができることを必ずしも意味するものではない。そして、治水ダムや多目的ダムにより洪水調節することの意義ないし最終的な目的が下流域の浸水被害の発生を防止又は軽減する点にあることに鑑みると、少なくとも、河川整備が途上にある段階においては、当該ダムの操作規則に定められた洪水調節方法の適否は、当該洪水調節方法の適用によって異常洪水時防災操作への移行を防ぐことができるか否かによって判断されるものでも、ダムへの流入量が最大となる時点で流水を貯留することができたか否かによって判断されるものでもなく、ダムの最大放流量や基準地点を含めた下流域の河川水位などの指標を参照しつつ、様々な洪水に対して下流の浸水被害の防止又は軽減に資するものといえるかどうかによって評価すべきである。

イ 両ダムの令和2年改正前の操作規則が一定率一定量方式を採用しなかったことや一定量方式における放流量を制限したことが問題とはならないこと

(ア) 原告らは、両ダムの令和2年改正前の操作規則において一定率一定量方式が採用されるべきであったとし、一定量後一定開度方式が採用され



たことが瑕疵に当たる旨主張する。

しかしながら、原告らが主張する操作規則の記載例においては、各ダム
の用途、計画諸元、設備の状況及び操作方法等の特性を十分勘案して
操作規則を作成すべきことが求められているものであるから、全てのダ
ムにおいて、一定率一定量方式を採用しなければならないものではない。
5 現に、上記記載例を掲載する国土交通省河川局河川環境課監修「ダムの
管理例規集 平成18年版」(乙A23【154頁】)においても、一
定率一定量方式だけでなく、一定量方式や一定開度方式の洪水調節方式
による記載例が掲載されている。

10 また、両ダムの平成8年の操作規則改正に際しては、最終的に操作ル
ールとして採用された操作方法(上下流痛み分け操作ルール②(容量先
取り後一定開度放流))のほか、複数の操作方法(上下流痛み分け操作
ルール①(容量先取り後一定増量放流)、上下流痛み分け操作ルール③
- 1 - 2(いずれも容量制限付き段階別一定率放流))を候補とした
15 上で、それぞれについて実績8洪水及び昭和20年9月洪水についてダ
ム操作を行ったとした場合の洪水調節効果をシミュレートし、操作ル
ール相互及び両ダムの平成8年改正前の操作規則に従ってダム操作を行う
場合との比較検討を行った。その結果、総合的に最も優れたものである
と認められたのが、最終的に操作ルールとして採用された操作方法(上
20 下流痛み分け操作ルール②)である(本件報告書)。

したがって、両ダムの令和2年改正前の操作規則が一定率一定量方式
を採用しなかったことは不適切であったとはいえない。

(イ)原告らは、両ダムの令和2年改正前の操作規則における一定量方式の
放流量が少なかったとも主張する。

25 しかしながら、両ダムの令和2年改正前の操作規則が一定量方式の放
流量を制限したのは、堤防未整備地区である菅田地区における、家屋の

浸水被害を生じさせない無害流量に対応する各ダム地点の流量が、野村ダム地点において、流域面積比では310m³/s、ピーク流量比では全洪水平平均が380m³/s、小田川型洪水平平均が340m³/sであり、鹿野川ダム地点においては、流域面積比では850m³/s、ピーク流量比では全洪水平平均が930m³/s、小田川型洪水平平均が660m³/sであったことによる。これらの数値からすれば、両ダムの令和2年改正前の操作規則が、中小規模の洪水に対応するために利用することとしている先行4割容量部分の放流量について、野村ダムでは300m³/s、鹿野川ダムでは600m³/sとしていたことは、洪水調節の初期段階から下流域の堤防未整備地区に浸水被害が生じ続ける事態を回避するという点において合理性を有する。そして、両ダムの令和2年改正前の操作規則と平成8年改正前の操作規則との洪水調節効果の比較においても、1/20年確率、1/40年確率及び1/100年確率の洪水における大洲地点の最大流量の平均値は、増加量の上でも増加割合の上でもわずかな程度にとどまっていると評価できるのであるから、両ダムの令和2年改正前の操作規則の洪水調節開始時の放流量が少量に過ぎるということはず、その放流量の設定が不適切であったとはいえない。

(ウ) なお、R2改正後野村ダム操作規則は、菅田地区の堤防整備が終わっていないにもかかわらず一定率一定量方式に変更されているところ（正確には、野村ダムの放流方式が一定率一定量方式に変更されたのは令和元年である。）、これは鹿野川ダムのトンネル洪水吐の完成や、本件整備計画に基づく堤防整備の進捗等に伴うものであった。すなわち、野村ダム地点の流量は、下流にある鹿野川ダムの洪水調節容量に影響を与えるものであり、野村ダムから大量の放流を行うことは、鹿野川ダムの洪水調節容量を早期に使用させ、同ダムからの放流を余儀なくすることによって、結果的に鹿野川ダムよりも下流にある菅田地区の浸水被害につ

ながるという関係にある。このような事情から、R2改正前野村ダム操作規則では、野村ダムについて、洪水調節開始時の放流量を300m³/sとしていたところ、鹿野川ダムの改造（トンネル洪水吐の完成）によって低い貯水位からの放流が可能となり、同ダムの予備放流水位は標高81mから76.3mまで低下し、洪水調節容量は1650万m³から2390万m³まで増加することとなった。このように、鹿野川ダムの洪水調節能力が増強されたことにより、その上流にある野村ダムについても、従前よりも放流量を増加させられるようになったので、前記改正に至った。

ウ 両ダムの令和2年改正前の操作規則が気象状況に対応するための操作を行い難い内容であったとはいえないこと

(ア) 原告らは、両ダムの操作規則が本則操作以外の方法による洪水調節を許す場合を、ダムの貯水位が異常洪水時防災操作を開始する水位に達した場合に限っていることに瑕疵がある旨を主張する。

しかしながら、異常洪水時防災操作の開始について、「施設の操作の基準となる水位」（河川法施行令9条1号）としての定めがあることは、何ら不当・違法ではない。

また、現在の気象予測の精度には限界があり、気象予測や肱川洪水予測システムに従って、本則操作以外の方法による洪水調節を行うことは困難かつ実質的にも相当でない。本件洪水後に実施された「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場」（甲A11）及び「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて」（甲A12）といった専門家による検証においても、本件降雨における野村ダムの降雨・流入量の予測が時点によって大きく変動し、実績値とも乖離していたこと、現在の気象予測の精度では、気象予測を活用したダムの柔軟な操作を操作規則に反映することは困難であり、まず

は今後の降水量・流入量の予測精度向上等が必要であり、更なる技術開発が必要であると評価されている。このような技術的制約の存在に照らせば、両ダムは操作規則が、異常洪水時防災操作を開始する水位に達した場合のほかに本則操作とは異なる洪水調節を許す場合を定めていないことが、それ自体として操作規則の瑕疵に当たるといふことはできない。

(イ) なお、R2改正後野村ダム操作規則17条柱書ただし書及びR2改正後鹿野川ダム操作規則16条柱書ただし書は、それまでの操作規則と異なり、異常洪水時防災操作の要件として水位について定めていない。これは、令和2年3月19日付けの操作規則の改正により、ただし書き操作として、異常洪水時防災操作に加え、特別防災操作を規定したからである(野村ダム特別防災操作実施要領1条及び鹿野川ダム特別防災操作実施要領1条参照)。特別防災操作とは、洪水後期に次の洪水が発生しないことが見込まれる場合等に、下流河川の浸水被害等を軽減させるため、ダム下流の自治体からの要請に基づき、通常よりも多くの流水をダムに貯留する操作をいう。このような特別防災操作は、水位を問わず実施されることから、操作規則から水位についての定めが削除されたにすぎない。現在の野村ダムただし書き操作要領2条1号及び鹿野川ダムただし書き操作要領2条1号は、現時点においても、貯水位が「ただし書き操作開始水位」に達することなどを異常洪水時防災操作の開始要件としている。したがって、R2改正後野村ダム操作規則及びR2改正後鹿野川ダム操作規則がただし書き操作の要件として水位について定めていないことは、R2改正前野村ダム操作規則及びR2改正前鹿野川ダム操作規則の瑕疵の有無とは無関係である。

(4) 争点4(野村ダム所長は、放流情報の関係機関への通知をすべきであったのにこれを怠り、また、両ダム所長らは、放流情報の一般への周知のため必要な措置をとるべきであったのにこれを怠ったか)について

【原告らの主張】

ア 野村ダム所長は、放流情報を関係機関である被告西予市に1時間前通知をすべきであったのにこれを怠ったこと

(ア) 野村ダム所長の関係機関に対する通知義務

5 特ダム法32条は、国土交通大臣が、多目的ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係市町村長等に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置をとらなければならない旨定める。これを受けて、特ダム法施行令18条は、通知内容や周知内容を定めるとともに、R2改正前野村ダム操作細則13条1号は、野村ダム所長が、関係市町村長等に対する通知を、当該放流を行う約1時間前に行う旨定め（1時間前通知）、同条2号は、野村ダム所長が行う一般に周知させるために必要な措置の内容を定める。そうすると、野村ダム所長は、野村ダムについて、流水の状況に著しい変化を生ずる異常洪水時防災操作を行う場合、約1時間前に関係機関である被告西予市等に対する通知を行う職務上の法的義務を負っていたことが明らかである。

(イ) 野村ダム所長の通知義務の懈怠

20 a 野村ダム所長は、7月7日午前6時20分、野村ダムの異常洪水時防災操作を開始したから、関係機関に対する通知については、その約1時間前である同日午前5時20分頃に行う必要がある。

25 b この点、野村ダム所長は、野村支所長に対し、7月7日午前4時30分、ホットラインにより、同日午前6時20分から異常洪水時防災操作を行う旨伝えたと主張する。しかしながら、かかる主張を裏付ける的確な証拠はない。

5 c また、野村ダム所長は、被告西予市に対し、同日午前4時30分、
「⑥ダム操作に関する重要情報（計画規模を超える洪水時の操作（異常洪水時防災操作）に関する情報）」と題するファクシミリ文書（甲
B19の4）を送信した。この文書には、「洪水氾濫のおそれがあります。移行する場合には概ね1時間前に事前通知します。」「野村ダム
では、現在、洪水貯留を行っています。」「7日6時40分頃から
洪水貯留方法を変更し、計画規模を超える洪水時の操作に移行する可
能性があります。」と記載されている。しかしながら、この文書は、
10 1時間前通知があることを示しているから、1時間前通知には該当し
ない。

15 d さらに、野村ダム所長は、被告西予市に対し、同日午前5時50分、
ファクシミリ文書（甲B19の6）を送信した。この文書には、「計
画規模を超える流入量が予想されるため7日6時50分頃から洪水貯
留方法を変更し、計画規模を超える洪水時の操作を実施します。避難
勧告等の住民避難の対応が必要です。」と記載されている。しかしな
がら、これは、同日午前6時50分から行う異常洪水時防災操作の開
始通知であり、同日午前6時20分から行う異常洪水時防災操作の1
時間前通知には該当しない。

20 e なお、野村ダム所長が、仮に同日午前4時30分にホットラインで
午前6時20分からの異常洪水時防災操作の開始を通知していたとし
ても、同時刻に送信されたファクシミリ文書と食い違いを生じていた
上、前記のとおり同日午前6時50分から異常洪水時防災操作を行う
旨の通知をしており、被告西予市としては同日午前6時50分からの
25 開始時間が正しいと理解するのが通常であるから、同日午前6時20
分からの異常洪水時防災操作の1時間前通知を履践したことにはなら

ない。さらに、野村ダム所長は、前記午前6時20分と午前6時50分の2つの異常洪水時防災操作開始時刻を併存させた上、さらに午前6時8分のホットラインにおいても、野村ダムから1750m³/sを放流する見込みを伝えながら、前記の異常洪水時防災操作開始時刻については伝えておらず、このことも、同日午前6時20分からの異常洪水時防災操作の1時間前通知を履践していないことを裏付けるものである。

(ウ) 小括

したがって、野村ダム所長の前記放流情報に関する通知の懈怠については、国賠法1条1項の過失による違法行為又は国賠法2条1項の管理の瑕疵がある。

イ 両ダム所長らは、放流情報を一般に周知させるため必要な措置をとるべきであったのにこれを怠ったこと

(ア) 両ダム所長らの一般に対する周知のため必要な措置をとる義務

野村ダムについて、特ダム法32条、特ダム法施行令18条及びR2改正前野村ダム操作細則13条2号は、前記ア(ア)のとおり定める。また、鹿野川ダムについて、河川法48条、河川法施行令31条及びR2改正前鹿野川ダム操作細則14条2号は、前記ア(ア)とほぼ同旨を定める(ただし、一般に対する周知のため必要な措置をとる義務を規定する部分を指す。)。そうすると、両ダム所長らは、流水の状況に著しい変化を生ずる異常洪水時防災操作を行う場合、一般に周知させるために必要な措置をとる職務上の法的義務を負っていたことが明らかである。

この一般への周知については、市町村の水防活動とは独立に、法令がダム管理者に命じている義務であるから、水防活動に伴う消防団の出動、警察の出動などと連携を取りつつも、自らの責任において、河道の内外を含む、あらゆる被害想定地区における住民、利用者等に対して周知を

実施しなければならなかった。

その際、法令に定めるとおり、最低限、立札による掲示のほか、サイレン、警鐘、拡声機等により、被害の可能性がある地域の住民等に確実に伝わるよう警告を実施すべき義務があった。

5 (イ) 野村ダム所長は、野村ダムの放流情報を一般に周知させるために必要な措置をとるべきであったのにこれを怠ったこと

10 a 野村ダム所長による一般周知措置として、警報所のサイレン吹鳴、警報所・警報車のスピーカーによる放送等をしたとされる。しかしながら、そもそも野村ダム所長から直接の周知、警告を受けた住民等が存在する証拠は見当たらない。また、警報所の表示板は、「ダム放流中」のみの表示、放送文は、緊急放流後ですら「川の水が急激に増えますので、厳重に警戒してください」のみの、警告の形だけ整えるに等しいおざなりなものであった。単にこれらの措置を行ったにとどまるのであれば、堤防周辺住民等に対して直ちに避難を促す効果を持っていないのであるから、法令が定めるダム管理者の責務である「サイレン、警鐘、拡声器等」による「警告」を行っていたと評価すべきでない。

15 b 野村ダム所長は、7月7日午前5時20分、肱川洪水予測システムが同日午前6時20分から野村ダムの異常洪水時防災操作を行う予測を示しており、また、野村地区の河川の流下能力について、河道内の整備が不十分であるため、堆積物によって流下能力が下がっているとの情報も得ていた。そうすると、野村ダム所長は、この時点において、野村ダムの異常洪水時防災操作の開始によって越流のおそれがあることを認識していたか、これを認識し得たものであり、直接住民に対して周知警告すべきであったのにこれを怠った。

20 c 野村ダム所長は、野村支所長に対し、同日午前6時8分、ホットラ

インで野村ダムの放流量が $1750\text{ m}^3/\text{s}$ となる見込みであり、大変なことになる旨を伝えており、今回の放流が家を飲み込むほどの放流になり、急激に水が上がってくるため、住民の生命の危険が切迫していることを容易に知ることができた。しかも、野村ダム所長は、この時点において、住民の中に家屋内にとどまっている者が多数いたことを知っており、被告西予市の避難情報が「近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。」というものであって前記の放流量を前提としていないこと、防災無線では全住民に伝わらないことを容易に知ることができた。そのような状況の下で、野村ダム所長は、この時点において、前記の状況を数値も含めて直接住民に対して周知警告すべきであったのにこれを怠った。

d なお、周知に当たっては、被告国が警報車を、被告西予市が広報車を使った警告を行ったものであるものの、これらはいずれも不十分であり、それらをもって周知義務を履行したといえるものではない。

(ウ) 山鳥坂ダム所長は、鹿野川ダムの放流情報を一般に周知させるために必要な措置をとるべきであったのにこれを怠ったこと

a 山鳥坂ダム所長による一般周知措置として、警報所のサイレン吹鳴、警報所・警報車のスピーカーによる放送等をしたとされる。しかしながら、そもそも山鳥坂ダム所長から直接の周知、警告を受けた住民等が存在する証拠は見当たらないこと、警告の形だけ整えるに等しいおごりな警報所の表示板や表示文によって法令の定めるダム管理者の責務である「サイレン、警鐘、拡声器等」による「警告」を行っていたと評価すべきでないことは、前記(イ) aで述べたとおりである。

b 山鳥坂ダム所長は、7月7日午前6時20分、肱川洪水予測システムのデータ(最大放流量 $3800\text{ m}^3/\text{s}$)に基づき、同日午前7時10分から鹿野川ダムの異常洪水時防災操作を行う旨の1時間前通知を

関係機関にファクシミリ送信しており、加えて、ホットラインで、大洲市長に対し、平成16年、平成17年を上回る既往最大の流入量・放流量になる見込みであることを伝えた。そうすると、山鳥坂ダム所長は、この時点において、住民の生命に対する具体的危険が切迫していることを知り又は容易に知ることができ、前記の放流量を含めて直接住民に対して周知警告すべきであったのにこれを怠った。

c 山鳥坂ダム所長は、大洲市長に対し、同日午前6時50分、ホットラインで鹿野川ダムの放流量が6000 m³/sとなる見込みであり、現在通行可能となっている道路も追って冠水が予想されることを伝えた。前記bの事情に加え、このような事情があったのであるから、山鳥坂ダム所長は、この時点において、前記の状況を数値も含めて直接住民に対して周知警告すべきであったのにこれを怠った。

d なお、被告国の警報車、被告大洲市の広報車を使った警告が不十分であったことについては、前記(ア)dで述べたとおりである。

(ウ) 小括

したがって、両ダム所長らの前記放流情報に関する周知に必要な措置の懈怠については、国賠法1条1項の過失による違法行為又は国賠法2条1項の管理の瑕疵がある。

【被告国の主張】

ア 野村ダム所長の放流に関する通知について

(ア) 野村ダム所長が放流に関する通知について原告らの主張する義務を負っていないこと

特ダム法32条1項は、放流に関する通知は「あらかじめ」行う旨規定しているにとどまり、同項を受けた特ダム法施行令18条も、前もっていつまでに通知をすべきかについての時間の定めを置いていないところ、その理由は、当該通知の対象となる放流というダム操作は技術的、

5 時間的制約の下で行われるものであり、放流が必要とされる具体的状況を離れて一律に通知の時期を定めることができないからである。そして、少なくとも、気象予測の精度に関する技術的な制約が解消されない限り、関係機関に対し、異常洪水時防災操作の開始時刻をその約1時間前に例外なく正確に通知することは、現実的に不可能であること等からすれば、R2改正前野村ダム操作細則13条が放流を行う約1時間前に関係機関に通知する旨を定めているのは、防災活動に資する情報を関係機関に事前に提供するための目安を示すものにすぎず、通知の具体的時期について、野村ダム所長に職務上の法的義務を課すものではないとみるべきである。

10 (イ) 野村ダム所長が法令に基づく通知の義務を履行したこと

a 特ダム法32条の規定による放流の通知については、特ダム法施行令18条により、「流水を放流する日時」のほか「放流量又は放流により上昇する下流の水位の見込」を示して行うこととされている。

15 この点、野村ダム所長は、7月6日午後10時頃、洪水調節を開始するとともに、その旨を関係機関に通知し、その後、最大流入量の予測を踏まえ、野村支所長に対し、同月7日午前2時30分頃には異常洪水時防災操作が不可避であり、その操作開始は同日午前6時50分頃を予定していることを、同日午前3時37分には異常洪水時防災操作の開始時刻を30分前倒しして午前6時20分から開始する可能性があることを知らせたほか、ダムからの放流に関するその時々を様々な媒体を駆使して適時適切に知らせ、緊密な情報連携を図った。そして、野村ダム所長は、同日午前6時8分には、野村支所長に対し、最大放流量が1750 m³/sとなる見込みであり、大変なことになる旨の切迫感のある見通しも伝えている。

20 25 そして、被告西予市が、野村ダム所長が行ったホットラインによる

通知・連絡も活用して、同日午前5時10分（野村ダムが異常洪水時防災操作を開始した1時間以上前）には消防団員による戸別訪問を開始していたことからすれば、野村ダム所長が野村支所長に対して行っていた通知・連絡に実効性があったことは明らかであり、特ダム法32条1項に適合していたというべきである。

以上によれば、野村ダム所長の被告西予市に対する通知は、その内容においても、特ダム法32条及び特ダム法施行令18条に照らして適切なものであったというべきである。

b. なお、野村ダム所長が、7月7日午前5時50分、異常洪水時防災操作を1時間後の同日午前6時50分頃に行う旨の通知をしたのは、同日午前5時の時点で、肱川洪水予測システムにより予測される同日午前6時から午前7時までの予想雨量が減少に転じると予測され、さらにその後、同日午前5時20分ないし午前5時50分時点の予測においても、同日午前6時20分前後に最大流入量を迎えた後、雨量ないし流入量は減少に転じると予測されたことから、できるだけ野村ダムからの放流量を少なくすることを念頭に、異常洪水時防災操作の開始時刻を30分遅らせて、なるべくダムで貯留することにより、野村ダムへの流入量の低下の後に異常洪水時防災操作に移行することができると判断したからであった。

しかしながら、上記の通知後、実際の雨量が増加するとともに、予測の値も急増した（同日午前5時40分の時点で、50分後の午前6時30分の野村ダムへの流入量は864.39 m^3/s 、放流量は378 m^3/s と予測されていたのに対し、わずか20分後である同日午前6時の時点では、30分後の午前6時30分の流入量は1753.64 m^3/s 、放流量も1753.64 m^3/s と予測され、流入量と放流量が同一の値を示した。）ことから、結果的に同日午前6時20分に

異常洪水時防災操作を開始することとなった。したがって、野村ダム
所長による通知が、結果的に、異常洪水防災操作開始の30分前とな
ったことは、気象予測の精度に関する技術的な制約に起因するやむを
得ないことであったというべきである。

5 イ 両ダム所長らの放流に関する一般への周知に必要な措置について

(ア) 両ダム所長らが両ダムの放流に関する一般への周知に必要な措置につ
いて、原告らの主張する義務を負っていないこと

10 特ダム法、水防法及び災害対策基本法の関連する規定からすれば、洪
水に際して行われる水防活動やその際の住民の避難等は、水防法又は災
害対策基本法等に基づき、市町村長又はこれを監督する都道府県知事等
の責任において実施されるべきものであって、ダム所長の責任において
15 行われるものと解すべき根拠は見当たらない。特ダム法32条1項が、
必要があると認めるときは関係機関に通知するほか、「一般に周知させ
るため必要な措置」を講ずべき旨を定めている趣旨は、ダムからの放流
により生じる下流河道内の急激な水位上昇によって、魚釣り、遊泳、砂
利採取等、河道内において河川を利用し、又は利用しようとしている者
の危害を防止することにあり、「一般に周知させるために必要な措置」
とは、このような河道内の河川利用者に対する警告を目的とするもので
あって、河道外に居住する下流域の住民に対して洪水の予告等をするこ
20 とを目的としたものではないというべきである。そして、放流に関する
一般に対する周知について定めたR2改正前野村ダム操作規則25条、
R2改正前野村ダム操作細則13条、R2改正前鹿野川ダム操作規則2
5条及びR2改正前鹿野川ダム操作細則13条は、いずれも特ダム法3
2条1項を踏まえて定められたものであり、その目的は、河道内で河川
25 を利用し、又は利用しようとしている者に対する警告にあり、河道外に
居住する下流域の住民に対して周知させるべきことを定めたものではな

い。したがって、両ダム所長らは、職務上、肱川の河道外に居住する下流域の住民に対する周知義務を負っていないというべきである。

(イ) 両ダム所長らが本件降雨における両ダムからの放流に際し河道内の河川利用者に対する周知として必要な措置を講じたこと

5 a 野村ダム所長は、野村ダムからの放流に際し、一般に対する周知として、7月7日午前5時15分、サイレンの吹鳴や警報車による警報を行った。サイレンの吹鳴は、野村ダム事務所及び各地の警報所において、50秒間の吹鳴を5秒間の休止を挟んで計3回にわたって繰り返し行うというものであり、警報車による警報は、警報車に設置した
10 スピーカーにより河川の水位増加などを一般に周知させるというものである。これらの警報は、堤防上から河道内にいる者に向けた周知として行われたものであり、危険を知らせる効果を発揮するものである。

b また、山鳥坂ダム所長も、同様に、鹿野川ダムからの放流に際し、一般に対する周知として、同日午前6時18分頃、サイレンの吹鳴や警報車による警報を行っている。
15

c したがって、両ダム所長らは、本件降雨における両ダムからの放流に際し、河道内の河川利用者に対する周知として必要な措置を講じたものであり、国賠法上違法な点はない。

(5) 争点5 (愛媛県は、野村地区の堤防整備を行うべきであり、被告国は、かかる堤防整備を指導監督すべきであったのにこれを怠ったか) について
20

【原告らの主張】

ア 愛媛県が野村地区の堤防整備を行うべきであったこと

肱川改良工事計画(乙A74の1)によれば、肱川の野村地区の流水については、野村ダムにおいて $1300\text{ m}^3/\text{s}$ の流入量に対して $300\text{ m}^3/\text{s}$ を貯留して $1000\text{ m}^3/\text{s}$ を放流することとし、これに支流からの流入量である $260\text{ m}^3/\text{s}$ を加えた $1260\text{ m}^3/\text{s}$ の流下能力を確保した堤防
25

を整備して、野村地区の安全を確保する必要があった。

しかしながら、野村地区の肱川の流下能力は、本件降雨当時、約800 m^3/s にどどまっておリ、堤防整備が不十分であつて、愛媛県は、野村地区の堤防整備を行うべきであつた。

5 イ 被告国が愛媛県の堤防整備を指導監督すべきであつたのにこれを怠つたこと

被告国（大洲河川事務所）は、堤防設置工事の設計図面と実際の設置状況を精査することにより、確保すべき流下能力と実際の流下能力の差である約450 m^3/s について認識していたものであり、それにもかかわらず、これを隠匿していたものである。

10 また、被告国（大洲河川事務所）は、河川整備計画に基づいて、堤防を管理している愛媛県に対して、約1250 m^3/s の流下能力を有するように指示して、多額の補助金を支出して、堤防設置を行わせていた。そのため、工事完成後においては、補助金支出の目的が達成されているかどうか、すなわち約1250 m^3/s の流下能力を有するかどうかについて検査し、達成できていない場合には、堤防設置のやり直しを指示することができた。そして、このような立場にある被告国は、愛媛県に対して行政指導以上といえる公権力の行使を行う地位にあつた。そうすると、被告国は、堤防整備を行うべき責任を負っている愛媛県に対して、補助金等を提供して、約1250 m^3/s の流下能力を有する堤防を整備するよう指導監督すべきであつたのにこれを怠つた。

したがつて、被告国の前記不作為については、国賠法1条1項の過失による違法行為又は国賠法2条1項の管理の瑕疵がある。

【被告国の主張】

25 ア 国賠法1条1項について

（ア）肱川のうち野村地区に係る区間については、河川法施行令2条1項各

号に掲げるもの以外の管理を愛媛県知事が行うところ、野村地区堤防整備工事の実施は、同項各号に掲げるいずれの管理にも当たらないから、野村地区堤防整備工事の実施の権限は愛媛県知事にある。したがって、被告国が野村地区堤防整備工事に関し国賠法1条1項の責任を負うことはない。

(イ) 原告らは、被告国が野村地区堤防整備工事について補助金を支出していたことから、大洲河川事務所長が、愛媛県知事に対し、野村地区の堤防整備について指導監督すべき職務上の法的義務があった旨主張する。しかしながら、被告国が、愛媛県において昭和49年から平成8年までに実施された野村地区堤防整備工事について単に補助金を支出していたということから、当然に、野村地区の堤防整備について愛媛県知事に対して指導監督すべき職務上の法的義務があったということにはならないから、原告らの主張は法律上の根拠を欠くものであって、理由がない。

イ 国賠法2条1項について

前記のとおり、肱川のうち野村地区に係る区間は、愛媛県の第一号法定受託事務として愛媛県知事が河川を管理しているから、野村地区の河川の管理について国賠法2条1項の責任が問題となり得るのは愛媛県であり、被告国ではない。したがって、本件洪水により生じた被害のうち、野村地区の堤防整備に係る部分について、被告国が国賠法2条1項の責任を負う旨の原告らの主張は、理由がない。

(6) 争点6 (被告西予市は、野村ダムの放流情報を住民に伝えるべきであったのにこれを怠り、また、正確な避難指示を住民に伝えるべきであったのにこれを怠ったか) について

【原告らの主張】

ア 被告西予市が負う法的義務

(ア) 災害対策基本法56条は、市町村長が予警報の通知を受けた場合の伝

達義務を定めるところ、ここにおける予警報の通知にはダム事務所からのダム操作に関する通知が含まれる。そうすると、市町村長がダム事務所からダム操作に関する通知を受けたにもかかわらず、これを住民に伝えなかった場合、市町村長の職務上の義務違反となる。

- 5 (イ) また、災害対策基本法60条は、市町村長の避難の指示等の権限を定め、水防法29条は、水防管理者である市町村長による同種の権限を定める。そして、市町村長が当初発令した避難指示が不十分な場合、再度の避難指示をすべきであり、これを行わなかった場合、市町村長の職務上の義務違反となる。

10 イ 7月7日午前5時10分における野村支所長の職務上の義務違反

(ア) 自宅から退去して避難すべきことを伝えるべきであったのにこれを怠ったこと

15 a 野村ダム事務所は、西予市長から権限を委任された野村支所長に対し、7月7日午前4時30分、ファクシミリによる通知をした。この通知は、「計画規模を超える洪水時の操作（異常洪水時防災操作）に関する情報」とされ、「ダムが満杯になると、ダムに入ってきた水と同じ量を流す操作をします。」と記載されていた。この「計画規模を超える洪水時」における「計画規模」とは、ダムの計画、すなわち野村ダムの基本計画の規模を意味していた。

20 野村ダムの基本計画では、最大流入量を $1300\text{ m}^3/\text{s}$ としているので、「計画規模を超える洪水」とは、 $1300\text{ m}^3/\text{s}$ を超える流入量が想定されている。そして、「ダムに入ってきた水と同じ量を流す操作」というのだから、 $1300\text{ m}^3/\text{s}$ を超える流入量と同じ量を放流することを意味している。

25 b 前記のとおり、野村ダムの基本計画を超える $1300\text{ m}^3/\text{s}$ を超える放流がされると、流水が堤防を容易に越えて、かなりの水量が住宅

地に浸水してくることになり、床下浸水の程度では済まず、家屋を飲み込むおそれがある。そうすると、屋内の高いところまで水が来る可能性があるので、屋内に留まっていたは危険であり、「屋内の高い所への避難」を促すことは、避難の指示内容として誤りである。

5 しかしながら、野村支所長は、野村ダム事務所からの通知の意味を理解せず、「屋内の高い所へ避難してください。」と伝えており、住民に危険な状態からの退去を促していない。したがって、野村支所長の避難指示は、違法である。

10 (イ) 野村ダムが異常洪水時防災操作を開始することを伝えるべきであったのにこれを怠ったこと

野村支所長は、前記のとおり、野村ダム事務所から異常洪水時防災操作を実施する旨の連絡を受けていたのに、住民に対してそのことを伝えなかった。

15 異常洪水時防災操作は、急激に水量が増えて流入量と同じ量を放流する操作であり、避難をする時間的余裕のない場合があるので、極めて危険な放流の方法である。野村ダムの下流の住民は、これまで異常洪水時防災操作についての経験がなかった。野村ダムの下流の住民は、徐々に肱川の水量が増えてきて、増えてくる水量を見て避難すれば避難が可能であると考えており、短時間に水量が増えることを知らなかった。

20 (ウ) 現に肱川が氾濫のおそれのある水位に達したとは伝えるべきではなかったのにそのように伝えたこと

野村支所長は、避難指示の周知に際し、「肱川が氾濫のおそれのある水位に達しました」と避難指示の理由を述べており、肱川の水位が上が

25 り、既に危険な水位になったと伝えている。しかしながら、これは、事実と異なる内容であった。

野村地区の住民の場合、避難指示の内容を聞いて、多くの住民が心配

をして肱川の様子を見に行った。そして、肱川の様子を見た人は、避難指示の内容とは異なり、水位がそれほど上がっていないことを知った。そのため、野村地区の住民は、避難指示の内容が大げさに伝えられていると判断し、これに従うことはないと考えて、直ちに避難することを控えることになった。野村支所長は、避難指示において、「将来、氾濫のおそれのある水位に達する。」と、将来形で伝えるべきであった。

ウ 7月7日午前6時8分における野村支所長の職務上の義務違反

(ア) 野村ダム事務所は、野村支所長に対し、同日午前6時3分、異常洪水時防災操作に入ることを伝えた。そして、その5分後の午前6時8分には、野村ダム所長から、野村支所長に対し、電話で、「放流量が1750 m³/sになること」「大変なことになること」を通知した。

野村地区の堤防は、野村ダムの放流量が1000 m³/sまでならば越流しない計画で整備されている。しかしながら、野村ダムの放流量が1750 m³/sとなれば、それをはるかに超えており、氾濫を惹起し、家屋を呑み込むほどの放流量であって、屋内にいたのでは危険であった。また、同日午前6時8分の時点では、野村地区の住民の多くは屋内に留まっており、避難所へ避難していなかった。

野村地区は、野村ダムから数kmしか離れていない。家屋内に留まっている野村地区の住民においては、家屋が飲み込まれるほどの放流がされるのだから、その生命・身体等に対し具体的危険が切迫しており、また、「野村ダムからの放流量が1750 m³/sになって、大変なことになる。」という連絡があったのだから、野村支所長はそのことを知り、又は容易に予見し得る状況にあった。

(イ) 野村支所長は、前記の状況を踏まえ、災害対策基本法56条に基づき、流域住民に対して、ダムの放流量が1750 m³/sとなり、堤防を越えて家屋の2階の天井にまで達する程度の浸水被害を受けることを具体的

に知らせるとともに、同日午前5時10分から垂直避難を避難の方法として周知していたのであるから、その訂正を行う再度の避難指示を出すべきであった。しかしながら、野村支所長は、再度の避難指示を行わなかった。

5 【被告西予市の主張】

ア 被告西予市に法的義務の違反がないこと

(ア) 災害対策基本法60条は、避難勧告の権限を市町村長の専門的判断に基づく合理的裁量に委ねているところ、後記イ以下のとおり、被告西予市の避難指示発令に裁量権の逸脱濫用はない。

10 (イ) また、災害対策基本法56条1項は、避難準備のために災害に関する予報や警報の情報を住民に伝達する義務を定める。ただし、同法が避難指示に際しての情報伝達の具体的方法を定めているわけではなく、その伝達の方法は地域防災計画に基づくものであり、その計画策定は市町村長の裁量に委ねている。この点、被告西予市の地域防災計画には、ダム放流に関する予警報の伝達方法が定められていなかったから、被告西予市は、ダム放流に関する予警報に関し、野村地区の住民に対して災害対策基本法56条1項に基づく情報伝達義務を負わず、野村ダム下流が洪水浸水想定区域でもなかったから、そのような情報伝達を行わなかったことが不合理であったともいえない。さらに、被告西予市は、地域防災

15 計画に定めがない中でも、後記イ以下の対応をしたものである。したがって、被告西予市に裁量権の逸脱濫用はない。

20 (ウ) なお、被告西予市は、本件降雨当時、水防法に基づく水災の予報、危険の周知、水防警報を発する主体ではなく（主体は愛媛県である。）、野村地区は、水防警報の発令対象地域ではなくその空白域であって、水防

25 法上の責任を負わない。また、水防法29条は、氾濫発生時に水防管理者に立ち退きの権限を与えるものであり、原告ら主張の時刻には氾濫

は発生していないから、同条の適用対象ではない。さらに、水防法17条は、水防警報が発せられた時等に、都道府県水防計画の定めにより、水防団及び消防機関を出動させる等の定めであるところ、愛媛県の水防計画において被告西予市が水防団及び消防機関を出動させる等の定めはない。

イ 7月7日午前5時10分頃までの通知に対して適切に対応したこと

(ア) 被告西予市は、野村ダム事務所から受けていた連絡、通知等に基づいて、同日午前5時10分に野村地区に対して避難指示を発令した。

被告西予市は、夜間避難の危険性や、異常洪水時防災操作を開始する通知を受けた時刻に照らし、夜が明ける時間帯に避難指示を発令することとしたものである。野村地区の町内道路の冠水は、同日午前6時40分頃から始まっているところ、それより1時間30分前に避難指示を発令している。

(イ) 加えて、被告西予市は、発令された避難指示を伝達するため、野村地区の住民に対し、同日午前5時10分頃から、消防団員の戸別訪問を実施して「これまでに経験したことがない大量のダムからの放流により、大水が流れてくる。家にいては危険だから、直ちに避難してください。」と告げたり、無線放送により「水位が氾濫するおそれがある水位に達した。」「避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高い場所に避難してください。」と放送したりして、避難指示の発令を明瞭に伝達した。

(ウ) 原告らは、高いところへの避難の呼びかけが不適切であったと主張する。しかしながら、被告西予市は、まず直ちに避難所へ避難することを呼び掛けた上で、次に「避難が危険である場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高い場所に避難してください。」と呼び掛けた。すなわち、水平に避難できない場合に、緊急避難的に、やむなく垂直に避

難してくださいと伝えたものであって、水平避難が危険な状況において垂直避難を呼びかけることは、内閣府作成の伝達例文においても同様である。

5 (エ) 原告らは、同日午前4時30分に野村ダム事務所から通知された「ダム操作に関する重要情報」と題する文書(甲B19の4)が異常洪水時防災操作に関する情報であるとし、「予想される災害の事態」が異常洪水時防災操作の結果により1300m³/sを超える流入量と同じ量の放流をすることであるとして、その内容を住民に伝達すべきであったと主張する。

10 しかしながら、同文書は、異常洪水時防災操作に関する情報提供ではあるが、あくまで将来その実施の可能性があるという不確定情報にすぎず、異常洪水時防災操作の内容、規模等を通知しているものではない。このことは、同文書の「この操作に移行する場合は、概ね1時間前に事前通知します。野村ダムでは現在、洪水貯留を行っています。」「今後、このまま洪水調整を実施すると、ダムの洪水調整容量を上回ることが予想されますので、7日6時40分頃から洪水貯留方法を変更し、計画規模を超える洪水時の操作に移行する可能性があります。」という文面からも明らかである。

15 したがって、被告西予市が、同文書の内容を住民に対して伝達すべきであったとはいえない。

20 (オ) また、原告らは、避難指示の際、「氾濫のおそれのある水位に達した」と伝達したことが事実と反して違法であると主張する。

25 しかしながら、前記の「ダム操作に関する重要情報」と題する文書(甲B19の4)には、異常洪水時防災操作の可能性が指摘され、併せて避難勧告等の事前措置が依頼されていた。そのため、情報の通知及び伝達の対象となる水位基準はなかったものの、「氾濫のおそれのある水

位に達した」という氾濫危険水位に達した時と同じ文言を用いたのである。原告らは、「将来」という文言が抜けていたことで正確性を欠いていたと主張するが、住民に対する避難指示及びその伝達は、発令時点のみならず、一定の未来の状況も見越して行われるのであり、正確性を欠いていたとはいえない。前記の状況から、被告西予市が「氾濫のおそれのある水位に達した」という氾濫危険水位に達した時と同じ文言を用いたことは、その当時において、事実を反する文言でも、また、誤った情報提供でもない。

なお、この際、ダムの放流量を具体的に伝達しなかったとしても、住民は、野村ダムの構造、放流量、河川容量等の専門的知識を持ち合わせないのであるから、それらの情報は、かえって住民を混乱させるだけであり、適切でない。

(カ) したがって、同日午前5時10分の避難指示の発令及びその伝達内容等につき、被告西予市に裁量権の逸脱濫用はない。

ウ 7月7日午前6時8分の通知に対して適切に対応したこと

(ア) 被告西予市は、同日午前6時8分に、野村ダム事務所から、予測流入量が $1750\text{ m}^3/\text{s}$ に増加する旨の通知を受けた。

(イ) 被告西予市では、これまで、野村ダムの放流量が $500\sim700\text{ m}^3/\text{s}$ とされたことはあったものの、それらは肱川の流下能力の範囲内にある数値であり、本件降雨により放流量が $1750\text{ m}^3/\text{s}$ になった場合、市内のどの範囲で、どの建物が、どの程度の浸水被害を受けることになるかの予測はできていなかったし、野村ダムからの連絡によっても、水位の上昇の程度などの情報は伝えられていなかったから、同通知によっても、野村地区における浸水被害の状況を正確に理解することはできなかった。すなわち、被告西予市は、放流量が $1750\text{ m}^3/\text{s}$ に増加する旨の通知は受けたものの、野村地区において家屋の2階まで浸水するこ

とを通知されたわけではない。

被告西予市では、そのような状況下であったため、床上浸水する建物が広範囲にわたって発生するというような漠然とした氾濫被害しか予測することができなかった。なお、被告西予市は、堤防が約1200m³/sまでの放流に対応したものであるとは知らなかったし、ダム直下の肱川の計画流量が約1300m³/sであるとの理解があったが、それ以外の情報は知らなかった。

(ウ) そうだとしても、被告西予市は、上記のとおり、救命胴衣を着用した消防団員の戸別訪問を実施して、住民に対する避難指示の伝達を行っており、その際には、消防車のサイレンや、ダム放流前のサイレンが鳴り響く等、野村地区は異様な状況であった。

これらの事情に照らせば、被告西予市が、具体的な放流量それ自体を告げずとも、野村地区の住民に対して、切迫性を持った避難指示の伝達をしていたことは明らかである。

(エ) したがって、同日午前6時8分の避難指示の発令及びその伝達内容等につき、被告西予市に裁量権の逸脱濫用はない。

エ 野村地区の住民のほとんどの者が避難できていたこと

被告西予市が、上記のような切迫性を持った適切な避難指示の伝達を行ったことで、本件降雨により被害を被った野村地区の住民のほとんどの者が避難している。すなわち、避難対象地区内人口1922名中、避難できず、孤立又は消防によって救助された残留者は、わずか39名（うち死亡者5名を含む）であった。大部分の住民が避難できているという事実を考えれば、被告西予市による避難指示の発令及びその伝達は、むしろ、避難指示を受けた住民の大部分が避難すべきことを認識できるような適切な方法で行われていたと評価するべきである。

(7) 争点7（被告大洲市は、鹿野川ダムの放流情報を住民に伝えるべきであつ

たのにこれを怠り、また、正確な避難指示を住民に伝えるべきであったのにこれを怠ったか) について

【原告らの主張】

ア 被告大洲市が負う法的義務

5 被告大洲市が負う法的義務は、前記争点6【原告らの主張】アで述べたものと同様である。

イ 7月7日午前6時における大洲市長の職務上の義務違反

山鳥坂ダム事務所は、同日午前6時、異常洪水時防災操作についてファクシミリの連絡をしており、同文書の表題は、「計画規模を超える洪水時の操作（異常洪水時防災操作）に関する情報」とされ、同文書には、「ダムが満杯になると、ダムに入ってきた水と同じ量を流す操作をします。」と記載されていた（甲C5の3）。これは、鹿野川ダムの基本計画の規模である $2750\text{ m}^3/\text{s}$ を超える流量を放流することを意味していた。鹿野川ダムの基本計画では、最大流入量を $2750\text{ m}^3/\text{s}$ とし、そのうち $1250\text{ m}^3/\text{s}$ を鹿野川ダムに貯めて残りの $1500\text{ m}^3/\text{s}$ を放流することとし、この流量に対応する堤防整備を行うこととなっていた。そうすると、大洲市長は、鹿野川ダムにおいて $2750\text{ m}^3/\text{s}$ を超える放流がされれば、家屋が飲み込まれるほどの放流量になることを十分に予測することができた。

20 したがって、大洲市長は、山鳥坂ダム事務所から、同日午前6時のファクシミリ連絡を受け取った際、「家屋が飲み込まれるほどの放流がされるから屋外に出て避難せよ。」という避難指示を直ちに行うべきであったのにこれを行わなかった点において、職務上の義務違反がある。

ウ 7月7日午前6時20分における大洲市長の職務上の義務違反

25 山鳥坂ダム事務所は、同日午前6時20分、被告大洲市に対して、「午前7時10分から異常洪水時防災操作を開始する。放流量が平成16年・

平成17年を上回る水量になる。」とホットラインで通知するとともに、1時間前通知を行った。昭和30年以降、大洲市において最大の被害をもたらしたのは、平成16年の鹿野川ダム放流による水害（平成16年8月洪水）であり、その際には、床上浸水が297戸あった。また、平成16年8月洪水、平成17年9月洪水の際には大洲市の市街地が浸水被害を受け、西大洲地区ではコンビニの天井まで浸水被害を受けた。山鳥坂ダム事務所からの上記通知は、それ以上の放流量になるということを伝えるものであり、住民の生命・財産が危険にさらされることは必至であることを示すとともに、当該情報が住民の避難を促す上で非常に重要な情報であった。なお、被告大洲市は、1時間前通知を山鳥坂ダム事務所から受領していたのに、これを避難指示の検討に係る会議体に伝えていなかった。

したがって、大洲市長は、山鳥坂ダム事務所から、同日午前6時20分の通知を受けた際、1時間前通知も含めて検討し、「鹿野川ダムの放流量が平成16年・平成17年を上回る水量になる」という情報を住民に提供し、避難指示を直ちに行うべきであったのにこれを行わなかった点において、職務上の義務違反がある。

エ 7月7日午前6時50分における大洲市長の職務上の義務違反

山鳥坂ダム事務所は、同日午前6時50分、被告大洲市に対して、「野村ダムの放流量が2000 m^3/s 、鹿野川ダムの放流量が6000 m^3/s となる見込みであり、現在、通行可能となっている道路も、追って冠水が想定される」旨を通知した。前記のとおり、昭和30年以降、大洲市において最大の被害をもたらしたのは、平成16年8月洪水であり、この際の鹿野川ダムの最大流入量が2007 m^3/s 、放流量が同量の2000 m^3/s 程度であった。そうすると、鹿野川ダムの放流量が6000 m^3/s になるということは、過去最大の被害があった平成16年8月洪水の3倍の放流量になることを意味していた。これらの情報は、住民の生命・財産が危

険にさらされることは必至であることを示すとともに、当該情報が住民の避難を促す上で非常に重要な情報であった。

したがって、大洲市長は、山鳥坂ダム事務所から、同日午前6時50分の通知を受けた際、「鹿野川ダムから過去にないほどの極めて大量の放流がされるので避難しないと危険である。」「 $6000\text{ m}^3/\text{s}$ という今までの最大放流量の3倍にもなる、大量の危険な放流がされる。家屋が飲み込まれる。」等と住民に情報を提供し、避難指示を直ちに行うべきであったのにこれを行わなかった点において、職務上の義務違反がある。

オ その他の職務上の義務違反

被告大洲市は、同日午前7時30分、避難指示を発令した。しかしながら、当該発令に関しては、以下の職務上の義務違反がある。

(ア) 水位情報に依存した避難指示発令判断の誤り

被告大洲市は、避難情報の発令について、肱川の外水氾濫を対象として肱川の水位観測所の水位を基に地区別に避難勧告等の発令基準を設定し、この水位を超え、なお上昇することが予想される場合に、避難情報を発令しているとのことである。

しかしながら、水位情報によらずとも、過去の放流量と比較すれば、その放流量から危険性を客観的に予見することが十分に可能であり、水位情報の確認を待っていたのでは、迅速かつ的確に避難情報を発令することができない。また、水位観測所は、大川地区と、大洲市の左右に分かれる市街地を結ぶ肱川橋に設置されており、大川地区より上流にはない。水位に頼って判断をしていたのでは、水位観測所の上流にある肱川町地区は警報が出せないことにもなる。

したがって、大洲市長が水位情報に依存して避難指示発令の判断をしたことには、職務上の義務違反がある。

(イ) 水位情報取得時の手続の誤り

被告大洲市は、大洲河川事務所から水位が8.15mとの回答を得た
とのことである。

しかしながら、被告大洲市の問合せ内容は、山鳥坂ダム事務所から、
3000m³/sないし6000m³/sの放流という情報が入ったが、こ
れでどれぐらいの水位になるのかというものであったところ、大洲河川
事務所は、単一の水位しか回答しておらず、被告大洲市の質問の仕方に
落ち度があったことは確実である。

したがって、大洲市長が水位情報取得時に手続を誤ったことには、職
務上の義務違反がある。

(ウ) 避難指示の放送内容及び放送時期の誤り

a 放送内容の誤り

被告大洲市の避難指示を伝える放送の内容は、「こちらは、防災大
洲市役所です。大洲市災害対策本部から、避難指示をお知らせします。
肱川の水位が上昇し、堤防を超えることが予想されます。今回の水位
は過去最大の水位で、これまで浸水していない場所でも浸水の恐れが
あります。ただちに、避難所へ移動するか、高いところへ避難せよ。」
というものであった。

しかしながら、この放送内容では、どの地域のどこの場所の堤防を
越えるおそれがあるのかが住民に伝えられていない。また、この放送
内容では、山鳥坂ダム事務所から得た放流量についての情報が住民に
伝えられていない。大洲市民は、過去何度もダムからの放流によって
被害を受けており、どの程度の放流量でどの程度の被害が生じるのか
を予測することができた。仮に、3000m³/sないし6000m³/
sという放流量が伝えられれば、住民は、相当の浸水被害を受けるこ
とを自ら予測して、直ちに相当程度の高台へ避難することができた。

したがって、大洲市長が前記のとおり放送内容を誤ったことには、

職務上の義務違反がある。

b 放送時期の誤り

被告大洲市が山鳥坂ダム事務所から異常洪水時防災操作の開始予定と6000m³/sの放流見込みをホットラインで伝えられたのは、同日午前6時50分であり、避難指示の放送が開始された同日午前7時30分まで、約40分もの時間があった。しかしながら、上記のとおり、被告大洲市は、水位情報に依拠して避難指示の判断をすべきではなかった上、仮にその点を除くとしても、被告大洲市は、ひとまず、避難を指示する何らかの放送をし、その後、放送内容を変更するという段取りは可能であり、これを検討すべきであった。

したがって、大洲市長が前記の検討を行わず、放送時期を同日午前7時30分としたことには、職務上の義務違反がある。

(エ) 道路の不閉鎖に係る過失

山鳥坂ダム事務所は、同日午前6時50分、大洲市長に対し、「現在通行可能になっている道路も追って冠水が予想される。」との情報を提供し、道路が冠水する可能性があることを伝えていた。同日午前6時、大洲河川事務所長から大洲市長に対し、「大洲第二（水位観測所）で、8時30分に水位が5.78mに達する見込み。国道56号線では、ダイナム前交差点から松ヶ花交差点を6時より通行止めとする。」と連絡があり、大洲河川事務所は、東大洲地区から新谷地区の国道56号線について通行止めをしている。被告大洲市は、道路冠水のおそれについての情報を把握した時点で、市道を通行止めにするのが可能であった。そうすると、ダムからの放流水を直接的に受ける大洲市肱川町こそ、通行止めをすべきであった。

しかしながら、被告大洲市は、放流によって冠水すると予想される大洲市肱川町の道路の閉鎖をしなかった。そのため、大洲市肱川町では、

道路で車を走行していた女性が車ごと流されて、死亡した。

したがって、この点について大洲市長の職務上の義務違反がある。

(オ) 大川地区に対する避難勧告等の不備

5 被告大洲市は、7月6日午前8時2分、避難勧告を出し、防災行政無線で伝えた。上記のように被告大洲市が避難勧告を防災行政無線で伝えたのは1回だけであり、その後、被告大洲市は、住民に対して、避難を促す呼びかけなどはしておらず、避難勧告を受けても大川地区の住民は避難をしていなかった。

10 そのような状況の下で、被告大洲市は、同日午後6時、防災行政無線で、「大洲市災害対策本部からお知らせします。西日本に停滞する梅雨前線の影響で、大洲市では今後も激しい雨が降る見込みです。土砂災害や肱川の水位が高くなることを見込まれておりますので、今後の気象情報に十分注意してください。」との放送をした。この放送は、気象情報に注意することを伝えたのみであり、住民に避難することを促しておらず、避難勧告は一旦取り消されているように聞こえる。

15 したがって、被告大洲市が大川地区の住民に対して同日午前8時2分の避難勧告を出したことをもって、住民に対して十分に避難を促したとみることはできず、この点には大洲市長の職務上の義務違反がある。

【被告大洲市の主張】

20 ア 河川洪水に関する被告大洲市の対応について

被告大洲市は、大洲市地域防災計画において、避難勧告等の発令の対象となる災害ごとに基準を設けている。そして、河川洪水の場合、肱川の外水氾濫を対象として、肱川の水位観測所の水位を基に地区別に避難勧告等の発令基準を設定し、この水位を超え、なお上昇することが予想される場合に、避難情報を発令している。発令された避難情報は、防災行政無線、大洲市災害情報メール、ホームページ、Lアラート（災害情報共有システ



ム) 及び消防団等を活用して、市民に対して周知を図っている。

イ 7月7日午前6時20分以前の対応について

被告大洲市は、大川地区に対して、7月6日午前8時2分、大川観測所の水位が4.3mを超え、なお上昇していたことから、避難情報の発令基準に基づき、菅田・大川地区に「避難勧告」を発令し、さらに、同日午前9時5分、大川観測所の水位が5.0mを超え、なお上昇していたことから、避難情報の発令基準に基づき、柚木・久米・只越・五郎地区に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した。

同日午後4時30分には、既に避難情報を発令していた大川・菅田地区を含めた地区に対して、継続して避難勧告を発令していることや、早めに避難することについて、改めて防災行政無線により呼びかけを行った。

その後も、被告大洲市が得た情報に基づき、避難勧告や、避難準備・高齢者等避難開始の発令地域は、順次拡大しつつある状況にあった。

ウ 7月7日午前6時20分の通知に対して適切に対応していたこと

(ア) 山鳥坂ダム所長は、同日午前6時20分、大洲市長に対し、「平成16年、平成17年を上回る過去最大の流入量・放流量になる見込みであること、及び850m³/sに放流量を上げた後、午前7時半頃にただし書き操作に入る見込みである。」との電話連絡をした。被告大洲市は、これ以前にも、山鳥坂ダム事務所からの情報提供等を受けて、本件降雨により住民の身体・生命に重大な危害を及ぼすおそれが高いことを認識していた。そのため、被告大洲市は、同日午前6時30分、前記の連絡を受けて第5回災害対策本部会議を開催した。この当時、「避難勧告」が菅田・大川・柚木・久米・只越・五郎地区に、「避難準備・高齢者等避難開始」が春賀・八多喜・伊州子・豊中・白滝・平・東大洲地区に発令されていた状況を踏まえ、今後の対応について協議した。前記のとおり、避難勧告等の発令は、水位情報が最も基礎的な情報であり、大洲市

地域防災計画においても、河川洪水における避難勧告等の判断基準を水位によるものと定めている。被告大洲市は、この時点での肱川の水位に基づき、既に避難勧告等は発令していた一方、未だに避難指示の発令基準に達していたものではなかったから、避難指示は発令していなかった。

5 (イ) 原告らは、平成16年8月洪水、平成17年9月洪水との比較により、この時点で避難指示を発令すべきであったと主張する。

しかしながら、平成16年8月洪水で浸水した西大洲地区は、肱川支川の久米川流域に当たり、当時、同支川の堤防は低く、浸水被害が多く発生していたが、平成16年8月洪水の浸水被害を受けて、同地区において堤防の整備が進められていたから、平成16年8月洪水、平成17年9月洪水の経験をもって、そのまま避難指示の発令を判断すべき義務があったとはいえない。

エ 7月7日午前6時50分の通知に対して適切に対応していたこと

15 (ア) 山鳥坂ダム所長は、同日午前6時20分、大洲市長に対し、「鹿野川ダムが今後3000m³/sから最大6000m³/sの放流見込みで、現在通行可能となっている道路も追って冠水が予想される。」との電話連絡をした。被告大洲市は、前記のとおり、大洲市地域防災計画において、肱川の水位観測所の水位をもとに避難勧告等の発令基準を設定しているため、今後、肱川の水位がどのように上昇するのか、ピーク時の水位やその時間はいつ頃になるのかといった、より詳細な情報を得る必要があったことから、山鳥坂ダム所長からの電話後すぐに、大洲河川事務所に対し、肱川の今後の水位状況について助言を求めた。大洲河川事務所は、前記の助言の求めに対し、大洲第二観測所の水位が同日午前10時30分

20

25 に8.15mに上昇することや、同観測所の水位が近年の災害において最高水位であった平成16年8月洪水の際の6.85mを上回るなどの予測を提供した。被告大洲市は、大洲河川事務所から提供された情報

が大洲市地域防災計画に定める避難指示基準に該当すると判断したため、
すぐに大洲市全域に避難指示を発令することを決定し、さらに、避難指
示を伝える放送が、住民に命を守るための行動を取ってもらうためには、
どのような表現が適切か検討を加え、同日午前7時30分に避難指示を
5 発令するとともに、これを防災行政無線により放送して伝達した。

(イ) 原告らは、被告大洲市が具体的な放流量等の放流情報を住民に周知す
る義務を負っていたと主張する。しかしながら、被告大洲市は、具体的
な放流量等の放流情報を住民に周知する義務を負っていない。被告大洲
市は、予想される水位を基に、「今回の水位は過去最大の水位でこれま
10 で浸水していない場所でも浸水のおそれがあります。」と伝達したとこ
ろ、これは、鹿野川ダムの放流量の数値をそのまま放送しても、多くの
市民は、それがどの程度の被害に結びつくのかを直ちに判断するのは困
難と考えられ、また、放流量を放送することで、放送文が長文となり、
かえって住民に危機感が十分に伝わらないおそれもあると判断したため
15 である。

オ 避難指示が財産を守るために発令されるものではないこと、及び避難勸
告が既に発令済みであったこと

そもそも、災害対策基本法や水防法に基づいて発令される避難指示は、
自然災害から生命を守るために発令されるものであって、財産を守るため
20 に発令されるものではない。

また、被告大洲市関係の被害者らのうち、原告番号4、原告番号5、原
告番号8及び原告番号11が被害にあった大川地区の浸水開始は、大成橋
のたもとにある大川郵便局前の浸水開始が同日午前8時30分頃とされて
いることからその頃、原告番号7の主たる事務所がある東大洲地区は、同
25 地区にある二線堤からの越流開始が同日午前10時49分であるからその
頃である。

前述のとおり、避難勧告は、浸水発生の相当前から、特に大川地区については浸水開始までに1日以上前に発令されていたのであるから、原告らの主張する「大事な物を避難」させるだけの十分な時間的余裕がなかったともいえない。

5 (8) 争点8 (損害及び因果関係) について

【原告らの主張】

別紙7 損害項目一覧表の原告らの主張部分のとおり。なお、原告らの各請求に対する被告らの対応関係については、別紙7 損害項目一覧表の原告らの主張部分に明記した。

10 【被告らの主張】

被告国については、別紙7 損害項目一覧表の被告国認否欄のとおり。被告西予市については、同表の被告西予市認否欄のとおり。被告大洲市については、同表の被告大洲市認否欄のとおり。

第3 当裁判所の判断

15 1 各争点に共通する認定事実 (前記前提事実に加え、後掲各証拠 [ただし、後記認定に反する部分を除く。] 及び弁論の全趣旨を総合して認定することができる。)

(1) 平成7年7月洪水以前の治水事業等

20 ア 平成7年7月洪水以前の治水事業の概要 (甲A11、25、乙A3【19~26頁】、66)

25 肱川における本格的な治水事業は、昭和19年から開始された。当初の治水事業は、旧大洲町の主要部及び新谷市街地を輪中堤 (河川を形成する連続的な堤防に対して、ある特定の区域 [集落等] を洪水の氾濫から守るために、その周囲を囲むように築造された堤防をいう。) で囲み、残りの平地部の遊水機能を残す局所的なものであった。しかしながら、その後、鹿野川ダム (昭和35年完成) ・野村ダム (昭和57年完成) の建設、輪

中堤から連続堤（大洲の平野部を堤防で締め切るもの）に計画を変更（昭和32年）しての築堤、宅地嵩上げ等の治水事業が順次実施されてきた。なお、鹿野川ダム建設計画時は、1/40年確率の洪水（昭和20年9月洪水と同規模の洪水）を対象としていたところ、その後、度重なる洪水の発生等を踏まえ、昭和48年には、工事实施基本計画の対象となる洪水規模が1/100年確率の洪水に引き上げられ、野村ダム建設計画時は、かかる洪水規模を対象とした。

イ 平成7年7月洪水当時の治水事業の概要等（甲A3、4、25、乙A18、26、65、66、弁論の全趣旨）

(ア) 平成6年6月肱川水系工事实施基本計画

平成7年7月洪水当時、肱川の治水は、河川整備（堤防新設、河床掘削、護岸等）及び上流ダム群による洪水調節によって洪水を軽減することを目標としていた。当時施行されていた平成6年6月肱川水系工事实施基本計画では、大洲上流域の対象雨量（2日雨量）を340mmとした上で、基準地点大洲における基本高水のピーク流量を6300m³/s（1/100年超過確率の降雨における流量）とし、このうち上流のダム群（野村ダム、鹿野川ダム等）によって1600m³/sを調節することとし、基準地点大洲における計画高水流量を4700m³/sとしていた。

(イ) 上流ダム群の状況

a H8改正前野村ダム操作規則

H8改正前野村ダム操作規則は、前記アのとおり、野村ダム地点における1/100年確率の洪水を対象にして、野村ダムからの最大放流量を決定していた。具体的には、野村ダムの貯水池への流入量が500m³/s以上の流水を洪水と定義し（H8改正前野村ダム操作規則3条）、流入量が500m³/sに達した時点から一定率一定量方式で

洪水調節を開始して野村ダムに流水を貯水させることとし、野村ダムにおける計画高水流量である $1300\text{ m}^3/\text{s}$ のうち、 $300\text{ m}^3/\text{s}$ の流水を貯留して洪水を調節する（つまり $1000\text{ m}^3/\text{s}$ を放流する）操作規則としていた（H8改正前野村ダム操作規則14条）。

5

b H8改正前鹿野川ダム操作規則

H8改正前鹿野川ダム操作規則は、前記アのとおり、鹿野川ダム地点における1/40年確率の洪水を対象にして、鹿野川ダムからの最大放流量を決定していた。具体的には、鹿野川ダムの貯水池への流入量が $600\text{ m}^3/\text{s}$ 以上の流水を洪水と定義し（H8改正前鹿野川ダム操作規則3条）、流入量が $600\text{ m}^3/\text{s}$ に達した時点から一定率一定量方式で洪水調節を開始してダムに流水を貯留させることとし、鹿野川ダムにおける計画高水流量である $2750\text{ m}^3/\text{s}$ のうち、 $1250\text{ m}^3/\text{s}$ の流水を貯留して洪水を調節する（つまり $1500\text{ m}^3/\text{s}$ を放流する）操作規則としていた（H8改正前鹿野川ダム操作規則18条）。

10

15

c 平成7年7月洪水当時の上流ダム群に関する小括

前記a及びbのとおり、平成7年7月洪水当時、両ダムは、少なくとも1/40年確率の洪水（昭和20年9月洪水）には対応し得る計画の下で建設され、運用されていた状況にあった（なお、厳密に言えば、平成7年7月洪水当時における両ダムの洪水調節効果は、基準地点大洲において合計 $530\text{ m}^3/\text{s}$ とされ、前記イ（ア）で目標とした1/100年確率の洪水を対象として、基準地点大洲における洪水調節効果 $1600\text{ m}^3/\text{s}$ を達成するためには、更に山鳥坂ダムの建設を待たなければならない状況であった。）。

20

25

(ウ) 平成7年7月洪水当時の河川整備の状況等

他方、平成7年7月洪水当時の堤防整備等の河道改修について、野村

ダム直下及び鹿野川ダム直下の直轄管理区間、指定区間上流部ではおおむね両ダムの洪水調整後の放流量に耐え得る堤防が完成していたが、指定区間下流部の菅田地区等及び直轄管理区間の大洲市（当時）及び長浜町（当時。いずれも肱川の下流部。）において堤防が未整備の箇所があった。そのため、両ダムを含む上流部と下流部との間の治水安全度が均衡しておらず、肱川全体の治水安全度は、1/40年確率を大幅に下回る1/3年確率以下であった。

(2) 両ダムの操作規則の平成8年改正に至る経緯

ア 平成7年7月洪水以前の状況（乙A57～60）

肱川流域では、平成7年7月洪水以前から、繰り返し生じる洪水により浸水被害を受けていた主に中下流域（当時の大洲市。菅田地区を含む。）の住民や団体が、両ダムの操作規則の見直しを含む洪水調節機能の改善の要望を度々行っていた。

イ 平成7年7月洪水における洪水調節の状況（乙A20、26、61、62、弁論の全趣旨）

平成7年7月洪水の際は、それほど大規模な降雨ではなく、最大流入量が、野村ダムにおいて430 m^3/s 程度、鹿野川ダムにおいて1020 m^3/s 程度であり、両ダムの計画高水流量に達しないものであった。そして、鹿野川ダムでは、H8改正前鹿野川ダム操作規則に基づき洪水調節が実施され（前記(1)イ（イ）b参照）、最大放流量が776.12 m^3/s に調節された一方、野村ダムでは、H8改正前野村ダム操作規則に基づく洪水調節が実施される流量に達しなかったため（前記(1)イ（イ）a参照）、これが実施されなかった。しかしながら、東大洲地区を中心とする中下流域の広範囲で多大な浸水被害が発生し、国の激甚災害の指定を受けた。

なお、平成7年7月洪水における両ダムの最大貯水率は、野村ダムが80.53%（同月3日午後5時49分時点、空き容量251万9000

m³)、鹿野川ダムが76.8% (同月4日午後0時時点、空き容量692万m³)であり、いずれもダムの洪水調節容量を十分に活用するものではなかった。

ウ 平成7年7月洪水以降の操作規則改正の要望 (乙A63、64)

5 平成7年7月洪水の後、大洲市(当時)は、四国地方建設局(当時)に対し、肱川の防災対策について陳情を行ったほか、建設省大洲工事事務所長(当時)が開催する懇談会においても早期の河川改修等を要望し、さらに大洲市内の農業者等から成る被害者団体の陳情や事業者等から成る被害者団体の請願等を受け、両ダムの操作規則の見直しを求めることとした。

10 その後、愛媛県も、被告国に対し、下流の河川改修状況等を踏まえ、上下流の治水対策の技術的バランスを十分考慮して、両ダムの操作規則の暫定的な見直しを行うよう要望した。

エ 両ダムの平成8年改正前の操作規則の見直しについて (乙A66)

15 以上の一連の経緯等を踏まえ、被告国は、両ダムの平成8年改正前の操作規則の見直しを検討することとした。そして、山鳥坂ダム事務所は、平成7年、両ダムの操作規則の変更に当たり、株式会社建設技術研究所に対し、肱川水系既設ダム操作規則検討業務を委託し、平成8年3月に作成された本件報告書において、新操作規則を策定するための検討結果を取りまとめた。

20 本件報告書は、平成7年7月洪水における両ダムの効果を評価した上で、平成7年7月洪水に対応した操作ルールを検討するとともに、当時において戦後最大の流量を記録していた昭和20年9月洪水にも対応した操作ルールを検討し、これらの検討結果を踏まえ、新たな操作規則の候補として、下流優先の操作ルール、上流優先の操作ルール及び上下流痛み分けの操作

25 ルールをそれぞれ検討し、これらの操作ルールのうち、最も優れたものを決定するという手法を採用した。

(3) 本件報告書の要旨

ア 前提条件

(ア) 操作ルール検討の基本条件（乙A66【5-3～5-4頁】）

操作ルールを検討する上で設定された条件は、既設ダムの施設改造はしない（現状の洪水調節容量及び放流能力を前提とする）こと、目標とする洪水防御地区及び対象を明確にすること、目標とする洪水流量を設定することの3点であった。

(イ) 目標とする洪水防御地区及び対象並びに目標流量の内容について（乙A66【5-5～5-8頁】）

目標とする洪水防御地区及び対象については、氾濫面積が広く、市街化が進み浸水戸数が多いことから氾濫被害が極めて甚大である東大洲地区を洪水防御地区とすること、また、あらゆる洪水被害を防ぐことは不可能であることから、防ぐべき被害の規模を宅地浸水として、「東大洲地区の宅地浸水」を防御すべき被害として定義することとした。

また、目標とする洪水流量については、東大洲地区の宅地浸水被害が発生する流量が $2200\text{ m}^3/\text{s}$ （大洲地点相当流量）であるから、同流量を目標流量として設定することとした。

(ウ) 目標流量に対応する両ダムの各ダム地点における流量について（乙A66【5-8～5-10頁】）

上記の目標流量に対応する両ダムの流量を算出した結果、算出の根拠となる流量の評価手法（流域の面積により評価する手法や、既往の洪水により評価する手法等）により一定の幅が生じるものの、野村ダムについては $370\sim450\text{ m}^3/\text{s}$ 、鹿野川ダムについては $780\sim1100\text{ m}^3/\text{s}$ と算出された。これらによれば、鹿野川ダムの対応流量は、いずれもH8改正前鹿野川ダム操作規則の洪水調節開始流量（ $600\text{ m}^3/\text{s}$ ）を上回るのに対し、野村ダムの対応流量は、いずれもH8改正前野村ダ

ム操作規則の洪水調節開始流量（ $500\text{ m}^3/\text{s}$ ）を下回った。

また、菅田地区における無害流量（家屋への浸水が生じない流量）を併せて検討した場合には、前記と同様、評価手法によって一定の幅が生じるものの、野村ダムについては $310\sim380\text{ m}^3/\text{s}$ 、鹿野川ダムについては $660\sim930\text{ m}^3/\text{s}$ と算出された。

イ 下流優先ルール

（ア）検討の方針（乙A66【5-8頁】）

まず、前記ア（ウ）で検討された結果に基づき、東大洲地区や菅田地区など、肱川の下流域における浸水被害を避けるため、両ダムの新たな操作ルールとして、鹿野川ダムの洪水調節開始流量はH8改正前鹿野川ダム操作規則と同様とする一方、野村ダムの洪水調節開始流量は、 300 、 350 、 400 、 450 及び $500\text{ m}^3/\text{s}$ とする5つの暫定ルール（両ダムとも、放流方法は一定量放流）を検討対象として設定し、これらの暫定ルールに対する検討が行われた。

（イ）実績8洪水に対するシミュレート（乙A66【5-13～5-36頁】）

両ダムにつき、5つの暫定ルールに基づき野村ダムを操作することとした場合、過去の肱川で発生した8つの洪水（実績8洪水。実績洪水のうち、①大洲地点の実績最大流量が毎秒 2000 立方メートルを上回ること、②洪水の発生原因に偏りが無いこと、③降雨の地域分布特性に偏りが無いこと、④野村ダム及び鹿野川ダムの実績流入、放流ハイドロが得られることの4つの条件を満たした8洪水のこと）に対してどのような結果が生ずるかをシミュレートした結果、野村ダムの5つの暫定ルールのうち、洪水調節開始流量を $300\text{ m}^3/\text{s}$ とするものがH8改正前野村ダム操作規則と比較して全洪水に対する大洲地点の最大流量の低減量の平均が最も大きく、かつ、大洲地点の最大流量が増加する洪水（実績

8洪水のうちの2つの洪水)における平均流量の増加が最も小さいという結果が得られた。

(ウ) 大規模洪水に対するシミュレート (乙A66【5-37~5-53頁】、67)

5 続いて、両ダムにつき、5つの暫定ルールに基づき野村ダムを操作することとした場合、昭和20年9月洪水(約1/40年確率)に対する洪水調節効果を検討するとともに、河辺川ダム計画(昭和60年度に作成された、平成5年4月に名称変更される前の山鳥坂ダムに係る計画)における計画洪水の決定洪水である、昭和55年7月洪水における降水量を1/100年確率洪水に相当するように調整した降雨に対する洪水調節効果を検討した。

10 また、野村ダムの5つの暫定ルールに基づき野村ダムを操作することとした場合の、肱川水系工事实施基本計画における野村ダムの計画流量及び洪水調節容量の決定洪水(昭和20年9月洪水)に対する洪水調節効果の確認を行った。

15 その結果、昭和20年9月洪水及び降水量を調整した昭和55年7月洪水のいずれについても、両ダムでは、流入量のピークより前に洪水調節容量が不足し、かつ、平成8年改正前の操作規則よりも大洲地点における最大流量が増加する(なお、野村ダムに係る5つの暫定ルールのうちでは、洪水調節開始流量を300m³/sとする操作ルールが最大流量の増加が最も大きくなる。)との結果となった。また、昭和20年9月洪水について、野村ダムは、流入量のピーク前に洪水調節容量が不足するとの結果が得られた。

20 (エ) 「下流優先の操作ルール」の決定(乙A66【5-54頁】)

25 以上の検討により、野村ダムの5つの暫定ルールのうち、洪水調節開始流量を300m³/sとするものが、平成8年改正前の操作規則と比較

して、実績8洪水の全てに対する大洲地点の最大流量の低減量の平均が最も大きく、かつ、平成8年改正前の操作規則による操作と比較して大洲地点の最大流量が増加する洪水（実績8洪水のうちの2洪水）における平均流量の増加が最も小さいという結果が得られたことから、中小規模の洪水に対する洪水調節効果が最も高いと考えられた。

一方、大規模洪水である昭和20年9月洪水及び降水量を調整した昭和55年7月洪水のいずれについても、平成8年改正前の操作規則と比較した最大流量の増加量は、野村ダムの5つの暫定ルールのうち、洪水調節開始流量を $300\text{ m}^3/\text{s}$ とするものが最も大きくなるとの結果が得られた。ただし、他の4つの暫定ルールと比べて、流量の増加量に著しい差はなく（大洲地点の流量につき、昭和20年9月洪水に対して $300\text{ m}^3/\text{s}$ を洪水調節開始流量とするものは $4979\text{ m}^3/\text{s}$ 、 $500\text{ m}^3/\text{s}$ を洪水調節開始流量とするものは $4929\text{ m}^3/\text{s}$ で $50\text{ m}^3/\text{s}$ の差、降水量を調整した昭和55年7月洪水に対して $300\text{ m}^3/\text{s}$ を洪水調節開始流量とするものは $6259\text{ m}^3/\text{s}$ 、 $500\text{ m}^3/\text{s}$ を洪水調節開始流量とするものは $6221\text{ m}^3/\text{s}$ で $38\text{ m}^3/\text{s}$ の差である。）、5つの暫定ルール全てにおいて、流入量のピーク前に洪水調節容量が不足することとなる点は同様であった。

以上の検討の結果、「下流優先の操作ルール」としては、「鹿野川ダムを $600\text{ m}^3/\text{s}$ （一定量放流）、野村ダムを $300\text{ m}^3/\text{s}$ （一定量放流）」とすることが相当と判断された。

(オ) 実績11洪水における平成8年改正前の操作規則との比較（乙A66【5-55～5-66頁】）

最後に、上記下流優先の操作ルールについて、検討対象として選定した実績11洪水（降雨、流量データが整備された昭和29年以降の洪水を対象に、①降雨倍率がおおむね2.0以下であること、②洪水の発生

原因に偏りが無いこと、③降雨の地域分布特性に偏りが無いことの3つの条件を満たした11洪水)を1/5年確率から1/100年確率まで縮小・拡大した大小複数の規模の洪水(実績11洪水のそれぞれについて、1/5、1/10、1/20、1/40及び1/100年確率に縮小・拡大することによって得られる計55洪水)に対する洪水調節効果を検討し、平成8年改正前の操作規則を適用した場合との比較を行った。

その結果、1/10年確率～1/20年確率未満の洪水や大洲地点の最大流量が2500～3000m³/s未満の洪水に対し、前記下流優先の操作ルールの方が、平成8年改正前の操作規則よりも効果を発揮すると推定することができた。

一方、最大流量が3000m³/s、4000m³/sクラスの洪水には、現行ルールの方が効果的であることは認めつつ、そのような洪水が発生するのは、洪水数頻度で2割、年数評価で約1割に過ぎず、常時発生する洪水に対応した方が良策であり、また、1/100年確率の洪水については、平成8年改正前の操作規則と比較して下流優先の操作ルールの方が最大流量は増加するものの、その増加量が75m³/sと小さく、洪水調節効果が著しく低減するわけではないとの評価を示した。

ウ 上流優先ルール

(ア) 検討の必要性及び方針(乙A66【6-2～6-4頁】)

前記の下流優先のルールでは、一定量放流を基本とすることから、平成8年改正前の操作規則の場合と比較して、最大放流量の増大等により、特にダム直下流に悪影響を及ぼすことが懸念されたため、検討当時における近年の実績洪水を上回るような規模の洪水を操作ルール決定の対象とし、中小規模洪水に対する洪水調節効果を確保し、かつ、大規模洪水にも対応することのできる操作ルールを検討することとした。

上流優先の操作ルールとしては、中小規模洪水時には、下流の大洲地

区や菅田地区に対する洪水調節効果を発揮し、大規模洪水時には、ダム直下流地区（肱川町〔当時〕や野村地区）に対して洪水調節容量の不足に伴う最大放流量の増大を避け得るような操作ルールを検討すべきものとした。

5 この場合の洪水調節方式は、中小規模洪水時の調節効果の増大と、最大放流量の抑制を両立する観点から、最大放流量制限付きの二次式による一定率一定量放流とし、洪水調節容量は平成7年当時における現状の洪水調節容量を、洪水調節開始流量は前記の下流優先の操作ルールの検討によって得られた値（野村ダムが300 m³/s、鹿野川ダムが600 m³/s）を用いるものとした。

10 (イ) 操作方法の決定（乙A66【6-5～6-7頁】）

上記を前提に、昭和20年9月洪水を用いて、最大放流量の制限及び洪水調節容量を不足させないことを共に満足するような放流率 α を試算した結果、野村ダムでは、 $Q_{out} = 0.001372 \times (Q_{in} - 300)^2 + 300$ （ただし $Q_{out} \leq 1000 \text{ m}^3/\text{s}$ ）の一定率一定量放流、鹿野川ダムでは $Q_{out} = 0.000984 \times (Q_{in} - 600)^2 + 600$ （ただし $Q_{out} \leq 1500 \text{ m}^3/\text{s}$ ）の一定率一定量放流が相当と判断された。

15 (ウ) 実績8洪水における平成8年改正前の操作規則との比較（乙A66【6-8～6-17頁】）

20 実績8洪水に対して上記の操作方法によりダム操作を行ったとした場合の洪水調節効果をシミュレートし、平成8年改正前の操作規則に従ってダム操作を行う場合と比較した結果、野村ダムにおいては総じて最大放流量が減少するものの、鹿野川ダムにおいては最大放流量が増加する場合が多く、大洲地点におけるピーク流量は、実績8洪水のうち5洪水において増加するとの内容であった。

25 エ 上下流痛み分け操作ルール

(ア) 検討の必要性及び方針 (乙A66【7-2~7-4頁】)

前記イの下流優先の操作ルールでは、平成8年改正前の操作規則と比較して、洪水調節容量が不足する場合にダム直下流に対する悪影響が懸念され、これらを是正した前記ウの上流優先の操作ルールでは、大規模洪水時には平成8年改正前の操作規則と同様の洪水調節効果が得られる一方、中小規模洪水(検討当時の頃に多く発生していた規模の洪水)の際は、平成8年改正前の操作規則による場合よりも洪水調節効果が低減するという結果となった。

そこで、これらの操作ルールの中間的な位置付けとなる、中小規模洪水に対しても洪水調節効果を発揮しつつ、大規模洪水時の洪水調節効果にも悪影響を及ぼさない操作ルールを検討することとなった。

上下流痛み分けの操作ルールの洪水調節方式は、中小規模洪水時の下流への洪水調節効果の確保及び大規模洪水時の放流増加量の抑制という観点から、①洪水調節容量を分割し、中小規模洪水時用の容量を先取りしてその範囲内は一定量放流とするもの、又は②流入量・貯水量による段階別の放流率を設定し、中小規模洪水時には小放流率で放流を行い、大規模洪水時には流入量に追従して放流率を上げるものの2つの考え方を検討することとした。

洪水調節開始流量は、①洪水調節容量を分割する場合(容量先取り後一定増量放流方式又は容量先取り後一定開度放流方式)については、下流優先の操作ルールの検討(前記イ)によって得られた野村ダムが300 m^3/s 、鹿野川ダムが600 m^3/s を用い、②流入量・貯水量による段階別の放流率を設定する場合(容量制限付き段階別定率放流方式)については、野村ダムについて250 m^3/s 、鹿野川ダムについて600 m^3/s とすることとした。

(イ) 前記各方式の候補と検討 (乙A66【7-5~7-15頁】)

容量先取り後一定増量放流方式については、前記（ア）の各条件並びに昭和20年9月洪水に対して1時間当たりの放流増加量が一定量以下となること及び最大放流量が下流区間の流下能力以内となるように先取り容量を試算し、先取り容量は洪水調節容量の4割、その後、時間当たり一定量ずつ放流量を増加させることとするルールを検討の候補とした。

容量先取り後一定開度放流方式については、先取り容量を前記と同様に4割、その後、東大洲地区の浸水開始流量に対応する放流量に至るまで放流を増加させてゲートを一定開度（自然調節）とするルールを検討の候補とした。なお、同方式による具体的なダムの上作内容については、後記オのとおりである。

容量制限付き段階別定率放流方式については、前記（ア）の各条件を満たし、昭和20年9月洪水に対する鹿野川ダムの初期の放流量の増加率を大小2パターン設け、それぞれを検討の候補とした。

（ウ）実績8洪水における各候補間及び平成8年改正前の上作規則との比較
（乙A66【7-16～7-55頁】）

前記（イ）に挙げた各候補につき、実績8洪水に対してそれぞれのダム上作を行ったとした場合の洪水調節効果をシミュレートし、各候補相互及び旧上作規則に従ってダム上作を行った場合と比較した。

その結果、容量先取り後一定開度放流によることが、大洲地点におけるピーク流量（全洪水平均）の低減量及び下流氾濫域に対する洪水調節効果が最も大きく、最大放流量が現状の流下能力（野村ダム直下において1000 m^3/s 、鹿野川ダム直下において2300 m^3/s ）内に収まり、ダム直下流地区に悪影響を及ぼさず、放流量の増加量もダム直下流地区に悪影響を及ぼさない程度に制御し得ること、中小規模洪水時（先取り容量を使用する洪水）から大規模洪水に対応する上作への切り替えの判断基準が貯水位のみであり明確であること、大規模洪水時の上作が

一定開度放流であり複雑ではないことに照らして、総合的に最も優れたものであると判断された。

以上より、上下流痛み分け操作ルールとしては、容量先取り後一定開度放流によることが適当であると結論付けられた。

5 オ 採用すべき操作ルールについて

(ア) 総括 (乙A66【8-2~8-4頁】)

前記イ~エで検討された複数の操作ルールについて、下流優先の操作ルールは、実績8洪水を対象とした下流氾濫域への洪水調節効果は最も大きいものの、昭和20年9月洪水を対象とした場合には、流入量のピークを迎える前に洪水調節容量が不足することによって、平成8年改正前の操作規則による場合と比較して、最大放流量の増大、放流量の増加割合の増大といった現象が生じ、ダム直下流地域に悪影響を及ぼすという問題があった。

他方、上流優先の操作ルールでは、下流優先の操作ルールのような、計画洪水時のダム直下流地域への悪影響は生じないが、平成8年改正前の操作規則による場合と比較して、下流氾濫域への洪水調節効果が減少し、中小規模洪水に対応するという新しい操作規則の検討の目的を達することができないという問題があった。

これに対して、下流優先の操作ルールと上流優先の操作ルールとの折衷的な位置づけである上下流痛み分けの操作ルールについては、前記エ

(ウ) 記載の利点があるとされた。

以上のことから、本件報告書では、後記(イ)の上下流痛み分け操作ルールを、新たな操作規則における操作ルールとして採用すべきであると結論付けた。

25 (イ) 上下流痛み分け操作ルールの操作方法の具体的内容 (乙A66【8-5~8-6頁】)

野村ダムでは、洪水調節開始流量を $300\text{ m}^3/\text{s}$ とし、洪水調節方法を、先行4割容量部分は $300\text{ m}^3/\text{s}$ の一定量放流（ただし、この時点で流入ピークを迎えた後は一定量放流を継続する）とし、残容量部分は放流量を $300\text{ m}^3/\text{s}$ から $400\text{ m}^3/\text{s}$ に20分かけて増量し、その後、
5 コンジットゲートの開度を全開（3.4m）、クレストゲートの開度を0.55mとする（ただし、流入ピーク後は一定量放流とする。）。

鹿野川ダムでは、洪水調節開始流量を $600\text{ m}^3/\text{s}$ とし、洪水調節方法を、先行4割容量部分は $600\text{ m}^3/\text{s}$ の一定量放流（ただし、この時点で流入ピークを迎えた後は一定量放流を継続する）とし、残容量部分
10 は放流量を $600\text{ m}^3/\text{s}$ から $850\text{ m}^3/\text{s}$ に30分かけて増量し、その後は、クレストゲートの開度を2.30mとする（ただし、流入ピーク後は一定量放流とする。）。

(ウ) 野村ダムの予備放流との関係について（乙A66【8-7~8-28頁】）

15 前記の操作ルールによった場合、野村ダムの常時満水位から洪水期制限水位へ移行する期間であっても洪水調節効果に悪影響を与えないか、検討を加えた。

その結果、実績8洪水のうち、上記洪水期に発生した昭和63年6月26日洪水及び平成7年7月洪水を検討対象として、最も悪条件である
20 常時満水位から野村ダム操作規則・操作細則の放流の原則に準じて予備放流を実施する場合の予備放流の可否について検討したところ、洪水期制限水位まで水位を下げる予備放流は可能であることが確認された。

また、かかる予備放流を実施することを前提とした上で、両ダムにおいて、上記2洪水に対し、上下流痛み分け操作ルールに基づく洪水調節
25 を行った場合の洪水調節効果について検討を行った結果、予備放流を実施しない場合と比較して、洪水調節効果の減少は認められないとの結果

が得られた。

さらに、実績8洪水全てについて、予備放流を実施することを前提とした上下流痛み分け操作ルールによる洪水調節と平成8年改正前の操作規則による洪水調節の効果を比較したところ、野村ダムの最大放流量は全ての洪水で同量以下に低減し、鹿野川ダムの最大放流量は6洪水で低減することが確認された。また、大洲地点での流量は7洪水で低減し、平均でも $175 \text{ m}^3/\text{s}$ を低減できることが確認された。

(エ) 新たな操作ルールと平成8年改正前の操作規則との洪水調節効果の比較 (乙A66【8-29~8-37頁】)

新たな操作ルールの洪水調節効果を評価するため、実績11洪水を1/5年確率から1/100年確率まで縮小・拡大した計55洪水に対する洪水調節効果を検討し、平成8年改正前の操作規則を適用した場合との比較を行った。

その結果、大洲地点の最大流量が $2860 \text{ m}^3/\text{s}$ (おおむね1/13年確率)程度を下回る規模の洪水については、上下流痛み分け操作ルール(4割容量先取り後一定開度放流)の方が高い洪水調節効果を期待できること、昭和18年以降の既往洪水(30洪水)の8割(24洪水)は上記規模の範囲内であり、これらについては平成8年改正前の操作規則よりも上下流痛み分け操作ルール(4割容量先取り後一定開度放流)による方が被害軽減に効果的であることが推察できた。

また、計画規模の洪水に対しては、上下流痛み分け操作ルールは、平成8年改正前の操作規則と比較して、大洲地点の流量で約 $50 \text{ m}^3/\text{s}$ 増加する程度(平成8年改正前の操作規則では $5233 \text{ m}^3/\text{s}$ 、上下流痛み分け操作ルールでは $5286 \text{ m}^3/\text{s}$)であり、同規模の洪水に対する洪水調節効果が著しく低減することはないとの結果が得られた。

カ 結論 (乙A66【8-38頁】、弁論の全趣旨)

以上の技術的検討から、本件報告書は、上下流痛み分け操作ルールを採用すべき新たな操作ルールとして取りまとめられた。

5 なお、本件報告書においては、既設2ダムの暫定操作ルールは、生起頻度の高い中小洪水に対する早急な治水対策の必要性から設定され、全て
10 “現状”を基本に考えたとされていた。また、肱川の治水事業をとりまく背景や今後の動向としては、河川激甚災害対策特別緊急事業等により河川の流下能力の安全度は向上し、新たに山鳥坂ダムの建設が進み、既設ダムの再開発計画による容量配分の見直しの可能性が浮上するといった事情から、今後のダム操作ルールの設定に当たっては、目標流量を河道改修に見合った無害流量とすることや、ダムの洪水調節開始流量及び放流能力についても改修等を考慮して設定されるべきことが提言されていた。

(4) 両ダムの平成8年の操作規則改正及びこれに対する流域自治体等の評価等
(甲A1、2、乙A9、10)

15 ア 両ダムの平成8年の操作規則改正及びこれに対する流域自治体等の評価

 本件報告書を踏まえ、建設大臣（当時）は、平成8年6月、特ダム法31条3項に基づき、両ダムの操作規則を変更した。

 両ダムの平成8年の操作規則改正は、特ダム法31条3項に定められた関係行政機関等との協議や意見照会において賛同を得られた（当時は、両ダムがいずれも特ダム法の適用を受けるダムであった。）ほか、平成8年
20 当時の新聞記事によれば、任意に実施された4つの流域自治体（野村町、肱川町、大洲市、長浜町。いずれも当時のもの）の理事者及び議会議員への説明や、地元住民への直接の説明のいずれにおいても、メリット及びデメリットを総合的に見て、操作規則改正が肱川の洪水対策として十分に効果のあるものであるとされ、高く評価されていた。

25 イ 両ダムの平成8年の操作規則改正の内容

 (ア) 野村ダムについて（条文はR2改正前野村ダム操作規則による。）

野村ダムでは、貯水池への流入量が $300\text{ m}^3/\text{s}$ 以上の流水を洪水と定義し（R2改正前野村ダム操作規則3条）、流入量が $300\text{ m}^3/\text{s}$ に達した時点から洪水調節を開始して、 $300\text{ m}^3/\text{s}$ の水量をダムから放流し、その後流入量が増加し、貯水位が標高 167.9 m に達すると、放流量を $400\text{ m}^3/\text{s}$ まで上げて開度を固定する一定量後一定開度方式を採用し、その後流入量が増加し、貯水位が標高 169.4 m に達し、洪水時最高水位を超えるおそれがある場合には、異常洪水時防災操作に移行することとしていた（R2改正前野村ダム操作規則17条）。

(イ) 鹿野川ダムについて（条文はR2改正前鹿野川ダム操作規則による。）

鹿野川ダムでは、貯水池への流入量が $600\text{ m}^3/\text{s}$ 以上の流水を洪水と定義し（R2改正前鹿野川ダム操作規則3条）、流入量が $600\text{ m}^3/\text{s}$ に達した時点から洪水調節を開始して、 $600\text{ m}^3/\text{s}$ の水量をダムから放流し、その後流入量が増加し、貯水位が標高 84.0 m に達すると、放流量を $850\text{ m}^3/\text{s}$ まで上げて開度を固定する一定量後一定開度方式を採用し、その後流入量が増加し、貯水位が標高 87.5 m に達し、洪水時最高水位を超えるおそれがある場合には、異常洪水時防災操作に移行することとしていた（R2改正前鹿野川ダム操作規則16条）。

(5) 両ダムの平成8年改正後の操作規則に基づく洪水調節実績等

ア 両ダムの平成8年改正後、本件洪水までの間の洪水被害（乙A2）

両ダムの平成8年改正後、本件洪水までの間に肱川流域で発生した主な洪水としては、次のものがあつた。

(ア) 平成10年10月洪水（基準地点大洲の流量 $2400\text{ m}^3/\text{s}$ 、農地浸水 133 ha 、宅地浸水 3 ha 、床上浸水2戸、床下浸水29戸）

(イ) 平成16年8月洪水（基準地点大洲の流量 $3200\text{ m}^3/\text{s}$ 、浸水面積約 839 ha 、床上浸水297戸、床下浸水277戸）

(ウ) 平成16年9月洪水（基準地点大洲の流量 $2300\text{ m}^3/\text{s}$ 、浸水面積

約266ha、床上浸水6戸、床下浸水38戸)

(エ) 平成16年10月洪水(基準地点大洲の流量2100m³/s、浸水面積約415ha、床上浸水1戸、床下浸水9戸)

(オ) 平成17年9月洪水(基準地点大洲の流量3300m³/s、浸水面積約713ha、床上浸水145戸、床下浸水167戸)

(カ) 平成23年9月洪水(基準地点大洲の流量3200m³/s、浸水面積約574ha、床上浸水69戸、床下浸水79戸)

イ 野村ダムでの洪水調節実績(乙A13)

野村ダムでは、平成8年から本件降雨の前年までの間に実施した22回の洪水調節のうち、流入量300m³/s以上500m³/s未満の15件(H8改正前野村ダム操作規則では洪水調節を実施しなかった流入量)で洪水調節を実施し、放流量を低減させた。

例えば、平成11年8月17日に実施された洪水調節では、累計雨量が210mm、最大流入量が530.73m³/sの降雨に対し最大放流量を299.95m³/sまで低減させたり、平成29年9月17日に実施された洪水調節では、累計雨量が167mm、最大流入量が512.78m³/sの降雨に対し、最大放流量を298.78m³/sまで低減させたりした。

なお、平成16年8月洪水の際には、累計雨量が229mm、最大流入量が644.53m³/sの降雨に対し、最大放流量を552.50m³/sまで低減させた。

ウ 鹿野川ダムでの洪水調節実績(乙A14)

鹿野川ダムにおいても、平成8年から本件降雨の前年までの間、洪水調節を30回実施し、そのうち26件で放流量を600m³/s以下に低減させた。

例えば、平成10年7月26日に実施された洪水調節では、累計雨量が225mm、最大流入量が1060m³/sの降雨に対し、最大放流量を5

9.9 m³/s まで低減させたり、平成25年10月24～25日に実施された洪水調節では、累計雨量が270 mm、最大流入量が1258 m³/s の降雨に対し、最大放流量を597 m³/s まで低減させたりした。

5 なお、平成16年8月洪水の際には、累計雨量が223 mm、最大流入量が2007 m³/s の降雨に対し、最大放流量を1873 m³/s まで低減させた。

(6) 本件洪水当時の河川整備の状況等

ア 本件基本方針及び本件整備計画

(ア) 本件基本方針の概要 (乙A5)

10 国土交通省河川局は、平成15年10月、河川法16条に基づき、肱川水系に関する整備の方針として、本件基本方針を策定した。

本件基本方針は、平成7年7月洪水等の経験を踏まえ、洪水から貴重な生命・財産を守り、地域が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図るなどの考え方に基づき、段階的な目標を明確にして整備を進めるとした。そして、本件基本方針は、災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行うとともに、豊かな自然環境や景観に配慮しながら、堤防の新設及び拡築、河道の掘削により河積を増大させ、護岸等の施工、堤防沿いの河畔林の保全、河道内の樹木管理などにより、計画規模の流水を安全に流下させること、また、本支川及び上下流のバランスを考慮し、水系として一貫した河川整備を行うこととした。

20 なお、本件基本方針は、河川の整備の基本となるべき事項のうち、基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項については、平成6年6月肱川水系工事実施基本計画と同内容（前記(1)イ（ア）参照）としていた。

(イ) 本件整備計画の概要 (乙A1)

四国地方整備局と愛媛県は、平成16年5月、河川法16条の2に基づき、本件整備計画を策定した。本件整備計画は、本件基本方針に基づいた河川整備の当面の目標として、対象期間をおおむね30年として策定された。

5 本件整備計画は、その目標として、戦後最大洪水である昭和20年9月の洪水とピーク流量が同規模の洪水を安全に流下させることとして、基準地点大洲において、目標流量を $5000\text{m}^3/\text{s}$ と定め、これを流域内の洪水調節施設（ダム）により $1100\text{m}^3/\text{s}$ を調節して河道への配分流量を $3900\text{m}^3/\text{s}$ とした。

10 また、本件整備計画は、河川整備の実施に関する考え方として、治水については築堤、宅地嵩上げ、ダム建設、内水対策施設等を合わせ日常の河川管理、維持により目標流量を安全に流下させるとした。そして、本件整備計画は、具体的には、以下の措置を講じることとした。まず、
15 ①山鳥坂ダムの建設と鹿野川ダムの改造により洪水時の流量を低減（河道を流れる水量を低減）させ、ダム下流の水位の低下を図り、東大洲地区等の氾濫被害を大きく低減するとともに、両岸から山が迫り幅が狭く、人家が連担していることにより河道整備に時間を要する長浜町区間等、下流の洪水被害を軽減することである。次に、②東大洲下流については
20 目標とする治水安全度を確保するとともに、大洲盆地の堤防の締め切りに伴う流量増加に備えるため、流下能力の向上を目指す、改修に当たっては築堤に加え、県道の整備や区画整理等街づくりと一体となった宅地の嵩上げなど地域の負担ができるだけ少ない河道改修を行うこと、また、東大洲上流についても下流流下能力とバランスを図りつつ河道改修を行うことである。さらに、③河川の整備やダム建設等が地域に与える社会的影響の緩和や水源地域の生活再建・地域振興について、関係住民等の
25 意向を十分配慮・尊重し、国・県、関係市町村等と連携して必要な措置

を講じることである。

なお、本件整備計画は、前記①の洪水時の流量を低減させるための対策に関し、山鳥坂ダムの建設、鹿野川ダムの直轄化（注：鹿野川ダムは、本件整備計画当時は愛媛県の管理下にあった。）及び改造（トンネル洪水吐の増設）、野村ダム、鹿野川ダム及び山鳥坂ダムの統合管理、操作

5 ルールの見直し（上記3ダムは、下流の河川改修の整備状況等に対応してダムの操作ルールを適宜見直す。）を挙げた。

イ 本件洪水当時における河川整備の状況等（甲A11、乙A1【38頁】、2【16～17頁、20～28頁】）

10 本件整備計画は、前記のとおり、肱川の河川整備を平成16年から平成45年までのおおむね30年間で行う予定であり、本件洪水当時である平成30年7月において、肱川の河川整備、殊に東大洲地区の一部より下流域及び菅田地区等の堤防整備は未だ途上であり、それらの地区における流下能力は、上流ダム群に比して未だ不足する状況にあった。すなわち、

15 肱川の上下流においては、依然として治水安全度が均衡していない状況にあった。

この点、河口から上流に向けて順次見ていくと、まず、東大洲地区よりも下流域（河口の長浜地区から肱川と矢落川の合流地点辺りまで）の直轄管理区間においては、本件洪水当時、堤防整備、宅地嵩上げ等の河川整備

20 事業が未着手ないし事業中のところがあった。一般に、下流部の河道整備に先行して上流部の堤防整備を実施すると、当該上流部の地区の浸水被害が低減する一方、当該上流部の地区は遊水地として機能しなくなるから、下流部の浸水被害が拡大する関係にある。この観点から、東大洲地区等の一部においては、本件洪水当時も、完成堤防より低い暫定堤防が整備され、

25 洪水時には暫定堤防から越流させることにより東大洲地区等の一部を遊水地化させ、これより下流の洪水被害を軽減することとされた。なお、本件

整備計画後、本件洪水当時までの間、平成16年、平成17年、平成23年に暫定堤防からの越流があったところ、本件整備計画後、暫定堤防からの越流による浸水被害の軽減のため、二線堤（市道）が整備される等、同地区における浸水被害の軽減策も講じられた。

5 次に、東大洲地区等のうち前記の暫定堤防以外の大洲盆地周辺においては、比較的堤防整備が進んでいた一方、大洲盆地よりさらに上流の菅田地区を始めとする指定区間においては、堤防整備、宅地嵩上げ等の河川整備事業が未着手ないし事業中のところが大半であった。

10 なお、国土交通省や愛媛県は、大洲市、西予市、内子町の2市1町を構成員とする「肱川流域総合整備促進協議会」等から、毎年、肱川及び支川に関する河川整備の促進について要望を受けていたところ、両ダムの平成8年の操作規則改正後、本件洪水以前に、操作規則の再改正に関する要望がされたと認めるに足る証拠は見当たらない。

(7) 両ダムにおける流入量・放流量・貯水位等の予測方法等

15 ア 肱川洪水予測システム（乙A21、22、84、弁論の全趣旨）

(ア) 肱川洪水予測システムの機能について

20 肱川洪水予測システムは、降雨予測機能（レーダー雨量により移動解析を行い降雨予測を行う機能）、洪水予測演算機能（最新データを基に予測演算を行う機能）及び予測結果出力機能（予測結果の図表化、最新データ表示の更新、各端末パソコンへの表示機能）の3つの機能により構成されている。

25 肱川洪水予測システムは、統一河川情報システムから、実績雨量及び国土交通省によるレーダー雨量データを取り込み、降雨予測機能に基づき、3時間先まで移動解析により降雨予測を行い、統一河川情報システムから気象庁発表の6時間先までの降水短時間予報を30分ごとに自動で取り込み、日本気象協会からの毎正時の予測雨量（36時間先までの

毎正時予測が約10分以内に提供される。)のデータをシステムに保存、取り込むことで流入量を予測することができる。

また、肱川洪水予測システムは、国土交通省によるレーダー雨量データ等を用いて、流域の空間分布情報を一辺1kmの格子状にメッシュ分割し、メッシュごとの流域特性(地形、植生分布、土地利用、土壌分布及び地質分類等)に応じて個別的に流出量を計算したものを合わせて全体の流出量を計算するという流出解析手法により、36時間先までのダムにおける放流量・貯水位等を予測することができる。

(イ) 短期予測と長期予測について

肱川洪水予測システムによる予測結果は、6時間先までのものが10分間隔で、それ以降のものが1時間間隔で表示され、前者が短期予測、後者が長期予測と呼ばれている。

短期予測は、レーダー雨量による移動解析や気象庁の降水短時間予報からの雨量予測を取り込むことで、10分ごとに随時予測結果が表示される。

長期予測は、短期予測で予測されたものに加えて、日本気象協会から正時で提供される予測雨量データを用いて1時間ごとの予測結果が表示される。

ただし、いずれの予測についても、前記のデータ取り込みの後、表示されるまでには、10分弱程度のタイムラグが生ずる。

(ウ) 肱川洪水予測システムにおいて流入量と放流量が同一の値となる場合について

肱川洪水予測システムでは、流水がダムへ流入することによりダムの洪水時最高水位を超えることが予測された場合、ダムへの流入量と同一の値が放流量として表示される。

イ 貯留関数計算

野村ダムでは、肱川洪水予測システムによる予測結果を基本としつつ、これに加えて、降水量から河川への流出量を求めるために一般的に使用されている関数である「貯留関数法」（降った雨のうち、短時間に洪水として流出する成分について、流域での貯留を流域単位でモデル化して降水量から流出量を求める計算式。）を野村ダムへの流入量等を算出するための予測資料として併用している。

(8) 本件降雨の状況等

ア 本件降雨の概要（甲A11【6頁】、乙A15～17）

6月28日以降、華中から日本海を通過して北日本に停滞していた前線は、7月4日にかけて北海道付近に北上した後、同月5日には西日本まで南下してその後停滞した。また、6月29日に日本の南で発生した台風7号は、東シナ海で温帯低気圧に変わった。前線や台風7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。

6月28日から7月8日までの総降水量が四国地方で1800mm、東海地方で1200mmを超える場所があるなど、7月の月降水量平年値の2～4倍となる大雨となった場所があった。また、九州北部、四国、中国、近畿、東海、北海道地方の多くの観測地点における24時間、48時間、72時間降水量の各値が、観測史上最高を記録するなど、広い範囲において長時間の記録的な大雨となった。

イ 肱川流域での降雨の状況（甲A11【6、26頁】、乙A15～17）

肱川流域では、7月4日午後10時頃から降雨が断続的に続き、同日から同月8日までの総雨量が、観測地点で600mmを超えた所もあった。特に、7月7日午前3時から午前7時までの間は、各観測地点で、1時間当たり20mmを超える降雨を観測した。

これら降雨の結果、基準地点大洲（大洲第二観測所）では、観測史上最

大水位である8.11mを記録することとなった。

また、野村ダム地点における上流域平均雨量は、2日で421mm、鹿野川ダム地点における上流域平均雨量は、2日で380mmであった。

ウ 野村ダムの状況（甲A9、11【6、26、77頁】、乙A1、16、21の1・2、66【2-10、2-20、5-13頁】、証人川西【123～129項】、証人小長井【74～83項】）

（ア）野村ダム地点の降水量

肱川洪水予測システムが示していた本件降雨による野村ダム地点の降水量（実測値）は、7月7日午前2時頃までの間は1時間当たり約10mmであったが、同日午前2時頃から増加傾向となって20～40mm程度を示しながら増加を続け、特に、同日午前7時までの雨量は、1時間当たり最大となる70.2mmを記録した。

その後、同日午前7時30分に10mmを下回り、同日午前9時10分には0mmとなった。

（イ）野村ダムへの流入量

野村ダムへの流入量は、7月6日午後9時56分に319.17m³/sに達した後、暫時増加し、7月7日午前7時34分には最大1992.52m³/sに達した。

この流入量は、野村ダムにおける本件降雨以前の既往最大である昭和62年7月洪水の8.06m³/sの約2.47倍であった。

（ウ）野村ダム上流域に降った雨の規模

本件降雨により野村ダム上流域に降った雨（2日で421mm）は、計画規模である1/100年超過確率の降水量（2日で365mm）に対して、1/258年超過確率の規模に相当する。本件降雨のグラフと、計画規模とされる降雨のグラフ（昭和38年8月洪水の降雨波形を計画規模となるよう補正したもの。）を対比すると、計画規模とされる降雨

のグラフでは対象期間の中頃に降雨のピークが訪れるものとされているのに対し、本件降雨では対象期間の最後に降雨のピークが位置している点特徴的である。

5 なお、鹿野川ダムが計画された当時の野村ダム地点における雨量確率に基づくと、おおむね1/150年確率の規模に相当する。

(エ) 肱川流域の雨量レーダー

肱川流域の雨量レーダーにおいては、7月7日午前5時には20mmを下回る程度の雨雲のみが映し出されていたところ、同日午前6時に、突如として、50mmを超える雨雲が映し出されることとなった。

10 (オ) 小括

以上によれば、本件降雨における野村ダム上流域での降雨は、その降水量もそれ以前の降雨と比べて著しく多く、かつ、降雨の期間の後半において、肱川の上流域に突如発生した雨雲によって降水量が増加したため、突然、ダムへの流入量が著しく増加したという特徴がある。

15 エ 鹿野川ダムの状況（甲A10、11【6、26、77頁】、乙A1、17、28の1・2、66【2-10、2-20、5-13頁】、証人川西【123～129項】、証人小長井【74～83項】）

(ア) 鹿野川ダム地点の降水量

20 肱川洪水予測システムが示していた本件降雨による鹿野川ダム地点の降水量（実測値）は、7月7日午前2時頃までの間は1時間当たり約10mmであり、同日午前2時頃から増加傾向となり20～40mm程度を示すようになり、特に、同日午前6時50分までの雨量は1時間当たり最大となる66.6mmを記録した。

その後、同日午前8時30分には0.6mmまで減少し、同日午前1
25 1時20分には0mmとなった。

(イ) 鹿野川ダムへの流入量



鹿野川ダムへの流入量は、7月7日午前2時56分に652.24 m³/sに達した後、漸次増加し、同日午前8時32分には最大3788.79 m³/sまで達した。

この流入量は、鹿野川ダムにおける本件降雨以前の既往最大である平成5年9月洪水の2244 m³/sの約1.69倍であった。

(ウ) 鹿野川ダム上流域に降った雨の規模

本件降雨により鹿野川ダム上流域に降った雨(2日で380 mm)は、計画規模である1/100年超過確率の降水量(2日で360 mm)に対して、1/145年超過確率の規模に相当する。本件降雨のグラフと、計画規模とされる降雨のグラフ(昭和29年9月洪水の降雨波形を計画規模となるよう補正したもの。)を対比すると、計画規模とされる降雨のグラフでは対象期間の中盤をやや過ぎた頃に降雨のピークが訪れるものとされているのに対し、本件降雨では対象期間の最後に降雨のピークが位置している点が特徴的である。

なお、鹿野川ダムが計画された当時の鹿野川ダム地点における雨量確率に基づくと、おおむね1/80年確率の規模に相当する。

(エ) 小括

以上によれば、本件降雨における鹿野川ダム上流域での降雨は、その降水量もそれ以前の降雨と比べて多く、かつ、野村ダム同様(前記ウ(エ)参照)、その期間の後半において、その上流域に突如発生した雨雲によって降水量が増加したため、突然、ダムへの流入量が著しく増加したという特徴がある。

(9) 気象予測の精度について(乙A8)

気象庁は、主にやや強い雨(1時間当たり10 mm)を超える降水に対する予測の精度を評価するものとして、降水短時間予報の予測精度の指標(スコア)を計算し、公表している。同スコアは、0~1の値をとり、値が大き

いほど予測精度が良いことを意味する。例えば、平成28年の年平均スコアは0.50であり、これは、実況値（実際の降水量）が、少ない場合で予測値の半分、多い場合で予測値の2倍の範囲におおむね収まることを意味している。

5 なお、前記証拠によれば、平成19年から平成31年までの年平均スコアが公表されているところ、その値は小さいもので0.39（平成20年）、大きいもので0.53（平成29年及び平成30年）であり、前記公表期間内の各年の年平均スコアには凹凸があるものの、わずかに上昇傾向が見られた。

10 (10) 本件降雨における両ダム、被告西予市及び被告大洲市の対応等
別紙8 認定事実一覧表のとおり

(11) 本件洪水の際の両ダムによる洪水調節状況（甲A11【57頁】）

本件降雨に対し、各ダムの操作規則に従って洪水調節を行った結果をダムがない場合と比較すると、次のとおりの成果が得られたとされる。

15 ア 野村ダム

野村ダムでは、菅田地区が浸水を開始する放流量である $300\text{ m}^3/\text{s}$ 以上の放流開始を約4時間、ダム直下の河道流下能力を超える放流量である $1000\text{ m}^3/\text{s}$ 以上の放流開始を約40分、それぞれ遅らせた。

イ 鹿野川ダム

20 鹿野川ダムは、菅田地区が浸水を開始する放流量である $600\text{ m}^3/\text{s}$ 以上の放流開始を約4時間、ダム直下の河道流下能力を超える放流量である $2300\text{ m}^3/\text{s}$ 以上の放流開始を約40分それぞれ遅らせたほか、基準地点大洲（大洲第二観測所）を基準とすると、ダムがない場合に予想された最高水位（8.88m）よりも水位を70cm以上下げ、氾濫危険水位である5.80mに到達するまでの時間を約1時間遅らせるとともに、同水位を超過した時間を約40分短縮させた。

25

(12) 本件降雨後の検証作業等

ア 「野村ダム・鹿野川ダムの操作にかかわる情報提供等に関する検証等の場」における検証報告について（甲A11）

(ア) 概要

5 本件降雨後、地域の安全・安心の確保のため、より有効な情報提供や住民への周知のあり方について検証を行うとともに、より効果的なダム操作について技術的考察を行うことを目的とした「野村ダム・鹿野川ダムの操作にかかわる情報提供等に関する検証等の場」と称する学識経験者、国及び地方公共団体の職員等を委員とした会議が設けられた。

10 同会議は、4回の審議を経て、平成30年12月、その結果を「野村ダム・鹿野川ダムの操作にかかわる情報提供等に関する検証等の場（とりまとめ）」として示した（本件とりまとめ）。

(イ) 本件とりまとめにおけるダム操作に関する指摘等

15 本件とりまとめでは、本件降雨が、野村ダム上流域（421mm/2日）、鹿野川ダム上流域（380mm/2日）ともに計画規模を上回る降雨量を観測し、ダムへの流入量も、野村ダムでは1942m³/s、鹿野川ダムでは3800m³/sと既往最大を大きく上回る値を記録したこと、ダム上流域での降雨は、後期集中型であり、連続降雨の後期に、野村ダム上流域で30～50mm/h程度、鹿野川ダム上流域で20～50mm/hへ急激に増加したことを前提に、今回の豪雨が、これまでに、
20 経験のない異常な豪雨であったことから、現状の流域の状況やダムの操作等を踏まえ、地域のさらなる安全・安心の確保のために、より効果的なダム操作について、技術的考察を行った。その結果、以下のとおり、4つの論点に対して方針を示した。

25 a 洪水貯留準備操作（事前放流）の充実を図り、より多くの容量を確保

この点については、洪水貯留準備操作（事前放流）の貯水位低下速度を増やすために、下流河川や貯水位への影響、放流能力の増強等を検討する必要があるとした。

5
その上で、野村ダムにおいて洪水調節容量を増加させるために、利水者の協力・同意を得て、洪水貯留準備操作（事前放流）の充実を図り、より多くの容量を確保することとし、当面は本件降雨時に利水者から同意を得た250万 m^3 の事前放流と、野村ダムの洪水調節容量350万 m^3 を合わせて600万 m^3 を確保すること、これと共に、貯水池安定の確認や、将来的な降雨予測精度向上に合わせて、より一層の容量の確保に努め、容量を有効に活用するためのダムの改良を含めた放流能力の増強の検討を行うべきものとした。

- 10
b ダム操作規則を変更（異常洪水時防災操作に移行する前の通常の防災操作（洪水調節）の段階でより多くの放流を実施）

15
この点については、鹿野川ダム改造事業によって洪水調節容量が増加すれば、鹿野川ダムでより大きな洪水に対する洪水調節が可能となるから、鹿野川ダムの改造事業の完成に合わせて、肱川流域全体に有益となるように、両ダムの操作規則を変更すべきものとした。

20
また、ダムの洪水調節開始流量は、下流河道で安全に流水を流すことができる流量により決定されているため、河川激甚災害対策特別緊急事業等による下流河道整備の進捗等に合わせて、両ダムにおいて、その貯水容量を有効に活用できるように操作規則を変更すべきものとした。

- 25
c 気象予測を活用したダムの柔軟な操作の操作規則への位置付け

この点について、本件降雨の際の雨量予測が、実績と大きく乖離していることを指摘し、現在の気象予測の精度では、短時間の間でさえも時間雨量予測値に実績と大きな乖離があるため、直ちにダムの操作

規則へ反映することは困難であるとした上で、今後の降雨量・流入量の予測精度向上等が必要であるとした。

d 安定的な容量確保

この点について、操作の見直しだけで洪水調節容量不足を解消することはできないから、ダムの嵩上げや、利水容量から洪水調節容量への振り替え等による洪水調節機能の増強を引き続き検討すべきものとした。

(ウ) 本件とりまとめにおける河川管理に関する指摘等

本件とりまとめでは、河川管理について、河道の整備状況は、肱川中下流域で流下能力が最も低い菅田地区における流下能力が約1800m³/sであり、ダムの整備状況は、野村ダムで350万m³、鹿野川ダムで1650万m³の洪水調節容量を確保していることを前提として、次の時期ごとにそれぞれの方針を示した。

a 次期出水期まで

平成30年度末には、東大洲ほか6箇所の暫定堤防の一部嵩上げを実施するが、肱川中下流域で流下能力がもっとも低い菅田地区において現状と変化がない。しかしながら、鹿野川ダムで改造事業完了による2390万m³の洪水調節容量を確保できることを前提に、様々なシミュレーション結果を踏まえて、より大規模な洪水に対応するよう、野村ダムと鹿野川ダムの操作規則を変更し、本件洪水と同規模の洪水が発生した際の被害を現状よりも軽減すべきものとした。

b おおむね5年後まで

河川激甚災害対策特別緊急事業の河道整備が完了し、下流河道の流下能力が向上する予定であることから、野村ダム・鹿野川ダムの洪水調節開始流量を増加させ、より大規模な洪水にも対応するよう操作規則を変更して、本件洪水と同規模の洪水を堤防高以下で流下させるべ

きものとした。

c おおむね10年後まで

河川激甚災害対策特別緊急事業の河道整備が完了し、野村ダムや鹿野川ダムに加えて山鳥坂ダム等が整備されることで、本件洪水と同規模の洪水を安全に流下させるべきものとした。

(エ) 本件とりまとめにおける情報提供に関する指摘等

また、本件とりまとめでは、住民への情報提供に関する諸点について、次の方針を示した。

a 水位周知河川指定による特別警戒水位設定・浸水想定区域図作成

愛媛県は、ダム下流区間（菅田地区～肱川地区・野村地区）を水位周知河川へ指定し、浸水想定区域図を作成する、また、水防法13条1項に基づき、特別警戒水位を定めること。

b 河川の基準水位等とダム流下量（放流量）との関係整理

被告国及び愛媛県は、設定される基準水位とダム流下量（放流量）との関係性を整理するとともに、ダム放流に伴う下流河川への影響を把握し、被告西予市及び被告大洲市へ提供すること。

被告西予市（野村地区）及び被告大洲市（肱川地区）は、その結果を基に、ダム放流情報を反映した避難情報発令基準を策定し、地域防災計画に定めること。

c 避難情報発令に繋がるダム情報の提供の充実

ホットラインの強化や、関係機関への通知内容を改善し、下流河川へ与える影響を追加すること。

また、洪水時の情報伝達の円滑化を図るため、ダム管理所等の職員を災害対策本部へ派遣すること。

d ダム放流等の情報やリスク情報の提供の充実

被告国は、被告大洲市・被告西予市と連携し、必要に応じて警報区

間を見直すとともに、サイレンやスピーカー等の設備改良を行うこと。異常洪水時防災操作へ移行する際の周知については、緊急性がより切迫感をもって伝えられるように、サイレン吹鳴回数の変更、アナウンス・定型文の変更を行うこと。なお、下流の浸水被害に関する情報について、肱川洪水予測システムによる想定氾濫図が存在するものの、
5 現在の予測精度では浸水範囲に大きな誤差を含み、実際よりも過少となる情報を提供された場合、住民に誤解を与えかねないことから、このような情報は住民に対しては提供しないことが妥当であること。

また、洪水時の水位観測に特化した水位計の設置、洪水ハザードマップの作成、防災行政無線においてダム放流情報等の内容が住民の理解に資すると判断する場合には同情報を追加すること、被告西予市及び被告大洲市のホームページにダム関係諸量データを表示すること、
10 ダム関係情報のユニバーサルデザイン化を図ること。

e その他

以上のほか、各機関においてあらかじめ防災行動を整理しておくべきこと、ホットライン網の一層の整備を図ること、減災対策協議会を開催すべきこと、住民に対する勉強会を実施することなどについても提言があった。

イ 「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」における提言について（甲A12）

(ア) 概要

本件降雨後、気候変動の影響等による異常豪雨の頻発化が懸念される中、既設ダムの洪水調節機能を上回る洪水の発生頻度の増大が予想されることを踏まえると、運用の変更や施設の改良によってダムの有する可能性を最大限にまで発揮させるため、効果的なダムの洪水調節操作や有効活用の方策、操作に関わるより有効な情報提供等の在り方を検討し、
25

提言を行うことを目的とした「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」と称する学識経験者等を委員とした会議が設けられた。

同会議は、3回の検討会を経て、平成30年12月、その結果を「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）」として示した（本件提言）。

(イ) 本件提言におけるダム操作に関する指摘等

本件提言は、野村ダム事務所得ていた、流域の7月7日午前6時の予測雨量では、午前2時時点から午前6時時点では10～35mm/h程度と予測されており、午前6時の実績雨量53mm/hと大きく乖離していること、予測最大流入量も、午前4時時点、午前5時時点、午前6時時点の予測が、それぞれ約1100m³/s、約940m³/s、約1750m³/sとなっており、実績流入量1942m³/sと乖離していることや、本件降雨によって、両ダムのみならず、全国の8か所のダムが異常洪水時防災操作に移行し、その他にもそれに近い状態に至ったダムがあったことを指摘した。そして、本件提言は、本件降雨で異常洪水時防災操作に移行したダムにおいては、下流の河川改修等も含め、洪水調節機能が向上しなければ、今後の同等程度以上の洪水を十分に低減させることはできないとし、例えば、野村ダムと鹿野川ダムは操作規則に則って操作されているが、この度の豪雨に対して洪水調節機能が不足しており、強化が必要であるとした。さらに、本件提言は、本件降雨における野村ダムの数時間前の降雨・流入量予測と実績値の乖離等から、気象予測に基づく防災操作（例えば計画を超える規模の洪水が予測された場合にあらかじめ異常洪水時防災操作への移行前により多くの流量を放流させるなど）を操作規則に反映させるためには、更なる技術開発が必要であるとした。

5 なお、本件提言では、より効果的なダムの操作や有効活用について、
現在の技術水準における実現可能性を踏まえつつ、洪水貯留準備操作
（事前放流）や気象予測に基づく操作など、ダムの操作の高度化を図っ
ていくべきであるが、ダム管理の現場に過度のクリティカルな判断を求
めるべきではないことに留意すべきであると指摘した。

ウ 新整備計画の策定（乙A3）

 四国地方整備局と愛媛県は、令和元年12月、本件整備計画に基づいて
河川整備を実施してきたものの、本件洪水の被害状況を踏まえて、本件整
備計画を変更して、新整備計画を策定した。

10 新整備計画では、本件洪水の基準地点大洲における流量規模が6200
m³/sと推定されたことから、目標流量を同地点において6200m³/s
とし、このうち洪水調節施設（ダム）により1600m³/sを調節し、河
道への配分流量を4600m³/sと改めた。

15 特に、野村地区（野村大橋地点）では、目標流量を2200m³/sとし、
河道整備流量を1300m³/sとして、堤防整備のほか、河道の掘削によ
り必要な河道断面を確保すべきこととしたうえで、さらなる浸水被害軽減
の観点から、野村ダムに新たな放流設備を設置するなどの対策を実施すべ
きこととされた。

エ 両ダムの操作規則の令和2年改正（甲A38～47）

20 両ダムでは、令和2年3月19日、新たな操作規程（各ダムにおける新
たな操作規則、操作細則、ただし書き操作要領、事前放流実施要領、特別
防災操作実施要領）が制定された。

（ア）鹿野川ダムの新たな操作規程について

 鹿野川ダムでは、改造工事が終了し、トンネル洪水吐が完成した。

25 これにより、鹿野川ダムの予備放流水位は標高81mから76.3m
まで低下し、洪水調節容量も1650万m³から2390万m³まで増加し

た。

一方、洪水調節開始流量が600 m³/sであること、予備放流の放流量を600 m³/sを限度とすることは、R2改正前鹿野川ダム操作規則と同様の定めが維持された（R2改正後鹿野川ダム操作規則参照）。

5 (イ) 野村ダムの新たな操作規程について

野村ダムでは、鹿野川ダム操作規則の変更に伴って新しい操作規則を定め、洪水調節に一定率一定量方式を採用した。

一方、洪水調節開始流量が300 m³/sであること、予備放流の放流量を300 m³/sを限度とすることは、R2改正前野村ダム操作規則と同様の定めが維持された（R2改正後野村ダム操作規則参照）。

10

2 争点1（両ダム所長らは、本件洪水当時、両ダムについて、大規模洪水に対応した放流操作を行うべきであったのにこれを怠り、また、四国地方整備局河川部長は、本件洪水当時、両ダム所長らに前記の放流操作を行わせるべきであったのにこれを怠ったか）について

15

(1) 判断基準

国賠法1条1項にいう違法とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいい、公権力の行使に当たる公務員の行為が同項の適用上違法と評価されるためには、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があることが必要であると解するのが相当である。

20

また、国賠法2条1項にいう営造物の設置又は管理に瑕疵があるとは、営造物が通常有すべき安全性を欠いている状態を指すものと解される。

(2) 本件における当てはめ

25

ア 野村ダムについて

(ア) 野村ダム所長は、事前放流の終了時点（7月6日午後9時）において、

5 四国地方整備局と協議して、R2改正前野村ダム操作規則によらず、あるいは、R2改正前野村ダム操作規則22条1項3号を柔軟に運用して、洪水の規模・状況に応じた放流操作を行うべきであったか。また、四国地方整備局河川部長は、前記時点において、野村ダム所長に対し、前記の放流操作を指示すべきであったか。

a この点、前記各争点に共通する認定事実によれば、以下の事実関係を指摘することができる。

すなわち、野村ダム所長は、7月4日午後8時頃の貯留関数計算において、36時間先の同月6日午前9時30分に異常洪水時防災操作を行う可能性があるとのデータを踏まえ、同月4日午後9時30分頃から、事前放流のために利水者との協議を開始した。野村ダム所長は、その後、利水者の同意を得た上、同月5日午前9時30分から、野村ダムにおいて事前放流を実施した。当時、野村ダムにおいて、事前放流の放流量に関する操作規則等の定めはなかったものの、野村ダム所長が行った1日当たりの貯水位低下速度1.5m程度とする事前放流が不合理であったと疑わせる的確な証拠はなく、これが放流量としてはおおむね260m³/sであった。野村ダム所長は、同月6日午後2時30分頃の肱川洪水予測システムにおいて、同月7日午後4時頃から異常洪水時防災操作を行う可能性があるとのデータを踏まえ、同月6日午後4時10分頃には、四国地方整備局長に対し、異常洪水時防災操作の申請を行った。同日午後9時頃までに、野村ダムの事前放流の放流量と野村ダムへの流入量が等しくなり、ダムの貯水位が標高約162.7mまで低下したところで事前放流が事実上終了した。野村ダム所長は、同日午後10時頃には、野村ダムへの流入量が300m³/sを超え、洪水調節開始流量に達したため、R2改正前野村ダム操作規則17条に基づき、野村ダムの洪水調節を開始した。

そして、これらの事実によれば、野村ダム所長は、事前放流の終了時点から同日午後10時頃にかけて、R2改正前野村ダム操作規則に基づき、野村ダムの放流操作を行っていたといえることができる。

5 b ところで、野村ダム所長は、本件降雨当時、野村ダムの操作については、法令上R2改正前野村ダム操作規則に従うことを求められていたものである（河川法47条3項、105条3号参照）。他方、原告らは、野村ダム所長がR2改正前野村ダム操作規則によらずに、若しくはR2改正前野村ダム操作規則22条1項3号を柔軟に運用して放流操作を行うべき職務上の注意義務を負う、又は前記の放流操作を行わないことが野村ダムの管理において通常有すべき安全性を欠くと主張する。そこで、以下では、野村ダム所長において、本件降雨当時、R2改正前野村ダム操作規則ではなく、原告の主張する放流操作を実施しなければならない特段の事情があったか否かについて検討する。

10 この点、前記各争点に共通する認定事実によれば、野村ダム所長は、事前放流が事実上終了した時点（同月6日午後9時）において、野村ダムで異常洪水時防災操作を実施する可能性があること自体は認識していた（野村ダム所長は、同日午後4時10分頃、異常洪水時防災操作の申請をしている。）。もっとも、この頃に予想されていた異常洪水時防災操作時の最大流入量は、同日午後2時30分の肱川洪水予測システムのデータによっても約620m³/sであり、野村ダムの計画高水流量である1300m³/sを下回るものであって、異常洪水時防災操作を行ったとしても野村ダム直下の河道の流下能力に問題を生じる流量ではなかった。そして、野村ダム所長が、野村ダムの事前放流の終了時点から同日午後10時頃の野村ダムの洪水調節開始までの間に、前記のとおり予想されていた異常洪水時防災操作時の最大流入量
15
20
25 について、これと著しく異なる状況を認識したことを裏付ける的確な

証拠は見当たらない（異常洪水時防災操作の申請時頃に予想された異常洪水時防災操作時の最大流入量は、同日午後4時30分頃の肱川洪水予測システムのデータによっても、24時間後に627.1 m³/sであった。〔乙A22の2〕）から、この後、野村ダム上流域の降雨が、1/285年超過確率の規模という野村ダムの計画規模を超える降雨となって、しかも対象期間の最後に降雨のピークが来る特徴を有していたことを認識し又は容易に認識し得たと認めることはできない。

また、野村ダム所長が当時依拠していたR2改正前野村ダム操作規則は、洪水調節開始流量を300 m³/sとし、その後は一定量後一定開度方式を採用していたところ、これは、平成8年の規則改正に基づくものであり、発生頻度の高い中小規模洪水における肱川下流域の家屋浸水に対応する内容であった。そして、平成7年7月洪水等の過去の洪水被害や、本件報告書の内容を踏まえると、野村ダム所長がこれを上回る流量の放流を行うこととすれば、肱川下流域の家屋浸水を生じさせるおそれがあった。

これらの事情によれば、野村ダム所長が、事前放流の終了時点はもとより、同日午後10時頃の洪水調節開始までの間について見ても、R2改正前野村ダム操作規則によらずに、あるいは、R2改正前野村ダム操作規則22条1項3号を柔軟に運用して、敢えて原告の主張する放流操作を実施しなければならない特段の事情があったということとはできない。

c なお、原告らは、山鳥坂ダム所長が、R2改正前鹿野川ダム事前放流実施要領で定める標高よりも低い高さまで貯水位を低下させたこと、野村ダムにおいて事前放流実施要領の定めがなかったことを指摘し、野村ダムについて、R2改正前野村ダム操作規則によらず、あるいは、これを柔軟に運用すべきであった旨主張する。

確かに、山鳥坂ダム所長は、本件洪水に先立って、R2改正前鹿野川ダム事前放流実施要領で定める標高よりも低い高さまで貯水位を低下させている。しかしながら、後記イ（ア）cのとおり、そもそも鹿野川ダムでは、貯水位を低下させることにつき利水者との協議・同意を経る必要がなく、貯水位を低下させた方法についても、洪水調節開始流量以下の放流量で放流を実施することにより行っている。そうすると、鹿野川ダムにおいて貯水位を低下させる操作は、山鳥坂ダム所長に与えられた裁量の範囲内において、そのような操作を実施する必要性の下で、合理的な方法で行われたものであると認められる。一方で、野村ダムは、本件降雨当時、事前放流の必要性が認められたとしても、事前放流を実施するためには利水者との協議・同意を経る必要のある多目的ダムであることから、速やかに利水者との協議を開始してその同意を得て、その後に事前放流を開始したものである。また、野村ダムにおいては事前放流実施要領の定めがなく、その放流量は野村ダム所長において他のダムの例を参考にして決定されたところ、その放流量は、下流域に被害を与えないため、R2改正前野村ダム操作規則の定める洪水調節開始流量以下の範囲において行われており、このような措置が不相当であったと認めるに足りる的確な証拠は見当たらない。そして、野村ダム所長において、事前放流の流量が洪水調節開始流量に達した頃以降において、それ以上の事前放流を実施すべき特段の事情が認められないことは、前記のとおりである。

したがって、原告らの前記主張は、採用することができない。

d 以上によれば、野村ダム所長は、事前放流の終了時点から同日午後10時頃の洪水調節開始までの間において、四国地方整備局と協議して、R2改正前野村ダム操作規則によらず、あるいは、R2改正前野村ダム操作規則22条1項3号を柔軟に運用して、洪水の規模・状況

に応じた放流操作を行うべき義務があったとは認められない。また、四国地方整備局河川部長は、前記時点において、野村ダム所長に対し、前記の放流操作を指示すべき義務があったとは認められない。

よって、野村ダム所長及び四国地方整備局河川部長の不作為について、国賠法1条1項違反及び国賠法2条1項違反は認められない。

(イ) 野村ダム所長は、事前放流の終了時点において、 $300\text{ m}^3/\text{s}$ を超える再度の事前放流を行うべきであったか。また、四国地方整備局河川部長は、前記時点において、野村ダム所長に対し、前記の放流操作を指示すべきであったか。

上記(ア)で述べたところを踏まえると、野村ダム所長は、事前放流の終了時点において、 $300\text{ m}^3/\text{s}$ を超える再度の事前放流を行うべき義務があったとは認められない。また、四国地方整備局河川部長は、前記時点において、野村ダム所長に対し、前記の放流操作を指示すべき義務があったとは認められない。

よって、野村ダム所長及び四国地方整備局河川部長の不作為について、国賠法1条1項違反及び国賠法2条1項違反は認められない。

イ 鹿野川ダムについて

(ア) 山鳥坂ダム所長は、事前放流の終了時点(7月6日午前2時)において、四国地方整備局と協議して、R2改正前鹿野川ダム操作規則によらず、あるいは、R2改正前鹿野川ダム操作規則2.1条1項3号を柔軟に運用して、洪水の規模・状況に応じた放流操作を行うべきであったか。また、四国地方整備局河川部長は、前記時点において、山鳥坂ダム所長に対し、前記の放流操作を指示すべきであったか。

a この点、前記各争点に共通する認定事実によれば、以下の事実関係を指摘することができる。

すなわち、山鳥坂ダム所長は、7月3日午前6時30分頃の肱川洪

水予測システムにおいて、36時間累計雨量の予測値が134.7 mmとなり、鹿野川ダム貯水池への流入量が洪水調節開始流量を上回る可能性が生じたため、同日午前10時30分頃から、予備放流を開始し、同日午後5時45分までに、貯水位を予備放流水位である標高81.0mまで低下させた。山鳥坂ダム所長は、その後、事前放流を実施し、同月6日午前3時頃、貯水位をR2改正前鹿野川ダム事前放流実施要領で定める標高80.0mよりも低い標高77.45mの高さまで低下させた。山鳥坂ダム所長は、同日午前3時30分頃以降、鹿野川ダムの流入量が放流量を継続的に超える状況となったため、これ以降は貯水位を低下させることができなくなり、事前放流が事実上終了した。山鳥坂ダム所長は、同月6日午後2時30分頃の肱川洪水予測システムにおいて、同月7日午後3時20分頃から異常洪水時防災操作を行う可能性があるとのデータを踏まえ、同日午後4時頃には、四国地方整備局長に対し、異常洪水時防災操作の申請を行った。同月7日午前2時30分頃、鹿野川ダムの流入量が600m³/sを超え、洪水調節開始流量に達したため、R2改正前鹿野川ダム操作規則16条に基づき、鹿野川ダムの洪水調節を開始した。山鳥坂ダム所長は、同日午前1時30分頃の肱川洪水予測システムにおいて、同日午前10時30分頃から異常洪水時防災操作を行う可能性があるとのデータを踏まえ、同日午前2時30分頃には、四国地方整備局長に対し、再び異常洪水時防災操作の申請を行った。

そして、これらの事実によれば、山鳥坂ダム所長は、事前放流の事実上の終了時点（同月6日午前3時30分頃）から同月7日午前2時30分頃にかけて、おおむねR2改正前鹿野川ダム操作規則に基づき、鹿野川ダムの放流操作を行っていたということが出来る（なお、山鳥坂ダム所長が、R2改正前鹿野川ダム事前放流実施要領で定める標高

よりも低い高さまで貯水位を低下させたことについては、後記cにおいて述べる。)

5 b ところで、山鳥坂ダム所長は、本件降雨当時、鹿野川ダムの操作については、法令上R2改正前鹿野川ダム操作規則に従うことを求められていたものである(河川法47条3項、105条3号参照)。他方、原告らは、山鳥坂ダム所長がR2改正前鹿野川ダム操作規則によらずに、若しくはR2改正前鹿野川ダム操作規則21条1項3号を柔軟に運用して放流操作を行うべき職務上の注意義務を負う、又は前記の放流操作を行わないことが鹿野川ダムの管理において通常有すべき安全性を欠くと主張する。そこで、以下では、山鳥坂ダム所長において、
10 本件降雨当時、原告の主張する放流操作を実施しなければならない特段の事情があったか否かについて検討する。

この点、前記各争点に共通する認定事実によれば、山鳥坂ダム所長は、事前放流が事実上終了した時点(7月6日午前3時30分頃)において、鹿野川ダムに異常洪水時防災操作の可能性があると自体認識する端緒がなく、これを認識したのは同日午後2時30分頃の肱川洪水予測システムのデータによるものである。そして、同日午後2時30分の肱川洪水予測システムのデータによって予想された異常洪水時防災操作時の最大流入量も $1778 \text{ m}^3/\text{s}$ と、鹿野川ダムの計画高水流量である $2750 \text{ m}^3/\text{s}$ を下回るものであって、山鳥坂ダム所長が、同月7日午前2時30分頃の鹿野川ダムの洪水調節開始までの間に、前記のとおり予想されていた異常洪水時防災操作時の最大流入量について、これと著しく異なる状況を認識したことを裏付ける的確な証拠は見当たらない(この頃までに予想された異常洪水時防災操作時の最大流入量は、同日午前1時30分頃の肱川洪水予測システムのデータによっても $1817 \text{ m}^3/\text{s}$ であった。)から、この後、鹿野川ダ

ム上流域の降雨が、1 / 1 4 5 年超過確率の規模という鹿野川ダムの計画規模を超える降雨となって、しかも対象期間の最後に降雨のピークが来る特徴を有していたことを認識し又は容易に認識し得たと認めることはできない。

5 また、山鳥坂ダム所長が当時依拠していたR 2 改正前鹿野川ダム操作規則は、洪水調節開始流量を6 0 0 m³/sとし、その後は一定量後一定開度方式を採用していたところ、これは、平成8年の規則改正に基づくものであり、発生頻度の高い中小規模洪水における肱川下流域の家屋浸水に対応する内容であった。そして、平成7年7月洪水等の
10 過去の洪水被害や、本件報告書の内容を踏まえると、山鳥坂ダム所長がこれを上回る流量の放流を行うこととすれば、肱川下流域の家屋浸水を生じさせるおそれがあった。

 これらの事情によれば、山鳥坂ダム所長が、事前放流の終了時点はもとより、同月7日午前2時30分頃の洪水調節開始までの間について
15 見ても、R 2 改正前鹿野川ダム操作規則によらずに、あるいは、R 2 改正前鹿野川ダム操作規則2 1 条1 項3 号を柔軟に運用して、敢えて原告の主張する放流操作を実施しなければならない特段の事情があったということとはできない。

c なお、原告らは、山鳥坂ダム所長が、R 2 改正前鹿野川ダム事前放
20 流実施要領で定める標高よりも低い高さまで貯水位を低下させたことを指摘し、鹿野川ダムについて、R 2 改正前鹿野川ダム操作規則によらず、あるいは、同規則を柔軟に運用することが許されるべきである旨主張する。

 しかしながら、前記前提事実のほか、前記 a で指摘した事実によれば、鹿野川ダムは、本件降雨当時、事前放流につき利水者の協議・同意
25 を経る必要のないダムであり、専ら治水目的でダムの貯水位を下げ

たとしても利水者の権利を制約しない状況にあった。加えて、山鳥坂ダム所長は、予備放流に続く事前放流の開始当時、肱川洪水予測システムの予測等に基づいて、ダムの治水容量を更に確保する必要性を認めてこれを実施したものであり、また、貯水位を低下させた方法についても、下流域に被害を与えないため、R2改正前鹿野川ダム操作規則の定める洪水調節開始流量以下の流量で放流を実施することにより行ったものである。実際、鹿野川ダムにおいて、事前放流実施要領で定める標高よりも低い高さまで貯水位を低下させたことについて、何らかの不都合が生じたことをうかがわせる的確な証拠は見当たらない。他方、山鳥坂ダム所長において、事前放流の流量が洪水調節開始流量に達した頃以降において、それ以上の事前放流を実施すべき特段の事情が認められないことは、前記bのとおりである。

したがって、原告らの前記主張は、採用することができない。

d 以上によれば、山鳥坂ダム所長は、事前放流の終了時点から同月7日午前2時30分頃の洪水調節開始までの間において、四国地方整備局と協議して、R2改正前鹿野川ダム操作規則によらず、あるいは、R2改正前鹿野川ダム操作規則21条1項3号を柔軟に運用して、洪水の規模・状況に応じた放流操作を行うべきであったとは認められない。また、四国地方整備局河川部長は、前記時点において、山鳥坂ダム所長に対し、前記の放流操作を指示すべきであったとは認められない。

よって、山鳥坂ダム所長及び四国地方整備局河川部長の不作为について、国賠法1条1項違反及び国賠法2条1項違反は認められない。

(イ) 山鳥坂ダム所長は、事前放流の終了時点において、 $6.00 \text{ m}^3/\text{s}$ を超える再度の事前放流を行うべきであったか。また、四国地方整備局河川部長は、前記時点において、山鳥坂ダム所長に対し、前記の放流操作を

指示すべきであったか。

上記（ア）で述べたところを踏まえると、山鳥坂ダム所長は、事前放流の終了時点において、 $600\text{ m}^3/\text{s}$ を超える再度の事前放流を行うべきであったとは認められない。また、四国地方整備局河川部長は、前記

5
よって、山鳥坂ダム所長及び四国地方整備局河川部長の不作為について、国賠法1条1項違反及び国賠法2条1項違反は認められない。

3 争点2（両ダム所長らは、本件洪水当時、両ダムの放流に際し、下流に急激

10
(1) 判断基準

前記争点1に対する判断（前記2(1)。ただし、国賠法1条1項の部分に限る。）のとおりである。

15
(2) 本件における当てはめ

ア 野村ダムについて（野村ダム所長は、7月7日午前4時20分から、野村ダムの放流量を10分当たり 39 m^3 ずつ増やす操作をすべきであったか。）

20
(ア) 野村ダム所長が負う法的義務

a R2改正前野村ダム操作規則23条について

まず、前記関係法令等の定めのとおり、R2改正前野村ダム操作規則23条は、野村ダム所長がダムから放流を行う場合、放流により下流に急激な水位の変動が生じないように努めるものとする旨定めるところ、当該規定は、文理上、努力規定であることが明らかである。したがって、当該規定を法的義務であるとする原告らの主張は、採用する

ことができない。

- b R 2改正前野村ダム操作規則 17条及びR 2改正前野村ダム操作細則 9条について

次に、R 2改正前野村ダム操作規則 17条 2号は、野村ダム所長の洪水調節開始後のダム操作について、水位が標高 167.9mに等しくなった時になお流入量が増加している場合、速やかに $400 \text{ m}^3/\text{s}$ の水量まで放流量を増加することを定め、同条柱書ただし書は、水位が標高 169.4m以上にある場合で気象、水象その他の状況により特に必要があると認める時は、当該洪水調節規定によらないことができる旨定める。そして、R 2改正前野村ダム操作規則 27条は、ダムから放流を行う場合のゲート等の操作について細則に委任するところ、R 2改正前野村ダム操作細則 9条 1項本文は、野村ダム所長が野村ダムから放流を行う場合にはR 2改正前野村ダム操作規則 17条の規定によって行うほか、同条の表に定めるところにより行わなければならないとし、10分ごとに最大 $34 \text{ m}^3/\text{s}$ までの具体的な数値を規定したほか、同項ただし書は、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、流入量の時間的な増量と等しい水量を限度として放流を行うことができる旨定める。さらに、同条 2項は、野村ダム所長がR 2改正前野村ダム操作規則 17条 2号の規定により放流を増加する場合、1回当たりの操作による最大増加の放流量を、操作開始時が $34 \text{ m}^3/\text{s}$ 以内、それ以降が10分ごとに $39 \text{ m}^3/\text{s}$ 以内とする旨定める。これらR 2改正前野村ダム操作規則及びR 2改正前野村ダム操作細則の各規定の内容を考慮すると、野村ダム所長は、原則として、R 2改正前野村ダム操作細則 9条 1項本文及び同条 2項の規定による放流量の制限を遵守すべき法的義務を負っているものの、異常洪水時防災操作を含め、気象、水象その他の状況により特に必要

があると認める場合においては、前記と異なり、ダムへの流入量に相当する量まで放流量を速やかに増加させる操作を行うことができると解するのが相当である。

(イ) 本件における当てはめ

- 5 a 以上を前提として、野村ダム所長が現実に行ったダム操作について、R 2 改正前野村ダム操作細則 9 条又は R 2 改正前野村ダム操作規則の規定に違反する操作があったかを検討する。
- 10 b この点、前記各争点に共通する認定事実及び証拠（甲 A 9、乙 A 2 1 の 3、8 2）によれば、7 月 7 日午前 5 時 4 8 分、野村ダムの貯水位が R 2 改正前野村ダム操作規則 1 7 条 2 号所定の水位である標高 1 6 7. 9 m を超えた標高 1 6 7. 9 7 m となったため、野村ダム所長は、同日午前 5 時 5 0 分、野村ダムの放流量を 4 0 0 m^3/s に増加する操作を開始したこと、同日午前 5 時 5 0 分の放流量が 2 9 6 m^3/s 、同日午前 6 時の放流量が 3 3 0. 8 4 m^3/s （直近 1 0 分間で 3 4. 8 4 m^3/s の放流量増加）、同日午前 6 時 1 0 分の放流量が 3 6 9. 8 3 m^3/s （直近 1 0 分間で 3 8. 9 9 m^3/s の放流量増加）で推移したこと、7 月 7 日午前 6 時 1 7 分、野村ダムの貯水位が R 2 改正前野村ダム操作規則 1 7 条柱書ただし書所定の水位である標高 1 6 9. 4 m を超えた標高 1 6 9. 4 5 m となったため、野村ダム所長は、同日午前 6 時 2 0 分、野村ダムについて異常洪水時防災操作を開始したこと、同日午前 6 時 2 0 分の放流量が 4 3 9. 2 7 m^3/s （直近 1 0 分間で 6 9. 4 4 m^3/s の放流量増加）、同日午前 6 時 3 0 分の放流量が 9 0 2. 0 3 m^3/s （直近 1 0 分間で 4 6 2. 7 6 m^3/s の放流量増加）、同日午前 6 時 4 0 分の放流量が 1 4 0 8. 7 3 m^3/s （直近 1 0 分間で 5 0 6. 7 m^3/s の放流量増加）で推移したことが認められる。
- 15
- 20
- 25

c よって検討するに、野村ダム所長は、同日午前5時50分から同日午前6時20分の異常洪水時防災操作開始までの間、野村ダムの放流量を400 m³/sに増加する操作を行っていたところ、同日午前5時50分から同日午前6時10分までの操作については、おおむねR2改正前野村ダム操作規則17条2号及びR2改正前野村ダム操作細則9条2項の規定に従った操作であったと認めるのが相当である（厳密には、同日午前5時50分から同日午前6時にかけての放流量の増加量が34 m³/sを若干上回っているものの、一般に、ダムの放流量がダム貯水池への流入量の増減によって影響を受けるものであることは弁論の全趣旨から認められ、かかる放流量の増加幅については、野村ダム所長の職務上の注意義務違反を構成するものとはいえない。）。

また、同日午前6時10分から同日午前6時20分までの操作については、直近10分間で69.44 m³/sの放流量の増加となっており、R2改正前野村ダム操作細則9条2項の規定を1.5倍近く上回る放流量の増加となっていたものである。この経過を更に仔細に見ると、証拠（甲A9）によれば、同日午前6時10分から同日午前6時17分までは、野村ダムのコンジットゲートの開度が341 cmで一定であり、1号クレストゲートの開度が40 cmから50 cmで推移し、2号クレストゲートの開度が39 cmから49 cmで推移したこと、同日午前6時17分の放流量が399.36 m³/s（直近7分間で29.43 m³/sの放流量増加であり、10分間換算すると42.18 m³/sの放流量増加となる。）であったこと、同日午前6時17分に野村ダムが異常洪水時防災操作水位に達したところ、同時刻から同日午前6時20分までは、野村ダムのコンジットゲートの開度が前記と同じく一定であり、1号クレストゲートの開度が50 cmから64 cmで推移し、2号クレストゲートの開度が49 cmから64 cm

5 で推移したこと、同日午前6時20分の放流量が439.27 m^3/s
（直近3分間で39.931 m^3/s の放流量増加であり、10分間換
算すると133.03 m^3/s の放流量増加となる。）であったことが
認められる。このような同日午前6時17分までの放流操作は、R2
改正前野村ダム操作規則17条2号及びR2改正前野村ダム操作細則
9条2項の規定に従った操作であったと認めるのが相当であり（前記
の放流量の増加幅が野村ダム所長の職務上の注意義務違反を構成する
ものとはいえないことは前記のとおりである。）、同時刻から同日午
前6時20分までの放流操作は、野村ダムが異常洪水時防災操作開始
10 水位に達し、これを超える流入量が継続している状況下において、異
常洪水時防災操作の準備としてされたものと考えられ、R2改正前野
村ダム操作規則17条柱書ただし書に基づいた操作であったと認める
のが相当である。

15 さらに、同日午前6時20分以降の操作については、野村ダム所長
が異常洪水時防災操作を開始した後であり、R2改正前野村ダム操作
規則17条柱書ただし書に基づいた操作であったと認めるのが相当で
ある。

20 (ウ)原告らは、R2改正前野村ダム操作規則17条1号及び2号の洪水調
節の規定（放流量を300 m^3/s ないし400 m^3/s に限定する放流操
作規定）よりもR2改正前野村ダム操作細則9条の規定を優先すべきで
ある旨主張し、これに基づいて、野村ダムにおいて肱川洪水予測システ
ムが異常洪水時防災操作開始の予測を示した7月7日午前4時20分か
ら、10分ごとに39 m^3/s ずつ放流量を増加させるべきであったと主
張する。

25 しかしながら、前記（ア）bで指摘した各規定の文理に照らしても、
R2改正前野村ダム操作細則9条の規定をR2改正前野村ダム操作規則

17条1号及び2号の規定よりも優先すべきと解することはできない。
また、前記(イ)cで指摘した各事情に照らしても、前記争点1において述べた(前記2(2)ア)のと同様に、野村ダム所長において、当時、R2改正前野村ダム操作規則17条の洪水調節の規定によらずに、洪水の状況に応じた放流操作を行うべき特段の事情があったとは認められない。

したがって、原告らの前記主張は、採用することができない。

(エ) 以上によれば、野村ダム所長は、7月7日午前4時20分から、野村ダムの放流量を10分当たり39m³ずつ増やす操作をすべきであったとはいえず、その他、野村ダム所長の同日午前5時50分以降の放流操作に注意義務違反があったともいえない。

よって、野村ダム所長及び四国地方整備局河川部長の不作為について、国賠法1条1項違反は認められない。

イ 鹿野川ダムについて(山鳥坂ダム所長は、7月7日午前5時40分から、放流量を15分当たり100m³ずつ増やす操作をすべきであったか。)

(ア) 山鳥坂ダム所長が負う法的義務

a R2改正前鹿野川ダム操作規則22条について

まず、前記関係法令等の定めのとおり、R2改正前鹿野川ダム操作規則22条は、山鳥坂ダム所長がダムから放流を行う場合、放流により下流に急激な水位の変動が生じないように努めるものとする旨定めるところ、当該規定を法的義務であるとする原告らの主張を採用することができない理由は、前記ア(ア)aと同旨である。

b R2改正前鹿野川ダム操作規則16条及びR2改正前鹿野川ダム操作細則9条について

次に、R2改正前鹿野川ダム操作規則16条2号は、山鳥坂ダム所長の洪水調節開始後のダム操作について、水位が標高84.0mに等

しくなった時になお流入量が増加している場合、速やかに850m³/sの水量まで放流量を増加することを定め、同条柱書ただし書は、水位が標高87.5m以上にある場合で気象、水象その他の状況により特に必要があると認める時は、当該洪水調節規定によらないことができる旨定める。そして、R2改正前鹿野川ダム操作規則26条は、ダムから放流を行う場合のゲート等の操作について細則に委任するところ、R2改正前鹿野川ダム操作細則9条1項本文は、山鳥坂ダム所長がR2改正前鹿野川ダム操作規則22条の規定によりダムから放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとした放流の原則は同条の表に定める方法を基準とするとし、ゲート操作前の放流量ごとにゲート操作の最小時間間隔及び1回の操作による最大増加放流量を定め、同項ただし書は、気象、水象その他の理由により特に必要があると認められる場合においては、流入量の時間的な増加割合を限度として放流を行うことができる旨定める。さらに、同条2項は、山鳥坂ダム所長がR2改正前鹿野川ダム操作規則16条2号の規定により放流を増加する場合、1回当たりの操作による最大増加放流量を、操作開始時が50m³/s以内、それ以降は15分ごとに100m³/s以内とする旨定める。これらR2改正前鹿野川ダム操作規則及びR2改正前鹿野川ダム操作細則の各規定の内容を考慮すると、山鳥坂ダム所長は、原則として、R2改正前鹿野川ダム操作細則9条1項本文及び同条2項の規定による放流量の制限を遵守すべき法的義務を負うものの、異常洪水時防災操作を含め、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、前記と異なり、ダムへの流入量に相当する量まで放流量を速やかに増加させる操作を行うことができると解するのが相当である（なお、R2改正前鹿野川ダム操作細則9条は、R2改正前鹿野川ダム操作規則26条による委

任を受けて規定されたものであり、形式的にはR 2改正前鹿野川ダム操作規則 2 2 条に言及しているものの、その規定内容は具体的かつ詳細であって、R 2改正前鹿野川ダム操作規則 2 2 条が努力規定であったとしても、R 2改正前鹿野川ダム操作細則 9 条まで努力規定であったと解することは困難である。)

(イ) 本件における当てはめ

- a 以上を前提として、山鳥坂ダム所長が現実に行ったダム操作について、R 2改正前鹿野川ダム操作細則 9 条又はR 2改正前鹿野川ダム操作規則の規定に違反する操作があったかを検討する。
- b この点、前記各争点に共通する認定事実及び証拠（甲A 1 0、乙A 2 8の3、8 3）によれば、7月7日午前6時32分、鹿野川ダムの貯水位がR 2改正前鹿野川ダム操作規則 1 6 条2号所定の水位である標高84. 0 mを超えた標高84. 0 1 mとなったため、山鳥坂ダム所長は、同時刻に、鹿野川ダムの放流量を850 m³/sに増加する操作を開始したこと、同日午前6時32分の放流量が634. 26 m³/s、同日午前6時46分の放流量が761. 90 m³/s（直近14分間で127. 64 m³/sの放流量増加であり、15分換算すると136. 7 m³/sの放流量増加となる。）、同日午前7時1分の放流量が837. 50 m³/s（直近15分間で75. 6 m³/sの放流量増加）、同日午前7時10分の放流量が881. 86 m³/s（直近9分間で44. 36 m³/sの放流量増加であり、15分換算すると73. 9 m³/sの放流量増加となる。）、同日午前7時35分の放流量が1013. 28 m³/s（直近25分間で131. 42 m³/sの放流量増加であり、15分換算すると78. 8 m³/sの放流量増加となる。）と推移したこと、同日午前7時35分、鹿野川ダムの貯水位がR 2改正前鹿野川ダム操作規則 1 6 条柱書ただし書所定の水位である標高87. 5 mを

5 超えた標高87.55mとなったため、山鳥坂ダム所長は、同時刻に、鹿野川ダムについて異常洪水時防災操作を開始したこと、同日午前7時50分の放流量が1833.61m³/s（直近15分間で820.33m³/sの放流量増加）となり、以後も同日午前8時20分頃まで、これを若干上回るないし下回る程度の放流量の増加があったことが認められる。

10 c よって検討するに、山鳥坂ダム所長は、同日午前6時32分から同日午前7時35分の異常洪水時防災操作開始までの間、鹿野川ダムの放流量を850m³/sに増加する操作を行っていたところ、同日午前6時32分から同日午前7時35分までの操作については、おおむねR2改正前鹿野川ダム操作規則16条2号及びR2改正前鹿野川ダム操作細則9条2項の規定に従った操作であったと認めるのが相当である（厳密には、同日午前6時32分から同日午前6時46分にかけての放流量の増加は100m³/sの1.3倍程度に上っているものの、
15 一般に、ダムの放流量がダム貯水池への流入量の増減によって影響を受けるものであることは前記ア（イ）cで述べたとおりであり、その後の放流量の増加幅が15分間で100m³/sを下回る15分間で75m³/s前後にとどまっていたことも併せて考慮すると、かかる放流量の増加幅については、山鳥坂ダム所長の職務上の注意義務違反を構成するものとはいえない。）。

20 また、同日午前7時35分以降の操作については、山鳥坂ダム所長が異常洪水時防災操作を開始した後であり、R2改正前鹿野川ダム操作規則16条柱書ただし書に基づいた操作であったと認めるのが相当である。

25 (ウ) 原告らは、R2改正前鹿野川ダム操作規則16条1号及び2号の洪水調節の規定（放流量を600m³/sないし850m³/sに限定する放流

操作規定)よりもR2改正前鹿野川ダム操作細則9条の規定を優先すべきである旨主張し、これに基づいて、鹿野川ダムにおいて肱川洪水予測システムが異常洪水時防災操作開始の予測を示した7月7日午前5時40分から、15分ごとに100m³/sずつ放流量を増加させるべきであったと主張する。

しかしながら、前記ア(ウ)において述べたのと同様の理由で、原告らの前記主張を採用することはできない。

(エ)以上によれば、山鳥坂ダム所長は、7月7日午前5時40分から、鹿野川ダムの放流量を15分当たり100m³ずつ増やす操作をすべきであったとはいえず、その他山鳥坂ダム所長の同日午前7時40分以降の放流操作に注意義務違反があったともいえない。

よって、山鳥坂ダム所長及び四国地方整備局河川部長の不作為について、国賠法1条1項違反は認められない。

4 争点3(両ダムの令和2年改正前の操作規則には通常有すべき安全性を欠いた瑕疵があったか)について

(1) 判断基準

両ダムの令和2年改正前の操作規則における洪水調節に関する規定について、国賠法2条1項にいう営造物の設置又は管理に瑕疵があるか否か、すなわち、営造物が通常有すべき安全性を欠いているか否かは、肱川において過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、肱川流域の土地の利用状況その他の社会的条件、洪水調節に関する規定の改正を要する緊急性の有無及びその程度等諸般の事情を総合的に考慮し、肱川の河川管理における財政的、技術的及び社会的諸制約の下での同種・同規模の河川の管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を備えていると認められるかどうかを基準として判断すべきであると解するのが相当である。

(2) 本件における当てはめ

前記各争点に共通する認定事実によれば、肱川については、以下の自然的条件を指摘することができる。すなわち、肱川流域は、梅雨期と台風期に降雨が多い上に、中流部の大洲盆地に川が集まっていて洪水が集中しやすい地形であり、四国の他の一級河川に比べて、河床勾配が非常に緩く洪水が流れにくい地形であって、特に大洲盆地から瀬戸内海に至るまでの区間では山が両岸から迫り、河口に行くほど平野の広がりがなく洪水がはけにくい地形であるという、洪水被害を受けやすい地形特性を有していた。そして、肱川では、戦前から洪水被害が多数発生し、両ダム整備前の昭和20年9月洪水を始点としても、その後、本件洪水まで19回もの洪水が発生しており、昭和34年に鹿野川ダム、昭和57年に野村ダムが完成した後も、多数回の洪水が発生しており、その規模は、中小規模洪水から大規模洪水まで様々であった。

次に、肱川の社会的条件として、以下の点を指摘することができる。まず、両ダムの平成8年の操作規則改正の契機となった平成7年7月洪水当時の治水状況について見ると、両ダムの平成8年改正前の操作規則では、平成6年6月肱川水系工事实施基本計画のとおり、基準地点大洲における基本高水のピーク流量を $6300\text{ m}^3/\text{s}$ とし、両ダムにより $1600\text{ m}^3/\text{s}$ を調節して計画高水流量を $4700\text{ m}^3/\text{s}$ とし、ピーク時における野村ダムの計画高水流量 $1300\text{ m}^3/\text{s}$ に対して $300\text{ m}^3/\text{s}$ を調節して $1000\text{ m}^3/\text{s}$ を野村ダムから放流し、ピーク時における鹿野川ダムの計画高水流量 $2750\text{ m}^3/\text{s}$ に対して $1250\text{ m}^3/\text{s}$ を調節して $1500\text{ m}^3/\text{s}$ を鹿野川ダムから放流することが前提とされていた。他方、下流域の長浜地区から大洲地区・東大洲地区・菅田地区等において、前記の洪水調節後の流量に耐え得る堤防整備が十分にされていなかった。特に、東大洲地区では、基準地点大洲における計画高水流量 $4700\text{ m}^3/\text{s}$ に対し、おおむね $2200\text{ m}^3/\text{s}$ （野村ダムの



放流量で370～450 m³/s、鹿野川ダムの放流量で780～1100 m³/s)で家屋浸水が開始する状況にあり、無堤地区の菅田地区では、これを更に下回る流量(野村ダムの放流量で310～380 m³/s、鹿野川ダムの放流量で660～930 m³/s)で家屋浸水が開始する状況にあった。そのため、両ダムが計画高水流量内で洪水調整を行ったとしても、肱川の中下流域において洪水が発生し得る状況にあった(すなわち、肱川の上下流で治水対策のバランスが取れていなかった。)

また、肱川の社会的条件として、肱川は、全長が長く、上流に野村ダム、下流に鹿野川ダムが配置され、野村ダム直下には野村地区を始めとする集落が所在し、鹿野川ダム下流域には大洲市の各地区が所在していて、下流域の大洲市、東大洲地区を中心に市街化が進んでいた。そして、中下流域の大洲市内では、両ダム設置以降も平成7年7月洪水当時まで、度々洪水被害に見舞われていた一方、上流の野村地区では、野村ダム設置以降平成7年7月洪水当時まで、洪水被害に見舞われたことを認めるに足りる証拠は見当たらない。さらに、平成7年7月洪水は、大洲市内において国の激甚災害指定を受けられるほどの甚大な被害を及ぼすものであり、大洲市民らからは、これを契機として、両ダムの洪水調節容量の活用が強く要望され、両ダムの平成8年の操作規則改正が行われた。しかも、両ダムの平成8年の操作規則改正に当たっては、本件報告書において検討されているとおり、既に発生した洪水を基に詳細なシミュレーションがされた上、上下流の痛み分けルールが選定され、当該ルールについては、昭和20年9月洪水を念頭に置いた大規模洪水においても、洪水は発生させるものの、平成8年改正前の操作規則の施行時と大差のない結果にとどまると判断されたものであり、肱川流域の地方自治体らにおいても、前記の操作規則改正が了解されたものである。

しかも、両ダムの平成8年の規則改正により、両ダムは、その後、本件洪水までの間、全体の7割以上に当たる中小規模洪水において、洪水調節を行

い、相応の効果を上げていたものである。他方、本件洪水までの間、肱川中下流域の堤防整備は、未だ整備途上にあり、両ダムでは、平成8年の規則改正後も、平成16年8月洪水、平成17年9月洪水、平成23年9月洪水等のように、相当範囲にわたる下流域への浸水被害を伴う洪水が発生していたものの、それらの下流域住民や地方自治体等から、両ダムの操作規則の再改正を求める声が高まっていた等の事情は認められず、両ダムの操作規則を再改正することが緊急に要請されていたとは言い難い状況にあった。

以上の諸般の事情を総合的に考慮すると、被告国において、本件洪水当時、両ダムの令和2年改正前操作規則をもって両ダムを運用していたことにつき、同種・同規模の河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を欠いていたものとは認められない。

(3) 原告らの主張に対する判断

ア 一定率一定量方式の不採用等について

まず、原告らは、両ダムの令和2年改正前の操作規則が、一定率一定量方式を採用せず、一定量放流方式を採用した上、一定量放流の量を制限したことで、両ダムは、放流量を計画範囲の流量に制限することができなくなり、その規定は不合理である旨主張する。

しかしながら、前記各争点に共通する認定事実のとおり、被告国が、両ダムの令和2年改正前の操作規則において、一定率一定量方式を採用せず、放流量を制限する一定量放流方式を採用したのには、次のような要因があったといえる。まず、平成7年7月洪水後、これにより被害を受けた肱川下流域の大洲市等から、操作規則改正の要望があったと認められる（これを否定する原告らの主張は、採用することができない。）。また、肱川については、平成7年7月洪水当時、上流域と下流域との間で実施済みの治水対策のバランスが取れておらず、下流域における洪水被害が一定量以上の降雨では不可避であった一方、上流域（野村地区）における洪水被害は

特段見られなかった中で、前記の要望等を踏まえ、洪水防御目標を、市街化が進行して氾濫被害が甚大となることが見込まれた東大洲地区の家屋浸水と定めたことには、相応の合理性があったといえる。さらに、平成7年7月洪水は、両ダムの計画高水流量が想定する昭和20年9月洪水よりも規模の小さい中小規模洪水であり、それにもかかわらず中下流域において多大な洪水被害を生じたものであったから、規則改正に当たって、中小規模洪水に対応するための規則を設けることを検討したこともまた、相応の合理性があったといえる。そして、具体的な操作規則の定めを検討するに当たっては、一定率一定量方式（「上流優先の操作ルール」は二次式による一定率一定量方式である。）も検討した上で、同方式では下流氾濫域への洪水調節効果が減少して中小規模洪水に対応するという所期の目的を達することができず、これよりも優れた放流方式として上下流痛み分け操作ルールに基づく操作方式（一定量後一定開度方式）が最終的に採用されたものである。しかも、この一定量の設定に当たっては、洪水防御目標である東大洲地区の家屋浸水に達する流量を基本に、当時無堤地区であった菅田地区における無害流量（家屋浸水が開始する流量）も加味して設定されたものであり、その設定にも相応の合理性があったといえる。そして、本件報告書のとおり、両ダムの令和2年改正前の操作規則は、一定量以上の洪水に際して洪水被害を生じさせてしまうものではあるものの、そもそも両ダムの平成8年改正前の操作規則を用いたとしても、一定量以上の洪水に際して洪水被害が生ずることは避けられず、同規則を用いた場合に比して、基準地点の流量にそれほど大きな差を生じさせるものではないとのシミュレーション結果を踏まえ、策定されたものである。

なお、原告らは、両ダムの平成8年の操作規則改正につき、両ダムの令和2年改正前の操作規則によれば大規模洪水に対応できず、規則改正が対象とする被害規模の意味合いの違い（5年に1回の洪水被害と40年に1

5 回の洪水被害の意味合いの違い) や、それらの場合の被害額等についても十分な説明がされていなかった旨主張する。しかしながら、両ダムの平成8年の操作規則改正について、その前提となっていた特ダム法31条3項所定の関係行政機関の長への協議や関係都道府県知事等への意見照会において
10 5 手続違背があり、平成8年改正後の操作規則に瑕疵があった旨の具体的な主張立証はされていない。また、原告らの主張する説明が両ダムの平成8年規則改正後の住民説明会(乙A10によれば平成8年6月24日開催)における説明を指しているとしても、当該住民説明会における説明の不備が翻って両ダムの平成8年の規則改正に対して直ちに瑕疵を生じさせるものともいえない。

15 以上のような経緯に照らすと、両ダムの令和2年改正前の操作規則が一定率一定量方式を採用せず、放流量を制限する一定量放流方式を採用したとしても、その規定が不合理であるとはいえず、同種・同規模の河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を欠いていたものとは認められない。

イ 両ダムの令和2年改正前の操作規則が気象状況に対応するための操作を行うことのできる水位を設定していたことについて

20 次に、原告らは、両ダムの令和2年改正前の操作規則が、気象状況に対応するための操作を行うことのできる水位を治水容量の8割以上(異常洪水時防災操作開始水位と同じ)と定めたことが不合理である旨主張する。

25 確かに、前記関係法令等の定めのとおり、両ダムの令和2年改正前の操作規則は、気象状況に対応するための操作を行うことのできる水位を治水容量の8割以上(異常洪水時防災操作開始水位と同じ水位)と定めていたものである。そして、これらの規定によれば、両ダムでは、流入量が洪水調節開始流量を超えた後においては、気象状況に対応するために操作規則の本則による洪水調節をせずに放流操作を行う場面(ただし書き操作の場

面)が、異常洪水時防災操作の場面しかないことになり、例えば、具体的な事情の下で、異常洪水時防災操作を回避するために気象状況に対応するための操作を行う(操作規則の本則による洪水調節をせずに放流操作を行う)余地はないようにも思われる。

5 しかしながら、前記各争点に共通する認定事実のとおり、現在でも気象予測の精度には一定の限界があって、そのことを前提とすれば、ダム操作に関する基準となる規定を置くことそれ自体が不合理であるとはいえない。また、その内容について見ても、両ダムの令和2年改正前の操作規則は、
10 本件洪水当時、肱川の洪水対策が未だ上下流について完成していなかった状況下において、東大洲地区の宅地浸水を洪水防御目標とし、中小規模洪水に対応するために洪水調節規定を平成8年改正前の操作規則から変更して、両ダムの洪水調節機能をより活用する趣旨において制定されたものである。さらに、本件降雨までの間に、当該規定の内容を再度改正する必要性が指摘されていたとも認められない。そうすると、両ダムの令和2年改正前の操作規則が、気象状況に対応するための操作を行うことのできる水位を治水容量の8割以上と定めていたことが、直ちに不合理であると認めることはできない。

15 そうすると、両ダムにおいて、令和2年改正前の操作規則が気象状況に対応するための操作を行うことのできる水位を設定していたことをもって、
20 同種・同規模の河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を欠いていたものとは認められない。

ウ 事前放流の規定の不十分性等について

25 さらに、原告らは、国土交通省の平成17年3月30日付け通達にもかかわらず、野村ダムにおいて事前放流の規定を作成せず、両ダムにおいて事前放流の規定を含む操作規則の見直しをしなかったことにより、両ダムについて通常有すべき安全性を欠いた旨主張する。

確かに、前記関係法令等の定めのとおり、本件洪水当時、鹿野川ダムには鹿野川ダム事前放流実施要領が規定されていた一方、野村ダムにはこれが規定されていなかったことが認められる。

5 5
しかしながら、前記関係法令等の定めのとおり、両ダムの令和2年改正前の操作規則には、事前放流の根拠規定自体は存在し（R2改正前野村ダム操作規則22条1項3号、R2改正前鹿野川ダム操作規則21条1項3号。なお、原告らは、本件洪水後の記者会見における四国地方整備局河川部職員の発言を引用するところ、当該発言をもって、事前放流における操作規則上の根拠がないと解することはできない。）その見直しを必要とする具体的な事情があったとまでは認められない。また、野村ダムにおいては、事前放流実施要領の定め自体は存在しなかったものの、前記各争点に共通する認定事実のとおり、利水者の同意を得た上で事前放流が実施されており、事前放流に関する実施要領がなかったことにより、野村ダムにおいて事前放流が実施できなくなる等の事態が生じたものでもない。

10
15
20
25
その他、両ダムの令和2年改正前の操作規則において、操作規則全般の見直しを要する状況にあったことを示す具体的な事情が見当たらないことも考慮すると、両ダムの令和2年改正前の操作規則について、国土交通省の平成17年3月30日付け通達の後、野村ダムにおいて事前放流実施要領を定めず、両ダムにおいて操作規則の内容の変更をしなかったとしても、そのことをもって両ダムにおいて同種・同規模の河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を欠いていたものとは認められない。

(4) 小括

よって、両ダムの令和2年改正前の操作規則において、通常有すべき安全性を欠いた瑕疵があったとは認められない。

5 争点4（野村ダム所長は、放流情報の関係機関への通知をすべきであったの

にこれを怠り、また、両ダム所長らは、放流情報の一般への周知のため必要な措置をとるべきであったのにこれを怠ったか) について

(1) 判断基準

前記争点1に対する判断(前記2(1))のとおりである。

5 (2) 本件における当てはめ

ア 野村ダム所長は、放流情報を関係機関である被告西予市に1時間前通知をすべきであったのにこれを怠ったか。

(ア) 野村ダム所長が負う法的義務

10 前記関係法令等の定めのとおり、特ダム法32条1項は、多目的ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係市町村長等の関係機関に通知しなければならない旨規定し、特ダム法施行令18条は、この場合の通知内容について規定する。また、
15 R2改正前野村ダム操作規則26条は、野村ダム所長が、特ダム法32条1項の放流の場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときの関係機関への通知について、細則に委任し、
20 R2改正前野村ダム操作細則13条1号は、関係機関に対する通知は、下流に急激な水位の変動を生じると予想される放流を行う約1時間前に行わなければならない旨規定する。このような法令等の定めによれば、野村ダム所長は、異常洪水時防災操作により下流に急激な水位の変動を生じると予想される場合、原則として、その放流を行う約1時間前に1時間前通知を行わなければならない法的義務を負うものと解するのが相当である。ただし、操作細則自体が通知を行う時期について「約1時間前」という幅のある規定をしていること、1時間前通知の対象となる操作を行うこと自体、気象、水象その他諸般の事情を総合して行う将来予

25

測を基礎とするものであることなどを考慮すると、関係機関に対する通知を1時間前に行うことのできない特段の事情があると認められる場合には、前記規定より短い猶予時間の下で異常洪水時防災操作の通知を行ったとしても、そのことが直ちに野村ダム所長の職務上の義務違反を構成するものではないと解するのが相当である。

(イ) 本件における当てはめ

a 前記各争点に共通する認定事実のとおり、野村ダム所長が異常洪水時防災操作の1時間前通知の判断を行ったのは、7月7日午前5時50分であり、その時点における異常洪水時防災操作開始予定時刻は同日午前6時50分であって、1時間前通知のファクシミリ文書が野村支所に到達したのは、同日午前6時3分であり、野村ダム所長の異常洪水時防災操作開始時刻が同日午前6時20分であった。そうすると、野村ダム所長は、1時間前通知が野村支所に到達した時間を基準とすれば、異常洪水時防災操作開始のわずか17分前に1時間前通知をしたものであって、R2改正前野村ダム操作細則13条の猶予時間である約1時間を大幅に下回ったものであった。さらに、当該通知における異常洪水時防災操作開始予定時刻は、実際の開始時刻よりも30分も後ろ倒された内容であった。

b そこで、野村ダム所長がこのような通知を行ったことについて、前記の特段の事情があり、当該通知が野村ダム所長の職務上の法的義務に違反しないといえるか否かについて更に検討する。

この点、前記各争点に共通する認定事実のとおり、野村ダム所長は、同日午前2時頃の貯留関数計算等から、異常洪水時防災操作開始時刻を同日午前6時50分と予測し、同日午前2時30分頃、野村支所長に対し、ホットラインで、異常洪水時防災操作開始予定を午前6時50分頃と伝えたことを皮切りに、同日午前3時37分頃、野村支所長

5 に対し、ホットラインで、前記判断を前倒しして、異常洪水時防災操作開始予定を午前6時20分にする可能性がある」と伝え、その後、同日午前4時30分頃、野村支所長に対し、ホットラインで、異常洪水時防災操作を午前6時20分から開始する予定である旨連絡し、野村支所長から、同日午前5時10分に避難指示を発令予定であることを伝えられたものである。もっとも、同日午前2時頃以降、午前4時30分までの間において、野村ダムが、各予測の時点の約1時間後に異常洪水時防災操作開始水位に達する等のデータが示されていたとは認められないから、野村ダム所長がこれらの時点で1時間前通知を行うべき義務があったとはいえない。

10 5
その後、野村ダム所長は、同日午前5時の肱川洪水予測システムのデータから、120分先（同日午前7時）までの最大の予測雨量が平均11.4mmとされていたところ、その先の雨量は減少に転じることも合わせて予測されていたため、異常洪水時防災操作の開始を午前6時20分から更に30分程度遅らせることが可能かどうかを検討することとし、同日午前5時20分のデータでは異常洪水時防災操作開始水位を超えるのが70分先の午前6時30分、同日午前5時30分のデータでも再び60分先の午前6時30分と示され、同日午前5時40分のデータで三たび50分先の午前6時30分に異常洪水時防災操作開始水位を超えることが示されたことで、同日午前5時50分に異常洪水時防災操作開始時刻を同日午前6時50分と決定して、野村支所に通知するまで、異常洪水時防災操作開始の1時間前通知を行わなかった。以上の経緯に照らせば、野村ダム所長において、雨量が減少し得ることを考慮して異常洪水時防災操作の開始時刻を遅らせることが見込めるか検討した過程に不合理な点は見当たらないし、また、
20
25 肱川洪水予測システムの同日午前5時40分のデータが閲覧できたの

5
が同日午後5時50分頃であったことを前提とすれば、同日午前5時50分時点において、それまでの予測雨量や予測流入量、予測貯水位の表示に基づいて、異常洪水時防災操作開始の見込み時刻を午前6時50分と決定して通知した点についても、殊更不合理であるとまでい

10
他方、野村ダムへの流入量について、同日午前5時50分の肱川洪水予測システムのデータ（野村ダム所長がこれを確認できたのは、午前6時頃である。）で1000m³/s台に急増し、その予測雨量も、同日午前6時の肱川洪水予測システムのデータ（乙A82参照。野村ダム所長においてこれを確認できたのは、午前6時10分頃である。）によって、やはり急増する見込みであることが明らかになったものである。しかも、これらの雨量等の急増は、同日午前6時頃、雨量レーダーにおいて肱川の上流域に突然出現した雲からの降雨に対応したものの（証人川西【123～129項】参照）であったと認められる。

15
そうすると、野村ダム所長が、同日午前5時50分以前に、異常洪水時防災操作を同日午前5時20分から開始することを前提とする1時間前通知を行う判断ができず、同日午前5時50分時点の1時間前通知における異常洪水時防災操作開始の見込み時刻を同日午前6時50分として通知したことについては、前記の特段の事情があったというべきである。これに加えて、前記のとおり、野村ダム所長は、野村支所長に対し、同日午前4時30分頃において、同日午前6時20分から異常洪水時防災操作に移行する予定である旨を伝えており、野村支所長からも、同日午前4時30分の時点で同日午前5時10分に避難指示を発令予定であると伝えられていて、現に野村地区においては
20
同日午前6時20分が異常洪水時防災操作の開始時刻となることを前提として消防団を利用した避難準備が進んでいたことも併せ検討すれ
25

ば、この点において、野村ダム所長に職務上の法的義務の違反がある
とまでは認められない。

5 c なお付言するに、異常洪水時防災操作開始の1時間前通知の趣旨に
鑑みると、かかる通知は、異常洪水時防災操作がその1時間後に確実に
行われる見込みがなければ通知してはならないものであるとまでは
解されない。そして、事後的に見れば、野村ダム所長は、同日午前5
10 時以降のデータのうち、同日午前5時20分か、遅くとも同日午前5
時30分のデータを確認した時点で通知をすることが望ましく、また、
その直近の予測貯水位に基づいて同日午前6時30分を異常洪水時防
災操作開始の見込み時刻とする旨を通知するのが望ましかったという
ことができる。さらに、野村ダム所長は、ファクシミリによる通知の
みならず、これをメールやホットラインと併用するなどして、より早
期かつ緊密に、野村支所長との間で、ダム操作に関する連絡及び受信
確認のできる態勢を整えることが望ましかったということができる。

15 もっとも、野村ダム所長の本件降雨当時における判断は、客観的な
データに基づいた相応の合理性のあるものであり、前記で指摘したこ
とを行わなかったとしても、野村ダム所長が職務上の法的義務に違反
したとまでいうことができないことは、前記bで述べたとおりである。

20 d 以上によれば、野村ダム所長が、放流情報を関係機関である被告西
予市に1時間前通知をすべきであったのにこれを怠ったとはいえず、
この点において国賠法1条1項違反及び国賠法2条1項違反は認めら
れない。

イ 両ダム所長らは、放流情報を一般に周知させるため必要な措置をとるべ
きであったのにこれを怠ったか。

25 (ア) 両ダム所長らが負う法的義務

a 前記関係法令等の定めのとおり、河川法及び特ダム法は、放流によ

道内の整備が不十分であるため、堆積物によって流下能力が下がっているとの情報も得ていたこと等から、野村ダムの異常洪水時防災操作の開始によって越流のおそれがあることを直接住民に対して周知警告すべきであったのにこれを怠ったこと、②野村ダム所長が、野村支所長に対し、同日午前6時8分、ホットラインで野村ダムの放流量が1750 m³/sとなる見込みであり、大変なことになる旨を伝えており、そのことを直接住民に対して周知警告すべきであったのにこれを怠ったことを主張する。

しかしながら、前記のとおり、野村ダム所長による放流情報の一般への周知に必要な措置の実施が野村ダム下流域の河道周辺の住民をもその対象とするものと解したとしても、野村ダム所長において、操作規則及び操作細則で定めた内容を超えて、放流情報を、臨機応変に一般に周知することまで常に法的義務として求められるものとはいえない。また、野村ダム所長は、同日午前4時30分の段階で、野村支所長から、消防団による戸別訪問を行って住民の避難誘導を実施する方針であることを聞いており、実際に避難活動が開始された旨の話も聞いていたものであり、さらに、野村ダム所長において、その後、住民の避難に関して第一次的な責任を負う野村支所長から、野村ダム事務所から直接住民に対して避難に関する放送を実施するように依頼されていた等の事情も見当たらない。

そうすると、少なくとも、原告ら主張の各段階において、野村ダム所長において、原告らの主張の放流情報を臨機応変に一般に周知する法的義務を負っていたとまでは認められない。

(ウ) 本件における当てはめ (鹿野川ダム)

a 山鳥坂ダム所長が行った周知措置について

前記各争点に共通する認定事実によれば、鹿野川ダムでは、R2改

5 正前鹿野川ダム操作細則に基づいて、7月7日午前5時30分及び同日午前6時18分、放送及び警報車による警報を行っていたほか、サイレンの吹鳴を行っていた。また、放送及び警報で周知された内容は、「鹿野川ダムよりお知らせします。ダムは現在洪水調節中ですが、ダムの流入量は今後も一層増加することが予想されるため、異常洪水時の操作に移行する予定です。川の水が急激に増えますので、厳重に警戒してください。」であった。

10 そして、前記認定事実によれば、山鳥坂ダム所長は、前記法令、操作規則及び操作細則の規定に従い、異常洪水時防災操作開始前に、放流情報を一般に周知させるために必要な措置をとったといえる（なお、原告らは、当該周知内容では未だ危機感・切迫感が不十分であったと主張するものの、当該周知内容に改善の余地があったとしても、少なくとも当該周知内容が前記法令等の趣旨に違反し、違法であったとまでは認められない。）。

15 b 原告らの主張について

20 原告らは、①山鳥坂ダム所長が、7月7日午前6時20分、肱川洪水予測システムのデータ（最大放流量3800 m^3/s ）に基づき、同日午前7時10分から鹿野川ダムの異常洪水時防災操作を行う旨の1時間前通知を関係機関にファクシミリ送信しており、加えて、ホットラインで、大洲市長に対し、平成16年、平成17年を上回る既往最大の流入量・放流量になる見込みであることを伝えたのであるから、そのことを直接住民に対して周知警告すべきであったのにこれを怠ったこと、②山鳥坂ダム所長が、大洲市長に対し、同日午前6時50分、ホットラインで鹿野川ダムの放流量が6000 m^3/s となる見込みであり、現在通行可能となっている道路も追って冠水が予想されることを伝えたのであるから、そのことを直接住民に対して周知警告すべき

であったのにこれを怠ったことを主張する。

しかしながら、山鳥坂ダム所長において、操作規則及び操作細則で定めた内容を超えて放流情報を臨機応変に一般に周知することまで常に法的義務として求められるものとはいえないこと、山鳥坂ダム所長において、大洲市長から、山鳥坂ダム事務所から直接、避難に関する放送を依頼されていた等の事情も見当たらないことは、前記（イ）bと同旨である。

そうすると、少なくとも、原告ら主張の各段階において、山鳥坂ダム所長において、原告らの主張の放流情報を臨機応変に一般に周知する法的義務を負っていたとまでは認められない。

（エ）小括

以上によれば、両ダム所長らが、放流情報を一般に周知させるために必要な措置をとるべきであったのにこれを怠ったとはいえず、この点において国賠法1条1項違反及び国賠法2条1項違反は認められない。

6 争点5（愛媛県は、野村地区の堤防整備を行うべきであり、被告国は、かかる堤防整備を指導監督すべきであったのにこれを怠ったか）について

（1）判断基準

前記争点1に対する判断（前記2(1)）のとおりである。

（2）本件における当てはめ

ア 前記前提事実及び弁論の全趣旨によれば、肱川のうち野村地区に係る区間は、愛媛県知事が管理の一部を行う指定区間に当たるから、指定区間の堤防整備工事の実施の権限は、愛媛県知事にあると認められる（乙A70～72。河川法9条2項、河川法施行令2条1項参照）。そうすると、被告国は、前記指定区間の堤防整備工事の実施それ自体については、職務上の法的義務を負うものではなく、この点における被告国の不作為について、国賠法1条1項違反及び国賠法2条1項違反は認められない。

イ この点、原告らは、被告国が野村地区の堤防整備について補助金を支出していたところ、本件降雨当時、野村ダムの建設計画や河川整備計画で定めた野村地区の堤防整備ができておらず、野村地区の河道の流下能力がダム建設計画時の $1250\text{ m}^3/\text{s}$ を大幅に下回る $800\text{ m}^3/\text{s}$ であったことを認識していたのであるから、被告国（大洲河川事務所長）において国賠法1条1項の規制権限不行使の違法があり、又はそのような対応につき国賠法2条1項の管理の瑕疵がある旨主張する。

しかしながら、被告国（大洲河川事務所長）が、本件降雨当時までに、指定区間である野村地区の河道の流下能力について、前記の肱川改良工事全体計画書（乙A74、75）に基づく流下能力である $1250\text{ m}^3/\text{s}$ を大幅に下回ることを認識していたと認めることは困難である（甲A11の33枚目においても、野村ダムからの同月5日の問合せに際し、大洲河川事務所も愛媛県も、計画に基づく野村地区の流下能力は $1250\text{ m}^3/\text{s}$ であり、現況の流下能力は河川内の土砂の堆積状況を正確に確認できていないので分からないと述べるにとどまっており、流下能力を大幅に下回ることを認識していたことを裏付けるものではない。また、令和6年2月19日頃開催された住民説明会の際、令和5年度末における乙亥会館付近の流下能力が $800\text{ m}^3/\text{s}$ との発言があったとされるものの、このことをもって、本件降雨当時、指定区間である野村地区の河道全体の流下能力について、前記の計画書に基づく流下能力を大幅に下回ることを認識していたことを裏付けるものとまでいえない。）。)

したがって、原告らの前記主張は、採用することができない。

7 争点6（被告西予市は、野村ダムの放流情報を住民に伝えるべきであったのにこれを怠り、また、正確な避難指示を住民に伝えるべきであったのにこれを怠ったか）について

(1) 判断基準

ア 国賠法1条1項に関する一般的な判断基準は、前記争点1に対する判断(前記2(1))のとおりである。

また、前記関係法令等の定めのとおり、災害対策基本法60条1項は、市町村長に対し、避難指示に関する権限を付与しており、避難指示の発令時期、発令内容及び伝達方法については、市町村長の合理的裁量にゆだねているというべきところ、かかる権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法と評価されるのは、具体的事情の下において、市町村長に権限が付与された趣旨・目的に照らし、その不行使が裁量権を逸脱濫用し、著しく不合理と認められるときに限られるものと解するのが相当である。

イ なお、原告らは、被告西予市に対する責任原因として国賠法2条1項も主張する。しかしながら、原告らが被告西予市との関係で主張する瑕疵の前提となる営造物は、野村ダム、肱川又はその河川施設(堤防を含む。)であるところ、被告西予市がこれらを管理していると認めるに足りる根拠は明らかではない。したがって、原告らの主張のうち、国賠法2条1項を責任原因とする点については、その余について判断するまでもなく、採用することができない。

(2) 本件における当てはめ

ア 西予市長又は野村支所長が負う法的義務

(ア) まず、前記関係法令等の定めのとおり、災害対策基本法56条1項は、市町村長が、法令の規定により災害に関する予報又は警報の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報又は警報に係る事項を住民に伝達しなければならない旨定める。また、同項は、この場合において、必要があると認めるときは、市町村長が、住民に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる旨定める。さらに、野村ダム所長から野村支所長に対してされる野村ダム

の操作に関する通知（特ダム法32条）は、上記の災害に関する予報又は警報の通知に当たると解される。他方、被告西予市も主張するとおり、西予市地域防災計画（甲B43）に、野村ダムの操作に関する通知の住民への伝達について、直接定めた規定は見当たらない。

5 もっとも、かかる場合であっても、野村支所長は、野村ダムの操作に関する通知について、何ら住民への伝達義務を負わないと解することはできない。むしろ、西予市地域防災計画（甲B43）が、「第3編 災害応急対策」の「第1章 応急措置の概要」の「1 市のとるべき措置」において、「（2）気象に関する予警報の周知徹底」に加え、「（14）その他応急対策の実施」を挙げていること、「第5章 災害情報の報告」において「関係各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集する」ことを挙げ、

10 「4 情報の伝達」において住民への伝達方法についても指摘していること、「第6章 広報活動」の「2 広報事項」において「（2）災害の概況」を挙げていること等を考慮すると、被告西予市（当時、被告西予市の災害対策本部長であった西予市長又は現地対策本部長であった野村支所長）は、西予市地域防災計画に、野村ダムの操作の通知に関する事項の住民に伝達すべきことを直接定める規定が置かれていなかったと

15 しても、なお、野村ダムの操作の通知に関する事項を住民に伝達すべき職務上の義務を負っていたというべきである。

20 20

ただし、災害対策基本法56条1項が、住民への伝達に係る具体的な内容及び方法を地域防災計画に委任していることに照らせば、同項は、住民への伝達に関する具体的な内容及び方法については、市町村長の合理的な裁量判断に委ねたものと解される。そうすると、本件において野村支所長が野村ダムの操作の通知に関する事項を住民に伝達する場合、

25

その時期、内容及び方法が裁量権の逸脱濫用に当たり、著しく不合理と認められるときに初めて、国賠法1条1項の適用上違法であると解される。

5 (イ) 次に、災害対策基本法60条1項の規制権限不行使が国賠法1条1項の適用上違法と解されるのは、前記(ア)のとおりであり、その限度で西予市長又は野村支所長は職務上の義務を負うというべきである。

10 なお、被告西予市は、災害対策基本法56条1項の職務上の義務と災害対策基本法60条1項の職務上の義務は、適用範囲を異にし、前者が避難準備行為に関するもの、後者が避難行為に関するものであると主張する。しかしながら、上記各規定が法規上は別の章に置かれているとしても、具体的な状況下においては両者の適用が重疊的に問題となることはあり得るものと考えられる。したがって、以下の判断においては、両者の義務を一体として検討することとする。

15 (ウ) なお、原告らは、このほか、水防管理者である西予市長が水防法29条に基づく立退きの指示をしなかったことを主張する。

確かに、本件において、西予市長は、水防法に基づく前記立退きの指示はしていない。

20 しかしながら、水防法29条に基づく前記立退きの指示の要件は、「洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき」とされ、災害対策基本法60条1項の避難指示の要件である「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため」「急を要すると認めるとき」と、一部が共通し、また、これよりも高度なものであると解される。そして、前記各争点に共通する認定事実のとおり、野村支所長は、7月7日午前5時10分、災害対策基本法60条1項に基づく避難指示を野村地区に発令し、消防団員による野

村地区への戸別訪問を開始させている。そうすると、野村地区については、西予市長による水防法29条に基づく立退きの指示を待たずに、これと同等の避難指示が出されていることとなる。したがって、西予市長が水防法29条を根拠とする立退きの指示を出していなかったとしても、
5 同条に違反しているとは認め難い。

イ 7月7日午前5時10分頃における野村支所長の対応について

(ア) 前記各争点に共通する認定事実のとおり、野村支所長は、野村地区の避難指示に際して、同日午前5時10分、午前5時35分及び午前6時1分の3回にわたり、防災行政無線により、「西予市災害対策本部からお知らせします。肱川が氾濫するおそれのある水位に達しましたので、
10 野村地区に避難指示を発令しました。野村中学校、野村小学校及び野村公民館を避難所として開設しています。ただちに避難を開始してください。また避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。」との放送をした。また、
15 野村支所長は、同日午前5時10分から、消防団による戸別訪問を行わせ、午前6時30分に川から離れるよう指示するまで、野村地区のほぼ全世帯について戸別訪問及び避難誘導を行わせた(丁B2)。その際、消防団員は、いずれもライフジャケットを着用し、「今まで放流したよりも多い量の放流が始まる」と告げるなどして、避難の呼びかけを行った(丁B2、証人土居【460項】、原告小玉【210~222項】)。
20

(イ) 自宅から退去して避難することを伝えるべきであったのにこれを怠ったとの点について

原告らは、野村支所長が、野村ダムからの通知の意味を理解せず、自宅から退去して避難することを伝えるべきであったのにこれを怠り、
25 「屋内の高いところに避難」するよう誤った内容を伝えたと主張する。

しかしながら、上記防災行政無線の放送文によれば、当該放送文が第

一次的に避難所への避難を呼びかけており、屋内の高いところに避難するのは、避難所への避難が危険な場合であることを容易に理解することができる。また、上記防災行政無線が放送された各時点を基準としても、野村ダムの異常洪水時防災操作によって、どの程度の流量が堤防から越流するかは明らかではなく、この時点において第二次的な避難場所として前記放送文のような指示をしたことが、直ちに誤った内容であったということもできない。しかも、本件において、災害対策基本法60条1項の避難指示とともに、災害対策基本法56条1項後段における「必要な通知」が併せて住民に行われたと解すべきところ、これは、前記の防災行政無線のほか、消防団員による戸別訪問によって補完されたものと見るべきである。そして、消防団員による戸別訪問において、避難所への避難が促されていたこと、住民の大半が消防団員による呼びかけによって避難行動を起こそうとしたこと、結果として対象地区内1922名のうちわずかに39名の残留者（死亡者5名を含み、本件訴訟における被害者もここに含む。）を残すのみであったこと（TB2）も考慮すると、前記の避難指示に伴う放送文の通知内容の一部には、事後的に見れば、なお改善の余地があったといえるものの、その内容に裁量権の逸脱濫用があり、その内容が著しく不合理であったとすることはできない。

(ウ) 野村ダムが異常洪水時防災操作を開始することや野村ダムからの放流量を伝えるべきであったのにこれを怠ったとの点について

a 原告らは、野村支所長が、7月7日午前5時10分、避難指示を住民に伝えた際、野村ダムから得ていた異常洪水時防災操作の実施予定やその際の放流量について伝えるべきであったのにこれを怠ったと主張する。

b この点、前記各争点に共通する認定事実のとおり、野村支所長は、同日午前4時30分頃、野村ダム所長から、野村ダムについて異常洪

水時防災操作を開始する予定であることを伝えられており、同日午前4時43分頃に野村支所において受信した通知文書（甲B19の4）には、計画規模を超える洪水時の操作であることが明記されていたことが認められる。また、野村支所長は、同日午前4時30分以降、同日午前5時10分までの間、野村ダム所長からの前記連絡内容をそのまま住民に伝えたことはなく、同日午前5時10分頃以降の避難指示の発令に伴う放送文においても、そのことをそのまま住民に伝えたものではなかったと認められる。

- c. しかしながら、野村支所長は、野村ダム所長からの前記連絡内容について、これをいかなる内容及び方法で住民に伝えるかについて合理的な裁量権を有していることは前記ア（ア）で述べたとおりである。また、野村支所長は、避難指示に際して、前記放送文を利用した防災行政無線による放送のほか、消防団員による戸別訪問を併用したものであり、後者が前者を補完したものと解すべきであることは、前記イ（イ）で述べたとおりである。

そして、野村ダム所長からの前記連絡内容によっても、同日午前5時10分頃において、その放流量は必ずしも明らかではなく、計画規模を上回ることで堤防からどの程度越流するかもこの時点では定かではなかった。さらに、前記放送文では、肱川が氾濫するおそれのある水位に達したとの表現が用いられ、消防団員による戸別訪問においては「今まで放流したよりも多い量の放流が始まる」等の声掛けがされたものであり、住民の大半が消防団員による呼びかけによって避難行動を起こそうとしたことも、前記イ（イ）で述べたとおりである。

そうすると、前記の避難指示に伴う放送文の通知内容の一部には、事後的に見れば、異常洪水時防災操作について分かりやすく伝える等なお改善の余地があったものの、その内容に裁量権の逸脱濫用があり、

その内容が著しく不合理であったとすることはできない。

(エ) 現に肱川が氾濫のおそれのある水位に達したと伝えるべきではなかったのにこれを怠ったとの点について

5 a 原告らは、前記放送文において、現に肱川が氾濫のおそれのある水位に達したと伝えるべきではなかったのにこれを怠り、誤った放送内容を伝えた旨主張する。

10 b この点、野村支所長が、同日午前5時10分頃以降の避難指示の発令に伴う放送文において、「肱川が氾濫するおそれのある水位に達しました」という表現を用いたことは、前記イ(ア)で述べたとおりである。そして、この表現は、氾濫危険水位(水位指定河川における氾濫特別警戒水位の1つであると解される。)に達した場合の文例を参考にして作成されたものと推認される。同日午前5時10分頃の野村ダム直下の野村地区を流れる肱川については、氾濫危険水位自体が定められていなかったものである。しかも、証拠(甲B19の5)及び弁論の全趣旨によれば、避難指示が発令された20分後である同日午前5時30分頃の荒瀬水位観測所(西予市野村町野村)の水位は4.3mであり、同水位観測所の堤防天端高が8.10mであったから、野村ダム直下の野村地区における肱川の水位は、当時、氾濫する危険のある水位には到達していないようにも見える。

15
20 c しかしながら、野村支所長が、避難指示の発令に伴う放送文の内容を決定するについて合理的な裁量権を有していることは前記イ(ア)で述べたとおりであり、避難指示に際して、防災行政無線による放送と消防団員による戸別訪問を併用し、後者が前者を補完したものと解すべきであることや、消防団員による戸別訪問において「今まで放流したよりも多い量の放流が始まる」等の声掛けがされ、住民の大半が消防団員による呼びかけによって避難行動を起こそうとしたことにつ

5 いても、前記イ（イ）で述べたとおりである。原告らは、避難を促された住民において、肱川を見に行き、その水位が低かったことから、直ちに避難行動に出なかったとの指摘をしているものの、住民の大半が消防団員による呼びかけによって避難行動を起こしていたことから、前記の放送文の不十分さのみをもって、当該放送文による通知自体が著しく不合理であったということはできない。

10 そうすると、前記の避難指示に伴う放送文の通知内容の一部には、事後的に見れば、現在は洪水調節中であり、未だ水位が低いものの、異常洪水時防災操作を開始すれば急激に水位が上がるおそれがあることを分かりやすく伝える等、なお改善の余地があるものの、その内容に裁量権の逸脱濫用があり、その内容が著しく不合理であったとすることはできない。

15 (オ) なお、原告らは、このほか、防災行政無線による放送の冒頭にチャイムを利用するなど悠長な内容となっていたとか、戸別訪問の内容についても具体性や切迫性を欠いていたなどと主張するものの、前記で述べた理由によれば、住民に対する伝達の内容や方法に裁量権の逸脱濫用があり、その内容や方法が著しく不合理であったとすることはできない。

ウ 7月7日午前6時8分頃における野村支所長の対応について

20 (ア) 原告らは、野村支所長が、野村ダム所長からの連絡を受けたのであるから、流域住民に対して、ダムの放流量が $1750\text{ m}^3/\text{s}$ となり、堤防を越えて家屋の2階の天井にまで達する程度の浸水被害を受けることを具体的に知らせるとともに、同日午前5時10分から垂直避難を避難の方法として周知していたのであるから、その訂正を行う再度の避難指示を出すべきであったのに、これらを怠ったと主張する。

25 (イ) 確かに、野村支所長は、同日午前6時8分頃、野村ダム所長から、野村ダムの最大放流量が $1750\text{ m}^3/\text{s}$ に達し、大変なことになる旨の連

絡を受けたものの、これを住民には伝えていなかった。そして、同時刻から異常洪水時防災操作開始までは20分弱、前記の連絡から消防団員を川から退避させた時間まで30分弱あり、再度の避難の促しや情報提供をすること自体は可能であったともいえる。

5 しかしながら、野村支所長は、同日午前5時10分から、避難指示の連絡と避難誘導を、防災行政無線による放送と消防団員による戸別訪問を併用して行っていたことは、前記イ（ア）で述べたとおりである。そして、野村支所長には、避難指示の連絡及び避難誘導の内容・方法の決定に関し、合理的な裁量権を有することは、前記ア（ア）で述べたとおりであるところ、住民の大半が、消防団員による呼びかけによって避難行動を起こそうとし、結果として大半の住民が避難することができたものである。

10 そうすると、この時点において、避難指示の内容を一部訂正するとか、避難誘導の指示を追加する等、事後的に見れば、その内容及び方法になお改善の余地があるものの、そのような対応に出なかったことをもって、
15 裁量権の逸脱濫用があり、著しく不合理であったとすることはできない。

エ まとめ

よって、被告西予市に国賠法1条1項違反があるとは認められない。

8 争点7（被告大洲市は、鹿野川ダムの放流情報を住民に伝えるべきであったのにこれを怠り、また、正確な避難指示を住民に伝えるべきであったのにこれを怠ったか）について

(1) 判断基準

前記争点6に対する判断（前記7(1)）と同様である。

(2) 本件における当てはめ

ア 大洲市長が負う法的義務

25 （ア）まず、災害対策基本法56条1項が、市町村長に対し、法令の規定に

より災害に関する予警報の通知を受けたとき、地域防災計画の定めるところにより、当該予警報に係る事項を住民に伝達する義務を負っていること、山鳥坂ダム所長から大洲市長に対してされる鹿野川ダムの操作に関する通知（河川法48条に基づくものと解される。）が、上記の災害に関する予警報の通知に当たると解されることは、前記争点6に対する判断（前記7(2)ア）と同様である。また、大洲市地域防災計画（丙A1。ただし一部である。）には、鹿野川ダムの操作に関する通知の住民への伝達について直接定めた規定が見当たらず、大洲市地域防災計画の全体においてこの規定がなかったとしても、情報伝達義務を免れるものではないことについても、前記争点6に対する判断（前記7(2)ア）と同様である。

そして、本件において大洲市長が鹿野川ダムの操作の通知に関する事項を住民に伝達する場合、その時期、内容及び方法が裁量権の逸脱濫用に当たり、著しく不合理と認められるときに初めて、国賠法1条1項の適用上違法であると解されることも、前記争点6に対する判断（前記7(2)ア）と同様である。

(イ) また、災害対策基本法60条1項の規制権限不行使が国賠法1条1項の適用上違法と解されるのが、具体的事情の下において、市町村長に権限が付与された趣旨・目的に照らし、その不行使が裁量権を逸脱濫用し、著しく不合理と認められるときに限られるものと解するのが相当であること、災害対策基本法56条1項の職務上の義務と災害対策基本法60条1項の職務上の義務を一体として検討することについても、前記争点6に対する判断（前記7(2)ア）と同様である。

(ウ) なお、原告らは、このほか、水防管理者である大洲市長が水防法29条に基づく立退きの指示をしなかったことを主張する。

確かに、本件において、大洲市長が、水防法に基づく前記立退きの指

示を出したことを認めるに足りる証拠は見当たらない。

しかしながら、水防法29条に基づく前記立退きの指示の要件が、災害対策基本法60条1項の避難指示の要件に包含されるものであると解されることは、前記争点6に対する判断（前記7(2)ア）と同様である。そして、前記各争点に共通する認定事実のとおり、大洲市長は、7月7日午前7時30分、災害対策基本法60条1項に基づく避難指示を市内全域に発令したものである。また、これに先立ち、同月6日午前9時50分には水防警報（出動）が発令されているから、水防団の出動は行われたものと推認される。したがって、大洲市長が水防法29条に基づく立退きの指示を出さなかったとしても、同条に違反しているとは認め難い。

イ 避難指示の発令を水位基準によること自体の当否について

(ア) 原告らは、被告大洲市が、本件降雨当時、避難指示の発令を水位基準によって行っていたところ、かかる発令基準を設けたこと自体が不合理であると主張し、その上で、鹿野川ダムからの通知を受けたそれぞれの時点における避難指示の発令が遅きに失するなどして不適切であったと主張する（前記第2の5(7)【原告らの主張】オ(ア)）。そこで、まず、避難指示の発令を水位基準によること自体の当否について検討した後、各時点における避難指示の発令等の当否について検討することとする。

(イ) この点、証拠（丙A1のほか、後掲各証拠）及び弁論の全趣旨によれば、大洲市における避難指示等の発令基準に関連する認定事実は、以下のとおりである。

a 大洲市地域防災計画は、本件降雨当時、①避難準備情報については、発令時の状況を「避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生

5 する可能性が高まった状況」とし、発令の基準を「一定時間後（避難
行動要支援者等の避難に要する時間内）に危険な水位に到達すると予
測される場合」としていた。また、②避難勧告については、発令時の
状況を「通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければなら
ない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況」
とし、発令の基準を「暴風の来襲、断続的な大雨により災害の発生が
予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき。」「水位周知河川
等の水位がはん濫注意水位を突破し、増水が予想され洪水等の危険が
強まってきたとき。」「破堤につながるような漏水等の発見」「一定
10 時間後（避難に要する時間内）に危険な水位に到達すると予測される
場合」としていた。さらに、③避難指示については、発令時の状況を
「前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する
危険性が非常に高いと判断された状況」「堤防の隣接地等、地域の特
性等から人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況」
15 「人的被害の発生した状況」とし、発令の基準を「堤防の決壊につな
がるような水位の上昇が見込まれる場合」「破堤につながるような大
量の漏水や亀裂等発見」「水門等の施設状況（水門が閉まらない等の
事故）」としていた。

20 b 大洲市地域防災計画は、前記の基準とともに、肱川の水位による基
準を設けているものの、局地的な大雨、内水氾濫等により、発令基準
を早める必要がある場合は、同基準によらないことができることとし
ていた。なお、具体的な水位基準は、以下のとおりであった。

(a) 大川・菅田地区

25 大川・菅田地区では、大川観測所の水位が4.0mを超えた場合
に避難準備情報を、同水位が4.3mを超えるか又は鹿野川ダムの
水位が標高84.0m以上になり危険が迫ったときに避難勧告を発

令するものとされており、避難指示については、浸水状況等を勘案し、適宜判断するものとされている。

(b) 東大洲地区

東大洲地区では、大洲第二観測所の水位が5.0mを超えた場合に避難準備情報を、同水位が5.8mを超えた場合に避難勧告を、同水位が6.0mを超えた場合に避難指示を、それぞれ発令するものとされている。

なお、水位基準においては、「避難勧告は、それぞれの地区において浸水時期又は堤防越流時期よりも約2時間前に、また、避難指示においては、堤防決壊の危険性のあるH.W.L（計画高水位）に達する時期等よりも約2時間前に、それぞれ発令することを前提に設定」している旨の注意書きがある。

(c) 新谷地区

大洲市地域防災計画において、新谷地区に関する水位基準は設けられていない。

c なお、本件降雨当時における避難指示等の発令状況及び被災状況は、以下のとおりであった。

(a) 大川・菅田地区

① 大川観測所では、7月6日午前7時40分に水位が4.12mに、同日午前7時50分に4.31mに達した。この後は、おおむね4m以上5m未満の範囲で推移していたところ、7月7日午前5時に5.26m、同日午前6時に5.96m、同日午前7時に6.46m、同日午前8時に7.29mに達し、同日午前8時40分に9.05mを観測した後、欠測となった。なお、鹿野川ダムの水位が84.0mを超えたのは、同日午前6時40分である。（乙A36の1）



② 被告大洲市は、大川・菅田地区に対して、同月6日午前8時2分に避難勧告を発令した。被告大洲市が、防災行政無線等により避難勧告を伝達した際には、避難勧告を発令した旨とともに、大川観測所での水位情報及び避難所の情報を伝達した。(丙A9の1、証人丸山【143、321項】)

5

③ 被告大洲市は、大川・菅田地区に対して、7月7日午前7時30分に避難指示(市内全域)を発令した。被告大洲市は、避難指示の発令を周知した際には、避難指示を発令した旨は告げたものの、大川観測所での水位情報は告知しなかった。(丙A4の2)

10

④ 大川地区における浸水が始まったのは、7月7日午前8時30分頃、菅田地区における浸水が始まったのは、同日午前8時40分頃であった。

(b) 東大洲地区

① 大洲第二観測所では、7月6日から7月7日午前5時30分までは、おおむね2m以上5m未満の幅で推移していたところ、同日午前5時40分に水位が5.03mに達した。同日午前5時40分以降は、同日午前6時に5.14m、同日午前7時に5.47m、同日午前8時に5.73m、同日午前9時に避難指示基準を超える6.08mに達し、その後、同日午後0時20分に8.11mとなった。

15

20

② 被告大洲市は、東大洲地区に対して、同日午前6時20分に避難準備情報を発令した。避難準備情報の発令を周知した際には、避難準備情報を発令した旨とともに、大洲第二観測所での水位情報及び避難所の情報を告知した。(丙A4の1、9の4、証人丸山)

25

③ 被告大洲市は、東大洲地区に対して、同日午前7時30分に避

難指示（市内全域）を発令した。

- ④ 東大洲地区における浸水が始まったのは、同日午前8時59分頃（東大洲暫定堤防越水開始）であった。

(c) 新谷地区

- ① 被告大洲市は、新谷地区に対して、同日午前7時30分に避難指示（市内全域）を発令した。

- ② 新谷地区における浸水が始まったのは、同日午前8時59分頃（東大洲暫定堤防越水開始）である。

d 内閣府作成の「避難勧告等に関するガイドライン②発令基準・防災体制編」（丙A6の2）によれば、洪水予報河川に指定されている肱川の区間（大洲市柚木地区から河口までの区間であり、本件原告らとの関係では、東大洲地区が該当する。）においては、「洪水による被害は河川水位の上昇に伴う堤防の決壊や溢水等によって発生する」から、「洪水被害発生のおそれを判断するための情報としては、水位情報が最も基礎的な情報となる。」との指摘がされている。また、洪水予報河川に指定されていない肱川の区間（被告大洲市より上流の地域から柚木地区の直前までの区間及び支川である矢落川の区間であり、本件原告らとの関係では、大川・菅田地区及び新谷地区が該当する。）においては、氾濫危険水位や避難判断水位のような基準は設けられていないものの、前記のガイドラインにおいて「水位を観測している河川……については、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定しておき、さらにそれを越えて水位上昇のおそれがある場合」に避難準備情報や避難勧告を発令し、「堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため……堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、避難指示（緊急）の判断材料とする」との指摘がされている。

(ウ) 以上によれば、被告大洲市は、大洲市地域防災計画において、発令基準として一定の事象の発生を定めるとともに、具体的な水位基準として、前記のガイドラインを踏まえて、洪水予報河川に指定されている肱川の区間である東大洲地区については大洲第二観測所の水位を、洪水予報河川に指定されていない肱川の区間である大川・菅田地区については大川観測所の水位をそれぞれ参照することを定めたものといえる。

そうすると、被告大洲市が、避難指示の発令基準を肱川の水位に拠ったことそれ自体には相応の合理性があると認められ、その点に裁量権の逸脱濫用があり、著しく不合理であったということはできない。

ウ 7月7日午前6時頃における大洲市長の対応について

(ア) まず、7月7日午前6時頃の時点における大洲市長による避難指示等の発令の要否について検討するに、前記イの認定事実によれば、同時点において、水位基準の定めのある東大洲地区については、避難指示の発令基準（大洲第二観測所の水位が6.0m超）に達していなかったものである。また、前記各争点に共通する認定事実によっても、水位基準の定めのない大川・菅田地区については、浸水開始には至っておらず、大川・菅田地区、東大洲地区及び新谷地区のいずれにおいても、発令基準とされる「堤防の決壊につながるような水位の上昇が見込まれる場合」「破堤につながるような大量の漏水や亀裂等発見」「水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）」には当てはまらない状況にあったものである。そうすると、大洲市長が、この時点において前記各地区について避難指示の発令を行わなかったことに裁量権の逸脱濫用があり、著しく不合理であったということはできない。

(イ) 次に、この時点における大洲市長による鹿野川ダムの操作の通知に関する伝達の要否について検討する。

この点、前記各争点に共通する認定事実のとおり、山鳥坂ダム所長は、

7月7日午前5時10分、大洲市長に対し、ホットラインを用いて、鹿野川ダムから最大1800 m³/sの放流が見込まれることや、異常洪水時防災操作に移行する可能性があることを伝えた上、同日午前6時4分頃、大洲市長に対し、「ダムの操作に関する重要情報（ダムに入ってくる水量と同量の水を流す操作に関する情報）」をファクシミリで通知したことが認められる。また、前記通知文書には「ダムに入ってくる水量と同量の水を流す操作に移行する場合には、河川水位が更に上昇します。この操作に移行する場合は、概ね1時間前に事前通知します。今後、このまま洪水調節を実施すると、ダムの洪水調節容量を大幅に上回ることが予想されるため、7日8時00分頃から洪水調節方法を変更し、ダムに入ってくる水量と同量の水を流す操作に移行する可能性があります。」との記載があったことが認められる。（甲C5の3）

ところで、大洲市長は、ダムからの情報をいかなる時期にいかなる内容・方法で住民に伝えるかについて、合理的な裁量権を有することは、前記争点6で述べたのと同様である（前記7(2)ア(ア)）。そして、山鳥坂ダム所長は、同日午前6時までの段階において、異常洪水時防災操作開始の可能性について言及しているものの、その開始予定時期は、同日午前6時4分の時点で約2時間後の午前8時頃からであり、同日午前6時頃においては、未だ異常洪水時防災操作開始の不確実性が高かったものと認められる。

そうすると、事後的に見れば、大洲市長が、この時点における鹿野川ダムの操作の通知に関する情報として、前記の内容の通知があったことを、その住民に伝えることは望ましかったといえるものの、この時点において、大洲市長が、鹿野川ダムの操作の通知について住民に伝達しない判断に裁量権の逸脱濫用があり、著しく不合理であったとまではいうことができない。

エ 7月7日午前6時20分頃における大洲市長の対応について

(ア) 続いて、7月7日午前6時20分頃の時点における大洲市長による避難指示等の発令の要否について検討するに、大洲市長が、この時点において大川・菅田地区、東大洲地区及び新谷地区について避難指示の発令を行わなかったことに裁量権の逸脱濫用があり、著しく不合理であった

ということとはできないことについては、前記ウ(ア)と同様である。
(イ) 次に、この時点における大洲市長による鹿野川ダムの操作の通知に関する伝達の要否について検討する。

この点、前記各争点に共通する認定事実のとおり、山鳥坂ダム所長は、7月7日午前6時20分頃、大洲市長に対し、ホットラインを用いて、平成16年8月洪水・平成17年9月洪水の際を上回る過去最大の流入量・放流量になる見込みであること、鹿野川ダムからの放流量を600 m³/sから850 m³/sに増加させた後、同日午前7時30分頃から異常洪水時防災操作を開始する予定であることを伝えた上、「緊急のダム操作に関する事前通知<<1時間前通知>>(ダムに入る水量と同量の水を流す操作に関する事前通知)」をファクシミリで通知したことが認められる。また、前記通知書面には、「この操作を実施する場合には、更に河川水位が上昇します。ダムに入ってくる水量と同量の水を流す操作に移行した場合は、直ちにその旨通知します。鹿野川ダムでは、現在洪水調節を行っていますが、ダムの洪水調節容量を大幅に上回ることが予想されるため、7日7時10分頃から洪水調節方法を変更し、ダムに入ってくる水量と同量の水を流す操作を実施します。」との記載があったことが認められる。(甲C5の4)

ところで、大洲市長は、ダムからの情報をいかなる時期にいかなる内容・方法で住民に伝えるかにつき、合理的な裁量権を有することは、前記争点6で述べたのと同様である。そして、山鳥坂ダム所長は、前記の

5 とおり、同日午前6時20分の段階において、異常洪水時防災操作開始の1時間前通知を行っており（なお、R2改正前鹿野川ダム操作細則14条1号によれば、異常洪水時防災操作開始前の通知は、野村ダムとは異なり、2時間前通知をすることとされているから、この1時間前通知は、前記細則に基づく2時間前通知を、1時間前に行ったものと解することができる。）、同日午前6時頃までの時点に比して、異常洪水時防災操作開始に至る確実性は高まっていたことが認められる。また、同時点においては、鹿野川ダムからの放流量が600m³/sから850m³/sに増加されており、菅田地区における家屋浸水被害を生じない流量の範囲内ではあるものの、農地への浸水が開始する可能性のある流量であったものと認められる。これらの点を踏まえて1時間前通知の意義を考慮すれば、大洲市長が、前記の通知を受けたことについては、何らかの方法・内容で、その住民に対して伝達するという方法も考えられるところである。

15 もっとも、前記各争点に共通する認定事実のとおり、放流量の増加により影響を受け得る菅田地区を含む大川・菅田地区については、既にこの時点において避難勧告が発令され、その旨が複数の媒体を通じて住民に周知されるとともに、その時点で大川観測所の水位情報も複数の媒体を通じて住民に提供されていたものである。また、東大洲地区については、20 同時刻において、避難準備情報が発令され、その旨が複数の媒体を通じて住民に周知されるとともに、その時点で大洲第二観測所の水位情報も複数の媒体を通じて住民に提供されたものである。

25 そうすると、事後的に見れば、大洲市長が、この時点における鹿野川ダムの操作の通知に関する情報として、前記の内容の通知があったことを、その住民に伝えることは望ましかったといえるものの、この時点において、大洲市長が、鹿野川ダムの操作の通知について住民に伝達しな

いと判断に裁量権の逸脱濫用があり、著しく不合理であったとまでは
いうことができない。

オ 7月7日午前6時50分頃における大洲市長の対応について

(ア) 避難指示の発令に関する点について

- 5 a まず、原告らは、同日午前6時50分頃又はその直後に避難指示を
発令しなかったことや、大洲河川事務所から水位情報を得た同日午前
7時頃から避難指示発令までに30分近くを要したことを指摘し、よ
り早期の避難指示の発令をすべきであった旨主張するので、この頃
における大洲市長による避難指示等の発令の要否について検討する。
- 10 b この点、前記各争点に共通する認定事実のとおり、山鳥坂ダム所長
は、7月7日午前6時50分頃、大洲市長に対し、ホットラインを用
いて、鹿野川ダムの放流量が3000~6000 m^3/s になり、現状
では通ることのできる道路についても冠水する旨伝えたことが認めら
れる。また、前記認定事実のほか、証拠（証人丸山【81~83、1
15 69~172、352項】）及び弁論の全趣旨によれば、被告大洲市
の職員は、平成16年8月洪水、平成17年9月洪水の際の鹿野川ダ
ムの放流量が2000 m^3/s 程度であり、この際には肱川が6mを超
える水位に達していたという認識を有していたものの、前記の山鳥坂
ダム所長からの放流量の連絡に対し、平成17年以降の肱川の河川改
20 修に対応する水位についての認識が得られなかったこと、そのため、
被告大洲市は、直ちに、大洲河川事務所に対し、肱川の水位がどの程
度になるかを問い合わせ、大洲河川事務所は、同日午前7時すぎ、肱
川の同日午前10時30分頃の予測水位が8.15mである旨を回答
したことが認められる。さらに、これを聞いた被告大洲市では、直ち
25 に、市内全域に対して避難指示を発令することとし、その周知・伝達
のための文案を検討した上、同日午前7時30分に、市内全域に対し

て避難指示を発令し、防災行政無線で避難指示の発令を伝達し、その他の媒体による伝達もこれに続けて順次行ったことが認められる。

5 c. そして、被告大洲市が、当時において、避難指示の発令基準として
水位基準を設けており、これが合理性を有していたことは、前記イ
（ウ）のとおりである。しかも、被告大洲市の職員も、山鳥坂ダム所
10 長の同日午前6時50分のホットラインの内容から、今般の鹿野川ダ
ムの放流により、避難指示の発令基準である水位（東大洲地区につい
ての避難指示の発令基準である大洲第二観測所の水位で6m）を超え
る可能性自体は認識したものの、その正確な水位までは把握できな
15 かったものである。そうすると、被告大洲市が、山鳥坂ダム所長からの
ホットラインを受けて、同日午前6時50分頃又はその直後に、避難
指示の発令を決定せず、一旦、大洲河川事務所に肱川の今後の水位の
見込みを照会したことに大洲市長の裁量権の逸脱濫用があり、著しく
不合理であったとはいえないし、及びその回答を得るまでの時間が十
20 数分の範囲に止まっていたことも考慮すると、その回答を得て避難指
示の発令を決定したこと自体についても大洲市長の裁量権の逸脱濫用
があり、著しく不合理であったということはできない（なお、事後的
に見れば、同日午前6時50分頃の時点において、既に避難指示の発
令の可能性が高かったといえる以上、近い将来における避難指示発令
を見据えて、大洲河川事務所に対する照会と後記の文案の作成を並行
して行うなどの対応が望ましかったといえる。）。

25 d. 以上のほか、被告大洲市が、大洲河川事務所から肱川の今後の水位
見込みについて回答を得た後、避難指示発令までに更に30分近くを
要している点について見ると、確かに、被告大洲市は、この間、従前
用意のあった文例を敢えて手直しすることとしたことによって、避難
指示の発令まで時間を要することになったものであって、被告大洲市

5 がかつて多数回の洪水被害を受けていたことに鑑みると、準備不足との批判は当然あり得るところであるし、仮に手直しを要したとしても、より早期にこれを完了して避難指示発令をすべきであったとの批判も当然あり得るところである。しかしながら、大洲市長が、避難指示の周知・伝達の文言をより適切なものに改めてこれを実施すること自体は、その合理的裁量権の範囲に含まれていると解されるところ、被告大洲市は、前記のとおり、同日午前10時30分に水位が8.15mに達するとの回答を得ており、実際の浸水開始時刻と対比しても、大川・菅田地区で1時間半近く後、東大洲地区より下流では2時間近く後に浸水開始を想定していたと見られる上、大川・菅田地区については既に避難勧告まで、東大洲地区については避難準備情報まで発令済みであって、大洲第二観測所の水位情報も住民に提供されており、結局、被告大洲市において、同日午前7時30分には避難指示の発令に至ったものである。かかる事情を全体として見れば、被告大洲市が文例の手直しに時間を要したことは、事後的に見れば、やや遅いとの批判を免れないとしても、この点に大洲市長の裁量権の逸脱濫用があり、著しく不合理であったとまでいうことはできない。

10
15
(イ) 鹿野川ダムからの通知に関する情報伝達について

20 a 次に、この時点における大洲市長による鹿野川ダムの操作の通知に関する伝達の要否について検討する。

b この点、確かに、山鳥坂ダム所長は、同日午前6時50分の段階において、被告大洲市に対して、鹿野川ダムの放流量が、平成16年8月洪水、平成17年9月洪水という近年に生じた被害の大きかった洪水の放流量を相当程度上回ることを通知しており、かつ、その放流量が具体的に3000~6000 m³/sとなる旨も通知したのであるから、その情報の意味するところを推察すれば、大洲市長は、これに加

えて更に肱川の水位情報を取得するまでもなく、この情報自体を、できる限り速やかに、何らかの方法・内容で住民に伝達すべきであったとの批判も当然あり得るところである。

5 c しかしながら、大洲市長が、ダムからの情報をいかなる時期にいかなる内容・方法で住民に伝えるかにつき、合理的な裁量権を有することは、前記争点6で述べたのと同様である。そして、被告大洲市が当時において想定していたと見られる浸水開始時期、浸水のピーク時期や、被告大洲市が発令又は周知済みであった各種避難関連情報、大洲第二観測所の水位情報等については、前記（ア）dのとおりであり、
10 結局、同日午前7時30分には避難指示の発令に至ったものであることも前記のとおりである。そうすると、被告大洲市において前記の山鳥坂ダム所長からの鹿野川ダムの操作の通知に関する伝達を避難指示とともに行ったことは、遅きに失するとの批判もあり得るとしても、この点に裁量権の逸脱濫用があり、著しく不合理であったとまではい
15 うことができない。

カ その他の原告らの主張について

（ア）水位情報取得時の手続の誤りについて

原告らは、被告大洲市が、大洲河川事務所から、鹿野川ダムの放流量
20 3000～6000 m³/s という放流量に対応する水位として8.15 mとの回答を得たことについて、幅のある放流量にもかかわらず単一の水位が回答されたということは、問合せ内容に誤りがあった旨主張する。

しかしながら、前記各争点に共通する認定事実のとおり、被告大洲市の大洲河川事務所に対する質問は、今後の肱川の水位の見通しであって、
25 3000～6000 m³/s という放流量に対応する水位それ自体を質問したものではなく、大洲河川事務所の回答も、同日午前10時30分の肱川の予想水位を返答しているものであるから、質問と回答が食い違っ

たものとはいえない。

したがって、原告らの前記主張は、前提となる事実を異にするものであり、採用することができない。

(イ) 避難指示の放送内容の誤りについて

原告らは、被告大洲市の避難指示を伝える放送内容について、どの地域のどの場所の堤防を越えるおそれがあるのかが住民に伝えられていないこと、大洲市民が、過去何度もダムからの放流によって被害を受けており、どの程度の放流量でどの程度の被害が生じるのかを予測することができ、3000～6000 m³/s という放流量が伝えられれば、大洲市民が、相当の浸水被害を受けることを自ら予測して、直ちに相当程度の高台へ避難することができたから、そのような内容でない放送についての誤りがあったと主張する。

この点、被告大洲市は、大洲市地域防災計画（丙A1）において、「避難の勧告又は指示は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。」（大洲市地域防災計画風水害等対策編第3章第2節4）と定め、避難指示の発令に際しては「要避難対象地域」「避難先」「避難理由」「避難経路」「避難時の服装、携行品」「避難行動における注意事項」を明示するように定め、これとともに、指示の内容を明示するいとまがない場合はこの限りでない旨定めていた。そして、前記各争点に共通する認定事実のとおり、被告大洲市の避難指示を伝える放送内容は、「こちらは、防災大洲市役所です。大洲市災害対策本部から、避難指示をお知らせします。肱川の水位が上昇し、堤防を超えることが予想されます。今回の水位は過去最大の水位で、これまで浸水していない場所でも浸水の恐れがあります。ただちに、避難所へ移動するか、高いところへ避難せよ。」というものであった。この放送内容は、前記大洲市地域防災計画で定められた避難指示の明示事項を要約したものであり、

肱川の水位が上昇して堤防を越流するおそれがあることを端的に指摘した上、大洲河川事務所への問い合わせによって明らかとなった、肱川の水位についても過去最高となる見通しである旨も述べて、避難所へ移動するか、高いところへの避難を命令形で伝達したものである。また、被告大洲市は、この時点において、市内全域に避難指示を発令したものである。

そうすると、この放送内容において、越流のおそれのある地点が特定されておらず、また、放流量について具体的な数値が示されていなかったとしても、避難指示の放送内容に誤りがあったとはいえ、当該放送内容の決定につき大洲市長の裁量権の逸脱濫用があり、著しく不合理であったということとはできない。

(ウ) 道路の不閉鎖に係る過失について

原告らは、大洲市長において、大洲市肱川町の道路を閉鎖しなかったことをもって国賠法1条1項の過失を主張する。

しかしながら、原告ら及びその被相続人を含む本件訴訟の被害者において、本件降雨当時、大洲市肱川町に居住していた者がいたとは認められない。

したがって、原告らの前記主張は、判断を要しない。

(エ) 大川地区に対する避難勧告等の不備について

原告らは、大川地区の避難勧告（7月6日午前8時2分）について、防災行政無線の連絡が1回しかなく、しかも、その後、同日午後6時には、防災行政無線で気象情報を通知しており、住民への避難を促しておらず、避難勧告を取り消されたかのごとく誤解するものであったと主張する。

しかしながら、前記各争点に共通する認定事実のとおり、大川地区の避難勧告については、防災行政無線は2回あったことが認められる上、

天候の状況等に鑑みれば、大川地区の住民が、避難勧告が取り消された
と誤解することは想定できるものとはいえない。当該同日午後6時の防
災行政無線の際に、再度、その時点における避難勧告等の情報を重ねて
周知し、避難を呼びかけることが望ましかったとは言い得るものの、こ
5 の時点において、大洲市長がそのような対応に出なかったとしても、大
洲市長に裁量権の逸脱濫用があり、著しく不合理であったとまではいう
ことができない。

したがって、原告らの前記主張は、採用することができない。

第4 結論

10 よって、原告らの請求は、その余の争点につき判断するまでもなく、いずれも
理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

松山地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官

古市文孝 

裁判官

奥直毅 

裁判官

萩野史菜 

別紙1 当事者目録

1 原告の表示 原告一覧表のとおり

(原告一覧表)

※取り下げられた原告については番号、原告番号とも欠番とする。
また、判決本文、別紙における原告の呼称は、原告番号によって行う。

番号	原告番号	氏名・名称	住所・主たる事務所の所在地	事件の別
1	原告番号 1			第1事件
2	原告番号 2			第1事件
4	原告番号 4			第1事件
5	原告番号 5			第1事件
6	原告番号 6			第1事件
7	原告番号 7			第1事件
8	原告番号 8			第1事件
9	原告番号 9			第2事件
10	原告番号 10			第3事件
11	原告番号 11			第3事件
12	原告番号 12			第4事件
13	原告番号 13			第4事件
14	原告番号 14			第4事件
15	原告番号 15			第4事件
16	原告番号 16			第4事件
17	原告番号 17			第4事件
18	原告番号 18			第4事件
19	原告番号 19			第4事件
20	原告番号 20			第4事件
21	原告番号 21			第4事件
22	原告番号 22			第4事件
23	原告番号 23			第4事件
25	原告番号 25			第5事件
26	原告番号 26			第5事件
27	原告番号 27			第5事件
28	原告番号 28			第6事件
29	原告番号 29			第6事件
30	原告番号 30			第6事件
31	原告番号 31			第6事件
32	原告番号 32			第7事件
33	原告番号 33			第8事件

2 原告訴訟代理人等の表示 原告訴訟代理人等一覧表のとおり

(原告訴訟代理人等一覧表)

肩書	氏名
原告ら訴訟代理人弁護士	奥島直道
同上	草薙順一
同上	西嶋吉光
同上	加納雄二
同上	湯川二郎
同上	八木正雄
同上	山中真人
同上	水野泰孝
原告ら訴訟復代理人弁護士	石瀧梨央
同上	澤端謙太

3 被告の表示 被告一覧表のとおり

(被告一覧表)

番号	肩書	氏名	住所
1	被告	国	
	同代表者 法務大臣	平口洋	
	同指定代理人	絹川宥樹	
	同上	和田佳織	
	同上	藤戸隆広	
	同上	安藤汐里	
	同上	小井出博	
	同上	宮武光宏	
	同上	小川幸枝	
	同上	根来海輝	
	同上	松山芳士	
	同上	青木研	
	同上	大野善広	
	同上	大山敏幸	
	同上	長尾孝裕	
	同上	酒巻政夫	
	同上	三國宣仁	
	同上	原田隆史	
	同上	猪熊敬三	
2	被告	大洲市	
	同代表者市長	二宮隆久	
	同訴訟代理人 弁護士	武田秀治	
	同指定代理人	小泉貴司	
	同上	井上智史	
	同上	川上史織	
	同上	井上智亮	
3	被告	西予市	
	同代表者市長	菅家一夫	
	同訴訟代理人 弁護士	大島博雅	
	同指定代理人	佐藤陽一郎	
	同上	原井川英一	

別紙2-1 請求額一覧表（主位的請求）

※番号は原告番号に対応している。

番号	原告	被告	請求額
1	原告番号1	被告国	¥ 24,141,666
		被告西予市	¥ 23,966,666
2	原告番号2	被告国	¥ 24,141,666
		被告西予市	¥ 23,966,666
4	原告番号4	被告国	¥ 13,700,000
		被告大洲市	¥ 1,100,000
5	原告番号5	被告国	¥ 12,100,000
		被告大洲市	¥ 1,100,000
6	原告番号6	被告国	¥ 1,100,000
7	原告番号7	被告国	¥ 1,600,000
		被告大洲市	¥ 300,000
8	原告番号8	被告国	¥ 1,100,000
9	原告番号9	被告国	¥ 11,000,000
10	原告番号10	被告国	¥ 41,800,000
11	原告番号11	被告国	¥ 5,500,000
		被告大洲市	¥ 1,100,000
12	原告番号12	被告国	¥ 51,359,714
		被告西予市	¥ 43,761,714
13	原告番号13	被告国	¥ 50,369,714
		被告西予市	¥ 43,333,114
14	原告番号14	被告国	¥ 9,762,500
		被告西予市	¥ 9,550,000
15	原告番号15	被告国	¥ 16,200,000
		被告西予市	¥ 2,760,000
16	原告番号16	被告国	¥ 23,620,653
		被告西予市	¥ 2,760,000
17	原告番号17	被告国	¥ 22,406,731
		被告西予市	¥ 5,980,000
18	原告番号18	被告国	¥ 7,427,695
19	原告番号19	被告国	¥ 17,066,347
		被告西予市	¥ 2,760,000
20	原告番号20	被告国	¥ 8,000,000
		被告西予市	¥ 1,160,000

番号	原告	被告	請求額
21	原告番号21	被告国	¥ 2,200,000
22	原告番号22	被告国	¥ 13,850,000
		被告西予市	¥ 3,150,000
23	原告番号23	被告国	¥ 20,539,112
		被告西予市	¥ 2,020,000
25	原告番号25	被告国	¥ 54,474,976
26	原告番号26	被告国	¥ 11,465,000
		被告西予市	¥ 1,120,000
27	原告番号27	被告国	¥ 11,465,000
		被告西予市	¥ 1,120,000
28	原告番号28	被告国	¥ 33,000,000
		被告西予市	¥ 3,300,000
29	原告番号29	被告国	¥ 19,800,000
30	原告番号30	被告国	¥ 23,500,000
		被告西予市	¥ 1,100,000
31	原告番号31	被告国	¥ 1,200,000
32	原告番号32	被告国	¥ 4,400,000
33	原告番号33	被告西予市	¥ 37,400,000

別紙2-2 請求額一覧表（予備的請求）

※番号は原告番号に対応している。

番号	原告	請求額
1	原告番号1	¥ 23,966,666
2	原告番号2	¥ 23,966,666
4	原告番号4	¥ 1,100,000
5	原告番号5	¥ 1,100,000
7	原告番号7	¥ 300,000
9	原告番号9	¥ 1,400,000
11	原告番号11	¥ 1,100,000
12	原告番号12	¥ 43,761,714
13	原告番号13	¥ 43,333,114
14	原告番号14	¥ 9,550,000
15	原告番号15	¥ 2,760,000
16	原告番号16	¥ 2,760,000
17	原告番号17	¥ 5,980,000
19	原告番号19	¥ 2,760,000
20	原告番号20	¥ 1,160,000
22	原告番号22	¥ 3,150,000
23	原告番号23	¥ 2,020,000
25	原告番号25	¥ 41,440,000
26	原告番号26	¥ 1,120,000
27	原告番号27	¥ 1,120,000
28	原告番号28	¥ 3,300,000
29	原告番号29	¥ 2,200,000
30	原告番号30	¥ 1,100,000
32	原告番号32	¥ 660,000

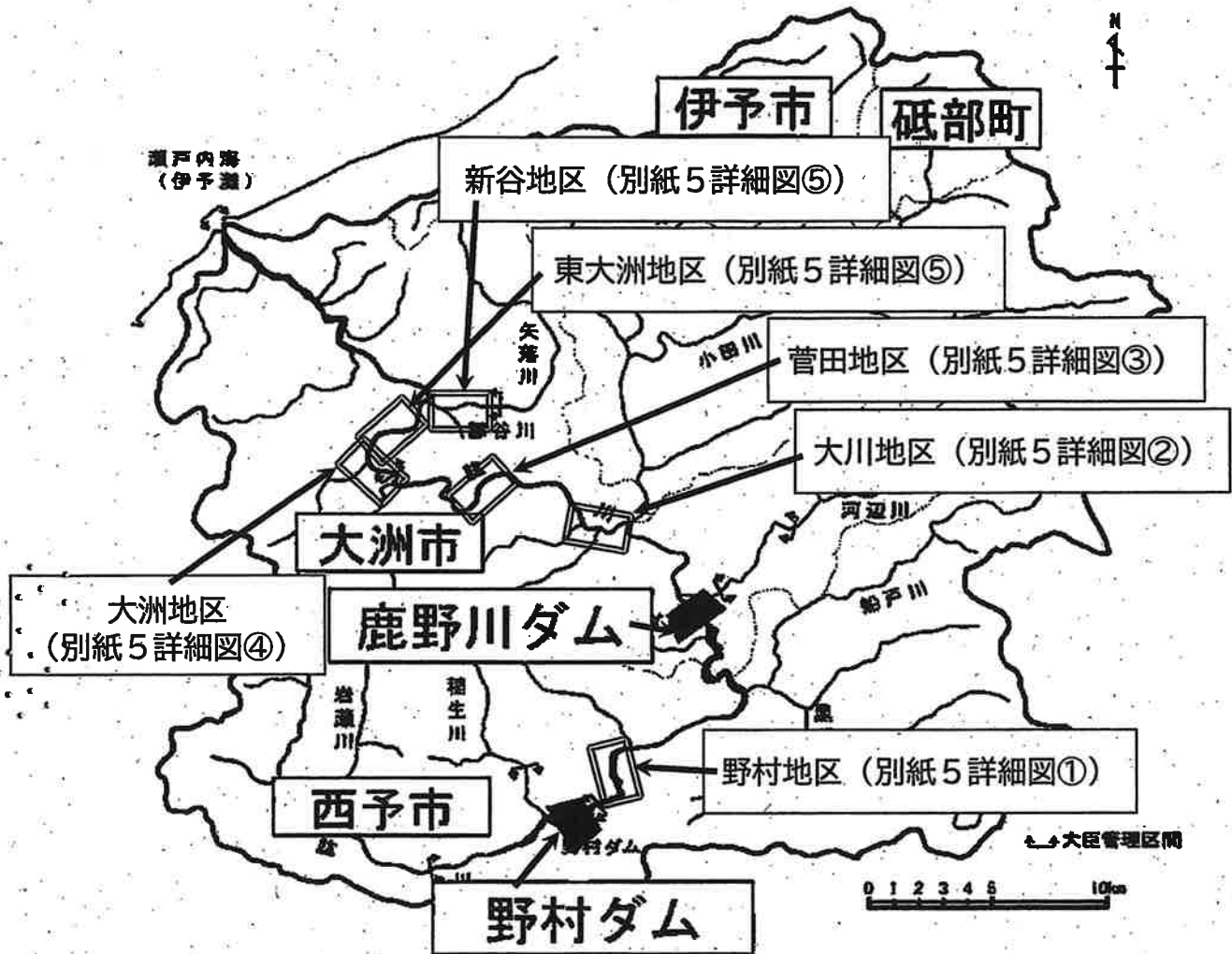
別紙3 略語表（初出順）

番号	略称	定義・説明
1	本件降雨	平成30年7月7日前後にかけての、「平成30年7月豪雨」と呼称される西日本を中心とした記録的な大雨
2	肱川	一級水系肱川水系に属する一級河川
3	両ダム	野村ダム及び鹿野川ダム
4	国賠法	国家賠償法
5	指定区間	肱川のうち、河川法9条2項に基づき国土交通大臣が指定する区間のこと
6	直轄管理区間	肱川のうち、指定区間以外の区間のこと
7	西予市	愛媛県西予市（地名としての呼称）
8	大洲市	愛媛県大洲市（地名としての呼称）
9	幹川流路延長	河口から水源までの流路の延長を指す。
10	野村地区	西予市野村町野村地区（証拠上判然としないところがあるが、ここにいう野村地区は、野村町のうち肱川流域付近を指すものと解される。弁論の全趣旨）
11	大川地区	大洲市大川地区（証拠上判然としないところがあるが、ここにいう大川地区は、大洲市大川の肱川流域付近を指すものと解される。弁論の全趣旨）
12	菅田地区	大洲市菅田町菅田地区（証拠上判然としないところがあるが、ここにいう菅田地区は、大洲市菅田町の肱川流域付近を指すものと解される。弁論の全趣旨）
13	大洲地区	大洲市大洲地区（証拠上判然としないところがあるが、ここにいう大洲地区は大洲市大洲一帯を指すものと解される。弁論の全趣旨）
14	東大洲地区	大洲市東大洲地区（証拠上判然としないところがあるが、ここにいう東大洲地区は、大洲市東大洲一帯を指すものと解される。弁論の全趣旨）
15	新谷地区	大洲市新谷地区（証拠上判然としないところがあるが、ここにいう新谷地区は、大洲市新谷一帯を指すものと解される。弁論の全趣旨）
16	本件洪水	本件降雨の際に発生した肱川流域における洪水
17	昭和20年9月洪水	肱川で昭和20年9月18日に発生した洪水
18	m ³ /s	立方メートル毎秒
19	平成7年7月洪水	肱川で平成7年7月4日に発生した洪水
20	平成16年8月洪水	肱川で平成16年8月31日に発生した洪水
21	平成17年9月洪水	肱川で平成17年9月6日に発生した洪水
22	R2改正前野村ダム操作規則	本件洪水時に施行されていた令和2年3月19日改正前の野村ダム操作規則（甲A1）
23	R2改正後野村ダム操作規則	令和2年3月19日に改正された野村ダム操作規則（甲A38）
24	野村ダム所長	野村ダム事務所長

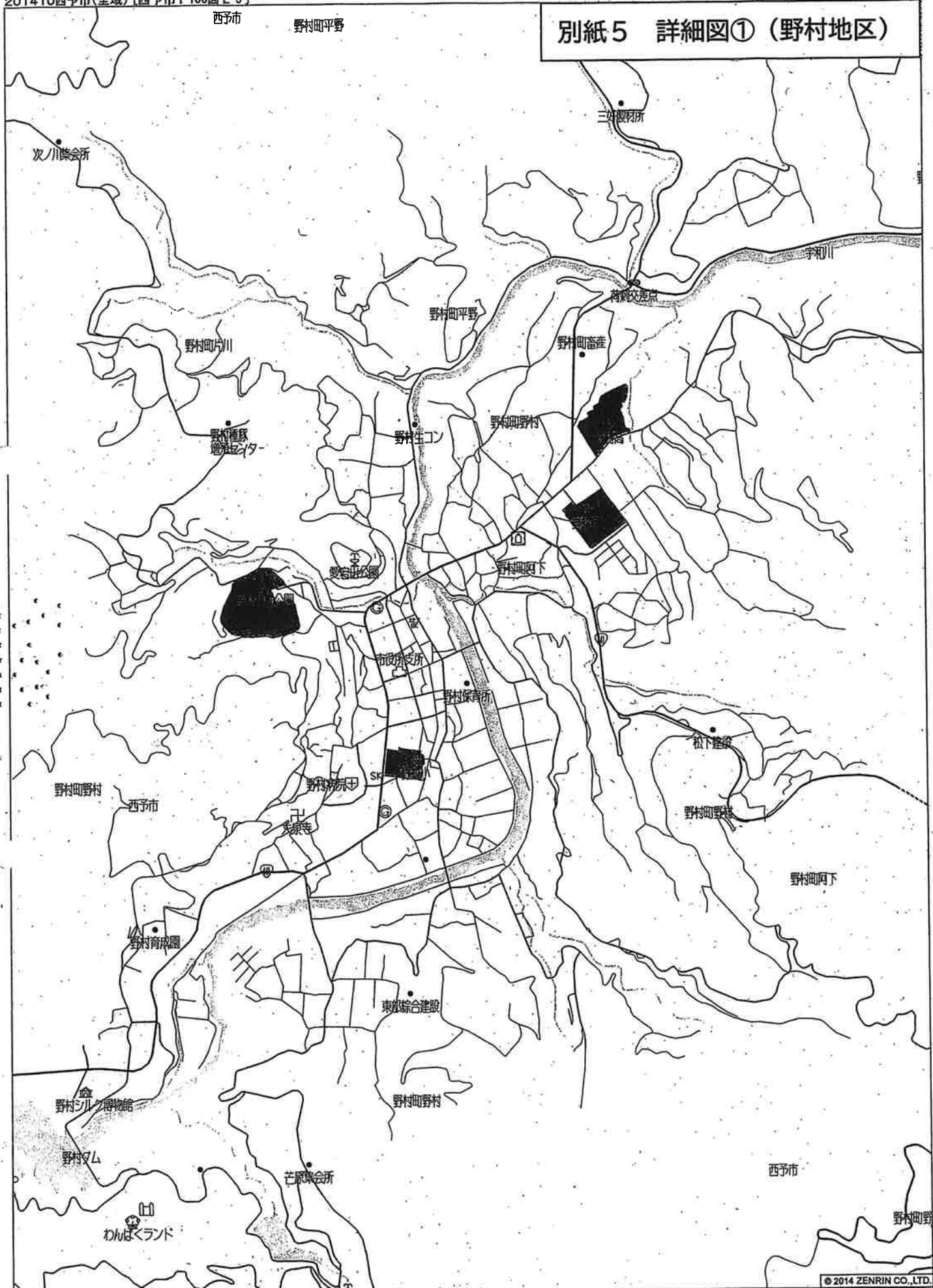
番号	略称	定義・説明
25	R 2 改正前鹿野川ダム 操作規則	本件洪水時に施行されていた令和2年3月19日改正前の鹿野川ダム操作規則（甲A2）
26	R 2 改正後鹿野川ダム 操作規則	令和2年3月19日に改正された鹿野川ダム操作規則（甲A39）
27	特ダム法	特定多目的ダム法
28	山鳥坂ダム所長	山鳥坂ダム工事事務所長
29	R 2 改正前野村ダム 操作細則	平成24年4月24日に改正され、本件洪水時に施行されていた、令和2年3月19日改正前の野村ダム操作細則（甲A5）
30	H 8 改正前野村ダム 操作規則	平成7年7月洪水当時施行されていた平成8年6月14日改正前の野村ダム操作規則（甲A3）
31	R 2 改正後野村ダム 操作細則	令和2年3月19日に改正された野村ダム操作細則（甲A40）
32	R 2 改正前鹿野川ダム 操作細則	平成24年4月24日に改正され、本件洪水時に施行されていた、令和2年3月19日改正前の鹿野川ダム操作規則（甲A6）
33	H 8 改正前鹿野川ダム 操作規則	平成7年7月洪水当時施行されていた平成8年6月14日改正前の鹿野川ダムの操作規則（甲A4）
34	R 2 改正後鹿野川ダム 操作細則	令和2年3月19日に改正された鹿野川ダム操作細則（甲A41）
35	両ダム所長ら	野村ダム所長及び山鳥坂ダム所長
36	一定率一定量方式	洪水の流入量のうち、一定の流量以上について、流入量がピークに達するまでは流入量に対して一定の割合で放流を行い、流入量がピークに達した以降は一定量を放流する方式
37	大東判決	最高裁判所昭和53年（オ）第492号、第493号、第494号同59年1月26日第一小法廷判決・民集38巻2号53頁
38	安曇川判決	最高裁判所昭和49年（オ）第708号同53年3月30日第一小法廷判決・民集32巻2号379頁
39	本件報告書	平成8年3月に作成された平成7年度肱川水系既設ダム操作規則検討業務報告書（乙A66）
40	年確率	降雨等の規模を統計的に見込まれる発生頻度で表す方法であり、何年に1度程度その規模の降雨が生ずるかを示す。
41	一定量後一定開度方式	一定の貯水位までは一定量の放流を行い、所定の水位に達した後はゲートの開度を固定して放流量を自然に増加させる方式
42	実績8洪水	肱川で発生した、昭和57年7月24日洪水、同年8月27日洪水、昭和62年7月18日洪水、昭和63年6月26日洪水、平成元年9月19日洪水、平成5年7月27日洪水、同年9月3日洪水及び平成7年7月洪水
43	野村支所長	西予市野村支所長
44	野村ダム事務所	野村ダム管理所

番号	略称	定義・説明
45	大洲河川事務所	国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所
46	山鳥坂ダム事務所	山鳥坂ダム工事事務所
47	大川観測所	大川水位観測所
48	大洲第二観測所	大洲第二水位・流量観測所
49	年超過確率	年確率と同様、降雨等の規模を統計的に見込まれる発生 の頻度で表す方法であり、何年に1度程度その規模 を超える降雨が生ずるかを示す。
50	基本高水	洪水防御に関する計画の基本となる洪水
51	計画高水流量	基本高水の流量から各種洪水調節施設での洪水調節量 を差し引いた流量のこと
52	昭和55年7月洪水	肱川で昭和55年7月2日に発生した洪水
53	実績11洪水	肱川で発生した、昭和29年9月14日洪水、昭和3 5年6月22日洪水、昭和38年8月10日洪水、昭 和46年8月4日洪水、昭和51年9月10日洪水、 昭和54年6月27日洪水、昭和55年7月2日洪 水、昭和57年8月27日洪水、昭和63年6月25 日洪水、平成5年7月27日洪水及び平成7年7月洪 水
54	平成23年9月洪水	肱川で平成23年9月21日に発生した洪水
55	本件基本方針	平成15年10月に策定された「肱川水系河川整備基 本方針」(乙A5)
56	本件整備計画	平成16年5月に策定された「肱川水系河川整備計画 【中下流圏域】」(乙A1)
57	貯留関数計算	野村ダムで運用している貯留関数法に基づく計算
58	平成5年9月洪水	肱川で平成5年9月4日に発生した洪水
59	本件とりまとめ	「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等 に関する検証等の場(とりまとめ)」(甲A11)
60	本件提言	「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情 報の充実に向けて(提言)」(甲A12)
61	新整備計画	令和元年12月に策定された「肱川水系河川整備計画 (変更)【中下流圏域】」(乙A3)
62	本則操作	ダム操作規則中、洪水調節規定本文に定める方法によ るダムの操作
63	野村支所	西予市野村支所
64	避難指示等	避難準備情報、避難勧告及び避難指示
65	洪水予報河川	二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積 が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生 ずるおそれがあるものとして水防法10条2項の指定 を受けた河川

別紙4 肱川流域地図（広域図）



別紙5 詳細図① (野村地区)



西予市野村町 野村付近

縮尺 1 / 12,500 L 375m J平26情報 第333号

図2 越流による浸水到達時間表示図

別紙5 詳細図② (大川地区)

凡 例	
越流によるブロック内の浸水到達時間	0時間以上～1時間未満
	1時間以上～2時間未満
	2時間以上～3時間未満
	3時間以上～4時間未満
	4時間以上～5時間未満
	5時間以上～6時間未満
	6時間以上～7時間未満
	7時間以上～8時間未満
	8時間以上～9時間未満
	9時間以上～10時間未満
	10時間以上
	昭和55年7月洪水のときの浸水実績範囲
	平成16年台風16号の浸水実績範囲
	氾川の堤防が決壊したときの浸水予想範囲
	浸水到達時間ブロック界
⓪	消防署・消防詰所
ⓧ	警察署・交番・駐在所
●	市指定避難場所
Ⓢ	緊急避難場所
Ⓣ	病院
⚠	土砂災害による避難経路上の危険箇所
📢	鹿野川ダムのサイレン

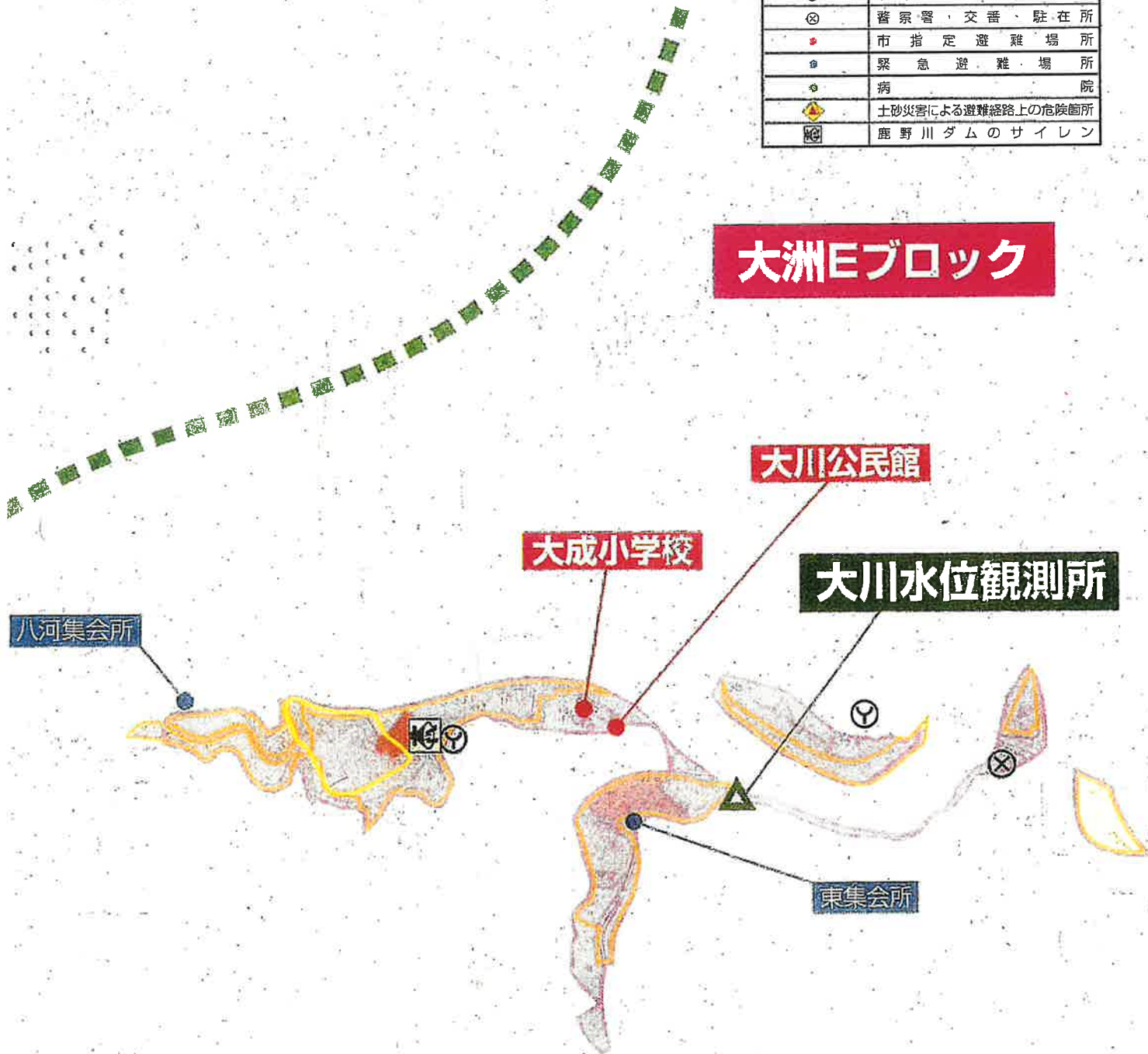
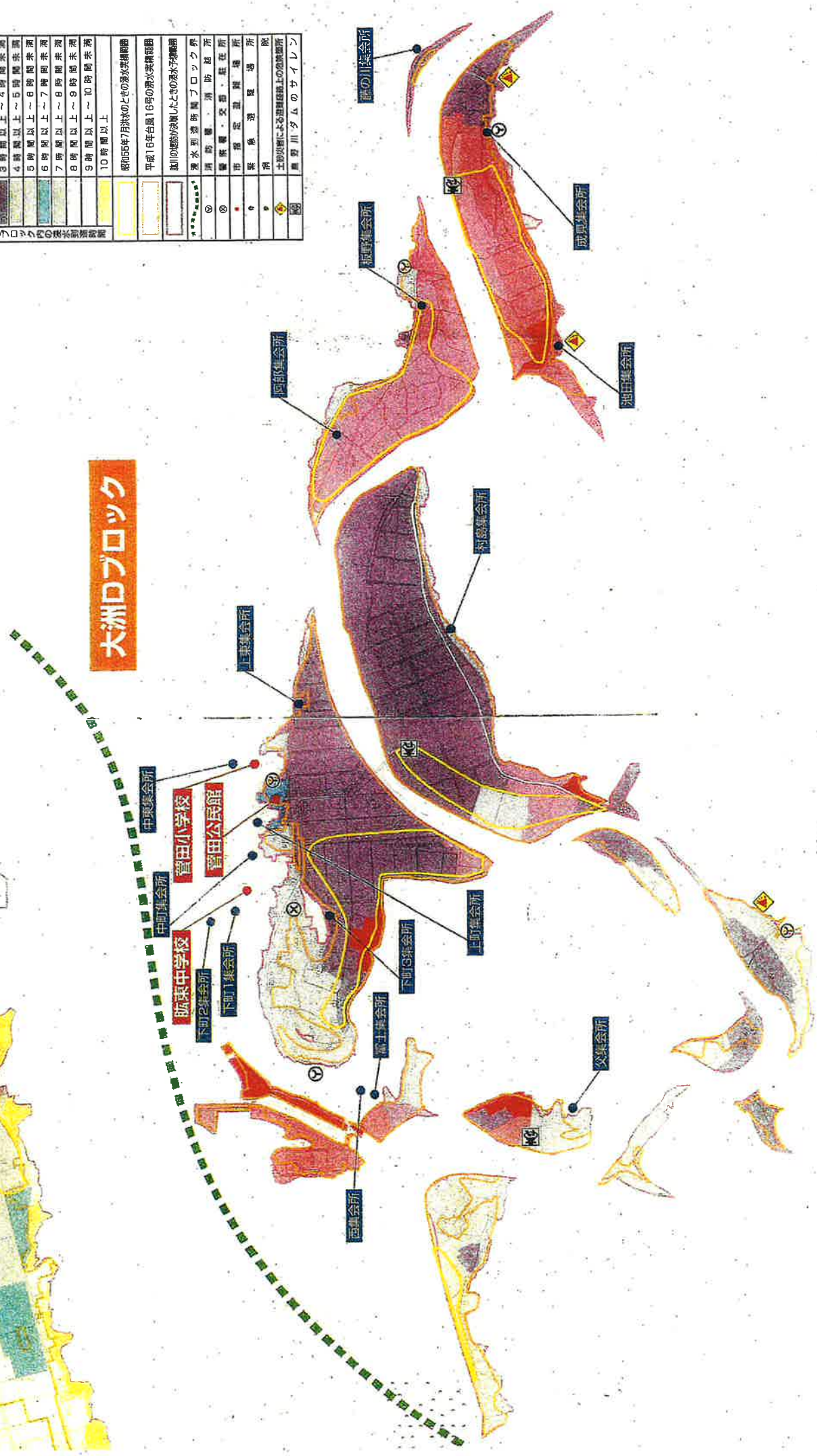


図2 越流による浸水到達時間表示図

大洲ロブブロック

凡 例
0 時間以上～1 時間未満
1 時間以上～2 時間未満
2 時間以上～3 時間未満
3 時間以上～4 時間未満
4 時間以上～5 時間未満
5 時間以上～6 時間未満
6 時間以上～7 時間未満
7 時間以上～8 時間未満
8 時間以上～9 時間未満
9 時間以上～10 時間未満
10 時間以上
昭和55年7月決のときの浸水実績
平成16年台風16号の浸水実績
既の堤防が決壊したときの浸水予測
平均16号台風16号の浸水実績
既の堤防が決壊したときの浸水予測
消防署・消防団事務所
警察署・交番・駐在所
市指定遊園地
駅
病院
土砂災害による避難経路上の危険箇所
熊野川ダムの上サイレン



別紙6 関係法令等の定め（条文番号は適宜算用数字に改めた。）

第1 法令関係

1 河川法

（河川及び河川管理施設）

5 第3条 この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯（堤防又はダム貯水池に沿って設置された国土交通省令で定める带状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。）その他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

15 （一級河川の管理）

第9条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

（3項以下略）

（河川管理施設の操作規則）

25 第14条 河川管理者は、その管理する河川管理施設のうち、ダム、堰、水門その他の操作を伴う施設で政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、操作規則を定めなければならない。

2 河川管理者は、前項の操作規則を定め、又は変更しようとするときは、あら

はじめ、政令で定めるところにより、関係行政機関の長に協議し、又は関係都道府県知事、関係市町村長若しくは当該河川管理施設の管理に要する費用の一部を負担する者で政令で定めるものの意見をきかなければならない。

(河川整備基本方針)

5 第16条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

10 2 河川整備基本方針は、水害発生の状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土形成計画及び環境基本計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。

(3項以下略)

(河川整備計画)

15 第16条の2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿つて計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

20 2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しななければならない。

25 (3項以下略)

(ダム の 操作規程)



第47条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 (2項略)

3 ダムの操作は、第1項の承認を受けた操作規程に従って行なわなければならない。

(4項略)

(危害防止のための措置)

10 第48条 ダムを設置する者は、ダムを操作することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

15 (権限の委任)

第98条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第105条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(注 3号のみ掲記する)

20 三 第47条第3項の規定に違反して、ダムを操作した者

2 河川法施行令(後記第31条につき、令和6年政令第103号による改正前のもの。以下同じ。)

第2条 法第9条第2項の規定により、指定区間内の一級河川について、都道府県知事が行うこととされる管理は、次に掲げるもの以外のものとする。

25 (1号から7号、2項以下略 ただし、改正前のもの。)

(河川管理施設の操作規則)

第9条 法第14条第1項に規定する操作規則には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 施設の操作の基準となる水位、流量等に関する事項

二 施設の操作の方法に関する事項

5 三 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

四 施設を操作するため必要な気象及び水象の観測に関する事項

五 施設の操作の際にとるべき措置に関する事項

六 その他施設の操作に関し必要な事項

10 (危害防止のための措置)

第31条 ダムを設置する者は、法第48条の規定により、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するときは、ダムを操作する日時のほか、その操作によつて放流される流水の量又はその操作によつて上昇する下流の水位の見込みを示して行ない、一般に周知させようとするときは、国土交通省令
15 で定めるところにより、立札による掲示を行なうほか、サイレン、警鐘、拡声機等により警告しなければならない。

(権限の委任)

第53条 法及びこの政令に規定する河川管理者である国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第九条第二項又は第五項の規定により、指定区間内の一級河川
20 について、都道府県知事又は指定都市の長が行うこととされる管理については、この限りでない。

(1号から4号、2項以下略)

3 特ダム法

25 (操作規則)

第31条 国土交通大臣は、多目的ダムの操作の基本原則に従い、多目的ダムの

操作規則を定めなければならない。

2 多目的ダムの操作規則に定める事項については、政令で定める。

3 国土交通大臣は、多目的ダムの操作規則を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及びダム使用权の設定予定者又はダム使用权者の意見をきかなければならない。

(放流に関する通知等)

第32条 国土交通大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、多目的ダムによつて貯留された流水を放流することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(2項略)

4 特ダム法施行令(後記第18条につき、令和6年政令第103号による改正前のもの。以下同じ。)

(操作規則に定める事項)

第17条 多目的ダムの操作規則に定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 洪水期、かんがい期等の別を考慮して定める各期間における最高及び最低の水位並びに貯留及び放流の方法

二 多目的ダム及び多目的ダムを操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備、多目的ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測並びに放流の際にとるべき措置に関する事項

三 その他多目的ダムの操作に関し必要な事項

(放流に関する通知等)

第18条 国土交通大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、多目的ダムによつて貯留された流水の放流に関し、法第32条の規定により関係都道府県

知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知しようとするときは、流水を放流する日時のほか放流量又は放流により上昇する下流の水位の見込を示して行い、一般に周知させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、立札による掲示を行うほか、サイレン、警鐘、拡声機等により警告しなければならない。

5 5 災害対策基本法（後記第60条につき、令和3年法律第30号による改正前のもの。以下同じ。）

（市町村長の警報の伝達及び警告）

10 第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に對し、予想される災害の事態及びこれに對してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができ

15 （2項略）

（市町村長の避難の指示等）

20 第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

25 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場

所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

（4項以下略）

6 水防法

（水防団及び消防機関の出動）

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

（立退きの指示）

第29条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

第2 野村ダム操作規程関係

1 本件洪水時の規程

(1) R-2改正前野村ダム操作規則（甲A1）

（洪水）

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒300立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月16日から10月15日までの期間
- 二 非洪水期 10月16日から翌年6月15日までの期間

5 (水位)

第5条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(平常時最高貯水位)

10 第6条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高169.4メートルとし、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水時最高貯水位)

15 第7条 貯水池の洪水時最高貯水位は、標高170.2メートルとし、第17条本文の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水貯留準備水位)

20 第8条 洪水期における貯水池の最高水位（以下「洪水貯留準備水位」という。）は、次の各号に掲げる期間において、それぞれ当該各号に定める水位とし、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

- 一 6月16日から7月14日までの期間 6月15日の水位標高169.4メートルと7月15日の水位標高166.2メートルから等差的に算出される水位
- 二 7月15日から10月15日までの期間 標高166.2メートル

25 (予備放流水位)

第9条 6月16日から7月14日までの期間における予備放流水位は、標高1

66. 2メートルとする。

(最低水位)

第10条 貯水位の最低水位は、標高148.0メートルとする。

(洪水調節等のための利用)

5 第11条 洪水調節は、第8条第1号及び第2号に掲げる期間にあっては、標高166.2メートルから標高170.2メートルまでの容量3,500,000立方メートル、非洪水期にあっては、標高169.4メートルから標高170.2メートルまでの容量800,000立方メートルを利用して行うものとする。

10 2 洪水に達しない流水の調節は、第8条第1号に掲げる期間にあっては、当該日の洪水貯留準備水位から標高170.2メートルまでの容量、同条第2号に掲げる期間にあっては、標高166.2メートルから標高170.2メートルまでの容量3,500,000立方メートル、非洪水期にあっては標高169.4メートルから標高170.2メートルまでの容量800,000立方メートルを利用して行うものとする。

15

(洪水警戒態勢)

第14条 野村ダム管理所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒態勢を執らなければならない。

20

一 松山地方気象台から愛媛県南予北部において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2 所長は、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(予備放流)

25

第16条 所長は、第8条第1号に掲げる期間において洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合に、水位が予備放流水位を超えているときは、水位を予

備放流水位に低下させるため毎秒300立方メートルを限度として放流を行うものとする。

(洪水調節)

5 第17条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が標高169.4メートル以上にある場合で気象、水象その他の状況により特に必要があると認める時は、この限りでない。

一 流入量が毎秒300立方メートルを超えた時は、毎秒300立方メートルの水量を限度としてダムから放流すること。

10 二 前号の方法により放流を行っている場合にあつて、水位が標高167.9メートルに等しくなった時に、なお流入量が増加している場合は、すみやかに毎秒400立方メートルの水量まで放流量を増加すること。ただし、当該時点で流入量が減少している場合は前号の放流量を継続すること。

15 なお、放流量を増加している途中において、流入量が放流量と等しくなったときは流入量に相当する水量を放流すること。また、放流量を増加している途中において、流入量が減少し始めた時以降は当該時点の放流量を継続すること。

三 前号本文の方法による操作の後、流入量が最大となる時までは、ゲート等を放流量が毎秒400立方メートルの水量に達した時点における開度に保ち放流すること。

20 四 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めたとき以降は、流入量が放流量と等しくなるまで当該時点の放流量を継続すること。

五 前号の方法により放流を行っている場合にあつて、流入量が再び増加した時以降は、ゲート等を当該時点の開度に保ち放流すること。

25 六 次条の規定により放流を行っている場合において、流入量が再び増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時から流入量が同条で定める放流量の限度の水量と等しくなるまでの間にあつては、流入量に相当する水量を放

流すること。

七 前号の方法による操作の後は、前6号に定める方法により放流を行うこと。

(貯留された流水を放流することができる場合)

第22条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合の
5 ほか、次の各号の一に該当する場合に放流を行うことができる。

一 第8条第1号に掲げる期間で、水位をそれぞれ当該洪水貯留準備水位に低
下させるとき。

二 第28条第1項の規定により、ゲート等の点検又は整備を行うため特に必
要があるとき。

10 三 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の制限は、毎秒300立方メートルと
する。

(放流の原則)

第23条 所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位
15 の変動が生じないように努めるものとする。

(放流量)

第24条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場
合にあっては当該規定に定める量、その他の場合にあっては流入量に相当する
量を超えてはならない。

20 (放流に関する通知等)

第26条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生
ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があ
ると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、
一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

25 (ゲート等の操作)

第27条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則に定める。

(2) R2改正前野村ダム操作細則(甲A5)

(特にやむを得ない理由によるダムからの放流)

第8条 規則第22条第1項第3号の規定する特にやむを得ない理由があるときとは、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 ダム本体及び貯水池等について、調査又は補修を行うため必要があるとき。
- 二 気象、水象その他の理由により、貯留された流水が堤体を越流すると予想されるとき。
- 三 堤体に異常が生じたとき。
- 四 その他特に必要があるとき。

(放流の原則)

第9条 所長は、ダムから放流を行う場合には、規則第17条の規定によって行うほか、次に定めるところにより行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、流入量の時間的な増量と等しい水量を限度として放流を行うことができる。

放流の直前におけるダムからの放流量	10分間の放流量の増加量
毎秒10立方メートル未満の場合	毎秒7立方メートル以内
毎秒10立方メートル以上 50立方メートル未満の場合	毎秒15立方メートル以内
毎秒50立方メートル以上 100立方メートル未満の場合	毎秒20立方メートル以内
毎秒100立方メートル以上 200立方メートル未満の場合	毎秒28立方メートル以内
毎秒200立方メートル以上 300立方メートル未満の場合	毎秒34立方メートル以内

2 所長は、規則第17条第2号の規定により放流を増加する場合、1回当りの操作による最大増加の放流量は、操作開始時が毎秒34立方メートル以内、そ

れ以降が10分毎に毎秒39立方メートル以内とする。

3 所長は、前条第2号第3号及び第4号の規定に該当する場合で、緊急かつやむを得ない理由により放流を行わなければならないときは、前2項の規定によらないことができる。

5 (放流に関する通知等を行う場合)

第11条 所長は、ダムからの放流を行なう場合で次の各号の一に該当する場合には、規則第26条の規定により関係機関に通知するとともに一般への周知を行うものとする。

一 コンジットゲートから放流を開始するとき。

10 二 ジェットフローゲートからの放流時、荒瀬地点において30分につき30センチメートル以上の水位変動が生じるとき。

三 第9条第1項及び第2項に規定する基準を超えて放流するとき。

四 第9条第3項の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じると予想されるとき。

15 五 その他、下流に急激な水位の変動を生じると予想されるとき。

(放流に関する通知等の方法)

第13条 放流に関する通知等は、次の各号に定める方法により行わなければならない。

20 一 関係機関に対する通知は、別表第1に掲げる関係機関に対し第11条各号の一の放流を行う約1時間前に行うものとする。

二 一般に対する周知は、警報車及び別表第2に掲げる警報所から、次の方法により行うものとする。

イ 管理所のサイレン吹鳴等は、第11条各号の一の放流を行う30分前及び放流の直前に行うものとする。

25 ロ 管理所以外の警報所のサイレンの吹鳴等は、各警報所地点の水位が上昇すると予想される約30分前に行うものとする。

ハ 警報車による警報は、各地点の水位が放流により上昇すると予想される
約30分前に行うものとする。

(別表第1及び第2は省略)

2 平成8年改正前の規程((1)のみ)

(1) H8改正前野村ダム操作規則(甲A3)

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が、毎秒
500立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高169.4メートルとし、第16条の規定
により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、非洪水時(流入量が毎秒
500立方メートル未満であるときをいう。)には、水位をこれより上昇させ
てはならない。

(サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高170.2メートルとし、水位をこ
れより上昇させてはならない。

(制限水位)

第8条 洪水期間における貯水池の最高水位(以下「制限水位」という。)は、
次の各号に掲げる期間において、それぞれ当該各号に定める水位とし、第14
条の規定により洪水調節を行う場合及び第16条の規定により洪水に達しない
流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

一 6月16日から7月14日までの期間 6月15日の水位標高169.4
メートルと7月15日の水位標高166.2メートルから等差的に算出され
る水位

二 7月15日から10月15日までの期間 標高166.2メートル

(洪水調節等のための利用)

第9条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、次の各号に掲げる期間において、それぞれ当該各号に定める容量を利用して行うものとする。

一 6月16日から7月14日までの期間 当該日の制限水位から標高170.2メートルまでの容量

二 7月15日から10月15日までの期間 標高166.2メートルから標高170.2メートルまでの容量3,500,000立方メートル

(洪水調節)

第14条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が標高169.4メートル以上にある場合で気象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一 流入量が毎秒500立方メートルから毎秒1,120立方メートルまでの間にあって増加し続けているときは、毎秒 $\{(流入量 - 500) \times 0.806 + 500\}$ 立方メートルの水量の流水の放流を行うこと。

二 前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめた時以降は、流入量が放流量と等しくなる時又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなる時まで、毎秒 $\{(前号の方法による操作中における最大流入量 - 500) \times 0.806 + 500\}$ 立方メートルの水量の流水の放流を行うこと。

三 前号の方法による操作の後、流入量が第1号の方法による操作中における最大流入量を超えた時以降は、前2号に規定する方法によりダムから放流を行うこと。

四 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、流入量が毎秒500立方メートルを下るまでの間に流入量が再び増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時以後は、流入量が毎秒 $\{(当該放流量 - 500) \times 1 / 0.806 + 500\}$ 立方メートルに等しくなるときまで、当該放流に相当する水量の流水の放流を行うこと。

五 前号の方法による操作の後、流入量が前号に規定する式により得られる水量を超えた時以後は、前4号に定める方法によりダムから放流を行うこと。

六 流入量が毎秒1,120立方メートルを超えた時以後は、流入量が毎秒1,000立方メートルに等しくなる時まで、毎秒1,000立方メートルの水量の流水の放流を行うこと。

(貯留された流水を放流することができる場合)

第19条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流を行うことができる。

一 第8条の規定により、水位を定められた制限水位に低下させるため必要があるとき。

二 第25条第1項の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の制限は、毎秒500立方メートルとする。

3 令和2年改正後の規程

(1) R2改正後野村ダム操作規則(甲A38)

(洪水調節)

第17条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

一 流入量が、毎秒300立方メートルから毎秒1,190立方メートルの間にあつて増加し続けているときは、毎秒 $\{(流入量 - 300) \times 0.790 + 300\}$ 立方メートルの水量を限度として放流すること。

二 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めた時以後は、毎秒 $\{(前号の方法による操作中における最大流入量 - 300) \times 0.790 + 300\}$

立方メートルの水量を、流入量が当該水量に等しくなるとき又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなるときまで放流すること。

5 三 前号の方法による操作の後、流入量が第1号の方法による操作中における最大流入量を超えた時以後は、前2号に規定する方法により放流すること。

四 第18条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒300立方メートルを下まわるまでの間に流入量がふたたび増加した場合で、流入量が放流量と等しくなったとき以後は、流入量が毎秒{(当該放流量-300)×1/0.790+300}立方メートルに等しくなるとき
10 まで、当該放流量に相当する水量を放流すること。

五 流入量が、前号に規定する毎秒{(当該放流量-300)×1/0.790+300}立方メートルを超えたとき以後は、前4号に定める方法により放流すること。

15 六 流入量が、毎秒1,190立方メートルを超えたとき以後は、流入量が毎秒1,000立方メートルに等しくなるときまで、毎秒1,000立方メートルの水量を放流すること。

(2) R2改正後野村ダム操作細則(甲A40)

20 第9条 規則第24条の規定により、ダムから放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとした放流の原則は、次に定める方法を基準とする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、流入量の時間的な増量と等しい水量を限度として放流を行うことができる。

放流の直前におけるダムからの放流量	10分間の放流量の増加量
毎秒10立方メートル未満の場合	毎秒7立方メートル以内
毎秒10立方メートル以上	毎秒15立方メートル以内

5.0立方メートル未満の場合	
毎秒50立方メートル以上 100立方メートル未満の場合	毎秒20立方メートル以内
毎秒100立方メートル以上 200立方メートル未満の場合	毎秒2.8立方メートル以内
毎秒200立方メートル以上 300立方メートル未満の場合	毎秒3.4立方メートル以内

2 所長は、前条第2号第3号及び第4号の規定に該当する場合で、緊急かつやむを得ない理由により放流を行わなければならないときは、前項の規定によらないことができる。

(3) 野村ダム事前放流操作要領（甲A44）

（総則）

第1条 野村ダム操作規則（以下「規則」という。）第22条第1項第3号及び野村ダム操作細則（以下「細則」という。）第8条1項第4号に基づき、野村ダムの洪水調節機能の向上のために洪水前に利水容量内に貯留された流水を放流（以下「事前放流」という。）するにあたっては規則、細則に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

（事前放流水位）

第2条 事前放流水位は、標高162.7メートルを限度とする。ただし、降雨の状況やその時の貯水位の状況等により、162.7メートルより水位を低下させることが可能な場合は、別途、利水者と協議のうえ、四国地方整備局長の承認を得て162.7メートルよりも水位を低下させることが出来るものとする。

（事前放流の範囲）

第3条 事前放流は、標高166.2メートルから標高162.7メートルの間に貯留された流水を対象とする。

(事前放流の原則)

第4条 事前放流は、ジェットフローゲート及びコンジットゲート及びクレストゲートにより実施するものとする。

2 事前放流は、毎秒300立方メートルを上限として、放流により下流に急激な水位の変動が生じないように以下の増加量を上限として事前放流を実施するものとする。

放流の直前におけるダムからの放流量	10分間の放流量の増加量
毎秒10立方メートル未満の場合	毎秒7立方メートル以内
毎秒10立方メートル以上 50立方メートル未満の場合	毎秒15立方メートル以内
毎秒50立方メートル以上 100立方メートル未満の場合	毎秒20立方メートル以内
毎秒100立方メートル以上 200立方メートル未満の場合	毎秒28立方メートル以内
毎秒200立方メートル以上 300立方メートル未満の場合	毎秒34立方メートル以内

3 事前放流は、気象、水象、その他の情報により、放流量の緩和、定量放流への移行または絞り込み操作等の放流量の調整を行うものとする。

4 事前放流は、標高162.7メートルを限度とし、今後の予測雨量やダム流入量の予測計算に基づき回復可能な水位を低下させることを基本とする。

(事前放流の実施)

第5条 肱川ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当し、洪水調節が必要と認められる場合には、標高162.7メートルを限度として、あらかじめ貯水位を低下させることができる。

一 気象、水象、その他の状況により、野村ダムの最大流入量が毎秒300立方メートルを超えると予測されるとき。

二 その他の状況により、所長が事前放流の開始の必要性を認めたとき。

2 事前放流水位を確保した後は、流入量が毎秒300立方メートルに達するまでは、当該水位を維持するよう努めるものとする。

(4) 野村ダムただし書き操作要領（甲A42）

5 (通則)

第1条 野村ダムの計画を超える洪水時における操作規則第17条に規定するただし書き操作（以下「ただし書き操作」という。）については、この要領に定めるところによる。

(定義)

10 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

一 ただし書き操作開始水位 洪水調節容量の8割に相当する貯水位とし、標高169.40メートルとする。

15 二 洪水時最高水位 野村ダム操作規則に定める洪水時最高水位とし、標高170.20メートルとする。

三 上限水位（設計水位） 野村ダム上限水位（設計水位）は、標高171.50メートルとする。

(局長の承認等)

20 第3条 肱川ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、操作規則第17条に定める洪水調節を行っている場合において、貯水位がただし書き操作開始水位を超えること及びその後さらに洪水時最高水位を超えることが予測される場合には、ただし書き操作への移行に関して、四国地方整備局長（以下「局長」という。）の承認を受けるものとする。

25 2 所長は、前項の規定により局長の承認を受けた場合は、ただし書き操作への移行に関して、操作細則別表第1に定める関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を執るものとする。

(ただし書き操作への移行)

第4条 所長は、前条の規定による局長の承認を受けた後、貯水位がただし書き操作開始水位に達し、今後さらに洪水時最高水位を超えることが予測される場合は、ただし書き操作に移行するものとする。

2 所長は、前項の規定によりただし書き操作に移行した場合には、速やかに操作細則別表第1に定める関係機関にその旨通知しなければならない。

(ただし書き操作)

第5条 ただし書き操作は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 貯水位がただし書き操作開始水位を超えて放流量が流入量と等しくなるまでの間は、コンジットゲートはただし書き操作開始水位になった時の開度に保ち、クレストゲートは別図に定める貯水位に対応したゲート開度とすること。

二 前号に規定する時間が経過した時から流入量がただし書き操作に移行した時の放流量に等しくなるまでの間は、貯水位を流入量が放流量と等しくなった時の貯水位に保つよう努めるものとする。ただし、気象、水象、その他の状況により特に必要があると認める場合には、局長の承認を受けたうえで、貯水位を下げるができる。

(別表第1は省略)

第3 鹿野川ダム操作規程関係

1 本件洪水時の規程

(1) R2改正前鹿野川ダム操作規則(甲A2)

(ダムの用途)

第2条 鹿野川ダムは、洪水調節及び発電をその用途とする。

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が、毎秒600立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月16日から10月15日までの期間
- 二 非洪水期 10月16日から翌年6月15日までの期間

5 (水位)

第5条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(平常時最高貯水位)

10 第6条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高86.0メートルとし、第16条の規定により洪水調節を行う場合及び第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水時最高貯水位)

15 第7条 貯水池の洪水時最高貯水位は、標高89.0メートルとし、第16条本文の規定により洪水調節を行う場合及び第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水貯留準備水位)

20 第8条 洪水期における貯水池の最高水位（以下「洪水貯留準備水位」という。）は、次の各号に掲げる期間において、それぞれ当該各号に定める水位とし、第16条の規定により洪水調節を行う場合及び第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

- 一 7月1日から9月30日までの期間 標高84.0メートル
- 二 6月16日から6月30日までの期間及び10月1日から10月15日までの期間 標高86.0メートル

(最低水位)

25 第9条 貯水位の最低水位は、標高72.0メートルとする。

(予備放流水位)

第10条 予備放流水位は、標高81.0メートルとする。

(洪水調節等のための利用)

第11条 洪水調節は、標高81.0メートルから標高89.0メートルまでの容量16,500,000立方メートルを利用して行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、第8条第1号に掲げる期間にあっては、標高84.0メートルから標高87.0メートルまでの容量6,200,000立方メートル、同条第2号に掲げる期間にあっては、標高86.0メートルから標高87.0メートルまでの容量2,100,000立方メートル、非洪水期にあっては、標高86.0メートルから標高87.0メートルまでの容量2,100,000立方メートルを利用して行うものとする。

(洪水警戒体制)

第13条 山鳥坂ダム工事事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一 松山地方気象台から南予北部地方において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されたとき。

二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2 所長は、第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(予備放流)

第15条 所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合に、水位が予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒600立方メートルを限度として放流を行うものとする。

(洪水調節)

第16条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が標高87.5メートル以上にある場合で気象、水象その他の状況により特に必要があると認める時は、この限りでない。

一 流入量が毎秒600立方メートルを超えた時は、毎秒600立方メートルの水量をダムから放流すること。

二 前号の方法により放流を行っている場合にあつて、水位が標高84.0メートルに等しくなった時に、なお流入量が増加している場合は、すみやかに毎秒850立方メートルの水量まで放流量を増加すること。ただし、当該時点で流入量が減少している場合は前号の放流量を継続すること。なお、放流量を増加している途中において、流入量が放流量と等しくなったときは流入量に相当する水量を放流すること。また、放流量を増加している途中において、流入量が減少し始めた時以降は当該時点の放流量を継続すること。

三 前号本文の方法による操作の後、流入量が最大となる時までは、ゲート等を放流量が毎秒850立方メートルの水量に達した時点における開度に保ち放流すること。

四 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めたとき以降は、流入量が放流量と等しくなるまで当該時点の放流量を継続すること。

五 前号の方法により放流を行っている場合にあつて、流入量が再び増加した時以降は、ゲート等を当該時点の開度を保ち放流すること。

六 次条の規定により放流を行っている場合において、流入量が再び増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時から流入量が同条で定める放流量の限度の水量と等しくなるまでの間にあつては、流入量に相当する水量を放流すること。

七 前号の方法による操作の後、1号から6号に定める方法により放流を行うこと。

(貯留された流水を放流することができる場合)

第21条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流を行うことができる。

一 第8条第1号に掲げる期間に移行するに際し、水位を洪水貯留準備水位に

低下させるとき。

二 第27条第1項の規定により、ゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

5 2 前項各号の一に該当する場合の放流量の制限は、毎秒600立方メートルとする。

(放流の原則)

第22条 所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動が生じないように努めるものとする。

10 (放流量)

第23条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあっては、当該規定に定める量、その他の場合にあっては流入量に相当する量からそれぞれ肱川発電所（以下「発電所」という。）の使用水量を控除した量を超えてはならない。

15 (放流に関する通知等)

第25条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

20 (ゲート等の操作)

第26条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

(2) R2改正前鹿野川ダム操作細則（甲A6）

(予備放流)

25 第6条 規則第15条における予備放流は次の各号に定める方法により行うものとする。

一 予備放流中は、常に気象、水象、その他の状況に注意し、必要に応じて放

流の調整を行い、洪水調節に支障を来さないようにする。

二 所長は、予備放流の開始及び方法について実施要領を定め、四国地方整備局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

（特にやむを得ない理由によるダムからの放流）

5 第8条 規則第21条第1項第3号に規定する特にやむを得ない理由があるときは、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 ダム本体及び貯水池等について、調査又は補修を行うため必要があるとき。
- 二 その他特に必要があるとき。

（放流の原則）

10 第9条 規則第22条の規定により、ダムから放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとした放流の原則は、次に定める方法を基準とする。

ゲート操作前の放流量	ゲート操作の 最小時間間隔	1回の操作による 最大増加放流量
300 m ³ /s 未満の場合	5分ごと	25 m ³ /s
300 m ³ /s から 600 m ³ /s 未満の場合	10分ごと	50 m ³ /s

ただし、気象、水象その他の理由により特に必要があると認められる場合においては、流入量の時間的な増加割合を限度として放流を行うことができる。

15 2 所長は、規則第16条第2号の規定により放流を増加する場合、1回当たりの操作による最大増加放流量は、操作開始時が毎秒50立方メートル以内、それ以降は15分ごとに毎秒100立方メートル以内とする。

3 所長は、気象、水象その他の理由により、ダムによって貯留された流水が、洪水時最高水位を超えると予想される場合、又はダム本体及び貯水池等に異常が生じた場合、その他緊急かつやむを得ない場合においては、前2項の規定によらないことができる。

20

(放流に関する通知等を行う場合)

第12条 所長は、次の各号の一に該当する場合においては、規則第25条の規定により関係機関に通知するとともに、一般への周知を行うものとする。

- 一 クレストゲートから放流を開始するとき。
- 二 第9条第1項に規定する基準を超えて放流するとき。
- 三 第9条第3項の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じると予想されるとき。
- 四 その他、下流に急激な水位の変動を生じると予想されるとき。

(放流に関する通知等の方法)

第14条 規則25条に規定する放流に関する通知等は、次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 関係機関に対する通知は、第12条に規定する放流を開始する約2時間前に行うものとする。
- 二 一般に周知させるため必要な措置は、別表第2に掲げる警報局等により行うものとする。
- イ ダムに設置されたサイレン又はサイレン疑似音は、第12条に規定する放流を開始する約1時間前及び直前に吹鳴するものとする。
- ロ ダム以外に設置されたサイレン又はサイレン疑似音は、第12条に規定する放流を開始する約1時間前に約5分間吹鳴するものとする。
- ハ イ及びロの場合において、サイレン又はサイレン疑似音吹鳴前に拡声器により放送を行うものとする。
- ニ 一般に対する警報車による警報は、各地点の水位が上昇する前に行うものとする。
- ホ 略
- ヘ 警報車による警報は、警報車に設置したスピーカーにより、放流開始時刻、最大放流量などを一般に周知させるものとする。

(放流に関する通知等の内容)

第15条 前条1号に規定する通知は放流する日時のほか放流量の見込みを示して行うものとする。

(別表第2は省略)

5 (3) 鹿野川ダム事前放流実施要領(甲A76、令和2年改正前のもの)

(総則)

第1条 鹿野川ダム操作規則(以下「規則」という。)第21条第1項第3号及び鹿野川ダム操作細則(以下「細則」という。)第8条第2号に基づき、鹿野川ダムの洪水調節機能の向上のために洪水前に発電容量内に貯留された流水を放流(以下「事前放流」という。)するにあたっては規則、細則に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

(事前放流水位)

第2条 事前放流水位は、標高80.0メートルとする。

(事前放流の範囲)

15 第3条 事前放流は、標高80.0メートルから標高81.0メートルの間に貯留された流水を対象とする。

(事前放流の原則)

第4条 事前放流は、クレストゲートにより実施するものとする。

2 事前放流は、毎秒600立方メートルを上限として、規則第2.2条、細則第9条の放流の原則に基づき実施するものとする。

3 事前放流は、気象、水象、その他の情報により、放流量の緩和、定量放流への移行または絞り込み操作等の放流量の調整を行うものとする。

(事前放流の実施)

25 第5条 山鳥坂ダム工事事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号の一に該当し、洪水調節が必要と認められる場合には、標高80.0メートルを限度として、あらかじめ貯水位を低下させることができる。

一 気象、水象、その他の状況により、鹿野川ダムの最大流入量が毎秒600立方メートルを超えると予想されるとき。

二 ダム上流域において、総雨量が100ミリメートルを上回ると予想されるとき。

5 三 その他の状況により、事前放流の開始の必要性が認められ、事務所長が放流開始を指示したとき。

2 事前放流水位を確保した後は、流入量が毎秒600メートルに達するまでは、当該水位を維持するものとする。

(事前放流に関する通知等)

10 第6条 所長は、第5条の規定により事前放流を実施する場合にあっては、あらかじめ別表第1に掲げる関係機関にその旨を通知する。

(別表第1は省略)

(4) 鹿野川ダムただし書き操作要領(甲A8、令和2年改正前のもの)

(定義)

15 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

一 ただし書き操作開始水位 洪水調節容量の8割に相当する貯水位とし、標高87.5メートルとする。

20 二 洪水時最高水位 規則第7条に定める洪水時最高水位とし、標高89.0メートルとする。

三 上限水位 鹿野川ダムの設計洪水水位とし、標高90.1メートルとする。

(局長の承認等)

25 第3条 山鳥坂ダム工事事務所長(以下「所長」という。)は、操作規則第16条に定める洪水調節を行っている場合において、貯水位がただし書き操作開始水位を超えること及びその後さらに洪水時最高水位を超えることが予測される場合には、ただし書き操作への移行に関して、四国地方整備局長(以下「局長」

という。)の承認を受けなければならない。

- 2 所長は、前項の規定により局長の承認を受けた場合は、ただし書き操作への移行に関して、別表に掲げる関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を執らなければならない。

5 (ただし書き操作への移行)

第4条 所長は、前条の規定による局長の承認を受けた後、貯水位がただし書き操作水位に達し、さらに洪水時最高水位を超えることが予測される場合は、ただし書き操作に移行しなければならない。

- 2 所長は、前項の規定によりただし書き操作に移行した場合には、速やかに別表に掲げる関係機関にその旨通知しなければならない。

10 (ただし書き操作)

第5条 ただし書き操作は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 貯水位がただし書き操作水位を超えた時から放流量が流入量と等しくなるまでの間は、クレストゲートは別図に定める貯水位に対応したゲート開度とすること。
- 15
- 二 前号に規定する時間が経過した時から流入量がただし書き操作に移行した時の放流量に等しくなるまでの間は、原則として貯水位を流入量が放流量と等しくなった時の貯水位に保つことにより、流入量に等しい放流を行うこと。

(ただし書き操作の解除)

20 第6条 前条に規定する操作を行っている場合において、流入量が最大となった時を経て流入量がただし書き操作に移行した時の放流量に等しくなった場合には、ただし書き操作を解除し、規則第17条に定める洪水調節等の後における水位を低下させるための操作へ移行するものとする。

(別表及び別図省略)

- 25 2 平成8年改正前の規程((1)のみ)

(1) H8改正前鹿野川ダム操作規則(甲A4)

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流量（以下「流量」という。）が、毎秒600立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間)

5 第4条 洪水期間は、毎年7月1日から10月15日までの期間とする。

(制限水位期間及び非制限期間)

第5条 制限水位期間及び非制限水位は、次の各号に規定する期間とする。

一 制限水位期間 毎年7月1日から9月30日までの期間

二 非制限水位期間 毎年10月1日から翌年6月30日までの期間

10 (常時満水位)

第7条 貯水池の常時満水位は、標高8.6メートルとし、第18条の規定により洪水調節を行う場合及び第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水時満水位)

15 第8条 貯水池の洪水時満水位は、標高8.9メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

20 第9条 制限水位期間における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、標高8.4メートルとし、制限水位期間においては、第18条の規定により、洪水調節を行う場合及び第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(予備放流水位の最低限度)

第11条 予備放流水位の最低限度は、標高8.1メートルとする。

(洪水調節等のための利用)

25 第12条 洪水調節は、標高8.1メートルから標高8.9メートルまでの容量最大1,650万立方メートルを利用して、制限水位期間にあっては、水位を制限

水位に制限するほか、予備放流により水位を低下させて行い、非制限期間にあつては、予備放流により水位を低下させて行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期間にあつては、標高8.4メートルから標高8.7メートルまでの容量最大620万立方メートル、非洪水期間にあつては標高8.6メートルから標高8.7メートルまでの容量最大210万立方メートルを利用して行うものとする。

(洪水警戒体制)

第14条 愛媛県知事（以下「知事」という。）は次の各号の1に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 松山气象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 その洪水が予想されるとき。

(予備放流)

第16条 知事は、第18条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第3号により定めた予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第18条 知事は、次の各号に定める方法により、洪水調節を行わなければならない。ただし、知事は気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては次の各号に定めるところによらないことができる。

- 一 流入量が毎秒600立方メートルに達した後最大に達するまでは、毎秒 $\{(最大流入量 - 600) \times 0.419 + 600\}$ 立方メートルを放流すること。
- 二 流入量が最大に達した後は、毎秒 $\{(最大流入量 - 600) \times 0.419 + 600\}$ 立方メートルを流入量が当該量に等しくなるまで放流すること。

(貯留された流水を放流することができる場合)



第23条 ダムによって貯留された流水は、次の各号の1に該当する場合に限り放流をすることができる。

- 1 水位が洪水時満水位をこえるとき。
- 2 非制限水位期間において水位が常時満水位をこえるとき。
- 5 3 非制限水位期間から制限水位期間に移るに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
- 4 制限水位期間において水位が制限水位をこえるとき。
- 5 第16条の規定により放流を行うとき。
- 6 第17条の規定により放流を行うとき。
- 10 7 第18条の規定により洪水調節を行うとき。
- 8 第19条の規定により洪水調節後に水位を低下させるとき。
- 9 第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。
- 10 10 第34条の規定によりゲート又はバルブの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 15 11 その他特にやむを得ない理由により放流を行うとき。

(放流の原則)

第24条 知事は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動が生じないように、かつ放流が無効放流とならないよう努めるものとする。

(放流量)

第25条 ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は次の各号に掲げる量から肱川発電所（以下「発電所」という。）の使用水量（毎秒28立方メートル以内）を控除した量をこえないようにしなければならない。

- 一 第23条第1号、第2号、第4号又は第9号の場合においては、流入量に相当する量
- 二 第23条第3号、第5号、第6号、第10号又は第11号の場合において

は毎秒600立方メートル

三 第23条第7号又は第8号の場合においては、それぞれ第18条又は第19条の規定による放流量

(放流に関する通知等)

5 第27条 知事は、特定多目的ダム法第32条の規定により通知すべき関係市町村長及び関係警察署長、並びにその通知の方法をあらかじめ定めておかなければならない。

3 令和2年改正後の規程

(1) R2改正後鹿野川ダム操作規則(甲A39)

10 (ダムの用途)

第2条 鹿野川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び発電をその用途とする。

(最低水位)

第9条 貯水位の最低水位は、標高66.5メートルとする。

15 (予備放流水位)

第10条 予備放流水位は、標高76.3メートルとする。

(洪水調節等のための利用)

第11条 洪水調節は、標高76.3メートルから標高89.0メートルまでの容量23,900,000立方メートルを利用して行うものとする。

20 2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては、標高80.0メートルから標高89.0メートルまでの容量18,100,000立方メートル、非洪水期にあつては、標高86.0メートルから標高89.0メートルまでの容量6,500,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

25 第12条 流水の正常な機能の維持は、洪水期にあつては、標高66.5メートルから標高80.0メートルまでの容量18,100,000立方メートル、

非洪水期にあつては、標高66.5メートルから標高86.0メートルまでの容量29,700,000立方メートルを利用して行うものとする。

(予備放流)

5 第16条 所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合に、水位が予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒600立方メートルを限度として放流を行うものとする。

(洪水調節)

10 第17条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

一 流入量が毎秒600立方メートルを超えた時は、毎秒600立方メートルの水量をダムから放流すること。

15 二 前号の方法により放流を行っている場合にあつて、水位が標高82.0メートルに等しくなった時に、なお流入量が増加している場合は、すみやかに毎秒1,150立方メートルの水量まで放流量を増加すること。ただし、当該時点で流入量が減少している場合は前号の放流量を継続すること。なお、放流量を増加している途中において、流入量が放流量と等しくなったときは流入量に相当する水量を放流すること。また、放流量を増加している途中において、流入量が減少し始めた時以降は当該時点の放流量を継続すること。

20 三 前号本文の方法による操作の後、流入量が最大となる時までは、ゲート等を放流量が毎秒1,150立方メートルの水量に達した時点における開度に保ち放流すること。

四 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めたとき以降は、流入量が放流量と等しくなるまで当該時点の放流量を継続すること。

25 五 前号の方法により放流を行っている場合にあつて、流入量が再び増加した時以降は、ゲート等を当該時点の開度を保ち放流すること。

六 次条の規定により放流を行っている場合において、流入量が再び増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時から流入量が同条で定める放流量の限度の水量と等しくなるまでの間にあつては、流入量に相当する水量を放流すること。

5 七 前号の方法による操作の後は、1号から6号に定める方法により放流をすること。

(放流量)

10 第24条 ダムから放流を行う場合においては、この規則に特別の定めがある場合にあつては、当該規定に定める量、その他の場合にあつては流入量に相当する量を超えてはならない。

(2) R2改正後鹿野川ダム操作細則(甲A41)

(放流の原則)

15 第9条 規則第23条の規定により、ダムから放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとした放流の原則は、次に定める方法を基準とする。

ゲート操作前の 放流量(Q) (立方メートル/秒)	ゲート操作の 最小時間間隔 (分)	1回の操作による 最大増加放流量 (立方メートル/秒)
$0 \leq Q < 16$	10	2
$16 \leq Q < 28$	10	3
$28 \leq Q < 38$	10	4
$38 \leq Q < 300$	5	25
$300 \leq Q < 600$	10	50

ただし、気象、水象その他の理由により特に必要があると認められる場合においては、流入量の時間的な増加割合を限度として放流を行うことができる。

2 所長は、規則第17条第2号の規定により放流を増加する場合、1回当たり

の操作による最大増加放流量は、操作開始時が毎秒50立方メートル以内、それ以降は15分ごとに毎秒100立方メートル以内とする。

3 所長は、気象、水象その他の理由により、ダムによって貯留された流水が、洪水時最高水位を超えると予想される場合、又はダム本体及び貯水池等に異常が生じた場合、その他緊急かつやむを得ない場合においては、前2項の規定によらないことができる。

(放流に関する通知等を行う場合)

第12条 所長は、次の各号の一に該当する場合には、規則第27条の規定により関係機関に通知するとともに、一般への周知を行うものとする。

一 トンネル洪水吐ゲート又はクレストゲートから毎秒38立方メートルを超える放流をするとき。

二 第9条第1項に規定する基準を超えて放流するとき。

三 第9条第3項の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じると予想されるとき。

四 その他、下流に急激な水位の変動を生じると予想されるとき。

(放流に関する通知等の方法)

第14条 規則第27条に規定する放流に関する通知等は、次の各号に定める方法により行うものとする。

一 関係機関に対する通知は、第12条に規定する放流を開始する約1時間前に行うものとする。

二 第12条第4号に関する関係機関に対する通知は、前号に加えて別表第1に掲げる関係機関に対し、放流を開始する約3時間前に行うものとする。

(3号、4号省略)

(放流に関する通知等の内容)

第15条 前条1号に規定する通知は、放流する日時のほか、放流量の見込みを示して行うものとする。

(別表第1及び第2は省略)

(3) 鹿野川ダム予備放流実施要領(甲A45)

(総則)

5 第1条 鹿野川ダム操作規則第16条及び細則第6条に規定する予備放流を実施するにあたり、予備放流の開始及び方法に係わる計画立案については、この要領の定めるところによる。

(予備放流の原則)

第3条 予備放流操作は、次の各号に規定する原則に従わなければならない。

10 一 予備放流は、毎秒600立方メートルを上限として、規則第23条、細則第9条の放流の原則に基づき実施するものとする。

二 予備放流は、気象、水象、その他の状況及び過去の実績等を勘案し、放流開始時刻を的確に判断するとともに、洪水調節開始までに予備放流水位を確実に確保するものとする。

15 三 予備放流は、気象、水象、その他の情報により、洪水発生の恐れが弱まったと認められる場合にあつては、放流速度の緩和、定量放流への移行または絞り込み操作等の放流量の調整を行うものとする。

(予備放流の実施決定基準)

20 第5条 予備放流の実施は、貯水位が予備放流水位を超えており、かつ次の各号の一に該当する場合に行うものとする。

20 一 気象、水象、その他の状況により、鹿野川ダムの最大流入量が毎秒600立方メートルを超えると予想されるとき。

二 流域内の総雨量が、100ミリメートルを超えると予想されるとき。

三 その他の状況により、予備放流の必要性が認められたとき。

(予備放流の操作基準)

25 第7条 予備放流の標準操作は、台風等の到達時間内で平滑化した予備放流量を基本とする。

- 2 予備放流の最大放流量は、毎秒600立方メートルを上限とするが、気象、水象、その他の状況により、予備放流量及び予備放流の所要時間を勘案し、随時調整を行うことができる。
- 3 放流量の増加は、下流に急激な水位変動を生じないように細則第9条を標準とするが、貯水池の状況、気象、その他の状況により必要がある場合には、段階的な放流方法で計画することができる。
- 4 放流量の低減は、下流に急激な水位変動を生じないように、流入量、予備放流量及び予備放流必要量を勘案しながら、予備放流水位の確保並びに洪水調節への速やかな移行に配慮すること。
- 5 予備放流において、一旦予備放流水位まで貯水位を低下させた後、洪水調節開始までの間においては、貯水池に流入する流水を放流し、予備放流水位を維持すること。

(4) 鹿野川ダムただし書き操作要領 (甲A43)

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ただし書き操作開始水位 洪水調節容量の8.7割に相当する貯水位とし、標高87.5メートルとする。
- 二 洪水時最高水位 規則第7条に定める洪水時最高水位とし、標高89.0メートルとする。
- 三 上限水位 鹿野川ダムの上限水位は、設計洪水位とし、標高89.6メートルとする。

(ただし書き操作)

第5条 ただし書き操作は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 貯水位がただし書き操作水位を超えた時から放流量が流入量と等しくなるまでの間は、クレストゲートおよびトンネル洪水吐ゲートは、別図に定める

貯水位に対応した放流量となるようにゲート開度を定めること。

- 5 二 前号に規定する時間が経過した時から流入量がただし書き操作に移行した時の放流量に等しくなるまでの間は、原則として貯水位を流入量が放流量と等しくなった時の貯水位に保つよう努めるものとする。ただし、気象、水量その他の状況により特に必要があると認める場合には、局長の承認を受けた上で、貯水位を下げるができる。

(別図省略)

別紙7 損害項目一覧表

項目番号	原告ら主張項目	原告ら主張額	原告ら証拠	原告ら補足説明	被告国認否欄	被告西予市認否欄	被告大洲市認否欄
1 原告番号1							
(被告国に対する主位的請求)							
1-1	家屋損害	¥ 700,000	甲D1の2		不知		
1-2	死亡慰謝料	¥ 28,000,000			争う		
1-3	葬儀費用	¥ 800,000			不知		
	小計	¥ 29,500,000					
	原告相続分(4分の1)	¥ 7,375,000		は、本件洪水により、死亡した。原告番号1は、[]であり、その相続分は4分の1である。			
1-4	死亡逸失利益	¥ 6,200,000			不知		
1-5	死亡慰謝料	¥ 28,000,000			争う		
1-6	葬儀費用	¥ 800,000			不知		
	小計	¥ 35,000,000					
	原告相続分(3分の1)	¥ 11,666,666		は、本件洪水により、死亡した。原告番号1は、[]であり、その相続分は3分の1である。			
	原告相続分小計	¥ 19,041,666					
1-7	原告固有慰謝料()	¥ 3,000,000					
	原告相続分、原告固有損害小計	¥ 22,041,666			争う		
1-8	弁護士費用	¥ 2,100,000			不知		
	損害合計	¥ 24,141,666					
(被告国に対する予備的請求、被告西予市に対する請求)							
1'-2	死亡慰謝料	¥ 28,000,000			争う	否認・争う	
1'-3	葬儀費用	¥ 800,000			不知	否認・争う	
	小計	¥ 28,800,000				争う	
	原告相続分(4分の1)	¥ 7,200,000		前記参照		相続関係は認める	
1'-4	死亡逸失利益	¥ 6,200,000			不知	否認・争う	
1'-5	死亡慰謝料	¥ 28,000,000			争う	否認・争う	
1'-6	葬儀費用	¥ 800,000			不知	否認・争う	
	小計	¥ 35,000,000				争う	
	原告相続分(3分の1)	¥ 11,666,666		前記参照		相続関係は認める	
	原告相続分小計	¥ 18,866,666			争う	争う	
1'-7	原告固有慰謝料()	¥ 3,000,000			争う	否認・争う	
	原告相続分、原告固有損害小計	¥ 21,866,666			争う	争う	
1'-8	弁護士費用	¥ 2,100,000			不知	争う	
	損害合計	¥ 23,966,666				争う	

項目番号	原告ら主張費目	原告ら主張額	原告ら証拠	原告ら補足説明	被告国認否欄	被告西予市認否欄	被告大洲市認否欄
2 原告番号2							
(被告国に対する主位的請求)							
2-1	家屋損害	¥ 700,000	甲D1の2		不知		
2-2	死亡慰謝料	¥ 28,000,000			争う		
2-3	葬儀費用	¥ 800,000			不知		
	上記小計	¥ 29,500,000					
	原告相続分 (4分の1)	¥ 7,375,000		は、本件洪水により、死亡した。原告番号2は、4分の1である。			
2-4	死亡逸失利益	¥ 6,200,000			不知		
2-5	死亡慰謝料	¥ 28,000,000			争う		
2-6	葬儀費用	¥ 800,000			不知		
	上記小計	¥ 35,000,000					
	原告相続分 (3分の1)	¥ 11,666,666		は、本件洪水により、死亡した。原告番号2は、3分の1である。			
	上記相続後の額小計	¥ 19,041,666					
2-7	原告固有慰謝料 ()	¥ 3,000,000			争う		
	上記2項目小計	¥ 22,041,666					
2-8	弁護士費用	¥ 2,100,000			不知		
	損害合計	¥ 24,141,666					
(被告国に対する予備的請求、被告西予市に対する請求)							
2'-2	死亡慰謝料	¥ 28,000,000			争う	否認・争う	
2'-3	葬儀費用	¥ 800,000			不知	否認・争う	
	小計	¥ 28,800,000				争う	
	原告相続分 (4分の1)	¥ 7,200,000		前記参照		相続関係は認める	
2'-4	死亡逸失利益	¥ 6,200,000			不知	否認・争う	
2'-5	死亡慰謝料	¥ 28,000,000			争う	否認・争う	
2'-6	葬儀費用	¥ 800,000			不知	否認・争う	
	小計	¥ 35,000,000				争う	
	原告相続分 (3分の1)	¥ 11,666,666		前記参照		相続関係は認める	
	原告相続分小計	¥ 18,866,666				争う	
2'-7	原告固有慰謝料 ()	¥ 3,000,000			争う	否認・争う	
	原告相続分、原告固有損害小計	¥ 21,866,666			不知	争う	
2'-8	弁護士費用	¥ 2,100,000				争う	
	損害合計	¥ 23,966,666				争う	

項目番号	原告ら主張項目	原告ら主張額	原告ら証拠	原告ら補足説明	被告国認否欄	被告西予市認否欄	被告大洲市認否欄
4 原告番号4							
(被告国に対する主位的請求)							
4-1	家屋損害	¥ 10,000,000	甲D3の2		不知		
4-2	動産損害	¥ 1,000,000	甲D3の1		不知		
4-3	慰謝料	¥ 1,500,000			争う		
	上記小計	¥ 12,500,000					
4-4	弁護士費用	¥ 1,200,000			不知		
	損害合計	¥ 13,700,000					
(被告国に対する予備的請求、被告大洲市に対する請求)							
4'-2	動産損害	¥ 1,000,000	甲D3の1		不知		不知
4'-4	弁護士費用	¥ 100,000			不知		不知
	損害合計	¥ 1,100,000					
5 原告番号5							
(被告国に対する主位的請求)							
5-1	家屋損害	¥ 7,000,000	甲D4の1		不知		
5-2	動産損害	¥ 3,000,000	甲D4の1		不知		
5-3	慰謝料	¥ 1,000,000			争う		
	上記小計	¥ 11,000,000					
5-4	弁護士費用	¥ 1,100,000			不知		
	損害合計	¥ 12,100,000					
(被告国に対する予備的請求、被告大洲市に対する請求)							
5'-2	動産損害	¥ 1,000,000	甲D4の1		不知		不知
5'-4	弁護士費用	¥ 100,000			不知		不知
	損害合計	¥ 1,100,000					
6 原告番号6(被告国に対する主位的請求のみ)							
6-1	慰謝料	¥ 1,000,000			争う		
	上記小計	¥ 1,000,000					
6-2	弁護士費用	¥ 100,000			不知		
	損害合計	¥ 1,100,000					

項目番号	原告ら主張費目	原告ら主張額	原告ら証拠	原告ら補足説明	被告国認否欄	被告西予市認否欄	被告大洲市認否欄
7 原告番号7							
(被告国に対する主位的請求)							
7-1	動産損害	¥ 600,000	甲D8	原告準備書面31では189万5940円とされているが、令和7年12月24日本件第30回弁論期日で確認したとおり、従前の金額による(同年7月18日本件第24回口頭弁論調書添付別紙損害一覧表のとおり)。	不知		
7-2	営業損失	¥ 1,000,000	甲D8		不知		
	損害合計	¥ 1,600,000	甲D8				
(被告国に対する予備的請求、被告大洲市に対する請求)							
7'-1	動産損害	¥ 300,000	甲D8		不知		不知
	損害合計	¥ 300,000	甲D8				
8 原告番号8							
(被告国に対する主位的請求のみ)							
8-1	動産損害	¥ 1,000,000	甲D7の1から3		不知		
	上記小計	¥ 1,000,000					
8-2	弁護士費用	¥ 100,000			不知		
	損害合計	¥ 1,100,000					
9 原告番号9							
(被告国に対する主位的請求)							
9-1	家屋損害	¥ 3,500,000	甲D9の1		不知		
9-2	動産損害	¥ 6,500,000	甲D9の1		不知		
	上記小計	¥ 10,000,000					
9-3	弁護士費用	¥ 1,000,000			不知		
	損害合計	¥ 11,000,000					
(被告国に対する予備的請求)							
9'-2	動産損害	¥ 1,300,000	甲D9の1		不知		
9'-3	弁護士費用	¥ 100,000			不知		
	損害合計	¥ 1,400,000					
10 原告番号10(被告国に対する主位的請求のみ)							
10-1	家屋損害	¥ 31,000,000	甲D10の1		不知		
10-2	動産損害	¥ 7,000,000	甲D10の1		不知		
	上記小計	¥ 38,000,000					
10-3	弁護士費用	¥ 3,800,000			不知		
	損害合計	¥ 41,800,000					

項目番号	原告ら主張費目	原告ら主張額	原告ら証拠	原告ら補足説明	被告国認否欄	被告西予市認否欄	被告大洲市認否欄
11 原告番号11							
(被告国に対する主位的請求)							
11-1	家屋損害	¥ 2,000,000	甲D11の1		不知		
11-2	動産損害	¥ 2,000,000	甲D11の1		不知		
11-3	慰謝料	¥ 1,000,000	甲D11の1		争う		
	上記小計	¥ 5,000,000					
11-4	弁護士費用	¥ 500,000			不知		
	損害合計	¥ 5,500,000					
(被告国に対する予備的請求、被告大洲市に対する請求)							
11'-2	動産損害	¥ 1,000,000			不知		不知
11'-4	弁護士費用	¥ 100,000			不知		不知
	損害合計	¥ 1,100,000					
12 原告番号12							
(被告国に対する主位的請求)							
12-1	■ 動産損害 (家財)	¥ 12,000,000	甲D12の5	原告準備書面31では1280万円とされているが、令和7年12月24日、従前の金額による(同年7月18日本件第24回口頭弁論調査添付別紙損害一覧表のとおり)。	不知		
12-2	■ 車両損害	¥ 1,600,000	甲D12の3	原告準備書面31では4773万4307円とされているが、令和7年12月24日本件第30回弁論期日で確認したとおり、従前の金額による(同年7月18日本件第24回口頭弁論調査添付別紙損害一覧表のとおり)。	不知		
12-3	■ 死亡逸失利益	¥ 42,502,428			不知		
12-4	■ 死亡慰謝料	¥ 28,000,000			争う		
12-5	■ 葬儀費用	¥ 800,000			不知		
	上記小計	¥ 84,902,428					
12-6	弁護士費用	¥ 8,000,000			不知		
	上記2項目小計	¥ 92,902,428					
	損益相殺	¥ -903,000					
	損益相殺後の残額	¥ 91,999,428					
	■ 原告相続分 (2分の1)	¥ 45,999,714		は、本件洪水により、死亡した。原告番号12は、[redacted]であり、その相続分は2分の1である。			
12-7	原告固有動産損害 (家財)	¥ 1,410,000	甲D12の2		不知		
12-8	原告住居移転慰謝料	¥ 1,500,000			争う		
	上記2項目小計	¥ 2,910,000					
12-9	弁護士費用	¥ 250,000			不知		
	上記2項目小計	¥ 3,160,000					

項目番号	原告ら主張費目	原告ら主張額	原告ら証拠	原告ら補足説明	被告国認否欄	被告西予市認否欄	被告大洲市認否欄
12-10	原告固有慰謝料(遺族)	¥ 2,000,000			争う		
12-11	弁護士費用	¥ 200,000			不知		
	上記2項目小計	¥ 2,200,000					
	原告相統分、12-7から12-11の合計	¥ 51,359,714					
(被告国に対する予備的請求、被告西予市に対する請求)							
12'-1	動産損害(家財)	¥ 2,560,000	甲D12の5		不知	否認・争う	
12'-2	車両損害	¥ 1,600,000	甲D12の3、5		不知	否認・争う	
12'-3	死亡逸失利益	¥ 42,502,428		原告準備書面31では金額が記載されていないが、令和7年12月24日本件第30回弁論期日で確認したとおり、従前の金額による(同年7月18日本件第24回口頭弁論調書添付別紙損害一覧表のとおり)。	不知	否認・争う	
12'-4	死亡慰謝料	¥ 28,000,000			争う	否認・争う	
12'-5	葬儀費用	¥ 800,000			不知	否認・争う	
	上記小計	¥ 75,462,428	甲D12の4		不知	争う	
12'-6	弁護士費用	¥ 7,500,000			不知	争う	
	上記2項目小計	¥ 82,962,428				争う	
	損益相殺	¥ -903,000				不知	
	損益相殺後の残額	¥ 82,059,428				争う	
	原告相統分(2分の1)	¥ 41,029,714		相統関係については前記参照。原告準備書面31では12'-7を含めて45,999,797円とされているが、令和7年12月24日本件第30回弁論期日で確認したとおり、従前の金額による(同年7月18日本件第24回口頭弁論調書添付別紙損害一覧表のとおり)。		相統関係は認める	
12'-7	原告固有動産損害(家財)	¥ 282,000	甲D12の2		不知	否認・争う	
12'-9	弁護士費用	¥ 250,000			不知	争う	
	上記2項目小計	¥ 532,000				争う	
12'-10	原告固有慰謝料(遺族)	¥ 2,000,000			争う	否認・争う	
12'-11	弁護士費用	¥ 200,000			不知	争う	
	上記2項目小計	¥ 2,200,000				争う	
	原告相統分、12'-7、9、10、11の合計	¥ 43,761,714		原告準備書面31では273万円とされているが、令和7年12月24日本件第30回弁論期日で確認したとおり、従前の金額による(同年7月18日本件第24回口頭弁論調書添付別紙損害一覧表のとおり)。		争う	

項目番号	原告ら主張費目	原告ら主張額	原告ら証拠	原告ら補足説明	被告国認否欄	被告西予市認否欄	被告大洲市認否欄
13 原告番号13							
(被告国に対する主位的請求)							
13-1	動産損害 (家財)	¥ 12,000,000	甲D12の5	12-1参照	不知		
13-2	車両損害	¥ 1,600,000	甲D12の3.5		不知		
13-3	死亡逸失利益	¥ 42,502,428		12-3参照	不知		
13-4	死亡慰謝料	¥ 28,000,000			争う		
13-5	葬儀費用	¥ 800,000	D12の4		不知		
	上記小計	¥ 84,902,428					
13-6	弁護士費用	¥ 8,000,000			不知		
	上記2項目小計	¥ 92,902,428					
	損益相殺	¥ -903,000					
	損益相殺後の残額	¥ 91,999,428					
	原告相統分 (2分の1)	¥ 45,999,714		は、本件洪水により、死亡した。原告番号13は、であり、その相統分は2分の1である。			
13-7	原告固有動産損害 (家財)	¥ 470,000	甲D12の2		不知		
13-8	原告住居移転慰謝料	¥ 1,500,000			争う		
	上記2項目小計	¥ 1,970,000					
13-9	弁護士費用	¥ 200,000			不知		
	上記2項目小計	¥ 2,170,000					
13-10	原告固有慰謝料 (遺族)	¥ 2,000,000			争う		
13-11	弁護士費用	¥ 200,000			不知		
	上記2項目小計	¥ 2,200,000					
	原告相統分、13-7から13-11の合計	¥ 50,369,714					
(被告国に対する予備的請求、被告西予市に対する請求)							
13'-1	動産損害 (家財)	¥ 2,560,000	甲D12の5		不知		否認・争う
13'-2	車両損害	¥ 1,600,000	甲D12の3		不知		否認・争う
13'-3	死亡逸失利益	¥ 42,502,428		12'-3参照	不知		否認・争う
13'-4	死亡慰謝料	¥ 28,000,000			争う		否認・争う
13'-5	葬儀費用	¥ 800,000	甲D12の4		不知		否認・争う
	上記小計	¥ 75,462,428					争う
13'-6	弁護士費用	¥ 7,500,000			不知		争う
	上記2項目小計	¥ 82,962,428					争う
	損益相殺	¥ -903,000					不知
	損益相殺後の残額	¥ 82,059,428					争う
	原告相統分 (2分の1)	¥ 41,029,714		相統関係については前記参照。原告準備書面31では4599万99714円とされているが、令和7年12月24日本件第30回弁論期日で確認したとおり、従前の金額による(同年7月18日本件第24回口頭弁論調書添付別紙損害一覧表のとおり)。			相統関係は認める

項目番号	原告ら主張費目	原告ら主張額	原告ら証拠	原告ら補足説明	被告国認否欄	被告西予市認否欄	被告大洲市認否欄
13'-7	原告固有財産損害(家財)	¥ 94,000	甲D12の2		不知	否認・争う	
13'-9	弁護士費用	¥ 9,400			不知	争う	
	上記2項目小計	¥ 103,400			争う	争う	
13'-10	原告固有慰謝料(遺族)	¥ 2,000,000			不知	否認・争う	
13'-11	弁護士費用	¥ 200,000			争う	争う	
	上記2項目小計	¥ 2,200,000			争う	争う	
	原告相続分、13'-7、9、10、11の合計	¥ 43,333,114		原告準備書面31では233万4000円とされているが、令和7年12月24日本件第30回弁論期日で確認したとおり、従前の金額による(同年7月18日本件第24回口頭弁論調書添付別紙損害一覧表のとおり)。		争う	
14 原告番号14							
(被告国に対する主位的請求)							
14-1	家屋損害	¥ 700,000	甲D1の2		不知		
14-2	死亡慰謝料	¥ 28,000,000			争う		
14-3	葬儀費用	¥ 800,000			不知		
14-4	弁護士費用	¥ 2,950,000			不知		
	上記小計	¥ 32,450,000					
	原告相続分(4分の1)	¥ 8,112,500		は、本件洪水により、死亡した。原告番号14は、[]であり、その相続分は4分の1である。			
14-5	原告固有慰謝料	¥ 1,500,000			争う		
	上記2項目小計	¥ 9,612,500					
14-6	弁護士費用	¥ 150,000			不知		
	損害合計	¥ 9,762,500					
(被告国に対する予備的請求、被告西予市に対する請求)							
14'-2	死亡慰謝料	¥ 28,000,000			争う	否認・争う	
14'-3	葬儀費用	¥ 800,000			不知	否認・争う	
	上記小計	¥ 28,800,000				争う	
	原告相続分(4分の1)	¥ 7,200,000		前記参照	不知	相続関係は認める	
14'-4	弁護士費用	¥ 700,000			不知	争う	
	上記小計	¥ 7,900,000			争う	争う	
14'-5	原告固有慰謝料	¥ 1,500,000			争う	否認・争う	
14'-6	弁護士費用	¥ 150,000			不知	争う	
	上記小計	¥ 1,650,000				争う	
	損害合計	¥ 9,550,000				争う	

項目番号	原告ら主張目	原告ら主張額	原告ら証拠	原告ら補足説明	被告国認否欄	被告西予市認否欄	被告大洲市認否欄
15 原告番号15(相続による受継後のもの)							
(被告国に対する主位的請求)							
15-1	動産損害	¥ 12,800,000	甲D13の2		不知		
15-2	慰謝料	¥ 2,000,000			争う		
	上記小計	¥ 14,800,000					
15-3	弁護士費用	¥ 1,400,000			不知		
	損害合計	¥ 16,200,000					
(被告国に対する予備的請求、被告西予市に対する請求)							
15'-1	動産損害	¥ 2,560,000	甲D13の2		不知	否認・争う	
15'-3	弁護士費用	¥ 200,000			不知	争う	
	損害合計	¥ 2,760,000				争う	
16 原告番号16							
(被告国に対する主位的請求)							
16-1	家屋損害	¥ 6,820,653	甲D14の1、2、5、6		不知		
16-2	動産損害	¥ 12,800,000	甲D14の10		不知		
16-3	慰謝料	¥ 2,000,000			争う		
	上記小計	¥ 21,620,653					
16-4	弁護士費用	¥ 2,000,000			不知		
	損害合計	¥ 23,620,653					
(被告国に対する予備的請求、被告西予市に対する請求)							
16'-2	動産損害	¥ 2,560,000	甲D14の10		不知	否認・争う	
16'-4	弁護士費用	¥ 200,000			不知	争う	
	損害合計	¥ 2,760,000				争う	
17 原告番号17							
(被告国に対する主位的請求)							
17-1	家屋損害	¥ 571,200	甲D15の2	原告準備書面31では1547万1200円とされているが、令和7年12月24日本件第30回弁論期日で確認したとおり、従前の金額による(同年7月18日本件第24回口頭弁論調査添付別紙損害一覧表のとおり)。	不知		
17-2	動産損害	¥ 17,835,531	甲D15の1	原告準備書面31では177万円とされているが、令和7年12月24日本件第30回弁論期日で確認したとおり、従前の金額による(同年7月18日本件第24回口頭弁論調査添付別紙損害一覧表のとおり)。	不知		
17-3	慰謝料	¥ 2,000,000					
	上記小計	¥ 20,406,731			争う		

項目番号	原告ら主張費目	原告ら主張額	原告ら証拠	原告ら補足説明	被告国認否欄	被告西予市認否欄	被告大洲市認否欄
17-4	弁護士費用	¥ 2,000,000			不知		
	損害合計	¥ 22,406,731		原告準備書面31では2200万66731円とされているが、令和7年12月24日本件第30回弁論期日で確認したとおり、従前の金額による(同年7月18日本件第24回口頭弁論書添付別紙損害一覧表のとおり)。			
(被告国に対する予備的請求、被告西予市に対する請求)							
17'-2	動産損害	¥ 5,480,000	甲D15の1		不知	否認・争う	
17'-4	弁護士費用	¥ 500,000			不知	争う	
	損害合計	¥ 5,980,000				争う	
18 原告番号18(被告国に対する主位的請求のみ)(相続による受継後のもの)							
18-1	家屋損害	¥ 3,827,695	甲D16の1		不知		
18-2	動産損害	¥ 3,000,000	甲D16の3		不知		
	上記小計	¥ 6,827,695					
18-3	弁護士費用	¥ 600,000			不知		
	損害合計	¥ 7,427,695					
19 原告番号19(相続による受継後のもの)							
(被告国に対する主位的請求)							
19-1	家屋損害	¥ 766,347	甲D17の3		不知		
19-2	動産損害	¥ 12,800,000	甲D17の1		不知		
19-3	慰謝料	¥ 2,000,000			争う		
	上記小計	¥ 15,566,347					
19-4	弁護士費用	¥ 1,500,000			不知		
	損害合計	¥ 17,066,347					
(被告国に対する予備的請求、被告西予市に対する請求)							
19'-2	動産損害	¥ 2,560,000	甲D17の4		不知	否認・争う	
19'-4	弁護士費用	¥ 200,000			不知	争う	
	損害合計	¥ 2,760,000				争う	
20 原告番号20							
(被告国に対する主位的請求)							
20-1	動産損害	¥ 5,300,000	甲D18の4		不知		
20-2	慰謝料	¥ 2,000,000			争う		
	上記小計	¥ 7,300,000					
20-3	弁護士費用	¥ 700,000			不知		
	損害合計	¥ 8,000,000					

項目番号	原告ら主張費目	原告ら主張額	原告ら証拠	原告ら補足説明	被告国認否欄	被告西予市認否欄	被告大洲市認否欄
(被告国に対する予備的請求、被告西予市に対する請求)							
20'-1	動産損害	¥ 1,060,000	甲D18の4		不知	否認・争う	
20'-3	弁護士費用	¥ 100,000			不知	争う	
	損害合計	¥ 1,160,000				争う	
21 原告番号21(被告国に対する主位的請求のみ)							
21-1	移転慰謝料	¥ 2,000,000			争う		
	上記小計	¥ 2,000,000					
21-2	弁護士費用	¥ 200,000			不知		
	損害合計	¥ 2,200,000					
22 原告番号22							
(被告国に対する主位的請求)							
22-1	動産損害	¥ 12,150,000	甲D19の1		不知		
22-2	慰謝料	¥ 500,000			争う		
	上記小計	¥ 12,650,000					
22-3	弁護士費用	¥ 1,200,000			不知		
	損害合計	¥ 13,850,000					
(被告国に対する予備的請求、被告西予市に対する請求)							
22'-1	動産損害	¥ 2,950,000	甲D19の1		不知	否認・争う	
22'-3	弁護士費用	¥ 200,000			不知	争う	
	損害合計	¥ 3,150,000				争う	
23 原告番号23							
(被告国に対する主位的請求)							
23-1	家屋損害	¥ 8,639,112	甲D20の1		不知		
23-2	動産損害	¥ 9,600,000	甲D20の1		不知		
23-3	慰謝料	¥ 500,000			争う		
	上記小計	¥ 18,739,112					
23-4	弁護士費用	¥ 1,800,000			不知		
	損害合計	¥ 20,539,112					
(被告国に対する予備的請求、被告西予市に対する請求)							
23'-2	動産損害	¥ 1,920,000	甲D20の1		不知	否認・争う	
23'-4	弁護士費用	¥ 100,000			不知	争う	
	損害合計	¥ 2,020,000				争う	
25 原告番号25							
(被告国に対する主位的請求)							
25-1	家屋損害	¥ 374,976	甲D22の1		不知		
25-2	動産損害	¥ 9,400,000	甲D22の1		不知		
25-3	死亡慰謝料	¥ 28,000,000			争う		
25-4	葬儀費用	¥ 800,000			不知		
	上記小計	¥ 38,574,976					

項目番号	原告ら主張費目	原告ら主張額	原告ら証拠	原告ら補足説明	被告国認否欄	被告西予市認否欄	被告大洲市認否欄
	原告相続分	¥ 38,574,976		は、本件洪水により死亡した。原告番号25は、その子であり、その相続割合は4分の1である。また、他の相続人は、原告番号25に譲渡した。予備的請求も同じ。ただし、その後、被告西予市に対する損害賠償請求権については、全て原告番号33に譲渡した。			
25-5	原告本人動産損害	¥ 500,000	甲D22の34		不知		
25-6	原告本人営業損害	¥ 4,500,000	甲D22の34		不知		
25-7	近親者固有慰謝料(4名)	¥ 6,000,000		前記参照	争う		
	上記小計	¥ 49,574,976					
25-8	弁護士費用	¥ 4,900,000			不知		
	損害合計	¥ 54,474,976					
(被告国に対する予備的請求)							
25'-2	動産損害	¥ 2,040,000	甲D22の1		不知		
25'-3	死亡慰謝料	¥ 28,000,000			争う		
25'-4	葬儀費用	¥ 800,000			不知		
	上記小計	¥ 30,840,000		前記参照			
	原告相続分	¥ 30,840,000					
25'-5	原告本人動産損害	¥ 100,000	甲D22の34		不知		
25'-6	原告本人営業損害	¥ 900,000	甲D22の34		不知		
	上記小計	¥ 31,840,000			不知		
25'-7	弁護士費用	¥ 3,000,000			争う		
	上記小計	¥ 34,840,000		前記参照	不知		
25'-8	近親者固有慰謝料(4名)	¥ 6,000,000			争う		
25'-9	弁護士費用	¥ 600,000			不知		
	上記小計	¥ 6,600,000					
	損害合計	¥ 41,440,000					
26 原告番号26							
(被告国に対する主位的請求)							
26-1	原告番号26、27家屋損害	¥ 8,630,000	甲D23の3		不知		
26-2	原告番号26、27動産損害	¥ 10,300,000			不知		
26-3	原告番号26、27慰謝料	¥ 2,000,000			争う		
	上記小計	¥ 20,930,000					
26-4	原告番号26、27弁護士費用	¥ 2,000,000			不知		
	損害合計	¥ 22,930,000					
	原告番号26損害合計(上記2分の1)	¥ 11,465,000					

項目番号	原告ら主張項目	原告ら主張額	原告ら証拠	原告ら補足説明	被告国認否欄	被告西予市認否欄	被告大洲市認否欄
(被告国に対する予備的請求、被告西予市に対する請求)							
26'-2	原告番号26、27動産損害	¥ 2,040,000	甲D23の4		不知	否認・争う	
26'-4	原告番号26、27弁護士費用	¥ 200,000			不知	争う	
	損害合計	¥ 2,240,000				争う	
	原告番号26損害合計 (上記2分の1)	¥ 1,120,000				争う	
27 原告番号27							
(被告国に対する主位的請求)							
27-1	原告番号26、27家屋損害	¥ 8,630,000	甲D23の3		不知		
27-2	原告番号26、27動産損害	¥ 10,300,000	甲D23の1		不知		
27-3	原告番号26、27慰謝料	¥ 2,000,000			争う		
	上記小計	¥ 20,930,000					
27-4	原告番号26、27弁護士費用	¥ 2,000,000			不知		
	損害合計	¥ 22,930,000					
	原告番号27損害合計 (上記2分の1)	¥ 11,465,000					
(被告国に対する予備的請求、被告西予市に対する請求)							
27'-2	原告番号26、27動産損害	¥ 2,040,000	甲D23の4		不知	否認・争う	
27'-4	原告番号26、27弁護士費用	¥ 200,000			不知	争う	
	損害合計	¥ 2,240,000				争う	
	原告番号27損害合計 (上記2分の1)	¥ 1,120,000				争う	
28 原告番号28							
(被告国に対する主位的請求)							
28-1'	家屋損害	¥ 15,000,000	甲D24の1~10		不知		
28-2	動産損害	¥ 15,000,000	甲D24の3	原告準備書面31では1000万円とされているが、令和7年12月24日本件第30回弁論期日で確認したとおり、従前の金額による(同年7月18日本件第24回口頭弁論調書添付別紙損害一覧表のとおり)。	不知		
	上記小計	¥ 30,000,000					
28-3	弁護士費用	¥ 3,000,000			不知		
	損害合計	¥ 33,000,000					
(被告国に対する予備的請求、被告西予市に対する請求)							
28'-2	動産損害	¥ 3,000,000	甲D24の11		不知	否認・争う	
28'-3	弁護士費用	¥ 300,000			不知	争う	
	損害合計	¥ 3,300,000				争う	

項目番号	原告ら主張費目	原告ら主張額	原告ら証拠	原告ら補足説明	被告国認否欄	被告西予市認否欄	被告大洲市認否欄
29 原告番号29							
(被告国に対する主位的請求)							
29-1	家屋損害	¥ 5,000,000	甲D25の1		不知		
29-2	動産損害	¥ 10,000,000	甲D25の4~9		不知		
29-3	営業損害	¥ 2,000,000			不知		
29-4	慰謝料	¥ 1,000,000			争う		
	上記小計	¥ 18,000,000					
29-5	弁護士費用	¥ 1,800,000			不知		
	損害合計	¥ 19,800,000					
(被告国に対する予備的請求)							
29'-2	動産損害	¥ 2,000,000		原告準備書面31では192万円とされているが、令和7年12月24日日本件第30回弁論期日で確認したとおり、従前の金額による(同年7月18日日本件第24回口頭弁論書添付別紙損害一覧表のとおり)。	不知		
29'-5	弁護士費用	¥ 200,000		原告準備書面31では10万円とされているが、令和7年12月24日日本件第30回弁論期日で確認したとおり、従前の金額による(同年7月18日日本件第24回口頭弁論書添付別紙損害一覧表のとおり)。	不知		
	損害合計	¥ 2,200,000					
30 原告番号30							
(被告国に対する主位的請求)							
30-1	家屋損害	¥ 15,000,000	甲D26の1、2		不知		
30-2	動産損害	¥ 5,000,000	甲D26の1		不知		
30-3	休業損害	¥ 500,000			不知		
30-4	慰謝料	¥ 1,000,000			争う		
	上記小計	¥ 21,500,000					
30-5	弁護士費用	¥ 2,000,000			不知		
	損害合計	¥ 23,500,000					
(被告国に対する予備的請求、被告西予市に対する請求)							
30'-2	動産損害	¥ 1,000,000	甲D26の4		不知		否認・争う
30'-5	弁護士費用	¥ 100,000			不知		争う
	損害合計	¥ 1,100,000					争う

項目番号	原告ら主張費用	原告ら主張額	原告ら証拠	原告ら補足説明	被告国認否欄	被告西予市認否欄	被告大洲市認否欄
31 原告番号31(被告国に対する主位的請求のみ)							
31-1	休業損害	¥ 100,000			不知		
31-2	慰謝料	¥ 1,000,000			争う		
	上記小計	¥ 1,100,000					
31-3	弁護士費用	¥ 100,000			不知		
	損害合計	¥ 1,200,000					
32 原告番号32							
(被告国に対する主位的請求)							
32-1	動産損害	¥ 3,000,000			不知		
32-2	慰謝料	¥ 1,000,000	甲D27の1		争う		
	上記小計	¥ 4,000,000					
32-3	弁護士費用	¥ 400,000		原告準備書面31では10万円とされているが、令和7年12月24日本件第30回弁論期日で確認したとおり、従前の金額による(同年7月18日本件第24回口頭弁論調書添付別紙損害一覧表のとおり)。	不知		
	損害合計	¥ 4,400,000		原告準備書面31では410万円とされているが、令和7年12月24日本件第30回弁論期日で確認したとおり、従前の金額による(同年7月18日本件第24回口頭弁論調書添付別紙損害一覧表のとおり)。			
(被告国に対する予備的請求)							
32'-1	動産損害	¥ 600,000			不知		
32'-3	弁護士費用	¥ 60,000			不知		
	損害合計	¥ 660,000					
33 原告番号33(被告西予市に対する請求のみ)							
33-1	死亡慰謝料	¥ 28,000,000					
33-2	近親者固有慰謝料(4名)	¥ 6,000,000					
	上記小計	¥ 34,000,000		請求権の譲受につき原告番号25参照。			
33-3	弁護士費用	¥ 3,400,000					
	損害合計	¥ 37,400,000					

番号	日時		内容(野村ダム関係)	内容(鹿野川ダム関係)	証拠	認定事実		証拠	内容(被告大洲市関係)	証拠
	月日	時刻				内容(被告西予市関係)	内容(被告大洲市関係)			
1	7月3日	6:30 AM		脇川洪水予測システム(長期)の36時間累計雨量の予測値が134.7mmとなり、鹿野川ダム貯水池への流入量が洪水調節開始流量を上回る可能性が生じた。	ZA79、弁論の全趣旨					
2	7月3日	9:00頃AM	西予市に大雨注意報が発表されたことなど、気象状況を踏まえ、野村ダム所長は、関係機関(被告西予市、愛媛県)に対し、洪水警報体制の通知や放流開始の事前通知をした。		甲A11【33枚目】 Z.A16【35枚目】	被告西予市は、野村ダムより放流通知(FAX)を確認した。				甲A11【33枚目】
3	7月3日	9:00頃AM	野村ダム所長は、放流開始前のサイレンの吹鳴や警報車による警報を発した。		甲A11【33枚目】 Z.A16【36枚目】					
4	7月3日	9:30頃AM		山鳥坂ダム所長は、警報局及び警報車から警報を発した。	甲A11【35枚目】 Z.A17【19枚目】					
5	7月3日	10:30頃AM		山鳥坂ダム所長は、予備放流を開始した。	Z.A17【4枚目】					
6	7月3日	2:22 PM				大雨(土砂災害)警報 西予市災害対策本部を設置 現地災害対策本部を設置				TB19
7	7月3日	5:45 PM		山鳥坂ダム所長は、貯水位を予備放流水位である高さ81.0mまで低下させ、以後は事前放流により更に貯水位を低下させた。	Z.A17【4枚目】					
8	7月4日	8:28 AM				大雨(土砂災害)警報解除 西予市災害対策本部廃止				TB19
9	7月4日	9:00頃PM	貯留関数計算により、最大流入量が890m ³ /sを超え異常洪水時防災操作を実施するとの予測が出たことから、野村ダム所長は、野村支所長に電話をかけ、大きな雨が予測されているので連絡が取れるような体制を敷いてほしいことや、今後大きな状況変化があればその状況を連絡することを伝えた。ホットラインでの連絡体制を確保した。		甲A11【33枚目】 ZA77 ZA76 証人川西【36、37頁】	野村支所長は、野村ダム所長からホットラインを受電した。 野村ダム所長は「大きな雨になりそうである。何かあれば連絡する、いつでも連絡ください。」などの内容を告げた。				甲A11【33枚目】 証人川西【36、37頁】
10	7月4日	9:30 PM		野村ダム所長は、午後8時時点の貯留関数計算が異常洪水時防災操作の実施を予測し、脇川洪水予測システム(長期)が36時間先予測(6日午前9時30分)として、放流量が流入量と同一の値を表示し、貯水位がサチャージ水位である高さ170.2mに達し、異常洪水時防災操作を行う可能性があることを予測したため、事前放流について利水者との協議を開始した。	Z.A22の2ないし4 ZA77 ZA76					
11	7月5日	9:00頃AM		野村ダム所長は、利水者との間で事前放流に関する協議を完了した。	証人川西【48頁】 ZA76					
12	7月5日	9:14 AM				大雨(土砂災害)警報発表 現地災害対策本部設置				甲A55、TB16、19

歴史事実

番号	日時		内容(野村ダム関係)	内容(鷹野川ダム関係)	証拠	内容(被告西予市関係)	証拠	内容(被告大洲市関係)	証拠
	月日	時刻							
13	7月5日	9:30 AM	野村ダム所長は、事前放流による貯水位の低下が貯水池周辺斜面に及ぼす影響(地すべりの危険性)を考慮し、1日当たり)の貯水位低下速度を1.5m程度として事前放流を開始した。		証人川西[46, 47, 546~548項]				
14	7月5日	10:00頃AM	野村ダム所長は、野村支所長に対し、電話をかけた(ホットライン)。大雨のおそれがあり、越流のおそれもある中で、最悪の事態を想定して対応するよう依頼した。		甲A11[33枚目] Z-A76 証人川西[318項]	野村支所長は、野村ダム所長からホットラインを受電し、今後の気象情報予測について情報交換した。野村支所は、野村ダムより放流通知(FAX)を確認した。	甲A11[33枚目] 甲B48の1 証人川西[318項]		
15	7月5日	11:30 AM	鷹野川洪水予備システム(最期)は、32時間先予測(6日午後7時30分)に流入量が、最大372.2m ³ /sとなる旨予測していた。		Z-A22の2[1枚目]				
16	7月5日	4:32 PM				野村現地対策本部規模縮小(総務班対応)、災害状況等逐次報告	弁論の全趣旨		
17	7月6日	3:00頃AM		山崎坂ダム所長は、予備放流及び事前放流を実施して、貯水位を、標高77.45mの高さまで低下させた。	甲A10[1枚目] Z-A17[6枚目]				
18	7月6日	3:30 AM		同時刻以降、流入量が放流量を継続的に超える状況となったため、事前放流によって貯水位を低下させることができなくなった。	Z-A28の2及び3				
19	7月6日	4:49 AM						大雨(土砂災害)警報発令 大洲市災害警戒本部設置	争いなし
20	7月6日	6:20 AM						土砂災害警戒情報発令 大洲市災害対策本部第2配備に移行	争いなし
21	7月6日	7:30 AM						大洲市災害対策本部 第1回本部会議開催	争いなし
22	7月6日	8:02 AM						避難勧告(洪水) 【対象地区】大川、菅田	争いなし
23	7月6日	8:20 AM						水防警報(準備)発令(国交省)	争いなし
24	7月6日	9:05 AM						避難準備、高齢者等避難開始(洪水) 【対象地区】相木、久米、只越、五郎	争いなし
25	7月6日	9:30 AM						水防サイン(第1信号)吹鳴	争いなし
26	7月6日	9:50 AM						水防警報(出動)発令(国交省)	争いなし
27	7月6日	9:55 AM						鷹野川 氾濫注意情報(氾濫注意水位に到達)	争いなし
28	7月6日	10:20頃AM	野村ダム所長は、野村支所長に対し、電話をかけた(ホットライン)、雨量予備等の情報提供とともに、前日と同様、越流のおそれもある中で、最悪の事態を想定して対応するよう依頼した。		甲A11[33枚目] Z-A76 証人川西[63~72項] 証人土居[54~65項]	野村支所長は、野村ダム所長からホットラインを受電し、「昨日に続き大雨のおそれ、越流のおそれもあり、最悪の事態を想定して対応を」との連絡を受けた。	甲A11[33枚目] 甲B2、10 証人川西[63~72項] 証人土居[54~65項]		
29	7月6日	10:27 AM				消防野村支署により西予市野村町全域の主要道及び河川の状況調査を実施	丁B9、弁論の全趣旨		

認定事実		内容(被告西予市関係)		内容(鹿野川ダム関係)		内容(野村ダム関係)		内容(被告大洲市関係)			
番号	日時	時刻	証拠	証拠	証拠	証拠	証拠	証拠	証拠		
30	7月6日	10:27 AM						大雨による土砂災害現場確認(機林地地区)、野村方面隊待機、巡視	丁B9、弁論の全趣旨	内容(被告大洲市関係)	証拠
31	7月6日	10:40 AM								ボットライン(大洲河川事務所長→大洲市長)	争いなし
32	7月6日	11:30 AM						避難所開設(野村地区内各公民館)避難所が開設されたことについて、周知放送実施	丁B19 証人土居【45~49項】		
33	7月6日	11:33 AM								弘川 氾濫注意情報 氾濫注意水位(レベル2)を超える水位が確認	争いなし
34	7月6日	1:15 PM								大洲市災害対策本部 第2回本部会議開催	争いなし
35	7月6日	2:05 PM						野村ダム事務所から野村支所へ、「洪水調面開始に関する予告情報」と題するFAX送付がされた。	甲B19の1 甲B19の2		
36	7月6日	2:30 PM						野村現地対策本部協議(野村方面隊正副隊長、消防野村支署、消防団役員参加)がされ、今後の対応について協議がされた。	証人土居【50~51項】		
37	7月6日	2:30 PM						副分団長以上、該当公民館で待機、団員は自宅待機決定。正副隊長は野村支所待機。	証人土居【50~51項】		
38	7月6日	2:30 PM						17時を目途に班長以上詰所参集、地区内巡視指示	証人土居【50~51項】		
39	7月6日	2:35 PM								弘川 氾濫注意情報 氾濫注意水位(レベル2)を超える水位が確認	争いなし
40	7月6日	4:00頃PM						山島坂ダム所長は、四国地方整備局長に対し、R2改正鹿野川ダム操作細則11条により、異常洪水時防災操作への移行の承認を申請した。同日午後2時30分時点の弘川洪水予測システムのダム予測グラフによれば、鹿野川ダムにおいて異常洪水時防災操作を行わない場合、7月7日午後5時10分にサーチャージ水位を超過するおそれがあること、同日午後3時20分頃から異常洪水時防災操作を行った場合、同日午後5時30分に最大流入量が1778m ³ /sに達し、最大放流量が1773m ³ /sに達するとのデータが示された。	証人土居【50~51項】		

認定事実

番号	日時		内容(野村ダム関係)	内容(奥野川ダム関係)	証拠	内容(被告西予市関係)	証拠	内容(被告大洲市関係)	証拠
	月日	時刻							
41	7月6日	4:10頃PM	野村ダム所長は、四国地方整備局長に対し、R2改正前野村ダム操作細則9条により、異常洪水時防犯操作への移行の承認を申請した。同日午後2時時点の奥野川洪水予測システムのダム予測グラフによれば、野村ダムにおいて異常洪水時防犯操作を行わない場合、7日午後5時30分にサニタージ水位を超過するおそれがあること、7月7日午後4時から異常洪水時防犯操作を行った場合、同日午後4時30分に最大流入量が620m ³ /sに達し、同日午後5時30分に最大放流量が600m ³ /sに達するとのデータが示された。			甲A57、弁論の全趣旨			
42	7月6日	4:30 PM						大洲市災害対策本部 第3回本部会議開催	争いなし
43	7月6日	4:30 PM						防災行政無線再放送 【内容】避難勧告、避難準備情報・高齢者等避難開始	争いなし
44	7月6日	5:35 PM						奥野川 氾濫注意情報 氾濫注意水位(レベル2)を超える水位が続く	争いなし
45	7月6日	6:03 PM						防災行政無線による大雨に関する注意喚起	争いなし
46	7月6日	7:11 PM				野村方面隊地区内巡回報告、自宅待機切替え	甲B32		
47	7月6日	8:50 PM	流入量が事前放流による放流量とほぼ同一となった。				甲A9		
48	7月6日	~9:00PM	防水位を標高162.74mまで低下させ、洪水調節容量として約600万m ³ を確保した。				甲A9 甲A11[92枚目] 乙A21の4		
49	7月6日	9:00~PM	264m ³ /sを超える放流を継続した。				甲A9		
50	7月6日	9:45 PM	295m ³ /sを超える放流を継続した。				甲A9		
51	7月6日	9:56 PM	流入量が319.17m ³ /sとなり、洪水調節開始流量に到達した。				甲A9		
52	7月6日	10:00頃PM	野村ダムに対する流入量が300m ³ /sを超え、洪水調節開始流量に到達したこと から、野村ダム所長は、放流量を300m ³ /sとする洪水調節に移した。				甲A9 乙A16 乙A21の2及び4		
53	7月6日	10:10 PM	野村ダムに対する流入量が300m ³ /sを超えたことから、野村ダム所長は、放流量を300m ³ /sとする洪水調節を開始した旨を関係機関(被告西予市、愛媛県)に通知した。				甲A11[33枚目] 甲B19の3 乙A16		

番号	日時		内容(野村ダム関係)	内容(植野川ダム関係)	証拠	内容(被告西予市関係)	証拠	内容(被告大洲市関係)	証拠
	月日	時刻							
54	7月6日	10:13 PM				野村ダム事務所から野村支所へ、「洪水調節開始の情報」と題するFAX送付がされた。同書面には「ダムへの流入量が洪水量(300m ³ /s)に達したため、6日22時00分に洪水調節を開始しました」との記載がある。	甲B19の3		
55	7月7日	(時間不明)	四国地方整備局長は、野村ダム所長に対し、異常洪水時防災操作への移行の申請を承認した。			甲A58、弁論の全趣旨			
56	7月7日	1:30 AM	畷川洪水予測システム(短期)は、360分先(午前7時30分)に流入量が最大の87.5m ³ /s、放流量が最大の602.14m ³ /sとなると予測した。			ZA21の2及び3			
57	7月7日	2:00 AM	畷川洪水予測システム(短期)は、360分先(午前8時)に流入量が最大の996.44m ³ /s、放流量が最大の982.22m ³ /sとなると予測した。また、貯留関数計算が、異常洪水時防災操作の開始予定時刻として午前6時50分と予測した。			ZA21の1、2及び3 ZA54			
58	7月7日	2:05 AM	流入量が322.35m ³ /sに達する。			甲A9			
59	7月7日	2:30 AM	流入量が344.19m ³ /sに達する。 畷川洪水予測システム(短期)は、320分先(午前7時50分)に貯水位が標高169.4mを超えるると予測した。 畷川洪水予測システム(長期)は、6時間先(午前8時30分)に貯水位が標高169.4mを超えるると予測した。	流入量が601.9m ³ /sとなり、洪水調節開始流量である600m ³ /sを超える。		甲A9 甲A11(33枚目) ZA21の4 ZA22の4 ZA17 ZA28の1 ZA28の2			
60	7月7日	2:30頃AM	野村ダム所長は、野村支所長に対し、電話をかけた(ホットライン)。異常洪水時防災操作は不可避であり、現在の予測では河道の洪水を上回る流量の恐れがあること、操作開始は午前6時50分頃を予定していることを連絡した。			甲A11(33枚目) 証人川西(63～65項) 証人土居(54～61項)		甲A11(33枚目) 証人川西(63～65項) 証人土居(54～61項)	
61	7月7日	2:30 AM							野村支所長は、災害対策本部へ連絡後、对本部長(西予市長)との協議を依頼し、補佐を同行し、同日午前2時50分から、本庁へ移動した。

認定事実

番号	日時		内容(野村ダム関係)	内容(蘆野川ダム関係)	証拠	内容(被告西予市関係)	証拠	内容(被告六洲市関係)	証拠
	月日	時刻							
62	7月7日	2:30頃AM		山鳥坂ダム所長は、四国地方整備局長に対し、R2改正前蘆野川ダム操作細則11条により、異常洪水時防災操作への移行の承認を申請した。同日午前1時30分時点の蘆川洪水予測システム上のダム予報グラフによれば、蘆野川ダムにおいて異常洪水時防災操作を行わない場合、同日午前10時20分にサーチャージ水位を超過するおそれがあること、同日午前10時30分頃から異常洪水時防災操作を行った場合、同日午前9時30分に最大流入量が1817m ³ /sに達し、同日午前11時30分に最大放流量が1463m ³ /sに達するとのデータが示された。	甲A59、弁論の全趣旨				
63	7月7日	2:32 AM						大雨(土砂災害・浸水害)、洪水警報発令	争いなし
64	7月7日	2:56 AM		流入量が652.24m ³ /sに達する。	甲A10				
65	7月7日	3:00 AM	流入量が387.20m ³ /sに達する。		甲A9				
66	7月7日	3:11 AM	野村ダムから野村支所に対してホットライン(ただし書き操作メール)を送付した。		甲A11【33枚目】 甲B18 JTB9	野村ダム事務所から野村支所に対してホットライン(ただし書き操作メール)を送付した。	甲A11【33枚目】 甲B18 JTB9		
67	7月7日	3:13 AM				■方面隊長、■副方面隊長へ野村支所内現地対策本部参集連絡(消防主任)に	JTB9		
68	7月7日	3:13 AM				消防主任からライブジャケットを団員に配布開始。	甲A11、JTB9		
69	7月7日	3:21 AM				ホットライン(メール着信の確認)	JTB9		
70	7月7日	3:30 AM				市長、消防長、危機管理課長協議がされた。ただし書き操作シナリオグラフ(985m ³ /s)では、操作開始予定時間6:50~であった。	JTB9		
71	7月7日	3:30 AM				上記協議において、午前5時10分を目途に、避難指示発令することが決定された。また、消防団による避難誘導、併せて避難所の増設(野村小体育館、野村中体育館)が決定された。	JTB9 証人土居【96~98項】		
72	7月7日	3:30 AM				上記を受け、野村支所長が野村支所内現地対策本部に対して避難指示関連に伴う以下の内容を電話連絡した。 ・消防団による避難誘導準備 ・防災行政無線による放送準備 ・避難所の追加開設の準備	JTB9 証人土居【99項】		
73	7月7日	(時間不明)		四国地方整備局長は、山鳥坂ダム所長に対し、異常洪水時防災操作への移行の申請を承認した。	甲A60、弁論の全趣旨				

番号	日時		内容(野村ダム関係)	内容(鹿野川ダム関係)	証拠	内容(被告西予市関係)	証拠	内容(被告大洲市関係)	証拠			
	月日	時刻										
74	7月7日	3:37 AM	野村ダム所長は、野村支所長に対し、電話をかけた(ホットライン)、異常洪水時防災操作の開始時刻を前倒して午前6時20分から開始する可能性があることを通知した。		甲A11[34枚目] 証人川西[74~75項]	野村ダム所長は、野村支所長に対し、異常洪水時防災操作の開始時刻を前倒して午前6時20分から開始する可能性があることを通知した。	甲A11[34枚目] 証人川西[74~75項]	内資(被告大洲市関係)	証拠			
75	7月7日	3:41 AM				宇和(神領地区)において氾濫危険水位)避難勧告発令を受け、野村支所総務課消防団担当が、正副方面隊長、各分団長に対してメールを送信した。 「正副隊長、各分団長、様 お世話になります。大雨により麻川(神領)の水位が、避難判断水位(3.3m)を超過しました。これからダムの放流も今までの以上の量が流れます。残りの分団、部については明くる日、2・3部団員は詰所に待機をお願いします。残りの分団、部については明くる日、2・3部団員は詰所に待機をお願いします。残りの分団、部については明くる日、2・3部団員は詰所に待機をお願いします。野村支所総務課 兵頭」				JB9、15		
76	7月7日	3:42 AM				ホットライン(メール)内容の確認及びダム放流量増加について	甲A11、JB9					
77	7月7日	3:43 AM				野村支所総務課消防団担当が正副方面隊長、各分団長に対してLINEトーク(3:41)のメールと同内容)を送信した。	JB9、弁論の全 趣旨					
78	7月7日	3:45 AM						避難準備、高齢者等避難開始(土砂) [対象地区]飯北、豊茂、白滝、長浜、大和、出海、衛生、須沢、神浦、柳沢、平野、八多喜、南久米、新谷、上須坂、三尊		争いなし		
79	7月7日	3:50 AM				野村支所長が野村町教育課長に対して避難所増設を電話で依頼した。 野村支所長が野村小学校長、野村中学校長へ体育館の避難所増設について電話連絡をした。	JB9					
80	7月7日	3:50 AM				帰路時、野村支所長が野村支所消防団担当へ今後の対応等を電話にて指示し、避難範囲を画面に起こすよう指示した。	JB9 証人土居[80項]					
81	7月7日	4:00 AM	貯留閘数計算が、異常洪水時防災操作の開始予定時刻として、午前6時40分を予測した。				ZA54					
82	7月7日	4:10 AM		上流域平均雨量は、12.6mm/hであった。			ZA28の1					
83	7月7日	4:15 AM		貯水位が予備放流水位である標高81.0mを超えた。 山鳥坂ダム所長は、洪水調節を開始した。			甲A11[35枚目] ZAI7					
84	7月7日	4:15 AM		山鳥坂ダム所長は、被告大洲市及び愛媛県に対し、洪水調節開始の通知をした。			甲A11[35枚目] 甲C5の1 ZAI7	洪水調節開始通知		争いなし		
85	7月7日	4:17 AM						大洲市災害対策本部 第4回本部会議開催		争いなし		
86	7月7日	4:20 AM						矢落川氾濫注意情報		争いなし		



認定事実								
番号	日時		内容(夙野川ダム関係)	証拠	内容(被告西予市関係)	証拠		
	月日	時刻						
87	7月7日	4:25 AM			野村支所総務課消防担当が野村分回分回長に対して電話にて指示 ・野村分回1・2・3部の団員に公会堂へ参集を指示	甲A11[34枚目]、JTB9、弁論の全趣旨	内容(被告大洲市関係)	証拠
88	7月7日	4:30頃AM	夙川洪水予測システム(短期)は、次のとおり予測した。 ・貯水位が210分先(午前8時)に標高87.8mとなる。 ・流入量が170分先(午前7時20分)に最大の2393.14m ³ /sとなる。 ・放流量が260分先(午前5時50分)に最大の1772.93m ³ /sとなる。	ZA21の4 ZA22の4 ZA28の2ないし4				
89	7月7日	4:30頃AM	野村ダム所長は、野村支所長に対し、電話をかけた(ボットライン)、異常洪水時防災操作を午前6時20分から開始する予定であることを連絡した。	甲A11[34枚目] ZA16 証人川西[76~79項] 証人土居[498項]	野村ダム所長は、異常洪水時防災操作が6時20分から開始予定であること、ダムの放流量を1時間前の5時20分から開始することを伝えた。	甲A11[34枚目] 証人川西[76~79項] 証人土居[498項]		
90	7月7日	4:30頃AM	野村支所長は、野村ダム所長に対し、避難指示を午前5時10分頃に開始する予定であることを連絡した。	甲A11[34枚目]	野村支所長は、野村ダム所長に対し、避難指示を5時10分に発令することとした旨を伝えた。	甲A11[34枚目] 証人川西[76~79項] 証人土居[498項]		
91	7月7日	4:30頃AM			野村支所の現地対策本部において防災行政無線による避難指示放送文、消防団による避難誘導範囲等協議。 消防主任が作成していたゼンリン地図(避難指示範囲落とし込み)の範囲を市道徳城線から商店街通り迄範囲を広げ	JTB9		
92	7月7日	4:31 AM	流入量が941.71m ³ /sに達する。	甲A10				
93	7月7日	4:43 AM			野村ダムから野村支所へ、「ダム操作に関する重要情報(計画規模を超える洪水時の操作(異常洪水時防災操作)に関する情報)」をFAXにて送付。 同書面には「計画規模を超える洪水時の操作に移行する場合には、河川水位は上昇しており洪水氾濫のおそれがあります。この操作に移行する場合は、概ね1時間前に事前通知します。」「今後のまま洪水調節を実施すると、ダムの洪水調節容量を上回ることが予想されますので、7日6時40分頃から洪水貯留方法を変更し、計画規模を超える洪水時の操作に移行する可能性があります。」「避難勧告等の事前措置の検討をお願いします」との記載がある。	甲B19の4		
94	7月7日	4:43 AM			野村小学校及び野村中学校体育館、避難所開設	JTB9、JTB19		
95	7月7日	4:44 AM			ボットライン受電(操作開始時刻及び避難所開設場所の確認)	甲A11[34枚目]		

設定事実

番号	日時		内容(野村ダム関係)	内容(鹿野川ダム関係)	証拠	内容(被告西予市関係)	証拠	内容(被告大洲市関係)	証拠
	月日	時刻							
96	7月7日	5:00 AM	<p>鹿川洪水予測システム(短期)から予測される100分後(午前6時40分)の貯水位が標高169.4mを超え、最大放流量が120分後(午前7時)の759.48m³/sあり、120分先(午前6時から午前7時までの)予想雨量は平均11.4mmであり、この先雨量が減少に転じることが予測された。</p> <p>野村ダム所長は、異常洪水時防災操作によって最終的に流入量と同程度の放流量とすると当たり、ダムへの流入量の低下を待つという観点、また、異常洪水時防災操作に移行した際に住民が避難するための時間をより多く確保するという観点から、異常洪水時防災操作の開始を約30分程度遅らせることが見込めるかどうかを検討することとした。</p>	<p>ZA21の1~4 ZA76 ZA82 甲A11(54枚目)</p>					
97	7月7日	5:00 AM						大洲市防災情報メールにて土砂災害警戒呼びかけ	争いなし
98	7月7日	5:00 AM						ホットライン(大洲河川事務所長→大洲市長)	争いなし
99	7月7日	5:00 AM				野村公会堂へ消防団参集(避難指示に伴う戸別訪問、誘導等の指示)方面隊長→支所長→消防主任が作成した避難指示範囲の地図をもとに「これまでにないダムからの放流があること。」「集まっている人がいたら起こしても対面で伝えること。」「今すぐに避難すること。」を戸別訪問をする消防団員に訓示した。	JB2, 9 証人土居[144~149項]		
100	7月7日	5:05 AM				「情報端末(ガルー)にて、野村支所内現地対策本部から野村ダム下流の鹿川が氾濫する恐れのあるため対象地区へ「避難指示」放送を行うこと」の周知併せて、野村公民館、野村小学校体育館、野村中学校体育館を避難所として開設します。」と情報共有併せて、避難指示放送文、添付(5:06)	JB9, 弁論の全 趣旨		
101	7月7日	5:10 AM	<p>鹿川洪水予測システム(短期)から予測される90分後(午前6時40分)の貯水位が標高169.4mを超え、最大放流量が120分後(午前7時10分)の769.39m³/sであった。</p>	<p>上流域平均雨量は、20.4mm/hであった。</p>	<p>ZA21の1 ZA28の1 ZA82</p>				
102	7月7日	5:10頃AM	被告西予市は、消防団員による戸別訪問を開始した。		<p>甲A11[34枚目] 証人土居[139~151項]</p>	野村分団(1・2・3部)担当区域避難誘導戸別訪問開始	JB1, 2, 9, 19		
103	7月7日	5:10頃AM	<p>山鳥坂ダム所長は、大洲市長に対し、電話をかけ(ホットライン)、異常洪水時防災操作を行う可能性があることを連絡した。</p>		<p>甲A11[36枚目] 証人小長井[50~59項] 証人丸山[50~55項]</p>		山鳥坂ダム所長から大洲市長に対してホットラインが行われた。これによれば、洪水避難中であり、最大1800m ³ /sの流入が予測され、850m ³ /sに増量予定である。異常洪水時防災操作の可能性ありとのことであった。	西3 証人小長井[50~59項] 証人丸山[50~55項]	
104	7月7日	5:10 AM						水防サイレン(第2信号)吹鳴	争いなし

認定事実								
番号	日時	内容(野村ダム関係)	内容(鹿野川ダム関係)	証拠	内容(被告西予市関係)	証拠	内容(被告大洲市関係)	証拠
105	7月7日 5:10 AM				防災行政無線により、避難指示放送。(第1回目) その内容は「西予市災害対策本部からお知らせします。脇川が氾濫する恐れのある水位に達しましたので、野村地区に避難指示を発令しました。野村中学校、野村小学校及び野村公民館を避難所として開設しています。ただちに避難を開始してください。また避難所への避難が危険な場合は、近くの高いところに避難してください。」	甲A11【34枚目、141枚目】 丁B9		
106	7月7日 5:10 AM				野村支所長は、消防団員及び野村支所職員を避難誘導に送り出した後、現地対策本部に帰り市内の各災害情報収集及びその対応にあたる。	丁B9		
107	7月7日 5:15 AM	野村ダムでは、操作細則で定めるとおり、放流を行う旨の放送及び警報車による周知を開始し、併せてサイレンを吹鳴した。同警報で周知された内容は、「こちらは、野村ダム管理所です。現在、放水調節を行っておりますが、ダムへの流入量は今後も一層増加することが予想されますので、緊急のダム操作に移行する予定です。下流河川の水位が急激に上昇するおそれがありますので、厳重な警戒をお願いします。」であった。		甲A11【34、102頁】 甲B6 乙A16 証人川西【12、420項】				
108	7月7日 5:20 AM	上流域平均雨量は、24mm/hであった。脇川洪水予測システム(短期)は、70分先(午前6時30分)に貯水位が標高169.4mを超え、110分先(午前7時10分)に最大放流量が785.05ml/sとなると予測した。		ZA21の1、3及び4 ZA82				
109	7月7日 5:20 AM		鹿野川ダムでは、脇川洪水予測システム(短期)における同時刻現在のデータにおいて、予測貯水位がただし書き操作水位を上回るのは、150分後(同日午前8時)の87.9mであった。				脇川 氾濫警戒情報 避難判断水位(レベル3)到達	争いなし
110	7月7日 5:30 AM	脇川洪水予測システム(短期)は、60分先(午前6時30分)に貯水位が標高169.4mを超え、80分先(午前6時50分)に最大放流量が815.27ml/sとなると予測した。		ZA82 ZA83				

認定事実

番号	日時		内容(野村ダム関係)	内容(蘆野川ダム関係)	証拠	内容(被告西予市関係)	証拠	内容(被告大洲市関係)	証拠
	月日	時刻							
111	7月7日	5:30頃AM		<p>内容(蘆野川ダム関係)</p> <p>山島坂ダム所長は、被告大洲市及び被告大洲市に対し、放流量を600m³/sから850m³/sに増加する予定であることを通知した。</p> <p>また、蘆野川ダムでは、同時刻及び午前6時18分に、R2改正前蘆野川ダム操作細則で定めるとおり、放流を行う旨の放送及び警報車による周知を開始し、併せてサイレンを吹鳴した。</p> <p>同警報で周知された内容は、「蘆野川ダムよりお知らせします。ダムは現在洪水調節中ですが、ダムの流入量は今後一層増加することが予想されるため、異常洪水時の操作に移ります。予定です。川の水位が急激に増えますので、厳重に警戒してください。」であった。</p>	<p>甲A1136枚目、102枚目 甲C5の2 乙A17 証人小長井(289項)</p>			放流量増加通知(600m ³ /s⇒850m ³ /s) 争いなし	
112	7月7日	5:30頃AM	<p>野村ダム所長は、蘆川洪水予測システム(短期)の同日午前5時20分現在のデータを確認し、70分先(午前6時30分)の予測水位が異常洪水時防災操作開始水位を超えていることを認識した。</p> <p>しかしながら、野村ダム所長は、同システムによる予測放流量の最大値が1000分先(午前7時)の822.5m³/sであった。未だ野村地区の河道の流下能力(1000m³/s)の範囲内にあり、異常洪水時防災操作の開始を遅らせられる可能性があることと判断したことや、それ以前の予測によれば異常洪水時防災操作開始水位を超え、推移を見守ることとしたいと考えたこと、同日午前4時30分のホットラインによって、午前6時20分から放流予定であることを既に通知していたことなどから、この際には、被告西予市に対して、異常洪水時防災操作の開始の通知は行わなかった。</p>	<p>証人川西(87～89、560～566項)</p>					
113	7月7日	5:30 AM				生活福祉課係佐に三島橋付近で河川状況の確認に現場へ行かせた。	丁B9		
114	7月7日	5:31 AM							大洲消防署に住宅への土砂崩れ(北畠地区)が発生した旨の連絡が入る
115	7月7日	5:35 AM				防災行政無線により、避難指示放送(第2回目)			争いなし
116	7月7日	5:38 AM				野村ダム事務所から野村支所へ、「予測最大放流量増加の通知」をFAXにて送付した。同書面には「放流量を300m ³ /sから400m ³ /sに増加させる予定です。」との記載がある。	甲B19の5		

番号	日時		内容(野村ダム関係)	内容(鹿野川ダム関係)	証拠	内容(被告西予市関係)	証拠	内容(被告大洲市関係)	証拠
	月日	時刻							
117	7月7日	5:40 AM	<p>鹿川洪水予測システム(短期)は、以下のとおり予測した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50分先(午前6時30分)に貯水位が標高169.52mとなり、標高169.4mを超える。 ・流入量について、30分先(午前6時10分)に最大の939.95m³/sとなった後、40分先(午前6時20分)に907.33m³/s、50分先(午前6時30分)に864.39m³/sと減少する。 ・放流量について、50分先(午前6時30分)は378m³/s、80分先(午前7時)に最大の749.72m³/sとなった後、減少する。 	ZA21の2ないし4 ZA82					
118	7月7日	5:40 AM							
119	7月7日	5:48 AM	貯水位が、標高167.97mとなった。	甲A9					
120	7月7日	5:50 AM	野村ダム所長は、ダムからの放流量を400m ³ /sに増加する操作を開始した。	甲A1 甲A11[30枚目]					
121	7月7日	5:50 AM	<p>野村ダム所長は、この頃、午前5時40分時点の鹿川洪水予測システムのデータを認識した。しかしながら、野村ダム所長は、鹿川洪水予測システムの予測放流量の最大値が80分先(午前7時)の749.72m³/sであった。やはり野村地区の河道の流下能力の範囲内であり、さらに、同数値は、鹿川洪水予測システムの同日午前5時30分現在の80分先の予測放流量の値(815.27m³/s)から減少する傾向を示していたことから、異常洪水時防災操作開始水位を超えた午前6時30分時点においても、なおも放流量を制御する余地があると考え、異常洪水時防災操作の開始予定時刻を30分程度遅らせることが可能であると判断し、午前6時50分と決定した。</p>	甲B19の6 証人川西[120、567～580項]					
122	7月7日	5:50 AM	<p>鹿川洪水予測システム(短期)は、以下のとおり予測した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯水位が30分先(午前6時20分)に標高169.49mとなり、標高169.4mを超える。 ・流入量が40分先(午前6時30分)に最大の1180.61m³/sとなる。 ・放流量が60分先(午前6時50分)に最大の1101.56m³/sとなる。 	ZA21の2ないし4 ZA82					
123	7月7日	5:50 AM							

認定事実										
番号	日時		内容(野村ダム関係)	内容(鷹野川ダム関係)	証拠	内容(被告西予市関係)				
	月日	時刻					内容(被告大洲市関係)	証拠	証拠	
129	7月7日	6:07 AM				野村支所長は、隣の避難所に入っていく人が少ないのを確認した。	甲B37			
130	7月7日	6:08 AM	野村ダム所長は、午前6時時点の鷹野川洪水予測システム(短期)のデータを踏まえ、野村支所長(被告西予市)に対し、最大放流量1750m ³ /sの見込みであり、大変なことになる旨の見通しを伝えた。	甲A11(34枚目) 証人川西(137項、581~583項) 証人土居(159~162項)	野村支所長は、野村ダム所長から、ホットラインを受電した。この際、野村ダム所長は、「放流量は750トン(川)大変なことなる」などと告げた。	甲A11(34枚目) T B9 証人川西(137項) 証人土居(159~162項)				
131	7月7日	6:10 AM		上流平均雨量は、60mm/hとなった。鷹野川洪水予測システム(短期)は、貯水位が、70分先(午前7時20分)に標高87.5mを超えると予測した。	乙A28の1及び4					
132	7月7日	6:10 AM				荒瀬地区区団1部避難指示広報中	T B1		避難勧告(浸水) 【対象地区】柚木、久米、只越、五郎	
133	7月7日	6:12 AM				異常洪水時防災操作が始まるので、生活福祉備佐を退避させる	弁論の全趣旨			
134	7月7日	6:12 AM				野村保育所職員の避難誘導	T B1			
135	7月7日	6:15 AM								
136	7月7日	6:17 AM	ダムの貯水位が、標高169.45mとなり、洪水調節容量の8割に相当する標高169.4m(異常洪水時防災操作開始水位)を超えた。	甲A9						
137	7月7日	6:17 AM				原告番号13は、自宅から鷹野川の縁子を写真撮影した。同写真によれば、鷹野川の水量は、堤防は超えていないものの、水位が激くなり、濁った流れが堤防の幅のほぼいっぱい、ままで広がっている。	甲B45			
138	7月7日	6:20 AM	野村ダム所長は、異常洪水時防災操作を開始した。	甲A11(30枚目) 甲B1 甲B19の7						
139	7月7日	6:20頃AM		山崎ダム所長は、午前6時及び午前6時10分時点の鷹野川洪水予測システム(短期)のデータを踏まえ、被告大洲市に対し、午前7時10分頃に異常洪水時防災操作を行う旨の約1時間前の通知をした(1時間前通知)。	甲A11(36枚目) 乙A17 甲C5の4				山崎ダム事務所から被告大洲市にFAX(緊急のダム操作(異常洪水時防災操作)に関する事前通知(ダムに入ってくる水量と同量の水を流す操作)に関する事前通知)があった。 同書面には「この操作を実施する場合には、更に河川水位が上昇します。ダムに入ってくる水量と同量の水を流す操作に移行した場合は、直ちにその旨通知します。鷹野川ダムでは、現在洪水調節容量を稼いでいるが、ダムの洪水調節容量を大幅に上回る予見があるため、7日7時10分頃から洪水調節方法を変更し、ダムに入ってくる水量と同量の水を流す操作を実施します。」との記載がある。	争いなし

番号	日時		内容(野村ダム関係)	内容(鹿野川ダム関係)	証拠	内容(被告西予市関係)	証拠	内容(被告大洲市関係)	証拠
	月日	時刻							
140	7月7日	6:20頃AM		山鳥坂ダム所長は、大洲市長に対し、電話をかけた(ホットライン)。平成16年、平成17年の洪水を上回る既往最大の流入量放流量になる見込みであること、午前7時半頃異常洪水時防災操作に入る見込みであることを連絡した。	甲A11[36枚目] 証人小長井[61]～64項 証人丸山[63]～68項		山鳥坂ダム所長から大洲市長に対するホットラインがあった。これによれば、[2004年、2005年を上回る過去最大の流入量、放流量になる見込みであること、及び850m ³ /sに放流量を上げた後、7時半頃にただし書き操作に入る見込みであること]であった。	丙3 証人小長井[61]～64項 証人丸山[63]～68項	
141	7月7日	6:20 AM					避難準備・高齢者等避難開始(洪水)【対象地区】平、東大洲	争いなし	
142	7月7日	6:24 AM				(被告地区)山からの家屋雨水流入→避難指示	JB1		
143	7月7日	6:26 AM				野村支所地下倉々に浸水(団5部)小型ポンプ対応	JB1		
144	7月7日	6:26 AM				一部の消防団員は、天袖橋に移動し、橋の上から河川の監視を開始	JB1		
145	7月7日	6:30 AM						大洲市災害対策本部 第5回本部会議開催 6:00の大洲河川事務所長及び6:20の大洲山鳥坂ダム所長から大洲市長へのホットラインの連絡事項について、本部会議で情報共有し、今後の対応の協議を実施	争いなし
146	7月7日	6:30 AM						避難勧告(洪水)【対象地区】天和、上老松、沖浦、長浜	争いなし
147	7月7日	6:30 AM				消防団員に川から離れるように伝達	甲B2、JB1、2		
148	7月7日	6:33 AM		貯水位が、標高84.01mとなり、標高84.0mを超えた。 山鳥坂ダム所長は、ダムからの放流量を850m ³ /sに増加する操作を開始した。	甲A10 甲A11[31枚目]				
149	7月7日	6:33 AM		貯水位が、洪水時最高水位(サーチャージ水位)である標高170.2mを超えた。	甲A9				
150	7月7日	6:36 AM		野村ダム所長は、愛媛県に対し、午前6時20分に野村ダムの異常洪水時防災操作を開始した旨の通知をした。	甲B48の9				
151	7月7日	6:36 AM		野村ダム所長は、野村支所長に対し、午前6時20分に野村ダムの異常洪水時防災操作を開始した旨の通知をした。	甲A11[34枚目] 甲B19の7 乙A16 証人川西[359]～361項		野村ダム事務所から野村支所へ、「緊急のダム操作開始の通知(計画規模を超える洪水時の操作開始の通知)」をFAXにて送付した。 同書面には、「緊急のダム操作開始」「野村ダムでは、7日6時20分に計画規模を超える洪水時の操作を開始しました。河川水位は、かなり高い状況にあり、洪水氾濫のおそれがあります。」「7日6時20分現在 流入量1279m ³ /sとの記載がある。	甲A11[34枚目] 証人川西[359]～361項	
152	7月7日	6:39 AM				現地対策本部(野村支所地下排水作業)	JB9		
153	7月7日	6:40 AM				現地対策本部(野村支所)停電	JB9		
154	7月7日	6:40過ぎAM				原告番号25が避難しようとする	甲B6		

番号	日時		内容(野村ダム関係)	内容(鹿野川ダム関係)	証拠	内容(被告西予市関係)	証拠	内容(被告大洲市関係)	証拠
	月日	時刻							
155	7月7日	6:41 AM				避難所停電(野村中学校体育館)情報	JB9		
156	7月7日	6:45 AM				原告番号12、 原告番号25は車で逃げようとするが、流 れ、 原告番号25は車で逃げようとするが、流 れ、 原告番号25は車で逃げようとするが、流 れ、	甲D12の6 原告番号12【23 9項】 原告番号25【4 4, 51, 62項】	鹿川・河辺地区向け光ケーブル断線	争いなし
157	7月7日	6:45 AM							
158	7月7日	6:50 AM	山島坂ダム所長は、大洲市長に対し、電 話をかけ(ホットライン)、野村ダムが200 0m/s、鹿野川ダムが6000m/sの放 流見込みであり、現在、通行可能となっ ている道路も、追って冠水が想定される旨 を伝えた。	甲A11【36枚目】 証人小長井【89 ~90項】 証人丸山【71~7 2項】	山島坂ダム所長から大洲市長に対し、 ホットラインがあった。これによれば、「鹿 野川ダムが今後3000m/sから最大60 00m/sの放流見込みで、現在通行可 能となっている道路も追って冠水が予想 される」とのことであった。 このホットライン後、大洲市長は、大 洲河川事務所に対し、飯川の今後の水 位状況について助言を依頼した。		丙3 丙A8 証人小長井【89 ~90項】 証人丸山【71~7 2項】		
159	7月7日	6:53 AM				午前6時40分現在の放流量が1705m /sとのアラームが野村ダム事務所か ら野村支所に送付された。	甲B2		
160	7月7日	6:53 AM				野村支所長が野村ダム所長からホットラ インを受電した。午前6時50分現在の放 流量の通知として、放流量も流入量と同 程度の予定とのことであった。	甲B2 JB9		
161	7月7日	7:00 AM						避難勧告(洪水) 【対象地区】香賀、八多喜、伊州子	争いなし
162	7月7日	7:00過ぎAM						大洲河川事務所から市災害対策本部に、 参考として、大洲第二観測所の水位が午 前10時30分には、8.15mと、今後短時 間で上昇することや大洲第二観測所の水 位が、近年の災害において最高水位で あった平成16年の台風16号時の6.85 mを上回るなどの予測資料の提供があ り、内容を本部会審に情報共有し、大洲 市全域への避難指示の発令を決定。	争いなし
163	7月7日	~7:30AM						大洲市災害対策本部、防災行政無線で 避難指示の伝達を行うに当たり、住民に 命を守るための行動をとってもらいた め、内容にどのような表現が適切であるかを 検討。	争いなし
164	7月7日	7:10 AM						避難勧告(洪水) 【対象地区】豊中、白滝	争いなし
165	7月7日	7:15 AM				野村支所長が野村ダム所長からホットラ インを受電した。午前7時00分の予測で 放流量が1900m/sの見込みとのこと であった。	JB9		

認定事実

番号	日時		内容(野村ダム関係)	内容(鹿野川ダム関係)	証拠	内容(被告西予市関係)	証拠	内容(被告大洲市関係)	証拠
	月日	時刻							
166	7月7日	7:30 AM						7:30に避難指示(緊急)を発令【対象地区】市内全域 【こちらには、防災大洲市役所です。大洲市災害対策本部から、避難指示をお知らせします。鹿野川の水位が上昇し、堤防を越えることが予想されます。今回の水位は過去最大の水位で、これまでで最も高い。たまたま、避難所へ移動するが、高いところへ避難せよ。】 以降、防災行政無線による呼びかけを続ける	争いなし
167	7月7日	7:30 AM						大洲市災害対策本部 第4配備移行	争いなし
168	7月7日	7:34頃AM	流入量が、本件降雨における最大流入量である1992.52m ³ /sを記録した。同時点の放流量は1749.29m ³ /sであった。		甲A9				
169	7月7日	7:35 AM		貯水位が、洪水調節容量の8割に相当する標高87.5m(異常洪水時防災操作開始水位)を超えたことから、山崎ダム所長は、異常洪水時防災操作を開始した。	甲A10 甲A11(31枚目) 甲C5の5			FAX(山崎ダム事務所→大洲市)緊急のダム操作(異常洪水時防災操作)開始通知(ダムに入ってくる水量と同量の水を流す操作開始) 7日7時35分にダムが「鹿野川ダムでは、7日7時35分にダムが満水になったので、ダムに入ってくる水量と同量の水を流す操作を開始しました。河川水位は、かなり高い状況にあります。が、更に上昇します。」	丙3、甲C5の5
171	7月7日	7:43 AM			甲A9				
172	7月7日	7:49 AM						大洲市災害情報メールによる避難指示通知 以下何度か配信	争いなし
173	7月7日	8:00 AM						鹿野川支所前道路冠水開始	争いなし
174	7月7日	8:03 AM		貯水位が、洪水時最高水位(オーバーチャージ水位)である標高89mを超える。	甲A10			ホットライン(大洲河川事務所長→大洲市長)	争いなし
175	7月7日	8:23 AM						大川郵便局前冠水開始	争いなし
176	7月7日	8:30 AM						鹿野川 冠水危険情報 避難危険水位(レベル4 冠水の恐れ)	争いなし
177	7月7日	8:40 AM						【10分毎通知】鹿野川ダム流入量最大(3,775.78m ³ /s)	争いなし
178	7月7日	8:40 AM						菅田地区家屋浸水開始	争いなし
179	7月7日	8:40 AM							丙3

認定事実

番号	日時		内容(野村ダム関係)	内容(鹿野川ダム関係)	証拠	内容(被告西予市関係)	証拠	内容(被告大洲市関係)	証拠
	月日	時刻							
180	7月7日	8:40 AM						国土交通省緊急通報メール(エリアメール)による河川氾濫の恐れへの通知	争いなし
181	7月7日	8:42 AM		流入量が、本件降雨における最大流入量である3800.34ml/sを記録した。降雨における最大の高さを記録した。放流量も、本件降雨における最大放流量である3742ml/sに及んだ。	ZA17 甲A10				
182	7月7日	8:43 AM						大洲市緊急通報メール(エリアメール)による避難指示通知	争いなし
183	7月7日	8:50 AM						【10分毎通知】鹿野川ダム放流量最大(3,726.22ml/S)	争いなし
184	7月7日	8:54 AM						ダムへの流入量が最大に達した情報通知(3,800ml/S)	争いなし
185	7月7日	8:54 AM						阿蘇前定堤防越水開始	争いなし
186	7月7日	8:59 AM						東大洲前定堤防越水開始	争いなし
187	7月7日	9:03 AM						北郷地区 住家への土砂崩れにより女性死亡確認	争いなし
188	7月7日	9:15 AM						脇川 氾濫発生情報(レベル5 氾濫発生)	争いなし
189	7月7日	9:22 AM						【阿蘇地区】阿蘇 大洲市災害情報メールによる避難指示(緊急)通知	争いなし
190	7月7日	9:30 AM						国土交通省緊急通報メール(エリアメール)による河川氾濫発生(阿蘇・東大洲)通知	争いなし
191	7月7日	10:00 AM						ホットライン(大洲河川事務所長→大洲市長)	争いなし
192	7月7日	10:30 AM						矢落川氾濫注意情報解除	争いなし
193	7月7日	10:33 AM						白滝地区浸水開始	争いなし
194	7月7日	10:40 AM						ホットライン(大洲河川事務所長→大洲市長)	争いなし
195	7月7日	10:49 AM						二輪越水開始	争いなし
196	7月7日	11:40 AM						脇川 氾濫発生情報(レベル5 氾濫発生) 【阿蘇地区】阿蘇、東大洲、豊中、八多喜、伊州子、春賀、白滝	争いなし
197	7月7日	11:51 AM						国土交通省緊急通報メール(エリアメール)による河川氾濫発生(阿蘇・東大洲・豊中・八多喜・伊州子・春賀・白滝)通知	争いなし
198	7月7日	12:20 PM						大洲第二水位観測所最高水位(8.11m)	争いなし

番号	日時		内容(野村ダム関係)	内容(蘆野川ダム関係)	証拠	内容(被告西予市関係)	証拠	内容(被告大洲市関係)	証拠
	月日	時刻							
199	7月7日	12:39 PM				野村ダム事務所から野村支所へ、「ダムへの流入量が最大に達した通知」をFAXにて送付した。 向書面には「野村ダムでは7日7時50分にダムへの流入量が最大に達しました。」 「野村ダム流入量が最大の時(1941m ³ /s)に158m ³ /sをダムに貯める操作を実施しました。流入量は今後減少する見込みです。」「最大流入時の放流量1783m ³ /sとの記載がある。	甲B19の8		
200	7月7日	12:42 PM		異常洪水時防災操作終了	甲A11[31枚目] 甲C5の7				
201	7月7日	12:50 PM						緊急のダム操作終了	争いなし
202	7月7日	1:00 PM	異常洪水時防災操作終了		甲A11[30枚目] 甲B1 甲B19の9				
203	7月7日	1:20 PM						大川地区 自宅で男性死亡確認	争いなし
204	7月7日	1:34 PM				異常洪水時防災操作終了情報	甲B19の9		
205	7月7日	1:55 PM						菅田地区 成見バス停付近で男性死亡確認	争いなし
206	7月7日	2:38 PM				洪水調整終了の情報	甲B2、19の10		
207	7月7日	2:50 PM						大雨警報(土砂災害)発令	争いなし
208	7月7日	4:15 PM						弘川地区 清流の里ひじかわ裏で女性死亡確認	争いなし
209	7月7日	4:50 PM						洪水調節終了の情報通知	争いなし
210	7月7日	6:25 PM						弘川 氾濫警戒情報(氾濫危険水位を下回る)	争いなし
211	7月7日	7:45 PM						弘川 氾濫注意情報(避難判断水位を下回る)	争いなし
212	7月7日	9:45 PM						東大洲 断定堤防越水解消	争いなし
213	7月7日	11:35 PM						弘川 氾濫注意情報(氾濫注意水位を下回る)	争いなし
214	7月8日	6:30 AM						洪水調節開始情報	争いなし
215	7月8日	6:30 AM						放流量増加通知(600m ³ /s=850m ³ /s)	争いなし
216	7月8日	6:40 AM						緊急のダム操作に関する事前通知(ダムに入る水量と同量の水を流す操作1時間前通知)	争いなし
217	7月8日	7:35 AM						緊急のダム操作開始通知(ダムに入る水量と同量の水を流す操作開始)	争いなし
218	7月8日	7:45 AM						ダムの放流量が増えることに伴う注意喚起放送実施	争いなし

番号	日時		認定事実				
	月日	時刻	内容(野村ダム関係)	内容(鹿野川ダム関係)	内容(被告西予市関係)	内容(被告大洲市関係)	証拠
219	7月8日	8:30 AM				ダムが最大の流入量(1,208m ³ /s)を記録	証拠 争いなし
220	7月8日	9:00 AM				大洲市災害対策本部 第6回本部会議開催	証拠 争いなし
221	7月8日	9:30 AM				ホットライン(大洲河川事務所長→大洲市長)	証拠 争いなし
222	7月8日	10:00 AM				藍川 氾濫注意情報(氾濫注意水位を超える水位が続く)	証拠 争いなし
223	7月8日	12:20 PM				ホットライン(大洲河川事務所長→大洲市長)	証拠 争いなし
224	7月8日	1:00 PM				浸水解消	証拠 争いなし
225	7月8日	1:20 PM				洪水調節終了	証拠 争いなし
226	7月8日	1:55 PM				藍川 洪水注意情報解除(氾濫注意水位を下回る)	証拠 争いなし
227	7月9日	6:05 AM				土砂災害警戒情報解除	証拠 争いなし
228	7月9日	6:51 AM				大雨警報(土砂災害)解除	証拠 争いなし
229	7月9日	9:00 AM				大洲市災害対策本部 第7回本部会議を開催	証拠 争いなし
230	7月9日	9:00 AM				避難指示(緊急)解除	証拠 争いなし
231	7月9日	9:00 AM				水防警報解除(国交省)	証拠 争いなし
232	7月10日					藍川・河辺向け光ケーブル復旧	証拠 争いなし

こ れ は 正 本 で あ る 。

令和8年3月18日

松山地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 神 近 陽 平

